

発 刊 登 録 番 号

12-B552783-0000040-10

2018 ANNUAL
REPORT
知的財産保護政策執行
年次報告書

(仮訳)



(仮訳：日本貿易振興機構(ジェトロ)ソウル事務所)

本仮訳は、国家知識財産委員会で発表した「2018 Annual report 知的財産保護政策執行年次報告書（2019年8月）」をジェトロが仮訳したものです。ご利用にあたっては、原文をご確認ください。(http://www.ipkorea.go.kr/information/reference_list.do)

【免責条項】本資料で提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本資料で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロは一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。

2018年中央行政機関別知的財産保護政策

特許庁

分類	政策	詳細		備考
執行・ 取り締まり など	オン・オフライン での模倣品取り締 まり・是正勧告な ど	内容	商標権特別司法警察を運営、オンラ インでの模倣品流通サイトの遮断・ 閉鎖を要請、自治体によるオフラ インでの模倣品取り締まり・是正勧告 を支援	第4章第2節1
		遂行 機関	韓国知識財産保護院	
	知的財産権の 虚偽表示の 取り締まり・是正	内容	知的財産権の虚偽表示申告センター を運営、インターネットポータルな どと官民合同協議体を構成	第4章第2節1
		遂行 機関	韓国知識財産保護院	
	不正競争行為の 調査・是正勧告	内容	不正競争行為情報提供センターを新 設（*2018年新規）	第4章第2節3
		遂行 機関	韓国知識財産保護院	
紛争解決	産業財産権紛争調 停委員会の運営	内容	産業財産権紛争調停	第4章第3節2
		遂行 機関	韓国知識財産保護院	
	公益弁理士相談セ ンターの運営	内容	社会的弱者の産業財産権関連相談な ど	第4章第3節3
		遂行 機関	韓国知識財産保護院	
	営業秘密保護セン ターの運営	内容	中小企業の営業秘密保護関連法律諮 問など	第4章第3節3
		遂行 機関	韓国知識財産保護院	
尊重文化 拡散	産業財産権に対す る認識向上教育	内容	青少年、大学生、小商工人、企業、 中小企業のCEO向けの教育	第4章第4節1
		遂行 機関	韓国知識財産保護院	
	産業財産権保護に 関する広報	内容	全国巡回キャンペーン、UCC (User C reated Contents) ・カードニュース の公募展、SNSなどを実施	第4章第4節1
		遂行 機関	韓国知識財産保護院	
	営業秘密保護に関 する教育・広報	内容	オン・オフラインでの教育、説明 会、セミナー	第4章第4節3
		遂行 機関	韓国知識財産保護院営業秘密保護セ ンター	
国内外協力	[部処]産業財産権 侵害の取り締まり 協力	内容	警察庁、放送通信審議委員会、自治 体などと協力してオン・オフライン での模倣品保護執行を実施	第4章第5節1
	[部処]技術事件の 処理に協力	内容	不正競争調査団を新設して行政措置 及び捜査に協力 （*2018年新規）	第4章第5節1

	[官民]模倣品流通防止協議会の運営	内容	オンライン事業者などと協力して模倣品を取り締まる	第4章第5節1
	[国際] WIPO、APECなど国際会議などに出席	内容	知的財産権の多国間会議で交渉し、動向などを分析	第4章第5節2
海外保護活動	海外知識財産センター (IP-Desk) の運営	内容	海外出願費用・法律意見書作成費用、コンサルティングなどを支援 (*2018年拡大)	第4章第6節1
		遂行機関	KOTRA	
	海外での知的財産権紛争に初動対応	内容	IP-Deskがない地域で発生した知的財産紛争に対して法律諮問などを支援	第4章第6節1
		遂行機関	KOTRA	
	K-ブランドの保護基盤構築	内容	中国の商標ブローカーによる無断先取りに対する早期警報体系、中国オープンマーケットの出店者向けのオンラインモニタリングなどを支援 (*2018年拡大)	第4章第6節1
		遂行機関	韓国知識財産保護院	
	海外での知的財産権紛争防止・対応に関するコンサルティング支援	内容	関連海外法律コンサルティング費用を支援し、輸出バウチャー事業などを実施	第4章第6節1
		遂行機関	韓国知識財産保護院	
海外での知的財産権紛争に対する共同対応の支援	内容	企業共通の海外紛争対応費用を支援	第4章第6節1	
	遂行機関	韓国知識財産保護院		
韓流コンテンツの知的財産権保護に対するコンサルティング	内容	海外での知的財産保護戦略などコンサルティング費用を支援 (*2018年新規)	第4章第6節1	
	遂行機関	韓国知識財産保護院		

文化体育観光部

分類	政策	詳細		備考
執行・ 取り締まり など	オン・オフライン での違法コピー品 の取り締まり・是 正勧告など	内容	著作権特別司法警察、科学捜査、在宅モニタリング（*2018年拡大）、シルバー監視員などによる取り締まりを実施し、オン・オフラインでの違法コピー品を廃棄	第4章第2節2
		遂行 機関	韓国著作権保護院	
	正規品SWの使用点 検	内容	公共機関のSW使用を点検（*2018年拡大）、中小企業を対象に正規品SWの使用を周知	第4章第2節2
		遂行 機関	韓国著作権保護院	
	常時著作権侵害に 対応する体系づく り	内容	著作権侵害対応総合状況室を開所（*2018年新規）	第4章第2節2
		遂行 機関	韓国著作権保護院	
	著作権OK指定制度 の運営	内容	オン・オフライン上の合法コンテ ンツ販売業者を認証（*2018年拡大）	第4章第2節2
		遂行 機関	韓国著作権保護院	
紛争解決	著作権紛争調停部 の運営	内容	著作権関連紛争調停	第4章第3節2
		遂行 機関	韓国著作権委員会	
	コンテンツ紛争調 停委員会の運営	内容	コンテンツ取引関連紛争調停	第4章第3節2
		遂行 機関	韓国著作権委員会	
	著作権相談センタ ーの運営	内容	著作権紛争防止	第4章第3節3
		遂行 機関	韓国著作権委員会	
	コンテンツ公正共 生センターの運営	内容	不公正取引被害申告を受理・相談し、法律コンサルティングを支援、公正環境実態を調査、公正取引ガイドラインを制定、標準契約書を普及・拡散（*2018年新規）	第4章第3節3
		遂行 機関	韓国コンテンツ振興院	
尊重文化 拡散	著作権認識向上に 対する教育	内容	青少年・成人を対象にするオン・オフラインでの著作権教育、職務教育、著作権教育条件付き起訴猶予制教育、SW保護教育*	第4章第4節2
		遂行 機関	韓国著作権委員会、韓国著作権保護院（*表示をした政策を実施）	
	著作権保護に関す る広報	内容	オン・オフラインでの定期キャンペ ーン*、ウェブトゥーンなどの広報 コンテンツを製作、サポーターズ、 記者団及びSNS、ユーチューブなどを 運営、キャラクターを製作	第4章第4節2

		遂行機関	韓国著作権保護院、韓国著作権委員会（*表示をした政策を実施）	
国内外協力	[部処]著作権取り締まり協力体系の構築	内容	検察庁、韓国著作権保護院、放送通信審議委員会など取り締まる	第4章第5節1
	[官民]合法流通協力交流会	内容	権利者の保護要請に伴う侵害事実通知手続き、権利者実務協議会などを運営	第4章第5節1
	[国際]海外著作権保護隊	内容	著作権フォーラム、ワークショップ等を通じた著作権分野の主な懸案に対する共同協力策について議論	第4章第5節2
海外保護活動	海外著作権センターの運営	内容	海外著作権侵害に関する法律コンサルティングなどを提供	第4章第6節2
		遂行機関	韓国著作権委員会	
	海外著作物の合法流通環境の造成	内容	合法流通協力交流会、合法利用契約を支援、著作権証明書を発行、現地での著作権登録などを支援	第4章第6節2
		遂行機関	韓国著作権委員会	
	海外著作権侵害サイトに対するアクセス遮断などの保護体系の強化	内容	海外の違法コピー掲示物などを削除	第4章第6節2
		遂行機関	韓国著作権保護院	

検察庁

分類	政策	詳細		備考
執行・取り締まりなど	知的財産権法律違反者検挙・処理	内容	知的財産権専門担当検事室設置、大検察庁と関係部処による合同取り締まり	第4章第2節1、2、3、4

警察庁

分類	政策	詳細		備考
執行・取り締まりなど	知的財産権法律違反者検挙・処理	内容	不正競争防止法など違反者定期及び特別取り締まり	第4章第2節1、2、3、4

関税庁

分類	政策	詳細		備考
執行・取り締まりなど	産業財産権侵害物品の輸出入制限	内容	侵害物品を摘発、通関保留、知的財産権統合情報管理システム（IPIMS）を運用	第4章第2節1
尊重文化拡散	ブランド品の本物・偽物を見分ける教育	内容	税関取締職員向けの教育を実施	第4章第4節1
		遂行機関	（社）貿易関連知的財産権保護協会	

国内外協力	[部処]知的財産権侵害輸出入物品の合同取り締まり	内容	イシュー時期に集中摘発	第4章第5節1
	[官民]侵害物品の輸出入取り締まり協力体系の構築	内容	(社) 貿易関連知的財産権保護協会などとの知的財産権の情報を共有	第4章第5節1
	[国際]知的財産権侵害物品の情報共有など	内容	日本及び香港税関と偽物の情報交換、日中韓の知的財産権実務者会議などを実施	第4章第5節2
海外保護活動	韓国ブランド保護支援	内容	海外税関職員向けの韓国ブランド品の模造品を見分ける教育を実施	第4章第6節1

公正取引委員会

分類	政策	詳細		備考
執行・取り締まりなど	技術流用行為に対する職権調査・制裁	内容	技術流用監視チームを新設（*2018年新規）して集中監視業種を選定・制裁	第4章第2節3
国内外協力	[部処]技術事件処理の協力	内容	技術流用TFを構成、関係部処会議に出席	第4章第5節1

貿易委員会

分類	政策	詳細		備考
執行・取り締まりなど	不公正な貿易行為の調査・制裁	内容	不公正な貿易行為申告センターを指定・運営	第4章第2節1

農林畜産食品部

分類	政策	詳細		備考
執行・取り締まりなど	違法・不良山林種子の取り締まり・処理	内容	不法・不良種子流通の取り締まり、違反行為摘発	第4章第2節4
		遂行機関	山林庁	
	品種保護権侵害者の捜査	内容	品種保護権特別司法警察を活用（*2018年拡大）、侵害対応チームを新設（*2018年新規）	第4章第2節4
		遂行機関	国立種子院	
尊重文化拡散	品種保護権侵害紛争防止に関する教育・広報	内容	種子業者、農協法人などを対象に品種保護に関する教育を実施	第4章第4節4
		遂行機関	国立種子院	
国内外協力	[国際]海外出願便宜向上協力	内容	UPOV国際電子出願システム構築などに参加	第4章第5節2
		遂行機関	国立種子院	

海外保護活動	国内育成品種の海外進出支援	内容	国内育成品種の海外現地での適応性及び市場性を試験的に支援	第4章第6節4
		遂行機関	国立種子院	

環境部

分類	政策	詳細		備考
尊重文化 拡散	遺伝資源法の履行のための教育・広報	内容	遺伝資源へのアクセス・利用及び利益配分（ABS）コンサルティング及び関連教材を開発	第4章第4節4
国内外協力	[部処] 遺伝資源情報管理センターの運営	内容	農林畜産食品部などとオンライン統合申告システムを構築（*2018年新規）	第4章第5節1
	[国際] 海外生物遺伝資源確保に協力	内容	協力国と生物多様性などを共同調査	第4章第5節2

海洋水産部

分類	政策	詳細		備考
執行・ 取り締まり など	[部処] ゴールデンシードプロジェクト（GSP）の推進	内容	農林畜産食品部、農村振興庁、山林庁などと共同で品種保護戦略種子などを開発	第4章第5節1

外交部

分類	政策	詳細		備考
国内外協力	[国際] 国際機構及び地域協議体などに参加	内容	WIPO地域事務所の誘致関連の会議を開催・広報、日中韓3ヶ国の知的財産権実務者会議などを開催	第4章第5節2
海外保護活動	海外知的財産侵害防止・対応支援の強化	内容	本部-在外公館間の有機的協力体系の構築、国際紛争解決を支援	第4章第6節1

中小ベンチャー企業部

分類	政策	詳細		備考
紛争解決	中小企業技術紛争調停・仲裁委員会	内容	中小企業技術関連の紛争調停・仲裁	第4章第3節2
		遂行機関	中小企業技術保護センター	
	中小企業技術紛争の支援	内容	技術保護相談、技術保護サービス、技術流出防止システム、技術保護支援班及び技術保護法務支援団を新設（*2018年新規）	第4章第3節3
		遂行機関	大・中小企業・農漁業協力財団、中小ベンチャー企業部（12の地方	

			庁)、韓国産業技術保護協会	
尊重文化 拡散	技術保護に関する 教育・広報	内容	認識改善及び専門人材育成教育、技術保護ガイドラインを発刊、カンファレンスなどを開催	第4章第4節3
		遂行 機関	大・中小企業・農漁業協力財団	
国内外協力	[部処]海外進出技術保護の支援に協力	内容	産業通商資源部、特許庁、警察庁など部処横断的な共同技術保護コンサルティングなど	第4章第5節1
	[部処]技術事件処理に協力	内容	技術奪取根絶TFを構成、被害事件を受け付け、事後処理をモニタリング	第4章第5節1
海外保護活動	海外進出技術保護の支援	内容	部処横断的な共同技術保護説明会・コンサルティングを実施	第4章第6節4
		遂行 機関	大・中小企業・農漁業協力財団	

産業通称資源部

分類	政策	詳細		備考
紛争解決	産業技術紛争調停委員会	内容	産業技術流出関連の紛争調停	第4章第3節2
		遂行 機関	韓国産業技術保護協会	

国家情報院

分類	政策	詳細		備考
海外保護活動	産業機密保護センターの運営及び海外技術流出の監視	内容	先端技術の海外流出を防ぐ、戦略物資の違法輸出を防ぐ、知的財産権侵害対応などを支援	第4章第6節3

発 刊 登 録 番 号

12-B552783-0000040-10

2018 ANNUAL REPORT

知的財産保護政策執行

年次報告書



大統領所属

国家知識財産委員会

President Council on Intellectual Property

Contents

Part 01 第1章 序論	1
第1章 序論.....	2
Part 02 第2章 知的財産の現状	5
第1節 概論.....	6
第2節 産業財産権.....	7
1. 韓国の出願状況.....	7
2. 韓国の登録状況.....	8
3. 国際出願状況.....	8
第3節 著作権.....	9
1. 韓国の登録状況.....	9
2. SWの任置状況.....	10
第4節 営業秘密及び産業技術.....	11
1. 営業秘密原本証明制度の利用状況.....	11
2. 技術資料の任置状況.....	11
3. 国家核心技術の指定状況.....	12
第5節 新知的財産.....	13
1. 半導体集積回路の配置設計の設定登録状況.....	13
2. 植物新品種の出願・登録状況.....	14
3. 地理的表示の登録状況.....	15
4. 遺伝資源の保有状況.....	15
5. 伝統的知識の登録状況.....	16
6. 放送番組のフォーマット.....	16
Part 03 第3章 知的財産保護政策	19
第1節 韓国の知的財産政策及び法律体系.....	20
1. 知的財産保護政策.....	20

2. 2018年国家知識財産施行計画	22
3. 知的財産関連法律	23
第2節 知的財産保護に関する中央行政機関別の活動	25
1. 国家知識財産委員会	25
2. 特許庁	27
3. 文化体育観光部	27
4. 検察庁と警察庁	28
1) 検察庁	28
2) 警察庁	28
5. 関税庁	28
6. 食品医薬品安全処	29
7. 公正取引委員会	29
8. 貿易委員会	30
9. 環境部	30
10. 農林畜産食品部	31
11. 海洋水産部	31
12. 外交部	32
13. 中小ベンチャー企業部	32
14. 科学技術情報通信部	33
第3節 知的財産保護に関する各広域自治体の活動	34
1. ソウル特別市	35
2. 釜山広域市	35
3. 大邱広域市	35
4. 仁川広域市	36
5. 光州広域市	36
6. 大田広域市	36
7. 蔚山広域市	37

8. 京畿道	37
9. 江原道	38
10. 忠清北道	38
11. 忠清南道	38
12. 全羅北道	39
13. 全羅南道	39
14. 慶尚北道	39
15. 慶尚南道	40
16. 濟州特別自治道	40
17. 世宗特別自治市	40
Part 04 第4章 知的財産保護政策執行の成果	42
第1節 知的財産保護関連法令など制改定の内容	43
1. 産業財産権	43
1) 制改定	43
イ) 「知識財産基本法施行令」改正	43
ロ) 「特許法」改正	43
ハ) 「特許料などの徴収規則」改正	44
ニ) 「商標法」及び「デザイン保護法」改正	44
ホ) 「発明振興法」及び同法施行令改正	45
ヘ) 「司法警察管理の職務を遂行する者とその職務範囲に関する法律」改正	46
ト) 「公務員の職務発明に対する処分・管理及び補償に関する規定」など制改定	46
(1) 「公務員の職務発明に対する処分・管理及び補償に関する規定」改正	46
(2) 「公務員の職務発明補償金などの支給基準」制定	47
(3) 「国有特許権の処分・管理業務の委託に関する運営要領」改正	47
2) 国会で審議中の法案	48
イ) 「特許法」一部改正案	48

(1) 特許技術が含まれたSWに対するオンライン上の保護体系構築	48
(2) 審判 - 調停連携制度及び適時提出主義の導入	48
(3) 専門審理委員制度の導入	49
(4) 特許権侵害に対する損害額の認定範囲拡大	49
2. 著作権	50
1) 改正	50
イ) 「著作権法」改正	50
ロ) 「著作権法施行令」改正	50
ハ) 「音源の伝送使用料徴収規定」改正	51
2) 国会で審議中の法案	51
イ) 「著作権法」一部改正案	51
3. 営業秘密及び産業技術	52
1) 改正	52
イ) 「不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律」改正	52
ロ) 「下請取引公正化に関する法律」改正	53
ハ) 「中小企業の技術保護支援に関する法律」及び同法施行令改正	53
ニ) 「技術資料任置制度の運用要領」改正	54
2) 国会で審議中の法案	54
イ) 「大・中小企業の共生協力促進に関する法律」一部改正案	54
ロ) 「下請法」一部改正案	55
ハ) 「産業技術の流出防止及び保護に関する法律」一部改正案	56
ニ) 「技術保証基金法」一部改正案	56
ホ) 「不公正な貿易行為の調査及び産業被害救済に関する法律施行令」一部改正案	57
4. 新知的財産	57
1) 改正	57
イ) 「遺伝資源へのアクセス・利用及び利益配分に関する法律」及び同法施行令改正	57

第2節 知的財産関連法律の違反者取り締まりなど	59
1. 産業財産権	59
1) 産業財産権法律違反者の検挙・処理	59
2) 産業財産権侵害物品の輸出入制限	62
3) 模倣品に対するオン・オフラインでの取り締まり・是正勧告など	63
イ) 商標権特別司法警察の運営	63
ロ) オン・オフライン上の模倣品流通サイトの遮断・閉鎖要請及び是正勧告	64
4) 産業財産権虚偽表示の取り締まり・是正	66
5) 不公正貿易行為の調査・制裁	67
2. 著作権	68
1) 著作権法違反者の検挙・処理	68
2) 著作権侵害物品の輸出入制限	69
3) オン・オフライン上の違法コピー品に対する取り締まり及びモニタリング	70
4) オン・オフライン上の違法コピー品に対する是正勧告・廃棄処分などの措置	76
5) 正規品SWの使用点検	79
6) 著作権侵害常時対応体系の構築	80
7) 著作権OK指定制度の運営	81
3. 営業秘密及び産業技術	83
1) 不正競争防止法違反者の受理・処理	83
2) 産業技術流出防止法違反者の受理・処理	84
3) 技術流用行為に対する職権調査及び制裁	85
4) 不正競争行為調査・是正勧告	85
4. 新知的財産	86
1) 植物新品種保護法違反者の検挙・処理	86
2) 不法・不良な山林種子の取り締まり・処理	86
3) 品種保護権侵害者に対する捜査	87
第3節 知的財産紛争解決	88

1. 審判及び訴訟	88
1) 産業財産権の審判及び訴訟	88
2) 著作権訴訟	95
3) 営業秘密訴訟	97
2. 代替的紛争解決	99
1) 産業財産権紛争調停委員会	100
2) 著作権紛争調停部	102
3) コンテンツ紛争調停委員会	103
4) 産業技術紛争調停委員会	106
5) 中小企業技術紛争調停・仲裁委員会	107
6) インターネットアドレス紛争調停委員会	108
7) 大韓商事仲裁院	110
8) ソウル法院調停センター（ソウル中央地方法院連携調停）	112
3. その他の紛争解決支援活動	112
1) 中小企業技術紛争支援	112
2) 公益弁理士特許相談センター運営	114
3) 著作権相談センターの運営	115
4) コンテンツ公正共生センター開所	115
5) 営業秘密保護センター運営	116
6) 自治体の知的財産紛争防止・対応支援	116
4. 2018年知的財産分野の主なイシュー別事例	117
1) 産業財産権	117
イ) 特許侵害訴訟中、権利範囲確認審判請求利益の認否に関する事例	117
ロ) 「請求項を削除する補正に伴う拒絶理由」に該当するのかどうかに関する事例	118
ハ) デザイン登録を受けることができる権利を継承したにもかかわらず、創作者と記載して出願したのが冒認出願に該当し、無効であるかどうかに関する事例	120
ニ) 顕著な地理的名称の判断基準に関する事例	121

2) 著作権	122
イ) 実際の建築物を縮小した模型に関する著作権侵害事例	122
ロ) 著作権法第2条第24号で定めた「発行」の意味が問題となった事例	123
ハ) 業務上の著作物規定関連の違憲法律審判	124
ニ) 表紙の張り替えに対する罰則規定関連の違憲審査型憲法訴訟	124
3) 営業秘密	125
イ) 営業秘密資料を持ち帰っても学習目的なら不正な目的がないため無罪とみなした事例	125
ロ) 営業秘密侵害行為禁止請求権の消滅時効の起算点に対して判示し、別途で禁止期間を定めずに禁止請求を認容した事例	126
第4節 知的財産尊重文化の拡散	128
1. 産業財産権	128
1) 産業財産権認識向上教育	129
2) 産業財産権保護に関する広報	131
2. 著作権	133
1) 著作権認識向上教育	134
2) 著作権保護に関する広報	138
3. 営業秘密及び産業技術	140
1) 営業秘密保護教育及び広報	140
4. 新知的財産	142
1) 品種保護権侵害紛争防止教育・広報	142
2) 遺伝資源法履行のための教育・広報	142
第5節 知的財産保護のための国内外の協力活動	143
1. 国内協力体系	143
1) 国家知的財産ネットワーク（KIPnet）運営	143
2) 知的財産侵害取り締まりのための中央行政機関協力の多角化	144
3) 知的財産保護のための官民協力拡大	148

2. 国際協力体系	150
1) 産業財産権	150
2) 著作権	151
3) 営業秘密及び産業技術	153
4) 新知的財産	153
第6節 海外における知的財産保護活動	156
1. 産業財産権	156
1) 海外知識財産センター（IP-Desk）の運営	156
2) 海外知的財産権紛争に関わる初動対応支援	157
3) K-ブランド保護基盤の構築	158
4) 海外知的財産権紛争の防止・対応コンサルティング	160
5) 海外知的財産権紛争に対する共同対応支援	163
6) 韓流コンテンツの知的財産権保護コンサルティング	165
7) 在外公館の現地における知的財産侵害防止・対応支援強化	166
2. 著作権	167
1) 海外著作権センター運営	167
2) 海外著作物の合法流通環境造成	168
3) 海外著作権侵害サイトへのアクセス遮断など保護体系の強化	169
3. 営業秘密及び産業技術	171
4. 新知的財産	171
Part 05 第5章 海外主要国の知的財産保護政策	173
第1節 米国	173
1. 米国の知的財産保護体系	174
2. 米国の知的財産保護戦略	175
1) 米国・カナダ・メキシコの協定（United States-Mexico-Canada Agreement）を通じた知的財産保護強化	176
2) 貿易手段とサイバーセキュリティ戦略を通じた知的財産保護	177

3) 模倣品と違法コピー品の流通防止強化	178
4) 知的財産執行に関する合同戦略計画の施行	179
5) 米国特許商標庁 (USPTO) の知的財産権政策戦略 (2018-2022) の策定	179
第2節 日本	181
1. 日本の知的財産保護体系	181
2. 日本の知的財産保護戦略	182
1) 「新知的財産戦略ビジョン」策定	182
2) 2018年の知的財産推進計画	183
3) 未来投資戦略2018の発表	183
4) 知的財産権に関する法律改正	184
5) スタートアップ・ビジネスのための「知的財産加速プログラム」の推進	184
第3節 中国	185
1. 中国の知的財産政策推進体系	185
2. 中国の知的財産保護戦略	186
1) 国家知的財産権戦略の重点実施及び知的財産権強国建設の推進	186
2) 第四次産業革命に関する技術の集中育成に向けた推進戦略の実施	186
3) 知的財産専門法院の体制拡大	187
4) 知的財産権に関する法律改正	187
5) 「米中貿易摩擦の事実と中国の立場」に関する白書発刊	188
第4節 欧州連合 (EU)	189
1. 欧州連合の知的財産保護体系	189
2. 欧州連合の知的財産保護戦略	190
1) ブレグジット (Brexit) による欧州連合の知的財産権政策の変化	190
2) 単一特許制度及び統一特許裁判所協定の推進のための持続的努力	190
3) 中国、日本などアジアの国との協力強化	191

Part 06 第6章 今後の推進計画……………192

第1節 第四次産業革命技術に対応したIP保護体系の整備……………	193
1. 技術の高度化に対応した知的財産法制度の改善……………	193
1) ビッグデータ保護のためのIP法制度の改善……………	193
2) 人工知能による発明及び創作物の保護体制の構築……………	193
3) ソフトウェアによる特許権侵害対応の強化……………	193
4) デジタル商品に合致した商標・デザイン制度の改善……………	194
2. 特許訴訟・審判体系の改善……………	194
1) 融合・複合型知的財産協議体の運営検討……………	194
2) 代替的紛争解決制度（ADR）の高度化による迅速な紛争解決……………	194
第2節 中小・ベンチャー企業のIP保護のための公正な経済基盤整備……………	196
1. 中小企業のアイデア・技術保護強化……………	196
1) 中小企業の営業秘密保護強化……………	196
2) 不公正行為に対する監視・調査の強化……………	196
3) 技術侵害の被害立証負担緩和及び侵害行為の処罰強化……………	197
2. 中小企業技術流出に対する迅速な対応体系の整備……………	197
第3節 デジタル・ネットワーク環境における著作権保護エコシステムの強化……………	198
1. デジタルコンテンツの違法流通及び著作権侵害対応の強化……………	198
2. 正規品SWの使用及び違法SWの根絶強化……………	198
3. 創作者・権利者に正当な代価を還元する環境構築……………	199
第4節 IP保護・執行の強化……………	201
1. IP侵害防止のための特別司法警察の運営拡大……………	201
2. SW紛争解決のための専門人材拡充及び取締り強化……………	201
3. IP尊重文化の拡散のための教育及び広報強化……………	201
4. 職務発明制度の合理的補償体系の整備……………	202
5. 懲罰的損害賠償制度の定着のための制度整備……………	202

第5節 国際交流及び協力強化によるIP保護	203
1. 海外における知的財産権の紛争防止・対応強化	203
2. 海外商標ブローカーによる商標の無断先取りへの対応及び海外知的財産権の水際対策 拡大	203
3. 韓流への不当便乗に対する対応など韓国ブランドの保護強化	204
4. 海外著作権の体系的保護支援	204
5. 南北間の知的財産権交流の協力強化	205
6. IP5特許制度協力の実効性向上及び同伴関係の強化	205
第6節 バイオ産業分野におけるIP保護制度の整備	207
第7節 新知識分野におけるIP保護の強化	208
1. 生物・遺伝資源の発掘・保存・管理体系の強化	208
2. 品種保護権の侵害防止及び対応強化	208
3. 名古屋議定書及び遺伝資源法の広報	208

Part 01

序論

世界的に知識基盤の経済化が加速し、貿易協定などによる市場開放の活性化及びデジタル・ネットワークに基づく超連結・超知能時代が到来する中、知的財産は付加価値創出の源泉であり、国家競争力を左右する核心要素としてその重要性が増している。第四次産業革命時代の到来を知らせた2016年1月世界経済フォーラム年次総会（ダボス会議）（World Economic Forum, WEF）でも知的財産を強く保護する国でイノベーションが起これ、富が創出されると言及された。これを受け、世界各国は自国の産業保護と経済発展の面で知的財産保護政策を積極的に展開している。

米国は2016年12月に「2016-2019知的財産執行に関する合同戦略計画（Joint Strategic Plan on Intellectual Property Enforcement）」を発表し、日本は2018年6月に「知的財産推進計画2018」を策定して知的財産保護が産業競争力を高める重要要素であることを強調した。中国も同年11月に「2018年国家知的財産権戦略の深化実施及び知的財産権の強国建設加速化推進計画」を公表し、欧州連合は2018年にも単一特許制度及び統合特許裁判所協定推進など、知的財産制度の効率化のための努力を継続し、2017年11月に策定した「知的財産権保護に関する計画」に基づき、偽造・違法コピーを根絶する制度を強化している。

このような国際情勢の中で韓国も「第四次産業革命を先導するIP競争力の確保」を目標に第2次国家知識財産基本計画（2017～2021）を策定した。新技術の導入、コンテンツのデジタル化、名古屋議定書の発効などグローバル環境の変化を反映した本計画を施行することで、IP制度の先進化、7兆7,251億ウォンの生産、3兆6,017億ウォンの付加価値、79,076人の就業、63,389人の就業誘発などの経済的波及効果が予想される¹。

2018年には第2次国家知識財産基本計画の設定目標に基づき、「革新成長と雇用創出を促進する知的財産エコシステムの造成」のための6大重点方向を設定し、細部課題を推進した。重点方向は①IPを基盤とする良い雇用創出に寄与、②第四次産業革命への対応及び新産業創出のための強いIP確保、③創業と中小・ベンチャー企業の成長のためのIP強化及び公正な秩序の確立、④デジタル環境に対応する著作権エコシステムの基盤造成、⑤グローバルなIP強化、⑥IP尊重文化の拡散である。

これを受け、中央行政機関と広域自治体は2018年一年間、知的財産保護のための多様な政策を施行した。

まず、産業財産権の分野では従来の商標権侵害に限られた特別司法警察の職務範囲を特許権、デザイン権、営業秘密まで拡大し、特許権の故意侵害に対して懲罰的損害賠償を認める法改正を行い、知的財産権法違反者に対する処罰を強化するとともに、新技術・新産業に対応するIPインフラを構築するための制度改善を推進した。また、海外知識財産センターの機能や専門性などを拡大して海外現地での対応体系を強化し、2018年からは韓流コンテンツの知的財産保護支援事業も新規に運営した。他にもグローバルな知的財産 이슈を先導するために、WTO、WIPO、APECなどと知的財産に関わる国際協力を拡大した。

著作権分野でも第四次産業革命の到来に伴うデジタル・ネットワーク環境での著作権保護基盤を構築するために主な新技術に対する著作権 이슈について研究し、違法SWコピーの取り締まりを強化し、商業用レコードの公演権の範囲を拡大するなどして正当な著作権者を保護する

¹ 国家知識財産委員会、「第四次産業革命時代に答えた韓国の知的財産戦略 - 第2次知識財産基本計画の経済的波及効果の分析を中心に -」（2017.4）

環境を構築した。また、インターネットサービス提供者と官民協力を行って権利者保護要請に伴う侵害事実通知手続きなどを運営することで取り締まり措置期間を大幅に減少し、著作権侵害対応総合状況室を2018年に開所して著作権侵害により速に対応できるようにした。さらに、コンテンツ公正共生センターを新設してコンテンツ不公正取引被害申告の受付・相談及び法律コンサルティングを提供し、海外での韓国企業の著作権保護強化のために海外著作権センターを中心に、海外進出から侵害対応に至るまで著作物の合法流通につながるワンストップ サービスを支援している。

営業秘密保護及び産業技術流出防止においては商店のインテリアなど、営業の全体外観模倣行為を不正競争行為に含めるという内容の法改正を行い、不正競争行為に対する監視・調査及び処罰・行政措置を強化した。また、不正競争行為情報提供センターを2018年に開所した。さらに、中小企業の技術流出に対して速に対応するために、中小ベンチャー企業部、公正取引委員会など関係部処が協力して技術奪取根絶TFを構成した。

新知的財産の分野では名古屋議定書など生物・遺伝資源に関連した新しい国際ルールに対応するために、2018年に遺伝資源情報管理センターを新設・運営し、新品種の開発活性化及び保護を目的に品種保護権侵害行為を取り締まるための特別司法警察を拡大した。

これと共に特許庁、文化体育観光部、関税庁、検察庁などは知的財産侵害の取り締まりによる保護・執行の努力を行った。2018年に警察庁は前年比約8.3%減の176件の特許法違反事件を処理し、364人を検挙してそのうち52人を起訴した。また、9,624件の著作権侵害事件を処理し、11,724人を検挙した。

2018年に検察庁は18,605件の知的財産法違反事件を受け付け、18,569件を処理した。関税庁は5,040億ウォンに及ぶ159件の産業財産権侵害物品を摘発し、298件の産業財産権関連の侵害物品と14件の著作権侵害物品に対して通関保留措置をした。特許庁は特別司法警察による模倣品取り締まり活動により、前年比約21.6%増の542,506点の模倣品を押収し、文化体育観光部の著作権特別司法警察による著作権侵害者の送検件数も前年比約25.2%増の671件となった。

2018年知的財産保護政策執行年次報告書は韓国政府が2018年一年間、知的財産保護のために推進した多様な政策とその執行成果について紹介する。この報告書は韓国政府の知的財産保護政策執行に対する意志、努力、成果を集大成したもので、韓国の知的財産保護執行水準を国内外に発信するために作成された。

本報告書の第2章では知的財産権の権利別出願・登録状況について調べてみて、第3章では韓国の知的財産政策推進体系と2018年に新規・拡大推進された保護政策について紹介する。

これもを基に第4章では韓国政府の2018年知的財産保護政策の執行成果について、知的財産保護関連法令などの制改定、知的財産関連法違反者の取り締まり、審判・訴訟・代替的紛争解決、尊重文化の拡散、国内外協力活動、海外保護活動に分類し、権利別に記述した。各活動については国家知識財産委員会を中心に関係中央行政機関の政策と成果だけでなく、広域自治体の政策と成果にも言及する。これで関係中央行政機関及び広域自治体間の知的財産保護に関わる事業の重複防止など、効率的な政策改善策の導出に寄与したい。

第5章では米国、日本、中国、欧州連合など海外の主要国の知的財産保護政策の動向を調べること、今後の国際知的財産について展望し、韓国の知的財産保護政策の設計のための基礎資料

を作成する。

上記の内容を総合的に考慮して、第6章では今後韓国政府が推進する主な知的財産保護政策の方向について紹介する。

Part 02

知的財産の現状

第1節 概論

第2節 産業財産権

第3節 著作権

第4節 営業秘密及び産業技術

第5節 新知的財産

第1節 概論

知的財産とは、人間の創造的活動、又は経験などによって創出されたり発見された知識・情報・技術、思想や感情の表現、営業や物の表示、生物の品種や遺伝資源、その他無形的なものとして財産的価値の実現が可能なものをいう²。

知的財産権とは法令、又は条約などに基づいて認められるか、保護される知的財産に関わる権利を指す³。韓国で自然法則を利用した技術的思想の創作である発明と考案は、それぞれ特許権と実用新案権で、物品の外形はデザイン権で、商品やサービスの識別標識は商標権で保護される。文学・学術、又は芸術の範囲に属する創作物は著作権で保護され。

しかし、経済・社会、又は文化が変化し、科学技術が発展するにつれ、伝統的な知的財産権の範囲には含まれないが保護する必要性がある新しい種類の知的財産が登場している。韓国政府はこれを「新知的財産」と定義⁴し、積極的な保護政策を推進している。具体的には植物新品種に対しては植物新品種の出願・登録制度で、地理的表示に対しては地理的表示登録及び団体標章の出願・登録制度で、遺伝資源は事前通告の承認及び利益配分制度で保護されている

このように、知的財産は産業財産権、著作権、営業秘密と産業技術、新知的財産を含めている。下記では知的財産の類型別に保護体系が異なることを考慮し、産業財産権に対しては出願・登録状況、著作権に対しては登録状況、営業秘密と産業技術に対しては関連保護制度の利用状況を中心に検討する。新知的財産に対しては植物新品種、地理的表示、遺伝資源及び伝統的知識などの登録状況を中心に調べる。

² 「知識財産基本法」第3条第1号

³ 「知識財産基本法」第3条第1号、第3号

⁴ 「知識財産基本法」第3条第3号

第2節 産業財産権

1. 韓国の出願状況

2018年の産業財産権出願件数は前年比約4.9%増の480,245件であることが分かった。そのうち、特許、デザイン、商標は前年に比べて約2.5%、0.4%、9.5%増加している一方、実用新案は約8.5%減少している。

[図2-2-1] 直近5年間の産業財産権の出願件数 [単位：件]

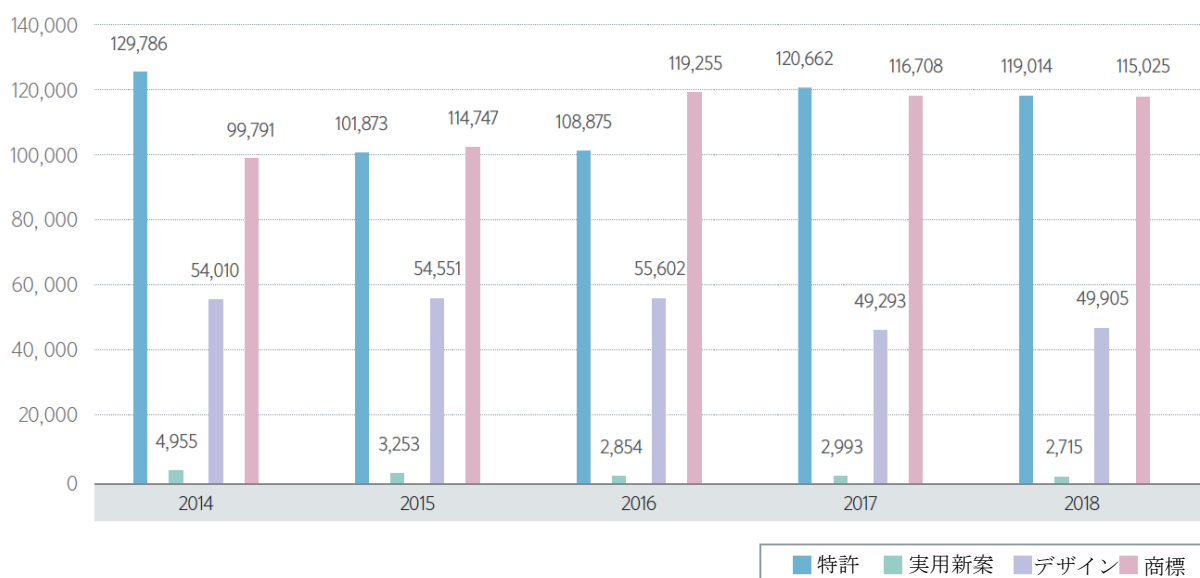


- * 特許と実用新案はPCT出願（指定国官庁）を含める、デザインは国際デザイン出願（指定国官庁）を含める、商標はマドリッド出願（指定国官庁）が含まれた件数である。
- * 2015年から国際出願（PCT、マドリッド、ハーグ）を含める、2014年まではPCTだけ含まれる。
- * 出処：韓国特許庁、「知的財産統計月報」（2018.12）

2. 韓国の登録状況

2018年の産業財産権登録件数は前年比約1.0%減の計286,659件であることが分かった。特許と商標は前年に比べて約1.4%、実用新案は約9.3%減少している一方、デザインは約1.2%増加している。

[図2-2-2] 直近5年間の産業財産権の登録件数 [単位：件]



* 出処：韓国特許庁、「知的財産統計月報」（2018.12）

3. 国際出願状況

2018年のPCT（Patent Cooperation Treaty、特許協力条約）国際特許出願及びマドリッド国際商標出願件数は毎年増加する傾向にあり、前年比約7.6%、25.5%増加している。一方、2018年ハーグ国際デザイン出願件数は前年に比べて約12.8%減少している。

[表2-2-1] 直近5年間の産業財産権の国際出願件数 [単位：件]

区分	2014	2015	2016	2017	2018
PCT国際特許出願	13,138	14,594	15,595	15,790	16,991
マドリッド国際商標出願	706	990	942	1,053	1,322
ハーグ国際デザイン出願	15	108	104	133	116

* 出処：韓国特許庁、「知的財産統計月報」（2018.12）

第3節 著作権

1. 韓国の登録状況

著作権は著作物が創作された時から発生され、いかなる手続きや履行を必要としない。登録は著作財産権の譲渡、処分制限など権利変動における第三者に対抗できる対抗要件としての意味を持つだけで著作権の発生や取得要件ではない。

著作権登録件数は2014年以来、増加し続けている。そのうち、美術及びコンピュータプログラムの著作物登録が2018年に著作権登録件数の約65.9%を占めていることが分かった。

[表2-3-1] 直近5年間の著作権登録件数

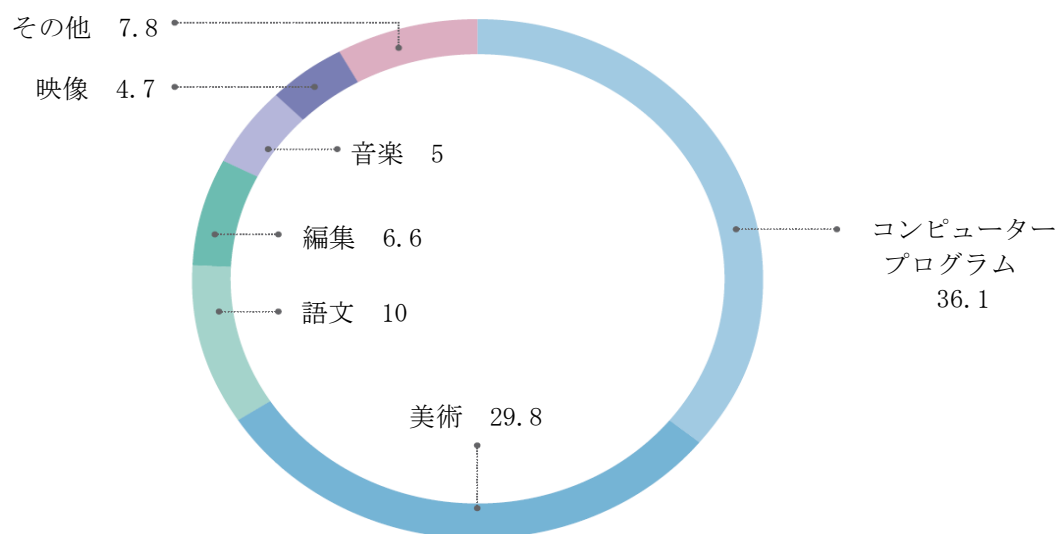
[単位：件]

区分		2014	2015	2016	2017	2018
著作物	語文	5,867	4,192	4,616	4,155	4,481
	音楽	1,768	1,310	1,820	2,085	2,229
	演劇	35	127	48	126	55
	美術	8,195	10,519	11,344	11,325	13,403
	建築	61	52	91	74	66
	写真	373	335	508	1,114	1,123
	映像	2,266	1,859	1,089	1,159	2,098
	図形	407	472	450	484	466
	編集	3,734	2,703	3,045	3,566	2,985
	2次的	725	714	799	492	623
コンピュータプログラム	12,411	14,477	14,502	15,180	16,210	
著作隣接物	実演	2	7	7	6	33
	レコード	1,160	552	954	700	1,077
データベース		77	176	127	157	70
計		37,081	37,495	39,400	40,623	44,919

* 出処：韓国著作権委員会、「著作権統計」（2018.12）

[図2-3-1] 2018年の著作権登録状況

[単位：％]



* 出処：韓国著作権委員会、「著作権統計」（2018. 12）

2. ソフトウェア（SW）の任置状況

SWの著作財産権者とプログラムの利用許可を受けた者はSWのソースコード及び技術情報などを韓国著作権委員会に任置することができる⁵。最新バージョンの任置を含んだSWの任置件数は直近5年間で持続的に増加しており、2018年には前年に比べて約4.9%増加している。

[表 2-3-2] 直近5年間のSWの任置件数

[単位：件]

区分		2014	2015	2016	2017	2018
任置契約	新規	187	192	185	164	173
	更新	255	273	324	376	396
	使用権者登録	50	35	23	21	34
	小計	492	500	532	561	603
最新版の任置*		13	21	27	25	12
合計		505	521	559	586	615

* 従来の任置SWに対する最新版（ソースコードなど）の現行化件数

⁵ 「著作権法」第101条の7。SW任置制度とは、SW利用許可契約などを締結するに当たってSWのソースコードを信頼できる第三者に任せ、開発者の破産・廃業、ソースコード滅失によって開発者の維持・保守ができない場合などに利用契約を締結した人が第三者からソースコードの提供を受けられるようにする制度を意味する。

第4節 営業秘密及び産業技術

1. 営業秘密原本証明制度の利用状況

2010年から運営される営業秘密原本証明制度は原本ファイルから抽出した電子指紋を活用して、技術流出をめぐる紛争の発生時に該当技術の保有時期・保有者など、保有の立証を証明することで営業秘密保有者の立証の責任を緩和し、原本流出の危険を根本的に遮断するための制度である。

2010年から2014年までの営業秘密原本証明制度の年間利用実績は80,790件と利用件数は少なかったが、その後持続的に増加して2018年までの累積活用件数は12万件以上となった。

[表 2-4-1] 営業秘密原本証明制度利用状況 (2018年まで累積統計)

区分	計	個人	中小企業	大企業
登録件数 (件)	128,675	5,015	22,672	100,988
割合 (%)	100	3.9	17.6	78.5

* 出処：韓国特許庁営業秘密保護センター

2. 技術資料の任置状況

技術資料任置制度の目的は中小企業の核心技術及び営業秘密を任置機関に保管することで核心技术を保護し、不正取引を防止することである。取引関係にある大企業と中小企業が一定の条件で互いに合意して核心技术資料を第三の機関である大・中小企業・農漁業協力財団に任置しておき、中小企業の廃業・破産、技術滅失、開発事実の立証など、契約上の交付条件が発生した時のみに任置物を交付して活用することができる制度であり、2008年から運営された。2012年に技術資料の任置を義務付け、2018年の技術資料の任置件数は前年比約3.3%増の9,522件となった。

[表 2-4-2] 直近5年間の技術資料の任置件数

[単位：件]

区分	2014	2015	2016	2017	2018
新規	3,560	4,579	4,785	5,129	5,651
更新	3,601	3,983	4,682	4,087	3,871
計	7,161	8,562	9,467	9,216	9,522

* 出処：中小ベンチャー企業部技術資料任置センター

3. 国家核心技術の指定状況

国家核心技術とは、国内外市場での技術的・経済的価値、又は関連産業の潜在成長力が大きい
ため、海外に流出した場合に国の安全保障及び国民経済の発展に重大な悪影響を与える恐れが
ある技術を意味し、「産業技術の流出防止及び保護に関する法律」第9条に基づいて指定された
産業技術を指す。

国家核心技術は関連製品の国内外市場でのシェア、該当分野の研究の動向及び技術拡散との調
和などを総合的に考慮して毎年選定される。2018年には半導体分野で7件、ディスプレイ分野で
2件、電気電子の分野で1件、自動車・鉄道の分野で9件、鉄鋼分野で7件、造船分野で7件、原子
力分野で5件、情報通信分野で10件、宇宙分野で4件、生命工学の分野で3件、機械分野で6件、
ロボット分野で3件で、12分野で64件の細部技術が国家核心技術として指定された。国家核心技
術を保有・管理する対象機関は保護区域の設定・出入り許可、又は出入り時の携帯品検査など、
国家核心技術流出防止の基盤構築に必要な措置を履行しなければならない⁶。

[表 2-4-3] 各分野で国家核心技術に指定された細部技術の件数

[単位：件]

計	半導体	ディス プレイ	電気 電子	自動車 ・ 鉄道	鉄鋼	造船	原子力	情報 通信	宇宙	生命 工学	機械	ロボット
64	7	2	1	9	7	7	5	10	4	3	6	3

* 出処：産業通商資源部告示第2018-04号（2018.1）

⁶ 「産業技術の流出防止及び保護に関する法律」第10条及び同法施行令第14条

第5節 新知的財産

新知的財産は先端産業財産権、産業著作権、情報財産権などに大きく分けられる。

新知的財産を保護するための法制度は各国の政策や状況によって異なり、「特許法」など既存の知的財産権法体系で保護する、特別法を新設して保護する、まだ法的に保護されていないが保護について議論している場合などに分ける。

[表 2-5-1] 新知的財産の概念及び分類

区分	概念	権利の事例
先端産業財産権	先端産業によって新しい対象の価値を保護するための財産権	半導体配置設計、生命工学 営業方法 (BM)、人工知能
産業著作権	芸術的側面ではなく、 産業的側面での著作物に関する権利	コンピュータプログラム
		データベース
		デジタルコンテンツ
情報財産権	情報産業によって新しく登場している 著作権	営業秘密、マルチメディア
その他	地理的表示、植物新品種、遺伝資源、伝統的知識、パブリシティー権、ドメイン名、色彩・立体・音声・匂いなどの商標、キャラクター、トレードドレス、プログラムのフォーマットなど	

1. 半導体集積回路の配置設計の設定登録状況

「半導体集積回路」とは、半導体、又は絶縁材料の表面や半導体材料の内部に一つ以上の能動素子を含んだ回路素子とそれをつなげる導線が分離できない状態で、同時に形成されて電子回路の機能を有するように製造された中間及び最終段階の製品を指し⁷、「半導体集積回路の配置設計に関する法律」に基づいて保護される。

半導体配置設計権の保護対象は半導体集積回路の空間的配置設計、すなわち設計図面であり、その保護要件として創作性のみ要求されるという点で著作権と類似するが、特許庁に登録しなければならないという点では特許権と類似する。

半導体集積回路の配置設計の設定登録件数は2013年以後毎年減少しており、2018年の設定登録件数は12件であった。

[表 2-5-2] 直近5年間の半導体集積回路の配置設計の設定登録件数

区分	2014	2015	2016	2017	2018
設定登録	67	61	55	27	12

* 出処：韓国特許庁

⁷ 「半導体集積回路の配置設計に関する法律」第2条第1号

2. 植物新品種の出願・登録状況

植物新品種とは植物の新しい品種を意味し、優秀品種の育成及び優良種子の普及を促進し、さらに農業の生産性を高めるために法的に保護されることを意味する。「植物新品種保護法」上の条件⁸を満たす品種の育成者に商業的独占権である品種保護権を付与するという品種保護制度を実施して植物新品種を保護している。

2012年1月からすべての植物が品種保護出願の対象となった。作物の用途により農業用は農林畜産食品部傘下の国立種子院が、山林用は山林庁傘下の国立山林品種管理センターが、海草類は国立水産科学院の水産植物品種管理センターが出願・登録を管理している。

2018年には713件が出願され、549件の品種が登録された。1998年に植物新品種制度が導入された以後2018年末まで10,550件が出願され、7,541件が登録された。

[表 2-5-3] 直近5年間の作物別の新品種の出願件数と登録件数

区分		2014	2015	2016	2017	2018
花卉類	出願	336	407	288	277	348
	登録	222	292	296	250	265
野菜類	出願	157	196	184	216	202
	登録	159	148	112	143	143
食糧作物	出願	62	80	54	85	62
	登録	67	67	55	66	70
果樹類	出願	55	45	53	79	64
	登録	18	59	34	25	41
特用作物	出願	20	28	24	21	20
	登録	18	43	18	18	14
キノコ類	出願	18	25	18	14	10
	登録	7	33	19	6	9
飼料作物	出願	3	11	5	2	7
	登録	6	5	5	-	7
山林造景樹	出願	6	1	2	-	-
	登録	3	1	3	-	-
水産植物	出願	4	6	2	3	-
	登録	5	4	1	-	-
計	出願	661	799	630	697	713
	登録	505	652	543	508	549

* 出処：農林畜産食品部

⁸ 「植物新品種保護法」第16条

3. 地理的表示の登録状況

広い意味での地理的表示 (geographical indication) は一般的に出处表示 (indication of source) と原産地名称 (appellation of origin) とを含む上位概念である。韓国は「農水産物品質管理法」に基づく地理的表示制度と、「商標法」上の団体標章⁹、又は証明標章¹⁰制度で保護している。未登録地理的表示だとしても誤認・混同の可能性が存在する場合は「不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律」に基づいて保護されることができる。

「農水産物品質管理法」に基づいた地理的表示は2002年に宝城緑茶が第1号として登録され、2018年には機張ワケギ (第105号) と泰安ノビル (第106号) 2件が新規登録された。「商標法」に基づいた地理的表示の団体標章の登録件数は2014年に73件に達した後減少し、2018年には29件にとどまった。

[表 2-5-4] 直近5年間の地理的表示の団体標章の登録件数

区分	2014	2015	2016	2017	2018
地理的表示団体標章の登録	73	49	59	20	29

* 出处：韓国特許庁

4. 遺伝資源の保有状況

遺伝資源とは、遺伝の機能的単位を含める植物、動物、微生物、又はその他遺伝的起源となる遺伝物質のうち、実質的又は潜在的価値を持つ物質を意味する¹¹。韓国は「生物多様性の保全及び利用に関する法律」に基づいて国家生物多様性情報共有体系を構築し、中央行政機関別に遺伝資源を登録して管理している。

2018年時点、農林畜産食品部は生物資源情報サービスを通じて累計8,211件の獣医遺伝資源と57,556件の家畜遺伝資源を保有している。環境部所属の国立生物資源館は生物資源レンタル分譲システムを通じて累計179,941件の遺伝資源を保有している。

⁹ 地理的表示の団体標章とは、該当商品を生産する者が法人を設立し、生産者が規定した使用条件を満足する団体のみの原則として地域特産品の名称を使う制度を意味する。

¹⁰ 地理的表示の団体標章のみ存在していた時は、団体の構成が難しく、ごく一部であるが品質管理を怠るといった問題を克服するために、韓国特許庁は米韓FTA締結を契機に2012年に地理的表示の証明標章制度を導入した。同制度は自治体が権利者になることができるため生産者が法人を構成する必要がなく、自治体が品質基準を規定し、直接又は委託機関を通じて地域特産品を管理するため徹底的に品質管理が行われるという長所がある。

¹¹ 「生物多様性の保全及び利用に関する法律」第2条第4号

[表 2-5-5] 直近5年間の中央行政機関別の遺伝資源の累積保有件数

区分	システム	資源	2014	2015	2016	2017	2018
農林畜産食品部	生物資源 情報サービス	獣医遺伝資源	5,810	6,513	6,956	7,392	8,211
		家畜遺伝資源 (生畜及び 凍結資源)	27,661	35,766	39,221	50,801	57,556
環境部 (国立生物資源館)	生物資源レンタル 分譲システム	遺伝資源	111,238	127,518	144,411	162,121	179,941

* 出処：農林畜産食品部、環境部

5. 伝統的知識の登録状況

伝統的知識とは、生物多様性の保全及び生物資源の持続可能な利用に適合した伝統的生活様式を維持してきた個人、又は地域社会の知識、技術及び慣行などを意味する¹²。韓国は伝統的知識と伝統文化が反映された有形無形の表現物を保護している。特許庁はこれをデータベースで登録・管理しており、これに対する検索サービスも提供している¹³。

韓国伝統的知識ポータルに登録された伝統的知識の件数は2019年6月時点、論文38,632件、農業・生活技術7,481件、伝統処方20,123件、遺伝資源6,839件、無形文化財53冊など計113,464件に達する。

[表 2-5-6] 2019年6月時点、伝統的知識の登録件数

区分	登録件数	区分	登録件数
論文	38,632	農業・生活技術	7,481
天然薬剤	5,500	伝統工芸	4,509
伝統処方	20,123	伝統模様	1,108
漢方病症	12,500	村の森	1冊
伝統食品	13,718	遺伝資源	6,839
郷土料理	3,054	無形文化財	53冊
計	54冊、113,464件		

* 出処：韓国伝統的知識ポータル (www.koreantk.com)

6. 放送番組のフォーマット

放送番組のフォーマットとは、特定放送番組でエピソードごとに変わずに守られる、番組の核心的な構成案を意味する¹⁴。放送番組のフォーマットは単なるアイデアを越える程度の具体化された特徴を有しているが、著作権として保護されなければならない程度の表現された創作物

¹² 「生物多様性の保全及び利用に関する法律」第2条第6号

¹³ 韓国伝統的知識ポータル (www.koreantk.com)

¹⁴ PMG知識エンジン研究所、時事常識辞典 (2014. 2)

であるかどうかが明確でないため¹⁵、まだ知的財産権法上の保護体系が確立されていないのが現状である。ただし、実務的にはフォーマット権の利用を許可する契約がよく締結されている¹⁶。

韓国の放送番組のフォーマットの場合、輸入額に比べて輸出額の方が大きいことが明らかになり、輸出額も増加し続けている。毎年発表される放送産業実態調査によれば、2017年の地上波放送の輸出額は約511万ドル、放送チャンネル使用事業者の輸出額は約373万ドルで2017年の輸出額が計884万ドルに達していることが分かった。

輸出は米国、欧州よりは主に中国、マレーシア、タイなどアジアを中心に行われており、特に中国向け輸出の割合が最も高かった。2017年の輸出入額を基準にすれば、地上波放送の場合、中国向け輸出が約37.2%、次いでマレーシアが21.7%を占めており、放送チャンネル使用事業者の場合は約61%が中国に、次いで18%がタイに輸出されている。

[表 2-5-7] 2017年の地上波放送の国別フォーマットの輸出入総括 [単位：千ドル、%]

区分	輸出入額 (千ドル)		国籍の比重 (%) (輸出入額を基準とする)		
	輸出	輸入	輸出	輸入	
国の合計	5,106.0	0.0	100.0	0.0	
アジア	中国	1,897.0	0.0	37.2	0.0
	マレーシア	1,110.0	0.0	21.7	0.0
	タイ	710.0	0.0	13.9	0.0
	中東	563.0	0.0	11.0	0.0
	ベトナム	258.0	0.0	5.1	0.0
	フィリピン	104.0	0.0	2.0	0.0
	インドネシア	72.0	0.0	1.4	0.0
	インド	55.0	0.0	1.1	0.0
	ミャンマー	20.0	0.0	0.4	0.0
	モンゴル	15.0	0.0	0.3	0.0
カザフスタン	12.0	0.0	0.2	0.0	
米国	メキシコ	131.0	0.0	2.6	0.0
欧州	ギリシャ	87.0	0.0	1.7	0.0
	ロシア	72.0	0.0	1.4	0.0

* 出処：科学技術情報通信部、放送通信委員会、「2018年放送産業実態調査」(2018.11)

¹⁵ 境界創作物とも表現する。放送番組のフォーマット以外にゲーム方法、金融技法、講義法、ビジネスモデル（技術提案書）、プログラムAPI、人工知能（AI）創作物などをその分類に含めることもある（国家知識財産委員会、「境界創作物の保護のための状況分析」(2017.10)）

¹⁶ 上記の文献

[表 2-5-8] 2017年の放送チャンネル使用事業者の国別フォーマットの輸出入状況

[単位：千ドル、%]

区分		輸出入額 (千ドル)		国籍の比重 (%) (輸出入額を基準とする)	
		輸出	輸入	輸出	輸入
国の合計		3,733.0	198.0	100.0	100.0
アジア	中国	2276.2	0.0	61.0	0.0
	タイ	671.7	0.0	18.0	0.0
	インドネシア	195.4	0.0	5.2	0.0
	日本	110.3	0.0	3.0	0.0
	ベトナム	73.4	0.0	2.0	0.0
	トルコ	45.3	0.0	1.2	0.0
	フィリピン	44.8	0.0	1.2	0.0
	マレーシア	34.4	0.0	0.9	0.0
	香港	28.1	0.0	0.8	0.0
	カンボジア	11.2	0.0	0.3	0.0
	モンゴル	6.0	0.0	0.2	0.0
米国	米国	36.8	198.0	1.0	100.0
	メキシコ	24.5	0.0	0.7	0.0
	カナダ	1.0	0.0	0.03	0.0
欧州	イタリア	54.9	0.0	1.5	0.0
	英国	39.7	0.0	1.1	0.0
	ルーマニア	37.4	0.0	1.0	0.0
	スウェーデン	18.1	0.0	0.5	0.0
	フランス	6.2	0.0	0.2	0.0
	スペイン	4.0	0.0	0.1	0.0
	オランダ	3.0	0.0	0.1	0.0
	ドイツ	2.4	0.0	0.1	0.0
オセアニア	CIS	1.7	0.0	0.05	0.0
	オーストラリア	6.5	0.0	0.2	0.0

* 出処：科学技術情報通信部、放送通信委員会、「2018年放送産業実態調査」（2018.11）

Part 03

知的財産保護政策

第1節 韓国の知的財産政策及び法律体系

第2節 知的財産保護に関する中央行政機関別の活動

第3節 知的財産保護に関する各広域自治体の活動

第1節 韓国の知的財産政策及び法律体系

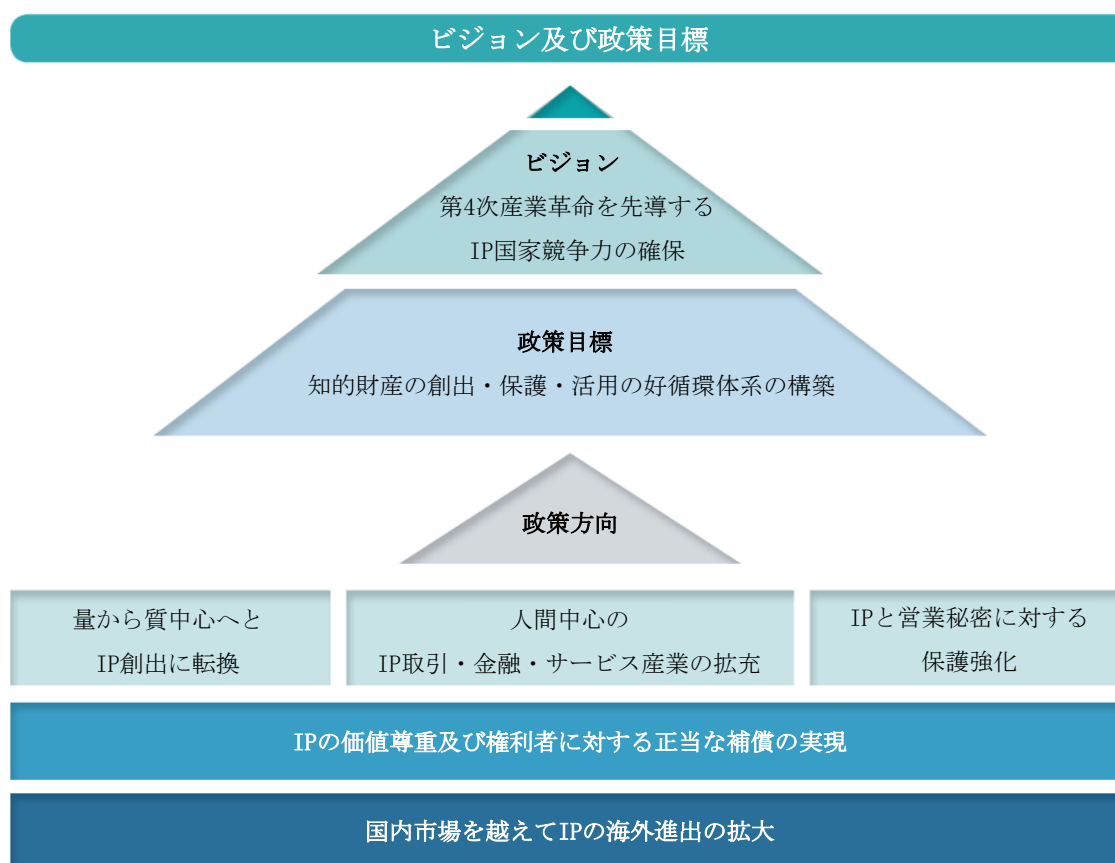
1. 知的財産保護政策

2011年に制定された「知識財産基本法」に基づいて発足された国家知識財産委員会は、国家知的財産戦略を策定し、関連政策を審議・調停・点検・評価するなど、知的財産権の分野に対するコントロールタワー役を果たす。

国家知識財産委員会は国家知的財産に対する5ヶ年計画を策定し施行する。2016年に第1次国家知識財産基本計画（2012年～2016年）が終了し、国家知識財産委員会は2016年12月に第2次国家知識財産基本計画（2017年～2021年）を策定し議決した。

第2次基本計画は「第四次産業革命を先導するIP国家競争力の確保」というビジョンの下に政策方向及び戦略目標が設定された。この計画を実現するために同期間、計4兆7百億ウォンが投入される計画である。

[図3-1-1] 第2次国家知識財産基本計画の政策目標及び基本方向



* 出処：国家知識財産委員会、「第2次国家知識財産基本計画（2017年～2021年）」（2016.12）

この基本計画に基づいて国家知識財産委員会は毎年、知的財産施行計画を策定しており、2018年5月の第22回会議で2018年国家知識財産施行計画を審議・議決した。2018年国家知識財産施行計画は第2次国家知識財産基本計画で提示された5大戦略及び20の大核心課題のうち、2018年に優先的に推進する23の細部課題からなっている。同時に2018年5月に2019年政府知的財産財源配分の方角も審議・議決された¹⁷。

[図3-1-2] 第2次国家知識財産基本計画（2017年～2021年）の推進戦略及び核心課題

5大戦略	20の核心課題
高品質なIP創出及び事業活性化	<ul style="list-style-type: none"> ① 知的財産戦略とR&Dの連携による優秀なIP創出の促進 ② 新技術分野のR&Dに標準特許戦略の適用強化 ③ 公共研究機関の先導的なIP経営の強化 ④ IP・技術取引及び事業化促進 ⑤ 民間中心のIP金融の高度化
中小企業のIP競争力向上及び保護強化	<ul style="list-style-type: none"> ⑥ 中小企業の知的財産活動の支援強化 ⑦ 中小企業のアイデア・技術の保護強化 ⑧ 職務発明制度の活性化及び合理的補償体系の構築
グローバル市場でのIP活動の支援強化	<ul style="list-style-type: none"> ⑨ 海外進出企業のIP悩み解消の支援 ⑩ IP国際協力強化及びグローバルな存在感向上 ⑪ 生物・遺伝資源関連の新しい国際ルールに対応
デジタル環境の下、著作権保護及び公正利用活性化	<ul style="list-style-type: none"> ⑫ デジタルコンテンツの著作権保護体系の整備 ⑬ デジタルプラットフォームを活用した著作物利用の活性化 ⑭ 韓流コンテンツのグローバル進出支援 ⑮ 新技術のトレンドに合致するコンテンツ創出エコシステム造成
IPエコシステム基盤の強化	<ul style="list-style-type: none"> ⑯ 新技術・新事業の登場に伴うIP保護体系の整備 ⑰ 特許権の信頼性・安定性向上 ⑱ IPサービス業の活性化支援 ⑲ IP人材基盤の拡充及び地域のIP力向上 ⑳ 植物新品種の開発活性化及び保護強化

* 出処：国家知識財産委員会、「第2次国家知識財産基本計画（2017年～2021年）」（2016.12）

¹⁷ 「知識財産基本法」第6条に基づき、国家知識財産委員会は知的財産事業の財源配分の方角を策定し、政府の予算編成過程に反映するよう取り組まなければならない。

[図3-1-3] 2018年国家知識財産施行計画の6大重点方向別推進課題

6 大 重 点 推 進 方 向	① IPを基盤とする質の良い雇用創出に寄与
	1. IP専門人材の育成及び起業・就職との連携
	2. 民間IPサービス業及び市場主導のIP取引・金融の活性化
	② 第4次産業革命への対応及び新産業創出のための強いIP
	3. IP-R&D戦略による核心技術のIP先取り
	4. 新技術・新産業に対応するIPインフラ構築
	③ 起業と中小・ベンチャー企業の成長のためのIP強化及び公正な
	5. 革新的な起業及び中小・ベンチャー企業のIP活動の支援強化
	6. 中小・ベンチャー企業のIP保護のための公正な経済の基盤構築
	④ デジタル環境に対応する著作権エコシステムの基盤造成
	7. 創作者に対する公正な補償体系の構築及び定着
	8. コンテンツ産業育成のための制度改善及び輸出先の多角化
⑤ グローバルなIPへの対応力強化	
9. 現地での対応体系の強化及び国際協力の持続拡大	
10. 生物・遺伝資源など新知的財産の国際ルールへの対応強化	
⑥ IP尊重文化の拡散及び基盤造成	
11. 小中高でのIP教育の拡大及び市民の認識向上	
12. 地域のIP競争力強化	

* 出処：国家知識財産委員会ウェブサイト（www.ipkorea.go.kr）

2. 2018年国家知識財産施行計画

第2次基本計画（2017年～2021年）を基に雇用創出、第四次産業革命への対応、革新成長、公正な経済など、現政権の国政戦略を反映した2018年施行計画は「革新成長と雇用創出を促進する知的財産エコシステム造成」という目標を掲げ、6大重点方向及び12大推進課題からなっている。

2018年国家知識財産施行計画の主要内容は次のとおりである。まず、IPを基盤とする質の良い雇用創出のために①特許庁、文化体育観光部を中心にIP専門人材を育成するとともに、起業及び就業の活性化を支援し、②民間主導のIPサービス業の発展とIP取引・金融の活性化のためにIP価値評価機関を17（民間機関7つ）に拡大、約1,000億ウォン規模でIPサービス業の新規投資ファンドを造成するなど、企業のIPサービス活用率を上げた。

次に第四次産業革命への対応及び新産業創出のための強いIPの確保のために①R&D全周期における特許データ分析支援事業の拡大及び部処横断的な国際標準共同対応体系の構築など、IP-R&D戦略で核心技術のIPを先取りするために取り組んだ。また、②人工知能、3Dプリンティングなど新技術分野に対する著作権協議体を構成して著作権上の争点について議論し、第四次産業革命の各核心分野の専門審査官からなる審査組織の整備を推進するなど、新技術・新産業に対応するためのIPインフラを構築した。

これと共に、起業と中小・ベンチャー企業の成長のためのIP強化及び公正な秩序の確立のために①スタートアップ向けの特許バウチャー事業による第四次産業革命に関わる技術のIP権利化、特許調査分析、価値評価などのIPサービス支援とIP礎（ティディムドル）プログラムによる知的財産を基盤とする起業コンサルティングなどで革新的な起業及び中小・ベンチャー企業のIP活動の支援を強化し、②「不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律」を改正することで、取引関係でのアイデア奪取行為、営業の全体的な外観模倣行為を不正行為に新設し、部処合同「技術奪取根絶TF」を運営することで、中小企業の技術流出に対する迅速な対応体系を整えるなど、中小・ベンチャー企業のIPを保護するための公正な経済の基盤を構築した。

また、デジタル環境に対応する著作権エコシステム基盤造成を目標に①標準契約書の活用拡大及び著作権保護のための官民対応体系の構築などを行うことで、創作者に対する公正かつ適切な補償体系を整え、②コンテンツ産業育成のためにコンテンツ価値評価サービスの提供分野の拡大及び金融機関との協約締結によって保証の担保を提供し、韓流コンテンツの輸出経路の拡大を図った。

さらに、グローバルなIP対応力の強化のために①特許庁は中国の商標ブローカーによる商標の悪意のある無断先取りに対応できる早期警報システムを整えるとともに、特許共同審査プログラム（Collaborative Search Program, CSP）の対象国を中国など出願規模が大きい国に拡大した。また、五庁（IP5）間のPCT（Patent Cooperation Treaty）協力審査を推進するなど主要国との審査協力を強化した。関税庁は国際郵便に輸出される知的財産権侵害物品に対して集中的に取り締まりを実施するなど、現地での対応体系を固めた。②環境部は名古屋議定書の発効を受け、ラオス、ミャンマー、ベトナムなど生物資源の富国と生物多様性共同調査を実施して海外生物資源を発掘・確保するなど、生物・遺伝資源などの新知的財産国際ルールへの対応を強化した。

最後に、IP尊重文化の拡散及び基盤造成のために①小中高校生向けの発明・特許の正規課程を開設し、社会的弱者層の青少年を対象に発明教育活動と「出張型知的財産教育」などを実施し、②各自治体と地域知的財産センターが協力して地域の環境と特性に合う地域の主力特化産業を育成した。

3. 知的財産関連法律

韓国の知的財産に関して基本となる法律は「知識財産基本法」で、科学技術情報通信部（国家知識財産委員会）が所管する法律である。

産業財産権に係る法律である「特許法」、「実用新案法」、「商標法」、「デザイン保護法」、「不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律」などは特許庁の所管であり、「著作権法」と「コンテンツ産業振興法」などは文化体育観光部が担当する。「産業技術の流出防止及び保護に関する法律」、「不公正な貿易行為の調査及び産業被害救済に関する法律」は産業通商資源部が担当する。

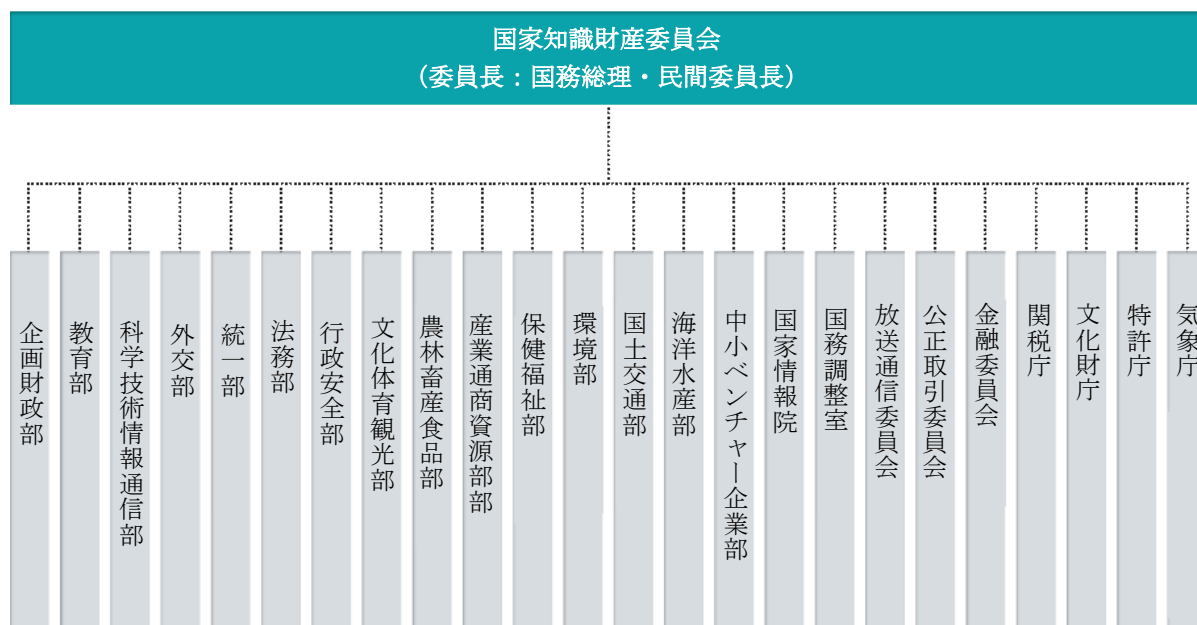
新知的財産に属する法律である「植物新品種保護法」は農林畜産食品部と海洋水産部が所管しており、「遺伝資源へのアクセス・利用及び利益配分に関する法律」は環境部、「農業生命資源の保存・管理及び利用に関する法律」は農林畜産食品部、「海洋水産生命資源の確保・管理及び利用などに関する法律」は海洋水産部が担当する。この他の部処でも知的財産の保護・執行に関する法律・規定を置いている。

[表3-1-1] 知的財産に関する法律及び所管部処

知的財産権保護法	分野	所管部処
知識財産基本法	知的財産一般	国家知識財産委員会 科学技術情報通信部
ソフトウェア産業振興法、 生命研究資源の確保・管理及び活用に関する法律	知的財産一般	科学技術情報通信部
特許法、実用新案法、商標法、デザイン保護法、 不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律、 半導体集積回路の配置設計に関する法律、 発明振興法、弁理士法	産業財産権、 営業秘密、 新知的財産	特許庁
文化産業振興基本法、著作権法、公演法 ゲーム産業振興に関する法律、 音楽産業振興に関する法律、コンテンツ産業振興法 映画及びビデオ物の振興に関する法律	著作権	文化体育観光部
遺伝資源へのアクセス・利用及び利益配分に関する法律 生物多様性の保全及び利用に関する法律 野生生物の保護及び管理に関する法律	新知的財産権	環境部
種子産業法 農業生命資源の保存・管理及び利用に関する法律	新知的財産権	農林畜産食品部
植物新品種保護法	新知的財産権	海洋水産部 農林畜産食品部
海洋水産生命資源の確保・管理及び利用などに関する法律	新知的財産権	海洋水産部
農水産物品質管理法	新知的財産権	農林畜産食品部 海洋水産部 食品医薬品安全処
対外貿易法 産業技術の流出防止及び保護に関する法律 不公正な貿易行為の調査及び産業被害救済に関する法律	知的財産一般	産業通商資源部
防衛産業技術保護法	産業財産権	国防部
薬事法	産業財産権	保健福祉部 食品医薬品安全処
中小企業の技術保護支援に関する法律 中小企業振興に関する法律	産業財産権	中小ベンチャー企業部
独占規制及び公正取引に関する法律	知的財産一般	公正取引委員会
司法警察管理の職務を遂行する者とその職務範囲に関する 法律	知的財産一般	法務部
国有財産法	知的財産一般	企画財政部
関税法	知的財産一般	関税庁

第2節 知的財産保護に関する中央行政機関別の活動

[図3-2-1] 知的財産に関わる中央行政機関

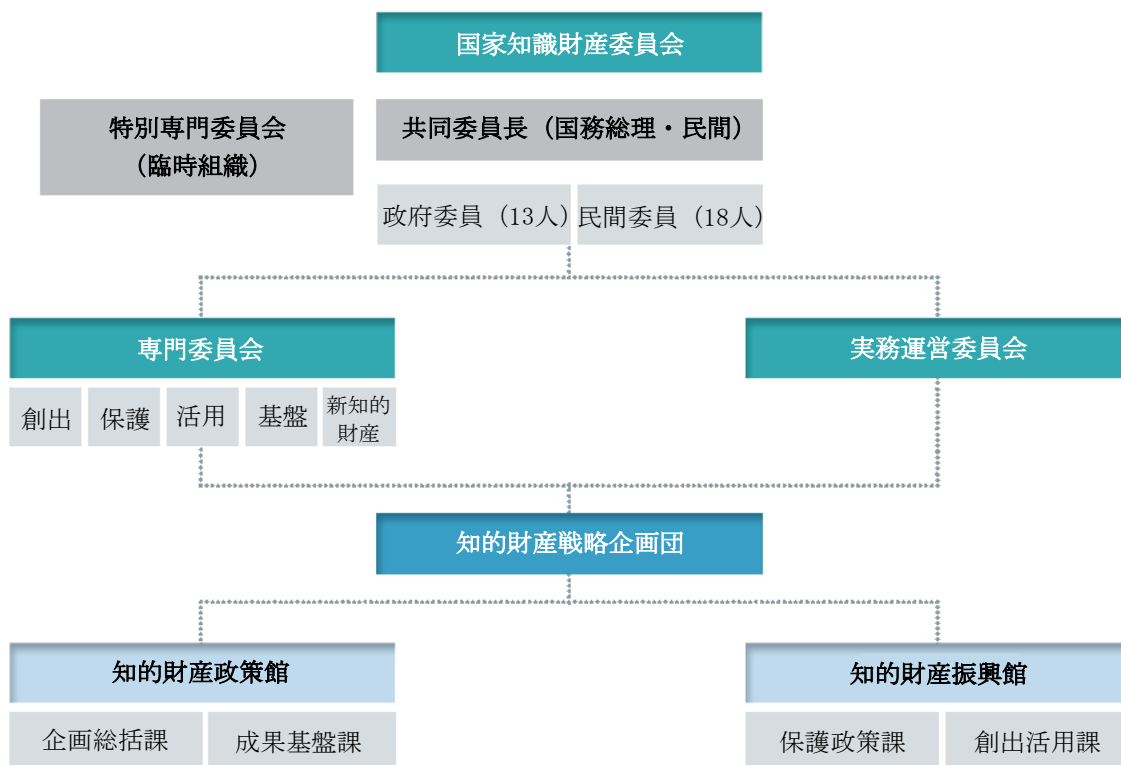


1. 国家知識財産委員会

国家知識財産委員会は①国家知識財産基本計画及び施行計画の策定・変更、②基本計画及び施行計画の推進状況に対する点検・評価、③知的財産関連財源の配分の方向及び効率的運用、④知的財産の創出・保護及び活用促進とその基盤造成のための施策のような知的財産に関する主な政策を審議・調整・点検する。

国家知識財産委員会は国務総理と民間委員長を共同委員長にして13人の政府委員、18人の民間委員からなっており、学技術情報通信部長官が幹事委員の役割を果たす。国家知識財産委員会は傘下に5つの専門委員会（創出・保護・活用・基盤・新知的財産の分野）を設けており、重要事案に対する専門的検討のための臨時組織である特別専門委員会を設けている。また、委員会案件の事前検討及び政府部処間の異見を調整する実務運営委員会、委員会業務支援を担当する知的財産戦略企画団を設けている。2018年に国家知識財産委員会は本会議を3回開催し、知的財産に関する主要政策及び計画を審議した。

[図3-2-2] 国家知識財産委員会の機構図



* 出処：国家知識財産委員会ウェブサイト (www.ipkorea.go.kr)

[表3-2-1] 4期委員会の2018年会議及び案件

区分	案件番号	上程案件
第21次 (2018. 03. 09)	第1号	第3次知的財産人材育成総合計画
	第2号	高品質な知的財産 (IP) 創出のためのIP-R&D実行策 (案)
	第3号	革新成長のための国家競争力強化策 (案)
第22次 (2018. 05. 10)	第1号	2018年度国家知識財産施行計画
	第2号	2019年度政府知的財産支援の配分方向
	第3号	2017年国家知識財産施行計画の点検評価の結果
	第4号	国家知識財産委員会の運営細則一部改正
	第5号	2018年知的財産イシュー政策化推進計画
	第6号	次世代知的財産特別専門委員会の運営結果
第21次 (2018. 12. 17)	第1号	知的財産分野の紛争調停制度の活性化策
	第2号	著作権尊重文化の拡散策
	第3号	職務発明補償制度の改善策
	第4号	2019年知的財産主要政策のイシュー発掘

* 出処：国家知識財産委員会、「2018年国家知識財産委員会年次報告書」 (2018. 3)

2. 特許庁

特許庁は特許、実用新案、デザイン、商標など産業財産権に関する国内外の出願・審査・登録事務を掌握し¹⁸、特許審判院を設けて産業財産権に対する無効審判などの審判制度を運営する。また、産業財産権の保護のための法制度を検討して制改定を推進するだけでなく、多様な発明振興施策を策定・施行して産業財産権に対する国際協力体系の構築など多様な役割を果たしている。

また、特許技術情報の産業界への拡散、産業財産権の効果的な保護・管理のために産業財産権に対する行政情報化を推進し、傘下にある韓国知識財産保護院及び大韓貿易投資振興公社（KOTRA）を通じて産業財産権に対する認識向上に関する教育・広報、審査官、審判官など関連専門人材育成など多様な役割を果たす。この他、半導体集積回路の配置設計、営業秘密、トレードドレスなどの新知的財産に対する保護活動なども併行している。

特許庁は検察庁など関係部処と協業してオン・オフラインでの模倣品の生産・流通などの商標権侵害行為を取り締まり、商品の形態模倣など不正競争行為に対する行政調査及び是正勧告を遂行する。2018年には不正競争行為情報提供センターを新設し、アイデア奪取行為を不正競争行為に含めることで公正な取引慣行に反する不正競争行為に対するより徹底的な制裁を図った。2019年には商標権侵害に限定されていた特別司法警察の職務範囲を特許権、デザイン権、営業秘密侵害まで拡大して捜査し、特許権に対する意図的な侵害に対して懲罰的損害賠償を認める関連法の改正作業を行い、知的財産権の違反者に対する処罰をより強化する予定である。

さらに海外現地での対応体系を強化するために海外知識財産センターの機能と専門性を向上し、K-ブランド保護のための努力もアセアン地域に拡大した。2018年からは韓流コンテンツ知的財産保護支援事業も新規に運営している。

3. 文化体育観光部

文化体育観光部は著作権保護体系の強化のための総合計画及び著作物利用活性化のための支援政策の策定・施行、著作権に関わる産業発展の基盤強化など著作権分野を総括している。

文化体育観光部は著作権特別司法警察、オンライン在宅モニタリング団、オフライン・シルバー監視員などを運営し、オンライン事業者などとの官民協力を拡大して違法コピー品の迅速な削除・伝送中止措置とともに、情報通信網を通じた違法コピー品の削除、コピー伝送者に対する警告など是正勧告を出しており、オフライン上の違法コピー品に対しては回収・廃棄及び削除している。2018年には正規品ソフトウェア（SW）の使用点検及びオン・オフライン上の合法コンテンツ販売業者を指定し、対内外に広報する著作権OK指定制度を拡大した。特に、著作権侵害発生に迅速に対応するために24時間365日、常時著作権侵害対応体系を整備するために著作権侵害対応総合状況室を新規に開所し、不公正なコンテンツによる被害申告の受付及び法律コンサルティングを支援するコンテンツ公正共生センターを新設した。

さらに、著作権に対する認識向上のための教育・広報を実施し、海外著作権センターを中心に

¹⁸ 政府組織法第37条第5項

海外著作物の合法流通のための総合支援体系を構築・運営すると同時に、著作権に関する国際協力を強化・拡大している。

4. 検察庁と警察庁

1) 検察庁

検察庁は全国28の検察庁に知的財産権のみを担当する検事室を設置して知的財産権侵害者に対する取り締まりを体系的に実施している。特に、大検察庁は特許庁、文化体育観光部、関税庁などと協力体制を構築して知的財産権侵害者に対する合同取り締まり活動を持続的に展開している。

また、増加する知的財産権侵害事件を効果的に処理するために専門性を強化する制度を導入している。特に、高度の技術的争点が含まれている特許侵害事件の場合、従来の捜査方法だけでは実体的真実を発見するのに限界があるため、それを補完するために2015年から大田地方検察庁を特許犯罪重点検察庁に指定・運営している。さらに、近年重要性が増している技術流出犯罪に効果的に対応するために2018年11月、ソウル中央地方検察庁に科学技術犯罪捜査部を新設した。

2) 警察庁

警察庁は知的財産権を保護するために「特許法」、「商標法」、「著作権法」、「不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律」違反に対する定期及び特別取り締まり活動を施行する。特に、商標権侵害に関連して模倣品の製造及び流通者について集中的に取り締まり、サイバーモニタリングを周期的に行って模倣品を販売するオンラインサイトを追跡する。また、警察庁は著作権侵害に関連してインターネットを利用したコンテンツファイルの共有行為とコピー行為などを持続的に取り締まる。

5. 関税庁

関税庁は「関税法」第235条に基づいて知的財産権を侵害する物品の輸出入を不可能にするよう、取り締まることが主な仕事である。関税庁は知的財産権侵害物品の効率的な取り締まりのために権利者が保有する知的財産権に関する情報を税関に申告できるようにしている。関税庁に申告された知的財産権の情報は通関段階で審査に活用されるように電算でつながっている。関税庁は輸出入申告物品だけでなく、積み替え、複合積み替え、保税区域搬入、保税運送、仮陸揚げの申告物品に対して知的財産権侵害を取り締まる。

他にも税関職員を対象に定期的に知的財産権侵害識別教育を実施して知的財産権侵害物品の持続的な摘発・取り締まりのためのスキルアップを図っている。また、通関段階だけでなく、流通段階でも知的財産権侵害物品の取り締まりを強化している。特に、(社団法人)貿易関連知的財産権保護協会などの民間団体と官民協議体を構成し、関連機関間で情報共有を行う取り締まり協力体系を構築してオン・オフラインでの取り締まりの実効性を高めている。

関税庁は知的財産権を保護するために国際協力も強化している。日中韓3ヶ国関税局長・長官会議及び世界税関機構（World Customs Organization, WCO）アジア・太平洋地域の知的財産権専門家招請研修を開催するなど、知的財産権の保護強化のための国際協力基盤を固めている。また、K-Brand保護事業を持続的に推進して韓国企業を保護する役割を果たしている。

6. 食品医薬品安全処

近年、電子商取引の活性化など、新しい社会環境の変化に対応して食品医薬品安全処は国内外の不正・不良医薬品の流通を遮断するために取り組んでいる。そのためにオンラインモニタリング要員によるインターネットでの医薬品違法流通モニタリングを実施し、大学生、消費者団体など一般国民からなる医薬品安全保護隊によるインターネットモニタリング活動を奨励して監視の幅を広げている。確認された違法医薬品販売サイトや掲示物に対してはアクセス遮断、又は掲示物削除などの措置を取っている。

また、医薬品特許インフォマティクスのデータベースを構築してジェネリック医薬品の開発に欠かせない許可情報、特許情報などを製薬会社に提供¹⁹する一方、新薬の安定性・有効性についての資料の利用を拡大するとともに、その特許権を積極的に保護するために医薬品許可・特許連携制度を導入し、毎年この制度に対する影響評価の結果報告書を発行することで韓国の製薬産業、保健政策、雇用に及ぼす影響を算出・評価している。

食品医薬品安全処は不正・不良医薬品が流通しないよう、自治体と協力して医薬品の製造・輸入・販売業者に対する監視情報の交流及び合同監視を実施し²⁰、危害事犯中央調査団及び警察庁などの司法機関との情報共有及び協力を行い、不正・不良医薬品の流通に対する効率的な監視体系を構築した。同時に関税庁などとの業務協力を行い、海外の不正・不良医薬品が韓国に流入されないよう取り組んでおり、世界の医薬品規制当局、税関、警察庁などが共に違法医薬品の流通を取り締まるインターポールが主管するプロジェクトであるパンゲアプロジェクトにも毎年参加し、海外に基盤を置く違法医薬品販売サイトをインターポールに通報するなど国際協力を推進している。

7. 公正取引委員会

公正取引委員会は知識産業の分野での独占・寡占の乱用、不公正な取引の調査、知的財産権に関する競争政策の策定、制度改善などを担当する。知的財産権の行使に対する「独占規制及び公正取引に関する法律」の適用の一般原則と具体的な審査基準である「知的財産権の不当な行使に関する審査指針」を策定して法執行の一貫性と予測の可能性を高めている。

また、次世代半導体、無線通信など技術標準が広がった分野でイノベーション企業の成長を妨げる特許権乱用行為に対する常時監視体系を構築し、製薬・バイオ分野で特許権を媒介とした

¹⁹ 食品医薬品安全処、医薬品特許インフォマティクス (medipatent.mfds.go.kr)

²⁰ 不正・不良医薬品とは、薬事法令に基づく許可を受けないもの、許可された内容と有効成分が異なる、又は顕著に不足しているもの、すでに許可された医薬品と似ているように偽造や変造されたものなどを通称する。「保健犯罪取り締まりに関する特別措置法」第3条

市場参入の制限など、不当な特許権行使に対する実態点検などを職権で実施している。

同時にオンライン音源流通など文化コンテンツの分野でも中小企業の自由な市場参入や事業活動を妨げる談合があるかを監視する常時監視体系を構築・運営しており、下請取引での不当な技術侵害を防止するために技術流用事件のみを担当するTFを設置し、2018年に技術流用監視チームを新設した。

8. 貿易委員会

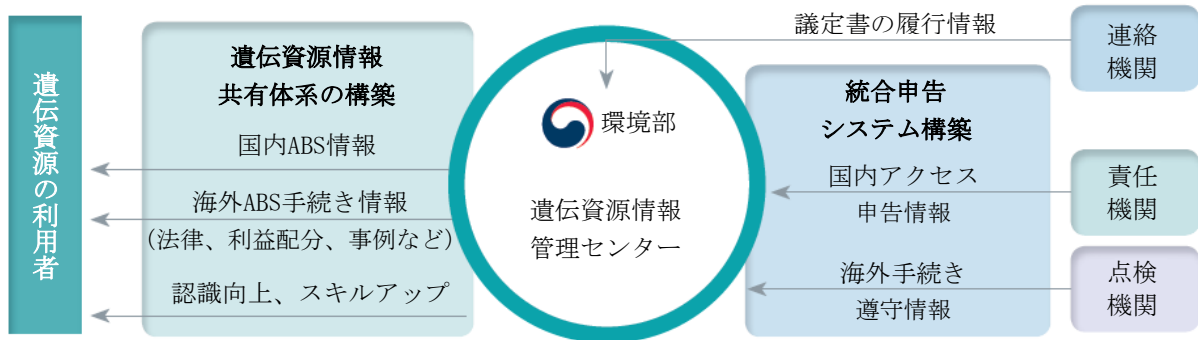
産業通商資源部傘下の貿易委員会は「不公正な貿易行為の調査及び産業被害救済に関する法律」に基づき、知的財産権侵害など不公正な貿易行為について調査する。また、議決を経て違反業者に対して輸出・輸入・販売・製造行為の中止、侵害物品の搬入排除及び廃棄処分、訂正広告の是正命令を出し、知的財産権の侵害者に対して課徴金を課すことで公正な貿易秩序の確立に先立っている。不公正な貿易行為があった日から1年以内に誰でも書面で不公正な貿易行為に対する調査を貿易委員会に申請することができる。

9. 環境部

環境部所属の国立生物資源館は名古屋議定書²¹の国家の責任・点検機関で国内外遺伝資源などに対するアクセス、利用及び利益配分に関する事前承認及び履行事項を点検する。また、2018年に遺伝資源情報管理センターを新設して生物多様性条約の事務局に韓国の遺伝資源などに関する情報を提供する。また、国内外の遺伝資源などに対するアクセス・利用及び利益配分に関する情報を集合・管理・調査・提供し、国家連絡機関（外交部、環境部）、国家責任機関（環境部など5つの部処）及び国家点検機関（環境部など6つの部処）の業務に対する行政的・技術的支援をしており、韓国の生物・遺伝資源の主権を確保するために毎年、国家生物種目録を公式に発表し、国家生物多様性センターを運営して各部処の生物資源の統計をまとめる。さらに、韓国の自生生物及び伝統的知識を基盤とした有用性に関する研究を通じて確保した技術を国有特許として管理しており、保有技術の高度化及び研究協力のために「産学研協議会」を運営して関連産業を支援している。他にも生物資源統合情報システムである「朝鮮半島の生物多様性」に関するウェブサイトでは生物情報を提供し、生物資源の持続可能な利用のために生物素材銀行を運営している。

²¹ 名古屋議定書とは、生物多様性条約の三つ目標のうち、「公正な利益配分」を達成するための国際的規範を規定したもので、国際的に拘束力を持つ法的文書である。

[図3-2-3] 遺伝資源情報管理センターの統合資源管理体系図



10. 農林畜産食品部

農林畜産食品部傘下の国立農産物品質管理院、国立種子院などでは地理的表示、植物新品種、農業生命資源、山林資源などを保護する。

国立農産物品質管理院は農産物、水産物及びその加工品に対する地理的表示制を運営する。農産物などの名声、品質が特定地域の地理的特性に起因する場合、地理的表示として登録・保護し、地理的特産品の品質向上及び地域に特化した産業育成を図る。国立種子院は植物新品種の育成者に排他的な独占権を付与する植物新品種保護制度を運営しており、2018年には特別司法警察の運営を拡大するとともに、侵害対応チームを新設して品種保護権の保護を強化した。また、種子業者などを対象に品種保護に関する教育を実施し、国内育成品種の海外進出のために植物新品種保護国際連盟（UPOV）国際電子出願システムを構築して海外現地での適応性及び市場性の試験を支援した。

農村振興庁、国立農業科学院、国立畜産科学院は農業遺伝資源の多様性を確保し活用度を高めるために農村振興庁、自治体、大学などが保有する国全体の植物、微生物、昆虫農業生命資源情報を提供する農業遺伝資源サービスシステム²²（植物）及び家畜遺伝資源総合管理システム²³（動物）を運営している。また、国立農業科学院は農業と農村を基盤とした伝統的知識の発掘及び保護のための韓国伝統的知識資源分類（kTKRC）を開発して韓国伝統的知識ポータル（www.koreantk.com）に適用している。山林資源と山林新品種に対しては国立山林品種管理センターが山林新品種の出願・登録業務及び植物新品種保護審判制度を施行している。

11. 海洋水産部

海洋水産部は国立水産物品質管理院を通じて水産物及びその加工品に対する地理的表示制を運営し、国立水産科学院水産植物品種管理センターを通じて海草類の新品種に対する出願・登録業務など新品種育成者の権利を法的に保護する。同センターは韓国の水産生物資源を確保すると同時に、生物多様性条約に能動的に対処し、水産生物に関する研究を活性化するための水産

²² 農村振興庁国立農業科学院、農業遺伝資源サービスシステム（genebank.rda.go.kr）

²³ 農村振興庁国立畜産科学院、家畜遺伝資源総合管理システム（<http://anqr.nias.go.kr>）

生物種情報システムを構築・運営しており²⁴、このシステムを通じて水産生命資源の統合照会、分譲、レンタル、寄託などの業務を行う。

海洋水産部は国立海洋生物資源館を海洋生物資源の収集・保存・展示及び研究などを行う責任機関に指定し、海洋生物資源の多様な確保と効率的な管理・利用を図っている。国立海洋生物資源館は海洋生命資源統合情報システム²⁵を構築し、体系的な生命資源の管理と生命産業源泉素材分譲業務を行う。

12. 外交部

外交部は在外公館を通じて韓国企業が知的財産権関連紛争に効率的に対応できるように海外知的財産権保護基盤を整えている。外交部は在外公館の知的財産権担当官のスキルをアップさせるとともに、駐在国の当局者とネットワークを構築して知的財産権の主な動向を把握するなど侵害発生防止活動を展開している。

また、海外知識財産センター（IP-Desk）など関連機関と緊密に協力して知的財産権侵害が発生すれば事件を迅速に把握し、現地での知的財産権紛争防止及び対応を積極的に支援している。さらに、知的財産権分野における国際協力及び国際的なイニシアチブのために知的財産権関連の国際機構、地域協議体などの議論にも積極的に参加し、支援も行っている。

13. 中小ベンチャー企業部

中小ベンチャー企業部は「中小企業の技術保護支援に関する法律」、「大・中小企業の共生協力促進に関する法律」に基づいて中小企業の技術保護力を強化するための政策と事業を策定・推進する。

中小ベンチャー企業部は、法律及びセキュリティ専門家が現場を訪問して問題の解決策を提示し、深刻なセキュリティ問題や流出被害が発生する恐れがあれば、より踏み込んだ諮問を提供するという技術保護に関する相談・諮問事業を実施している。また、核心技術情報を信頼できる機関に保管させ、技術奪取・盗用などによる紛争が発生した場合、保管された技術資料が法的保護を受けられるようにする技術資料任置制度を運営する。

これと共に、リアルタイムでネットワークを管制し、トラフィックイベントに対する分析・評価を行うことで技術資料の流出をモニタリングし、対応を支援する技術保護サービスを施行している。この他、ネットワーク、サーバー、文書セキュリティなど、技術的対応ソリューションと出入り管理など物理的対応システムの構築を支援するという技術流出防止システム構築事業を推進しており、法律・技術保護専門家が紛争事件に対して諮問・調停・仲裁する中小企業技術紛争調停・仲裁委員会を運営している。

²⁴ 国立水産科学院、水産生命資源情報センター（www.nifs.go.kr/frcenter/）

²⁵ 国立海洋生物資源館、海洋生命資源統合情報システム（www.mbris.kr）

2018年には技術保護支援班と技術保護法務支援団を新設して、中小企業の技術流出時の初動対応及び専門家による深層法律諮問などの支援を強化した。これに加え、中小ベンチャー企業部は技術奪取根絶TFを構成して技術流出事件の受付を一本化し、各分野の担当部処に引き渡した後、根絶対策の履行点検など事後処理をモニタリングして被害企業を速かに救済する政策を推進した。

14. 科学技術情報通信部

科学技術情報通信部は「知識財産基本法」の運営に関する事項及び国家知識財産委員会の主要案件に対する協議・調整、研究開発（R&D）関連の知的財産協議会の運営支援、情報通信・放送技術分野の知的財産権及び技術情報の管理などの業務を担当している。

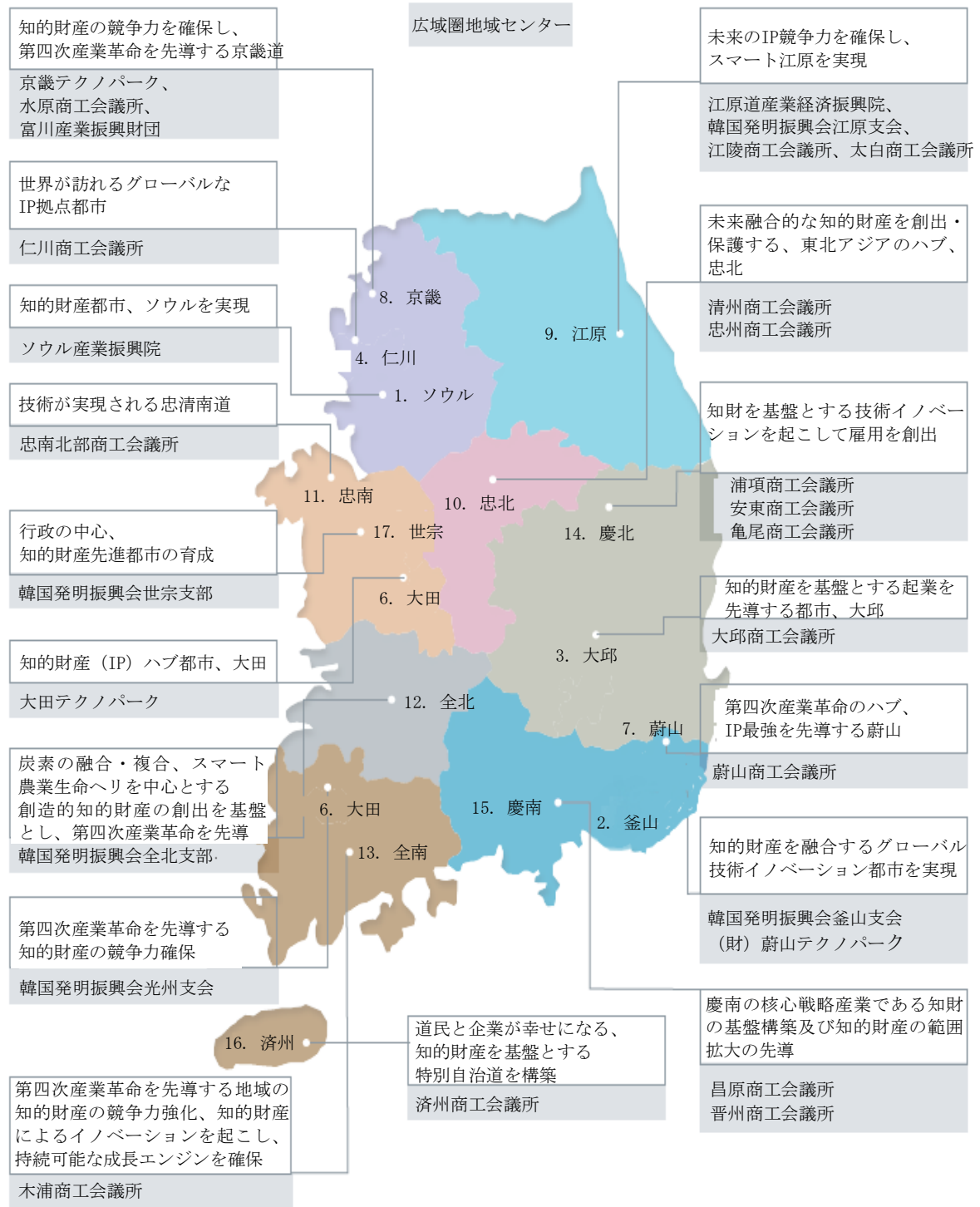
科学技術政策の総括部処として知的財産戦略とR&Dの連携による優秀なIP創出・促進、IP技術取引及び事業化促進など、知的財産の関連政策を施行している。2018年には現場・融合型IP人材育成基盤の充実、事業化有望技術に対する追加的なR&D支援、R&D事業団のIP成果の管理強化などを推進した。

大型R&D事業の成功の可能性を高めるとともに、優秀な成果を創出するためのIP成果管理を強化する大型R&D事業団に特許専門担当官を導入した。また、科学技術雇用振興院と連携して研究団の特性を反映した特許管理の専門性を強化し、事業化支援を拡大した。さらに、大型R&Dに合わせたIP事業化総合診断コンサルティング及びIP技術マーケティングを支援した。

第3節 知的財産保護に関する各広域自治体の活動

自治体は独自の特性を反映したそれぞれのビジョンに伴う政策を推進している。

[図3-3-1] 2018年広域自治体別政策ビジョン及び地域別事業遂行機関分布状況



1. ソウル特別市

ソウル特別市は①高品質な知的財産の創出及び事業活性化、②中小企業の知的財産権及び技術保護の強化、③グローバル市場でのIP活動支援の拡大、④知的財産エコシステム基盤強化という戦略の下、R&D支援によるIP創出、高品質な知的財産のコンテンツ発掘及び育成、知的財産の活用及び事業化総合支援、中小企業の知的財産権保護強化、技術保護に関する相談の強化、政府のIP政策との連携強化、海外でのIP権利化の支援強化、グローバル市場での知的財産権の実用化支援、知的財産にフレンドリーな社会基盤の確立、知的財産の基盤強化のためのネットワーク活性化、公共分野における知的財産の創出・保護活性化に関わる課題を推進した。

特に、民生司法警察団を運営することで商標権侵害物品を自主的に取り締まり、知的財産に対する認識向上教育を実施し、ファッションデザイン権保護に関する相談などは言うまでもなく、中小企業の技術保護などのために技術保護支援団、技術保護相談・申告センターを設置して技術保護コンサルティングを実施した。また、海外IPを確保することでグローバル企業として飛躍するとともに、競争力を強化するために、ソウル市民とソウル所在の中小企業の発明アイデアに対する相談・諮問及び海外での権利化に必要とされる費用の一部を支援した。

2. 釜山広域市

釜山広域市は①価値のある知的財産創出体系の高度化、②付加価値を最大化するための活用率向上、③知的財産保護及び認識向上、④変化に柔軟に対応できる知的財産の基盤造成、⑤伝統資源を活用した新知的財産の発掘・育成という戦略を基に、R&Dによる知的財産創出、知的財産を基盤とするグローバルなIP企業育成、現場中心の中小企業のIP支援、アイデアの実現化による起業の支援、技術取引促進、地域の特性に合うデザイン支援、知的財産に関する認識向上教育事業、知的財産委員会の運営活性化、知的財産コントロールタワー構築、発明奨励文化づくり、新技術育成のための博覧会開催、知的財産ネットワーク構築、知的財産人材育成の強化、伝統市場のブランド開発に関わる課題に取り組んだ。

特に、地域のデザイン産業の競争力強化のために知的財産権の出願費用など、デザイン開発の成果を保護する装置に対する支援を行い、社会的弱者向けの出張型知的財産教育、知的財産専門人材育成事業などを推進した。

3. 大邱広域市

大邱広域市は①R&D連携型高品質なIP創出及び事業化支援、②中小企業のIP競争力向上、③知的財産専門人材育成及びIP基盤の起業支援、④コンテンツ、ブランド、デザインの競争力強化、⑤知的財産の保護及び尊重文化の拡散、⑥知的財産活動を高度化する基盤確立という戦略を基に、知的財産戦略とR&D連携による優秀なIP創出、新技術分野でのR&DによるIP創出支援、優秀なIP技術取引及び事業活性化、需要者が求めるIP創出促進、知識基盤型の中小企業に対する集中支援、優秀なアイデア-IPを基盤とする起業及び専門人材育成支援、次世代有望コンテンツの発掘、地域を代表する優秀なブランド・デザイン及びSWの創出、歴史文化伝統資源コンテンツの発掘、地域の農産物・畜産物・特産品のブランド化支援、知的財産保護文化の拡散、知的

財産公開活動及びアクセシビリティ向上、知的財産行政体系の整備、クリエイティブな発明、創作者育成及び市民の参加拡大に関わる課題に取り組んだ。

特に、事業説明会、IPコンサルティングの開催時に営業秘密原本証明書サービス制度などに対する広報も併行して中小企業の技術資料保護を強化し、公益弁理士を招請して無料相談支援を行った。

4. 仁川広域市

仁川広域市は①優秀な知的財産創出のための実効的なR&Dの管理、②コンテンツ・ブランド・デザイン及びS/Wのグローバルな競争力向上、③開放型・融合型知的財産の創出を奨励する環境づくり、④知的財産権に関わる紛争解決制度の効率性向上、⑤市場中心のIPビジネス環境造成、⑥知的財産集約型産業の競争力強化、⑦知的財産の活用・共有増進、⑧知的財産にフレンドリーな社会の実現、⑨知的財産専門人材育成及びネットワーク構築、⑩グローバルな知的財産協力基盤の強化戦略を策定した。これを基に、特許、デザイン及びブランド権利化の基盤強化、企画段階での知的財産の戦略的活用、デザイン及びブランド産業のIP競争力強化、次世代コンテンツ発掘及びICTの競争力強化、IP事業化のための融合支援、IP総合育成支援、知的財産紛争の支援及びモニタリング、IP金融の活性化、IP事業化の基盤造成、△技術事業化の活性化基盤構築、市民参加型オープンイノベーション、市民参加型創造の場づくり、知的財産の奨励及び認識向上、知的財産へのアクセシビリティ向上、知的財産教育の人材育成、クリエイティブな知的財産人材育成、知的財産専門家協議体の運営、知的財産政策の基盤構築に関わる課題に取り組んだ。

特に、国際知的財産権紛争防止に関するコンサルティングを実施し、中国に進出した韓国企業の知的財産保護のために中韓IPソリューション事業を推進した。

5. 光州広域市

光州広域市は①知的財産創出環境造成、②知的財産経営支援サービス、③知的財産を基盤とする起業促進という戦略を策定するために、クリエイティブな発明・創作者育成、知的財産創出支援、知的財産事業化支援に関わる事業を展開した。

6. 大田広域市

大田広域市は①高付加価値の知的財産を創出する基盤確立、②付加価値を生むための知的財産の活用増進、③変化に柔軟に対応できる知的財産の基盤造成という戦略の下、市場の競争力強化のためにいち早くIPを確保、コンテンツ・デザイン分野における優秀なIP創出、地域のSW産業の競争力向上、知的財産が生む付加価値を最大化、知的財産集約型産業の競争力強化、知的財産の共有・活用の拡散、知的財産にフレンドリーな地域社会の実現、知的財産専門人材育成及びネットワーク構築に関わる政策を展開した。

特に、地域所在の研究機関と中小企業の技術競争力強化のために国際IP紛争コンサルティング及び段階別知的財産権教育を実施した。

7. 蔚山広域市

蔚山広域市は①高品質なIP創出及び事業化、②中小企業のIP競争力向上及び保護強化、③グローバル市場でのIP活動支援、④IPエコシステムの基盤強化という戦略を基に、知的財産戦略とR&D連携による優秀なIP創出の促進、新技術分野のR&Dに特許戦略を適用、公共研究機関によるIP経営の強化、IP・技術取引及び事業化の促進、中小企業のIP活動支援の強化、中小企業のアイデア・技術保護、職務発明制度の活性化及び合理的な補償体系構築、海外進出企業が抱えるIP悩みの解決支援、IPサービス業の活性化支援、IP人材基盤の拡充及び地域のIP強化に関わる政策を推進した。

特に、中小企業の海外進出を拡大し、IP悩みを解決するために、海外規格認証獲得のための試験に必要な費用を支援した。

8. 京畿道

京畿道は①高品質なIP創出及び事業化、②コンサルティングを通じた中小企業のIP競争力向上、③グローバル市場での京畿道のIP活動支援、④京畿道型コンテンツ創出及び保護強化、⑤京畿道のIPエコシステム基盤構築という戦略の下、知的財産戦略と道のR&D連携による優秀なIP創出の促進、京畿道型新技術分野の源泉・標準特許戦略の適用、公共・直属研究機関のIP経営の強化、公共（直属）研究機関のIP・技術取引及び事業化促進、京畿道型IP金融・投資体系の構築、中小企業のIP活動の支援強化、スタートアップなどのアイデア・技術保護、職務発明制度の中小企業への導入及び活性化支援、海外進出（予定）の中小企業が抱えるIP悩みの解決支援、IPを基盤とした京畿道のグローバル存在感向上、IP分野における京畿道のFTA総合対策の策定、生物・遺伝資源に関する新しい国際規範に積極的に対応、京畿道-中国間のIP協力体系の構築及び強化、新技術のトレンドに合致するコンテンツを創出するエコシステム造成、韓流コンテンツのグローバル進出支援、デジタルコンテンツの著作権保護体系及び新技術・新産業分野に関わる京畿道のIP保護体系構築、京畿道のIPサービス産業の活性化支援、IP人材基盤の拡充及び基礎地方自治体（日本の市町村）のIP力強化、京畿道型種子産業の育成及び保護強化に関わる多様な政策を推進した。

特に、大・中小企業間の技術奪取に対する法律支援（条例）体系を構築し、技術関連事件の発生時に迅速に支援するために京畿知的財産センター（安山、議政府）に特許庁の審査官、特許審判院の審判官と話し合える映像相談システムを構築するとともに、知的財産専門機関の専門人材を補強して社会的弱者に対するIPコンサルティングを強化した。また、特別司法警察の機能と役割を拡大して、京畿警察庁、産業機密保護センター（国家情報院）、公正取引委員会、特許庁などとともに「大企業による技術資料の不当な提供要求及び流用行為」の有無について持続的なモニタリングを行った。さらに、IP-Deskと連携して中小企業の海外でのIP保護などのために、海外現地にあるIPサービス専門企業をDB化した。これに加え、輸出する中小企業を対象に「先に商標を確保する」教育を強化し、現地での商標出願及びその費用を支援した。

9. 江原道

江原道は①第四次産業革命の基盤となるIPを新しい成長エンジンとして確保、②中小企業のIP競争力向上及び保護力強化、③地域のIPエコシステム基盤構築という戦略を基に、第四次産業革命への対応体系の強化、地域産業とICTを融合・複合可能な分野の活性化、地域産業の高付加価値を生むIP創出の促進、中小企業のIP-R&D適用基盤作り、地域企業の海外進出及び保護強化、地域の知的財産研究基盤の強化、IPサービスの業活性化支援、IP人材基盤の拡充、知的財産に対する認識向上に関わる政策を推進した。

特に、中小企業を対象に知的財産権の海外出願費用などを支援し、知的財産支援事業の効果を高めるためにオン・オフラインのチャンネルを活用して知的財産支援事業を広報し、江原道に所在するカトリック関東大学、漢拏大学、翰林大学では知的財産教育プログラムを開発・運営している。

10. 忠清北道

忠清北道は①地域の知的財産の協力体系及び基盤拡充、②中小企業のIP強化、③知的財産を基盤とする起業促進、④地域の特性に特化した優秀なIP企業の育成、⑤権利認識を通じた著作権基盤構築戦略を基盤に、知的財産創出ネットワーク構築、知的財産に対する認識向上及び範囲拡大、R&Dとの連携によるIP強化、中小企業のIP競争力向上及びIPを基盤とする起業の促進、優秀なIP保有企業の活動及び地域の特性に特化したIP支援、中小企業の優秀な著作物を基盤とする政策を推進した。

特に、地域的・時間的限界により、IPへのアクセシビリティが低い中小・ベンチャー企業向けの移動特許相談を提供し、相談企業に国内出願費用の一部を支援した。また、忠北著作権センターでは著作権に関する相談及び教育も実施している。

11. 忠清南道

忠清南道は知的財産の創出・保護・活用・基盤及び新知的財産振興戦略達成するために、価値のある知的財産創出する土台づくり、知的財産を保護する環境改善、知的財産の活用力強化及びIP強化インフラ構築、新知的財産の競争力向上に関わる政策を推進した。

特に、道内の中小企業の海外競争力を強化するために知的財産に関するコンサルティングを実施し、公務員の知的財産に対する認識向上のために道内の基礎地方自治体の知的財産業務担当者を対象に知的財産ワークショップを開催した。また、忠清南道農業技術院では内需・輸出向けの園芸作物の新品種と消費トレンドに合わせた、機能性が強化された特用作物の新品種を開発した。

12. 全羅北道

全羅北道は①道の新しい成長エンジン産業を中心に知的財産の創出・活用力強化、②知的財産の活用促進による創造経済のエコシステム基盤構築、③知的財産を基盤とする強い中小企業の育成、④伝統資源を活用した知的財産の価値向上、⑤新品種の開発に伴う知的財産力の強化、⑥生物資源の保存・活用による知的財産創出、⑦知的財産の価値創出体系の構築戦略を策定した。

これを基に、炭素融合・複合産業の知的財産力強化、農業生命産業における知的財産の育成、文化・観光・サービス産業における知的財産の拡充、クリエイティブなアイデア発掘による起業エコシステムの基盤構築、企業のR&D及び研究開発特区の活性化、農業生命SWの融合による地域力強化、大学・公共（研）による技術開発及びその活用促進、知的財産権に強いグローバルな中小企業の育成、ブランド・デザインの価値創出及び中小企業に対する知的財産経営の支援強化、伝統資源中心の知的財産強化、新品種の開発による国際競争力確保、生物資源の保存・管理基盤の拡充、知的財産政策推進体系の構築、知的財産に対する認識向上政策を推進した。

特に、海外進出を目指す中小・ベンチャー企業を対象に海外知的財産出願費用を支援した。また、機能性果樹、パプリカ、スイカの新品種育成だけでなく、古品種種子の生産といった生物資源管理政策を施行した。

13. 全羅南道

全羅南道は①価値のある知的財産創出体系の高度化、②知的財産の品質強化及び効率的な保護体系の構築、③付加価値創出と拡散・共有のための活用増進、④変化に柔軟に対応できる知的財産造成、⑤新知的財産の発掘及び育成の基盤構築という戦略を基に、地域知的財産の基盤及びインフラ構築、地域SWの品質強化、地域文化産業研究センターの支援、地域に特化したコンテンツ開発支援、知的財産情報の戦略的活用、SW著作権侵害発生時の知的財産紛争解決支援、技術取引促進ネットワーク構築の活性化、知的財産金融支援システムの構築、全南著作権サービスセンターの運営、エネルギー新産業のSW融合クラスター造成、生物・遺伝資源及び新品種対応体系の合理化、新産業領域における知的財産の発掘及び戦略策定のための課題を推進した。

特に、SW著作権に関わる紛争解決を支援し、生産性向上のための優良種子及び気候変化に対応する新品種を開発するなど、生物・遺伝資源を確保するための多様な活動を行った。

14. 慶尚北道

慶尚北道は①グローバルなIP強小企業の育成、②中小企業の生存力強化、③地域IPインフラ構築という戦略の下、IP-R&Dを基盤とする新技術開発及び事業化支援、優秀な知的財産確保のための実効的なR&D管理、IP経営を診断した上でのIP基盤構築及び核心技術保護、地域中小企業のIPプロボノ、地域知的財産の創出基盤造成、自治体-関連機関間の協業による技術事業化促進に関わる課題を支援した。

特に、慶北知的財産センター、特許庁、韓国発明振興会、韓国知識財産保護院、韓国特許情報院など関連機関と協業してアイデア奪取行為への対応を支援し、IP専門人材を確保するための教育を実施した。

15. 慶尚南道

慶尚南道は①主力産業の知的財産のグローバルな競争力強化、②未来産業の知的財産成長環境造成、③基盤産業の知的財産創出力向上、④知的財産の範囲拡大、⑤中小企業の知的財産保護の先進化、⑥慶南型知的財産強小企業の育成という戦略を基に、知能型機械産業育成、ロボットビジネスのインフラ構築、海洋造船産業における大・中小企業の同伴成長及び抗老化産業の技術開発の支援、航空宇宙産業の成長戦略策定、知的財産専門人材育成、知的財産インフラ強化、中小企業のIP事業化支援、知的財産保護に対する認識向上、知的財産保護コンサルティング及び知的財産を基盤とする起業・中小・グローバル企業育成に関わる課題を推進した。

特に、中小企業に対するIP教育だけでなく、関連機関などと連携して毎年説明会を開催し、企業から要請があれば、韓国知識財産保護院と知的財産センターなどを訪問して現場でコンサルティングを提供した。

16. 済州特別自治道

済州特別自治道は①IP創出拡大及び質的な成長支援、②中小企業のIP活用及び保護、③IPエコシステム造成、④特化産業及び未来有望産業のIP強化支援という戦略の下、IP創出の拡大、特許・商標・デザインパッケージングによるIPポートフォリオ構築、産学研の協力及び技術融合による高品質なIP創出、IP活用による成長エンジン提供、グローバル市場への進出支援、IPを基盤とする人的・物的エコシステムの構築、地域のIPネットワーク拡張、地域ICT事業の競争力向上、クリーン資源・IPと共にするバイオ産業の育成、コンテンツ・デザイン創造環境造成に関わる課題を推進した。

特に、豊富な自然資源を活用して海外資源の代替材を発掘するために、生物種多様性研究所及び道内の大学が協力して道が保有する生物資源の実態調査を持続的に行った。また、化粧品・食品など、道の主力産業であるバイオ企業の海外資源への依存度に関する分析、代替可能な資源の研究及び権利化、保有する生物資源を活用する技術開発・研究を支援した。

17. 世宗特別自治市

世宗特別自治市は①中小企業の成長エンジン確保、②中小企業の知的財産権の競争力強化、③知的財産創出の基盤強化、④知的財産保護・知的財産にフレンドリーな環境造成という戦略を下に、産学共同研究及び技術開発、技術事業化の育成及び起業活性化、知的財産創出支援、知的財産を基盤とする起業促進、知的財産推進体系の構築、農業の競争力を強化するための未来農業育成、自由に利用できる著作物の利用活性化、知的財産保護環境の改善及び競争力向上、

知的財産に対する認識向上に関わる課題を推進し、正規品SWを使用する文化を定着させるための教育などを実施した。

2018年11月に世宗知的財産センターの設立を完了し、2019年1月に開所して、地域の知的財産を保護するための教育、広報など、地域の特性に合う活動をさらに展開していく計画である。

Part 04

知的財産保護政策

執行の成果

- 第1節 知的財産保護関連法令など制改定の内容
- 第2節 知的財産関連法律の違反者取り締まりなど
- 第3節 知的財産紛争解決
- 第4節 知的財産尊重文化の拡散
- 第5節 知的財産保護のための国内外の協力活動
- 第6節 海外における知的財産保護活動

第1節 知的財産保護関連法令など制改定の内容

1. 産業財産権

1) 制改定

イ) 「知識財産基本法施行令」改正

2018年4月10日に改正・施行された「知識財産基本法施行令」は知的財産を創出・保護・活用して革新的な成長を実現するために、国家知識財産委員会の委員に中小ベンチャー企業部長官を追加し、関係中央行政機関などの前年度の事業成果と次年度の予算を考慮して国家知識財産施行計画を策定できるよう、国家知識財産施行計画の策定期間及び推進状況の点検・評価時期を調整した。

[表4-1-1] 2018年「知識財産基本法施行令」改正の主要内容

公布2018. 04. 10 施行2018. 04. 10	
施行計画の策定期間を調整 (第10条改正)	国家知識財産施行計画の策定期間を調整する。
推進状況の点検・評価時期を調整 (第11条改正)	国家知的財産の推進状況の点検・評価時期を調整する。

また、2017年12月に「知識財産基本法」改正によって法定記念日に指定された「知識財産の日」の記念式を2018年9月4日に初めて開催した。

ロ) 「特許法」改正

2018年に改正された「特許法」は、電子化機関の役職員が職務上知った特許登録出願中の発明に関する秘密を漏洩したり盗用した場合、特許庁長が電子化機関に是正措置を要求することができるようにし、電子化機関がこれに従わない場合は委託を取り消すことができるようにするといった内容を盛り込んでいる。

[表4-1-2] 2018年「特許法」改正の主要内容

公布2018. 04. 17 施行2018. 07. 18	
専門担当機関の代行業務を追加 (第58条第3項新設)	専門機関が行う先行技術調査業務に対する管理及び評価を専門担当機関が実施するようになる。
専門担当機関に対する公務員擬制 (第226条の2改正)	専門担当機関に対する書類搬出の許容及び秘密漏洩罪の適用時に公務員擬制とする。
公布2018. 04. 17 施行2018. 10. 18	
電子化機関の役職員による特許出願などに関する書類などの搬出及び鑑定などの禁止 (第217条の2第7項改正)	特許庁長は、電子化機関の役職員が職務上知った特許登録出願中の発明に関する秘密を漏洩したり盗用した場合にも電子化機関に是正措置を要求できるようにし、電子化機関がこれに従わない場合は委託を取り消すことができるようにする。

2019年に改正された「特許法」は、特許権又は専用実施権の侵害行為に対して損害額の3倍の範囲で賠償額を算定する懲罰的損害賠償制度を導入し、侵害行為に対して具体的な行為態様を提示することを義務付ける内容を追加するといった内容を盛り込んでいる。

[表4-1-3] 2019年「特許法」改正の主要内容

公布2019.01.08 施行2019.07.09	
実施料賠償規定を改正 (第65条第2項など改正)	侵害者に請求できる実施料賠償金額について「通常」受けられる金額から「合理的に」受けられる金額に変更する。
具体的な行為態様の提示義務を追加 (第126条の2新設)	侵害行為の具体的な行為態様を否認する当事者が自ら具体的な行為態様を提示するようにする。
懲罰的損害賠償制度を導入 (第128条第8項、第9項新設)	侵害行為が故意だと認められる場合は損害として認められた金額の3倍を越えない範囲で賠償額を認める。
国選代理人の選任根拠の追加など (第139条の2新設)	特許審判で国選代理人を選任する根拠を追加し、国選代理人が選任する事件については手数料を減免する。

ハ) 「特許料などの徴収規則」改正

2018年に改正・施行された「特許料等の徴収規則」は、中小企業などが納付する特許料・実用新案登録料及びデザイン登録料の減免期間及びその比率を拡大し、中小企業などが納付する出願料・審査請求料及び登録料の年間納付総額が一定の要件を満たせば、知的財産ポイントを付与できるようにした。同時に国際出願の審査請求における審査請求料の減免要件を緩和した。

[表4-1-4] 2018年「特許料などの徴収規則」改正の主要内容

公布2018.04.06 施行2018.04.06	
中小企業などが納付する特許料・実用新案の登録料及びデザイン登録料の減免期間及び減免比率の拡大など (第7条第1項、第2項、第3項改正)	減免期間を従来の9年分から存続期間までへと、減免比率を従来の100分の30から100分の50に拡大する。出願料・審査請求料及び登録料の年間納付総額が特許庁長が定める金額を超過する場合、知的財産ポイントを付与できるようにする。
国際出願における審査請求料の減免要件緩和 (第7条の2第1項改正)	国際予備審査報告書がある場合は該当報告書の提出と関係なく、審査請求料を減免できるようにする。

ニ) 「商標法」及び「デザイン保護法」改正

2018年に改正・施行された「商標法」及び「デザイン保護法」には電子化機関の役職員による秘密漏洩、あるいは盗用行為に対する制裁規定が追加された。

[表4-1-5] 2018年「商標法」改正の主要内容

公布2018. 04. 17 施行2018. 07. 18	
商標文書の電子化業務を代行 (第217条改正)	商標文書の電子化業務を委託された者の役職員や役職員であった人は、職務上知った商標登録出願中の商標に関する秘密を漏洩したり盗用した場合、是正措置を要求されることができ、是正命令に従わない場合は委託を取り消すことができるようにし、この場合は事前に意見を述べる機会を与えるようにする。
公布2018. 04. 17 施行2018. 10. 18	
出願人の適格を緩和 (第3条第2項改正)	第3条第2項中、「加工する者だけで」を「加工する者で」にし、出願人の適格を緩和する。

[表4-1-6] 2018年「デザイン保護法」改正の主要内容

公布2018. 04. 17 施行2018. 10. 18.	
デザイン文書の電子化業務を代行 (第208条改正)	特許庁長は、電子化機関の役職員が職務上知ったデザイン登録出願中のデザインに関する秘密を漏洩したり盗用した場合も電子化機関に是正措置を要求することができるようにし、電子化機関がこれに従わない場合は委託を取り消すことができるようにする。

2019年に改正・施行された「商標法」及び「デザイン保護法」は国選代理人の選任規定を新設し、審判段階で社会的弱者が知的財産の保護を十分に受けられるようにした。

[表4-1-7] 2019年第1次「商標法」改正の主要内容

公布2019. 01. 08 施行2019. 07. 09	
国選代理人の選任及び審判手数料の減免根拠を追加 (第124条の2新設)	特許審判で当事者の申請によって審判院長が国選代理人を選任し、国選代理人が選任された事件に対して審判手数料を減免することができる根拠を追加する。

[表4-1-8] 2019年「デザイン保護法」改正の主要内容

公布2019. 01. 08 施行2019. 07. 09	
国選代理人の選任及び審判手数料の減免根拠を追加 (第125の2新設)	特許審判で当事者の申請によって審判院長が国選代理人を選任し、国選代理人が選任された事件に対して審判手数料を減免することができる根拠を追加する。

ホ) 「発明振興法」及び同法施行令改正

特許庁は特許紛争から中小企業を保護するとともに、知的財産の競争力を向上するために、海外出願、訴訟対応など知的財産関連費用を「先に貸与し、後で分割返済する」方式で支援し、

紛争対応のために専門家によるコンサルティングを提供する中小企業向けの特許共済事業を推進する2017年に改正された「発明振興法」及び同法施行令を2018年5月29日に施行し、特許共済基本計画を策定した。

[表4-1-9] 2018年「発明振興法」改正の主要内容

公布2017. 11. 28 施行2018. 05. 29	
共済事業の運営及び委託規定を 新設 (第50条の4、第50条の5新設)	特許庁長は中小・中堅企業の費用負担を分散・緩和するために特許共済事業を管理・運営できるようにし、特許共済事業の効率的な運営のために機関又は団体に事業運営を委託できるようにする。

[表4-1-10] 2018年「発明振興法施行令」改正の主要内容

公布2018. 05. 28 施行2018. 05. 29	
特許相談センターの支援対象に多文化家族（国際結婚家庭）などを追加 (第9条の10第8号の2ないし第8号の4 新設)	公益弁理士特許相談センターの支援対象に多文化家族（国際結婚家庭）、一人親家庭、起業準備者又は若手起業家を追加する。
共済事業の運営などに関する規定を追加 (第28条の3、第28条の4、第28条の5 新設)	特許庁長が共済事業の運営を委託できる機関・団体の種類及び共済事業の運営のための資金の財源などを定める。

へ) 「司法警察管理の職務を遂行する者とその職務範囲に関する法律」改正

2018年に「司法警察管理の職務を遂行する者とその職務範囲に関する法律」（以下「司法警察職務法」）を改正して特許庁特別司法警察に付与された司法警察管理の職務範囲が2019年3月から従来の商標権から特許権、営業秘密、デザイン権の侵害まで拡大された。

[表4-1-11] 2018年「司法警察職務法」改正の主要内容

公布2018. 12. 18 施行2019. 03. 19.	
特許庁公務員に司法警察管理の職務 遂行権限を付与 (第5条第38の2、第6条第35号の2 新設)	特許権・専用実施権の侵害、不正競争行為、営業秘密の取得・使用・漏洩及びデザイン権・専用実施権の侵害に関する取り締まり事務に従事する特許庁公務員に司法警察管理の職務遂行権限を付与する。

ト) 「公務員の職務発明に対する処分・管理及び補償に関する規定」など制改定

(1) 「公務員の職務発明に対する処分・管理及び補償に関する規定」改正

公務員に対する国の職務発明の継承通知期限を4ヶ月と明記し、公務員である発明者の権利を増進させて公共分野における職務発明制度を活性化するために、公務員が職務発明申告義務及び秘密維持義務を履行しない場合、発明者の補償金を減額できるようにするという内容の「公務員の職務発明に対する処分・管理及び補償に関する規定」が2018年改正・施行された。

[表4-1-12] 2018年「公務員の職務発明に対する処分・管理及び補償に関する規定」改正の
 主要内容

公布2018. 12. 04 施行2018. 12. 04	
公務員の職務発明を国家が継承するかどうかを通知する規定を改正 (第6条第1項改正)	発明機関の長は公務員の職務発明申告を受けた場合、申告を受けた日から4ヶ月以内に該当職務発明について国家が継承するかどうかを通知する。
処分収入金の未発生時の国有特許権に対する処分補償金の支給規定を削除 (第17条第2項削除)	国有特許権などを無償で処分して処分収入金が発生しない場合は発明者に処分補償金を支給しない。
公務員の職務発明に対する補償金などの段階をつけた支給について改正 (第16条第1項、第17条第1項改正)	登録補償金、処分補償金及び機関褒賞金などについて、これからは職務発明の活性化に及ぼす影響及び予算などを考慮し、特許庁長が定めて告示するところに基づいて差をつけて支給できるようにする。
国有特許専用実施権処分権限委託根拠用意 (第24条第1項第1号改正)	発明機関の長、又は国有特許業務の受託機関に国有特許の専用実施権の処分権限を委託する根拠を追加する。

(2) 「公務員の職務発明補償金などの支給基準」制定

2018年8月29日に特許庁は「公務員の職務発明に対する処分・管理及び補償に関する規定」に基づき、「公務員の職務発明補償金などの支給基準」(特許庁告示第2018-19号)を制定した。同基準の主要内容は、公務員が職務発明申告義務及び秘密維持義務を履行しない場合、発明者の補償金を減額する根拠の追加などである。

(3) 「国有特許権の処分・管理業務の委託に関する運営要領」改正

公共分野における職務発明制度を活性化させるために2018年6月7日に改正された「国有特許権の処分・管理業務の委託に関する運営要領」(特許庁告示第2018-11号)は、国有特許業務の受託機関に国有特許の専用実施権の処分権限を委託する根拠(第6条)を追加した。

[表4-1-13] 国有特許業務受託機関

分野	受託機関
農業	農業技術実用化財団
林業	韓国林業振興院
その他	韓国発明振興会

* 出处：「公務員の職務発明に対する処分・管理及び補償などに関する規定」第24条

2) 国会で審議中の法案

イ) 「特許法」一部改正案

(1) 特許技術が含まれたSWに対するオンライン上の保護体系構築

現行「特許法」上、無権利者が特許技術が含まれたSWをCDなど記録媒体で流通する場合、特許侵害に該当するが、オンラインで流通する場合はその侵害の有無が不明確である。そのため、特許庁はオンラインで流通するSWに使われた特許技術に対してオフラインと同じ水準で保護するために、文化体育観光部、科学技術情報通信部などの部処と協議し、他人の特許技術を無断で利用したSWの情報通信網を通じた伝送行為について特許侵害とみなすという内容の「特許法」改正案を2018年に発議し現在、産業通商資源中小ベンチャー企業委員会で審議中である。

[表4-1-14] 「特許法」改正案（議案番号：2013563）の主要内容

発議2018.05.14 所管委員会で審議中（付託2018.05.15 上程2018.08.23）	
SWのオンライン伝送に対する特許保護規定を新設（案 第2条第3号ロ目、案 第94条第2項新設）	方法発明の場合、その方法の使用を請約する行為を特許発明の実施に含むことで、プログラムのオンライン伝送に対しても特許で保護されるようにし、これに伴うソフトウェア産業の萎縮を防止するためにその方法の使用が特許権又は専用実施権を侵害するということを知りながらその方法の使用を請約する行為のみに特許権の効力が及ぼすようにするためである。

(2) 審判 - 調停連携制度及び適時提出主義の導入

現行「発明振興法」上、特許審判で調停に付託するためには紛争当事者の申請のみによって産業財産権紛争調停委員会の調停手続きを進めることができる²⁶。そのため、特許庁は当事者の同意を受けて審判長が該当事件を調停に付託できるようにする審判-調停連携制度を内容とする「特許法」改正を推進した。また、特許庁は審判当事者の防御負担を減らし審判遅延を防止するために、新しい主張及び証拠などを過度に遅く提出することを制限する適時提出主義規定を導入するという内容の改正も同時に推進し現在、産業通商資源中小ベンチャー企業委員会で審議中である。

[表4-1-15] 「特許法」改正案（議案番号：2012479）の主要内容

発議2018.03.15 所管委員会で審議中（付託2018.03.16 上程2018.04.09）	
審判-調停連携制度を導入（案 第164条の2、案 第217条第1項第1号の2新設）	審判長が審判事件を産業財産権紛争調停委員会に付託できる根拠を追加し、この場合、審判事件の記録を調停委員会に付託できる根拠を追加するためである。
適時提出主義を導入（案 第158条の2新設）	新しい主張及び証拠の提出時期を審判長が指定し、遅れて提出した証拠などは却下できる法的根拠を追加するためである。

²⁶ 発明振興法第43条の2

(3) 専門審理委員制度の導入

特許紛争の内容が複雑化・高度化するなか、審判における専門家協力の必要性が高まっている。特許庁は第四次産業に関わる一部の先端技術及び現場の知識が必要な分野に対する審判の専門性を高めるために、先端技術、又は現場の知識を有する教授、研究員など外部専門家が審判に参加する専門審理委員制度を導入するという内容の「特許法」改正を推進し現在、産業通商資源中小ベンチャー企業委員会で審議中である。

[表4-1-16] 「特許法」改正案（議案番号：2012484）の主要内容

発議2018. 03. 15 所管委員会で審議中（付託2018. 03. 16 上程2018. 04. 09）	
専門審理委員制度を導入 （案 第154条の2新設）	特許審判事件に専門審理委員が参加できる根拠を追加するためある。

(4) 特許権侵害に対する損害額の認定範囲拡大

特許権を侵害した者の生産能力が特許権者をはるかに上回り、特許権者に損害賠償をしてもその利益額が残って侵害による不利益が全くないという問題点を解決するために、特許権者の生産能力を超過する侵害者の利益額を特許権者の損害とみなすようにし、実質的な損害賠償が行われるようにするという内容の「特許法」改正を推進し現在、産業通商資源中小ベンチャー企業委員会で審議中である。

[表4-1-17] 「特許法」改正案（議案番号：2017894）の主要内容

発議2018. 12. 28 所管委員会で審議中（付託2018. 12. 31 上程2019. 03. 12）	
侵害者の利益を特許権者の損害と認める （案 第128条第4項改正）	特許権侵害者の利益額を特許権者の損害とみなし、これを特許権者に返還できるようにする

2. 著作権

1) 改正

イ) 「著作権法」改正

2018年10月16日に改正された「著作権法」は、行政の効率性及び利用者の利便性向上のために斡旋書作成における記名捺印だけでなく、署名も認めた。また、未分配補償金に対する補償権利者の権益保護のために、未分配補償金の使用可能時期を補償金分配公告後3年から5年に変更し、一定比率の補償金を積み立てる根拠を追加した。

[表4-1-18] 2018年「著作権法」改正の主要内容

公布2018. 10. 16 施行2018. 10. 16	
斡旋書作成方式を改善 (第113条の2改正)	斡旋書作成における記名捺印だけでなく、署名も認める。
公布2018. 10. 16 施行2019. 04. 17	
未分配補償金の使用可能時期を延長し、一定額を積み立てる根拠を追加 (第25条改正)	学校の教育目的などへの利用に伴う補償金分配団体の未分配補償金の使用時期を補償金分配公告後3年から5年に変更し、一定比率の補償金を積み立てて、今後補償権利者に対する情報が確認された場合に補償金を支給できるようにする。

ロ) 「著作権法施行令」改正

2017年に改正され2018年8月23日に施行された「著作権法施行令」は、商業用レコードの公演権行使範囲を拡大するという内容を盛り込んでいる。同改正により、飲料店・酒屋、ジム、複合ショッピングモール、その他大規模店舗などには著作権料の納付が義務付けられた。

制度を早期に定着させるために国内外の類似業種に比べて低い公演著作権料を策定するとともに、面積に応じて公演著作権料に差をつけた。また、零細事業者を保護するために国内の飲料業・酒屋業の約40%を占める50m²未満の小規模店舗に対しては公演著作権料の徴収を免除した。

[表4-1-19] 2018年「著作権法施行令」改正の主要内容

公布2017. 08. 22 施行2018. 08. 23	
商業用レコードの公演権の 範囲拡大 (第11条第1号イ目、ロ目 新設、第11条第1号ニ目、 第3号、第6号改正)	休憩飲食店のうちコーヒー専門店などを営む営業所、ジム、又は伝統市場を除く大規模店舗で商業用レコードなどを再生して公衆に公演する時は聴衆などから該当公演に対する反対支給を受け取らない場合にも著作財産権者が公演権を行使できるようにする。

[表4-1-20] 商業用レコードの公演著作権料徴収の追加業種及び金額 [単位：ウォン]

公演権の新規 拡大業種	最低月額 (営業所面積50㎡以上100㎡未満)	最高月額 (営業所面積1,000㎡以上)
飲料店・酒屋	4,000	20,000
ジム	11,400	59,600

ハ) 「音源の伝送使用料徴収規定」改正

文化体育観光部は音楽創作者の著作権収益の分配比率を改善するために、2018年6月14日に著作権委員会の審議を経て6月20日に音楽分野の4つの信託管理団体²⁷の「音源伝送使用料徴収規定」改正案を最終的に承認した。改正規定はストリーミングに対する音楽創作者の分配比率を60%から65%に引き上げ、バンドル商品に対する割引率を段階的に廃止することを主要内容とする。

[表4-1-21] 2018年「音源の伝送使用料徴収規定」改正の主要内容

承認2018.06.20 施行2019.01.01	
権利者に対するストリーミング分配比率を引き上げる (60%→65%)	音源ストリーミング収益の分配比率を60(権利者) : 40(事業者)から65 : 35に変更し、引き上げ分は著作者・実演者・レコード製作者に分配する。
売上に対する料率制の導入 及び割引率の廃止	未販売収入額を解消するために著作権料の精算方式を売上に対する料率制にし、バンドルダウンロード商品などに適用された割引率を廃止する。2019年から調整係数を適用、2021年に割引率を全面廃止する。
遡及適用及び猶予期間	徴収規定の改正による消費者価格の引き上げなどを最小化するために従来の加入者(2017年、約800万人予想)に対する新規規定の適用を排除し、事業者の新規商品開発などを考慮して2019年1月1日から施行する。

2) 国会で審議中の法案

イ) 「著作権法」一部改正案

現行「著作権法」上ではビッグデータの収集・分析などの行為が公正な利用に該当し免責されるかどうかは司法府の判断に左右されるため、ビッグデータの活用を促進することは難しいのが現状である。そのため、文化体育観光部はビッグデータの収集・処理時に発生するコピー行為に対する著作権侵害責任の免責規定を追加するという内容の「著作権法」改正案を提出した。パク・チョン議員が代表発議し現在、文化体育観光委員会²⁸で審議中である。

²⁷ 韓国音楽著作権協会、共にする音楽著作者協会、韓国音楽実演者連合会、韓国音盤産業協会

²⁸ 国会法一部改正法律(法律第15713号、2018.7.17施行)に基づき、教育文化体育観光委員会が教育委員会と文化体育観光委員会に分離され、同法律の所管委員会が変更された。

[表4-1-22] 「著作権法」改正案（議案番号：2010698）の主要内容

発議2017. 12. 07 所管委員会で審議中（付託2017. 12. 08 上程2018. 03. 19）	
コピー行為に対して著作権侵害責任の免責規定を追加 （案 第35条の3新設、 案 第35条の4等改正）	情報を分析する過程で必要な場合、著作物などをコピーできるように明確に規定するためである。

3. 営業秘密及び産業技術

1) 改正

イ) 「不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律」改正

2018年に改正され同年7月18日に施行された「不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律」（以下「不正競争防止法」）には中小企業の取引関係におけるアイデア奪取行為、営業の全体的外観模倣行為が不正競争行為の類型に追加され、不正競争行為に対する損害賠償請求が提訴された場合、裁判所が特許庁に対して調査記録の送付を要求できる規定が新設された。

[表4-1-23] 2018年「不正競争防止法」改正の主要内容

公布2018. 04. 17 施行2018. 07. 18	
営業の外観模倣行為を不正競争行為の類型に追加 （第2条第1号ロ目、 ハ目改正）	国内で広く認識された他人の商品販売・サービス提供方法、又は看板・外観・内装など営業提供場所の全体的な外観と同一であるか、類似したものを使って他人の営業上の施設、又は活動と混同させる行為を禁止する根拠を追加する。
取引過程におけるアイデア奪取行為を不正競争行為の類型に新設し、違反行為に対する調査・是正勧告の権限を付与 （第2条第1号ヌ目新設、 第7条、第8条改正）	事業提案、入札、公募など取引交渉及び取引過程で経済的価値を持つ他人の技術的又は営業上のアイデアをその提供目的に違反して自分又は第三者の営業上の利益のために不正利用したり他人に提供して使わせたりする行為を不正競争行為の類型として新設する。 提供されたアイデアが同業界で広く知られたり、アイデアを提供された者が提供された当時、すでに知っていた事実を立証する場合は免責され、違反行為に対する調査・是正勧告の権限を付与する。
不正競争行為に対する調査記録の送付を要求できる根拠を追加 （第14条の7新設）	不正競争行為に対する損害賠償請求が提訴された場合、裁判所が特許庁に対して調査記録の送付を要求できる根拠を追加する。

2019年1月に改正された「不正競争防止法」は営業秘密の要件を緩和し、故意的な営業秘密侵害行為に対して損害額の3倍の範囲でその賠償額を認められる懲罰的損害賠償制度を導入した。その他に営業秘密侵害行為の類型を拡大し、罰則と罰金額を引き上げるなど、企業の営業秘密保護の強化を図った。

[表4-1-24] 2019年「不正競争防止法」改正の主要内容

公布2019. 01. 08 施行2019. 07. 09	
営業秘密の要件緩和 (第2条第2号改正)	合理的な努力がなくても秘密として維持されたなら営業秘密として認められるように営業秘密の認定要件を緩和する。
懲罰的損害賠償制度を導入 (第14条の2第6項、 第7項新設)	営業秘密の侵害行為が故意だと認められる場合は損害と認められた金額の3倍を超えない範囲で賠償額を認められる。
営業秘密侵害行為を拡大 (第18条第1項改正)	不正な利益を得たり営業秘密の保有者に損害を与える目的で営業秘密を指定された場所の外に無断で流出したり、営業秘密の保有者から営業秘密の削除又は返還を要求された後もこれを保有し続ける行為なども営業秘密侵害行為として処罰する。
侵害行為などに対する 罰則強化 (第18条第2項改正)	営業秘密侵害行為に対する罰則について従来は原則として営業秘密を外国で使ったり外国で使われることを知りながら行った場合は10年以下の懲役、又は1億ウォン以下の罰金、その他の場合は5年以下の懲役、又は5千万ウォン以下の罰金にしたことを、これからはそれぞれ15年以下の懲役、又は15億ウォン以下の罰金、10年以下の懲役、又は5億ウォン以下の罰金に引き上げる。
営業秘密侵害の予備・陰謀 犯罪に対する罰金引上げ (第18条の3改正)	営業秘密侵害行為の罪を犯す目的で予備又は陰謀した者に対する罰金額を外国で使ったり外国で使われることを知りながら行った場合は2千万ウォン以下から3千万ウォン以下に、その他の場合は1千万ウォン以下から2千万ウォン以下の罰金に引き上げる。

ロ) 「下請取引公正化に関する法律」改正

2018年に改正され同年10月8日に施行された「下請取引公正化に関する法律」(以下「下請法」)は元請事業者が下請事業者から取得した技術資料を第三者に流出する行為も技術資料奪取行為の類型に追加し、技術資料の要求・流用行為に限っては調査の時効を現行の「取引終了後3年」から「取引終了後7年」に拡大し、下請事業者の長期間保護を図った。

[表4-1-25] 2018年「下請法」改正の主要内容

公布2018. 04. 17 施行2018. 10. 18	
技術資料の奪取類型を追加 (第12条の3改正)	元請事業者が下請事業者から取得した技術資料を第三者に流出する行為も技術資料奪取行為の別途の類型に追加する。
調査の時効を拡大 (第23条改正)	技術資料の要求・流用行為に限っては調査の時効を現行の「取引終了後3年」から「取引終了後7年」に拡大する。

ハ) 「中小企業の技術保護支援に関する法律」及び同法施行令改正

中小ベンチャー企業部は中小企業の技術が侵害されて損害が発生すれば、被害企業の侵害申告を受けて事実調査を行い、その後中小ベンチャー企業部長官が是正勧告をしたり、これを履行しない時はその事実を公表するといった行政措置を取ることができるようにするという内容に

「中小企業の技術保護支援に関する法律」及び「中小企業の技術保護支援に関する法律施行令」を2018年に改正し、同年12月14日から施行した。同法は施行後、初めて侵害を受けた中小企業の技術から適用される。

[表4-1-26] 2018年「中小企業の技術保護支援に関する法律」改正の主要内容

公布2018.06.12 施行2018.12.13	
調停・仲裁連携などの措置制度を導入 (第2条第3号新設、第8条の2から第8条の4新設)	中小企業の技術侵害行為を類型化し、中小企業が該当侵害行為に対して中小ベンチャー企業部長官に申告し、必要な措置を要請できるようにし、中小ベンチャー企業部長官は事実調査などを行って中小企業の技術を侵害して損害を与えたことが認められる場合、是正勧告・公表といった行政措置を取ることができるようにする。

[表4-1-27] 2018年「中小企業の技術保護支援に関する法律施行令」改正の主要内容

公布2018.12.11 施行2018.12.13	
中小企業の技術侵害行為の申告、是正勧告・公表の手続き及び方法、意見聴取の手続きを新設 (第4条の2、第4条の3、第4条の5新設)	中小企業及び中小企業者が中小企業の技術侵害行為に対して中小ベンチャー企業部長官に申告し、必要な措置を要請できるようにし、中小ベンチャー企業部長官は事実調査などを行って中小企業の技術を侵害して損害を与えたことが認められる場合、是正勧告・公表といった行政措置を取ることができるようにする。

二) 「技術資料任置制度の運用要領」改正

技術資料任置手数料の減免対象を拡大するという内容の「技術資料任置制度の運用要領」が2018年に改正・施行された。(中小ベンチャー企業部告示第2018-30号)

[表4-1-28] 2018年「技術資料任置制度の運用要領」改正の主要内容

告示2018.05.08 施行2018.05.08	
手数料減免対象を追加 (第15条第2号から第4号新設)	創業7年未満、ベンチャー認証企業、技術・経営イノベーション型中小企業に対し、技術任置手数料を3分の1減免する。

2) 国会で審議中の法案

イ) 「大・中小企業の共生協力促進に関する法律」一部改正案

中小ベンチャー企業部は技術奪取の慣行を根絶するために大・中小企業間の秘密保持契約書(NONDisclosure Agreement, NDA)の締結を義務付け、技術流用行為の推定及び裁判所の資料提出命令規定を新設して技術奪取の被害を受けた中小企業の立証の責任を緩和する。一方、技術奪取に関し懲罰的損害賠償を導入するという内容の「大・中小企業の共生協力促進に関する法律」(以下「共生協法力」)の改正を推進し現在、産業通商資源中小ベンチャー企業委員会で審議中である。

[表4-1-29] 「共生協力法」改正案（議案番号：2016473）の主要内容

発議2018. 11. 09 所管委員会で審議中（付託2018. 11. 12 上程2019. 03. 12）	
標準秘密保持契約書の締結を義務づける （案 第21条の2、案 第43条第2項第1号・第2号・第3号新設）	受託企業が委託企業に技術資料を提供する場合、秘密保持契約書を締結するようにし、中小ベンチャー企業部長官は標準秘密保持契約書を作成・勧告できるようにし、違反すれば1千万ウォン以下の過料を課す。
技術流用行為禁止及び是正命令根拠を追加 （案 第2条第12号、案 第25条第1項第12号、第25条第2項、第25条の2、案 第28条の3、案 第41条第4項新設）	公然と知られておらず、合理的な努力によって秘密として管理される技術資料を不正な目的で使ったり公開したりする行為を技術流用行為とし、委託企業の技術資料要求禁止条項を別途の条文で新設し、委託企業の技術流用行為を禁止する。 技術資料提供要求禁止などに違反した委託企業に対する是正命令及び未履行時の1億5千万ウォン以下の罰金刑を規定する。
技術流用行為に対する懲罰的損害賠償制度を導入 （案 第40条の2第3項・第4項、案 第40条の3新設）	技術流用行為に対して損害額の10倍以内で賠償責任を負う懲罰的損害賠償制度を導入し、損害額の推定規定を新設するためである。
技術流用行為の推定及び資料提出命令制度を導入 （案 第40条の4、案 第40条の6新設）	受託企業が委託企業に流用対象の技術資料を提供した事実と、受託・委託の取引終了後、委託企業が受託・委託の取引対象であった物品などと類似した物品などを製造した事実などを立証した場合、技術流用行為をしたと推定する。 裁判所が当事者に資料提出を命じられる資料提出命令制度の根拠を追加するためである。
秘密保持命令制度を導入 （案 第40条の7、案 第40条の8、案 第40条の9、案 第41条の2新設）	損害賠償請求に関する訴訟で秘密保持命令制度を導入し、秘密保持命令に違反した者に対する罰則規定を設けるためである。

ロ) 「下請法」一部改正案

現行「下請法」には懲罰的損害賠償の規定が存在するが、損害賠償額が不十分であり、中小企業がその被害事実を立証しにくいと、ほとんどが訴訟をやめるという問題がある。そのため、公正取引委員会は技術奪取行為の類型を「流用」から「流出・流用」にし、それに対して10倍の懲罰的損害賠償を課す一方、損害額推定規定を新設するという内容の「下請法」改正を推進し現在、政務委員会で審査中である。

[表4-1-30] 「下請法」改正案（議案番号：2014809）の主要内容

発議2018. 08. 08 所管委員会で審議中（付託2018. 08. 09 上程2018. 11. 22）	
損害賠償の責任強化 （案 第35条第2項第1号・ 第2号新設）	技術流出・流用に限っては損害額の10倍まで賠償責任を賦課する。
損害額の推定規定を導入 （案 第35条の2新設）	「不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律」及び「特許法」に導入されている損害額推定規定を「下請取引公正化に関する法律」にも新設する。
専属告発制の廃止（案 第32条第1項但し書き新設）	技術流出・流用に限って専属告発制を廃止する。

ハ) 「産業技術の流出防止及び保護に関する法律」一部改正案

産業通商資源部は産業技術流出などを防止するための強力な規制手段を設けるために、故意又は重過失によって産業技術侵害行為を行う場合、最大3倍まで懲罰的損害賠償を命じられるようにするという内容に「産業技術の流出防止及び保護に関する法律」改正を推進し現在、産業通商資源中小ベンチャー企業委員会で審議中である。

[表4-1-31] 「産業技術の流出防止及び保護に関する法律」改正案（議案番号：2008631）の主要内容

発議2017. 08. 22 所管委員会で審議中（付託2017. 08. 23 上程2017. 11. 20）	
損害賠償規定及び損害賠償額の算定規定を新設 （案 第14条の4新設）	産業技術侵害行為による損害賠償規定を追加し、産業技術侵害行為によって産業技術を保有する機関が重大な損失を被ったと認められる場合、損害額の3倍の範囲で損害賠償額を定められるようにする規定を新設する。

ニ) 「技術保証基金法」一部改正案

中小ベンチャー企業部は技術保護体系を強化するために、契約の前段階における技術資料の送付内訳、不当要求に対する通話記録などを登録、記録・公証する「技術資料取引記録登録システム」を導入し、その法的根拠を確保するという内容の改正を推進し現在、産業通商資源中小ベンチャー企業委員会で審議中である。

[表4-1-32] 「技術保証基金法」改正案（議案番号：2016822）の主要内容

発議2018. 11. 27 所管委員会で審議中（付託2018. 11. 28 上程2019. 03. 12）	
技術保証基金の業務に中小企業の技術保護などの業務を追加 （案 第28条第1項第4号の2・第4号の3・第9号及び第33条の2改正）	技術保証基金の業務に中小企業の技術保護及び技術信託管理業務を追加し、中小企業の技術保護基盤を構築する。

ホ) 「不公正な貿易行為の調査及び産業被害救済に関する法律施行令」一部改正案

知的財産権侵害など不公正な貿易行為による被害企業を実効的に救済するために、産業通商資源部は知的財産権侵害類型の拡大、不公正な貿易行為に対する調査期間の延長、貿易委員会の暫定措置の手続き・内容・効力規定の具体化などを内容とする「不公正な貿易行為の調査及び産業被害救済に関する法律施行令」改正を推進し現在、産業通商資源中小ベンチャー企業委員会で審議中である。

[表4-1-33] 「不公正な貿易行為の調査及び産業被害救済に関する法律施行令」改正案（議案番号：2010476）の主要内容

発議2017. 11. 29 所管委員会で審議中（付託2017. 11. 30 上程2018. 02. 12）	
知的財産権侵害物品などの類型などを拡大 （案 第4条第1項改正）	不公正な貿易行為を禁止する対象である知的財産権侵害物品などの類型に出版権、データベース製作者の権利、地理的表示権を追加し、「品質など」を「品質、内容、製造方法、用途、数量など」に具体化する。
不公正な貿易行為に対する調査期間の延長を改正 （案 第5条第2項改正）	不公正な貿易行為に対する調査申請期間を「不公正な貿易行為があった日から1年以内」から「2年以内」に延長する。
貿易委員会の暫定措置などを具体化 （案 第7条第2項・第3項・第4項、案 第8条第1項・第2項、案 第14条第1項改正）	貿易委員会の暫定措置の手続き、内容、効力などを具体化し、暫定措置を申請する者の担保提供及び異議申立てに関する規定を追加する。
徴収できない場合、処理手続きを明文化 （案 第13条第4項、案 第13条の2第6項、案 第13条の3新設）	貿易委員会が管轄の税務官署の長などに課税情報の提供を要請できる根拠規定を追加し、履行強制金の滞納手続きと課徴金など欠損処分に関する規定を新設する。

4. 新知的財産

1) 改正

イ) 「遺伝資源へのアクセス・利用及び利益配分に関する法律」及び同法施行令改正

2017年1月17日に制定された「遺伝資源へのアクセス・利用及び利益配分に関する法律」（以下「遺伝資源法」）及び同法施行令は同年8月17日に施行された。ただし、国内外の遺伝資源利用者の申告及び報告義務遵守など一部の規定は1年の猶予期間を設け、2018年8月18日から施行された。

[表4-1-34] 2018年「遺伝資源法」施行規定の主要内容

公布2017. 01. 17 施行2018. 08. 18	
国内の遺伝資源などに対するアクセス申請（第9条）	国内の遺伝資源などの利用を目的にアクセスする外国人・外国機関などは国家責任機関の長に申告するようにし、他の法律に基づいて申告・承認などの手順を済ませた場合は申告したとみなす。
国内の遺伝資源などの利益配分（第11条）	遺伝資源などの提供者及び利用者は国内の遺伝資源などの利益を公正かつ公平に共有するように合意する。
海外の遺伝資源などに対するアクセス及び利用のための手続き遵守の申告（第15条）	同法第14条第1項に基づく手続きを遵守したことを国家点検機関の長に申告する。

また、2018年12月24日に同法及び同法施行令を改正して国内の遺伝資源などに対するアクセス申請の例外として「生命研究資源の確保・管理及び活用に関する法律」に対する承認が追加され、各部処が所管する資源ごとの効率的管理及び専門的な業務遂行のための権限委任規定が変更された。

[表4-1-35] 2018年「遺伝資源法」改正の主要内容

公布2018. 12. 24 施行2019. 06. 25	
生命研究資源の確保・管理及び活用に関する法律に基づく承認を追加（第9条第2項第5号新設）	生命研究資源の確保・管理及び活用に関する法律に基づく承認の場合、第9条に基づく国内の遺伝資源などに対するアクセス申請を行ったとみなす。

[表4-1-36] 2018年「遺伝資源法施行令」改正の主要内容

公布2018. 12. 18 施行2018. 12. 18	
権限委任に対する規定改正及び新設（第13条改正、第14条第3項新設）	山林生命資源に関する権限は山林庁長に、病原体微生物生命資源に関する権限は農林畜産検疫本部長に、その他の農業生命資源に関する権限は農村振興庁長に、水産生命資源に関しては国立水産科学院長に委任し、海洋生命資源に関しては国立海洋生物資源館に委託する。

第2節 知的財産関連法律の違反者取り締まりなど

1. 産業財産権

1) 産業財産権法律違反者の検挙・処理

検察庁は産業財産権法、著作権法など知的財産権法律の違反事件を受け付け、処理する。検察庁が受理した知的財産権法律の違反事件は2015年にピークを迎え、その後3年連続減少している。2018年に検察庁が受理した知的財産権法律の違反事件件数は、前年比22%減の18,605件であり、そのうち18,569件が処理された。起訴率は前年比1.03ポイント減の13.77%であった。

[表4-2-1] 直近5年間検察庁が受理した知的財産権法律違反事件の処理状況 [単位：件、人]

区分		2014	2015	2016	2017	2018
事件受理	件	42,669	51,458	32,486	23,716	18,605
	人	49,112	60,281	42,440	31,664	25,325
事件処理	件	42,676	51,515	32,489	23,670	18,569
	人	49,076	60,371	42,161	31,730	25,328
起訴率 (%)	件	12.3	10.0	14.4	14.8	13.77
	人	11.7	9.9	12.5	13.0	11.96

* 出処：法務部刑事企画課

2018年に商標法違反で検察庁が受理した事件件数は前年比13%減の3,526件で、2016年以後減少傾向にあり、検挙された人数は計4,533人である。商標法違反事件は産業財産権法律違反事件のうち検察庁で受理される件数が最も多い。商標法違反事件の起訴率は前年比12.17ポイント減の42.43%であった。

[表4-2-2] 直近5年間検察庁が受理した商標法違反事件の処理状況 [単位：件、人]

区分		事件受理	処理						
			処分計	求公判		求略式	起訴率 (%)	不起訴	その他
				拘束	不拘束				
2014	件	4,523	4,501	76	202	2,569	36.3	1,222	432
	人	5,513	5,412	88	280	2,707	56.8	1,685	652
2015	件	4,999	4,950	97	175	2,788	61.8	1,239	651
	人	6,355	6,285	118	296	2,986	54.1	1,848	1,037
2016	件	5,280	5,302	83	222	2,845	59.4	1,528	624
	人	6,885	6,814	99	339	3,069	51.5	2,190	1,117
2017	件	4,044	4,074	55	132	2,036	54.6	1,315	536
	人	5,346	5,462	64	238	2,268	47.1	1,921	971
2018	件	3,526	3,559	28	112	1,370	42.43	1,451	598
	人	4,533	4,626	31	177	1,516	37.27	1,919	983

* 出処：法務部刑事企画課

2018年に特許法違反で検察庁が受理した事件件数は前年比16%減の310件で、検挙された人数は計642人で2016年以後2年連続減少傾向している。これに比例して起訴率も0.95ポイント減の4.55%と低くなっている。

[表4-2-3] 直近5年間検察庁が受理した特許法違反事件の処理状況 [単位：件、人]

区分		事件 受理	処理						
			処分計	求公判		求略式	起訴率 (%)	不起訴	その他
				拘束	不拘束				
2014	件	379	368	0	2	25	7.3	204	137
	人	713	644	0	2	32	5.3	359	251
2015	件	354	352	0	3	24	7.7	194	131
	人	702	737	0	4	31	4.7	382	320
2016	件	409	406	0	9	16	6.2	256	125
	人	785	786	0	15	21	4.6	517	233
2017	件	367	363	0	8	12	5.5	227	116
	人	758	731	0	15	16	4.2	428	272
2018	件	310	308	0	8	6	4.55	185	109
	人	642	684	0	9	7	2.34	430	238

* 出処：法務部刑事企画課

2018年度に実用新案法違反で検察庁が受理した事件件数は前年比61%減の14件で、過去5年間急減している。一方、起訴率は前年比6.37ポイント増の16.67%である。

[表4-2-4] 直近5年間検察庁が受理した実用新案法違反事件の処理状況 [単位：件、人]

区分		事件 受理	処理						
			処分計	求公判		求略式	起訴率 (%)	不起訴	その他
				拘束	不拘束				
2014	件	75	75	0	1	5	8.0	51	18
	人	127	125	0	1	6	5.6	89	29
2015	件	56	60	0	1	4	8.3	33	22
	人	99	110	0	2	5	6.4	61	42
2016	件	74	72	0	0	2	2.8	45	25
	人	105	102	0	0	3	2.9	67	32
2017	件	36	39	0	1	3	10.3	28	7
	人	63	66	0	2	3	7.6	49	12
2018	件	14	18	0	0	3	16.67	10	5
	人	24	34	0	0	4	11.76	19	11

* 出処：法務部刑事企画課

2018年度にデザイン保護法違反で検察庁が受理した事件件数は前年比20%増の369件で、検挙された人数は計635人で前年に比べて増加した。検察庁が受理したデザイン保護法違反事件件数は2014年以後やや減少する傾向であったが2018年度には増加した。起訴率は前年比1.76ポイント増の9.66%である。

[表4-2-5] 直近5年間検察庁が受理したデザイン保護法違反事件の処理状況 [単位：件、人]

区分	事件 受理	処理							
		処分計	求公判		求略式	起訴率 (%)	不起訴	その他	
			拘束	不拘束					
2014	件	485	491	0	3	34	7.5	345	109
	人	707	708	0	3	42	6.4	488	175
2015	件	335	341	0	2	23	7.3	208	108
	人	530	542	0	2	27	5.4	313	200
2016	件	305	304	0	4	37	13.5	181	82
	人	511	512	0	9	45	10.5	289	169
2017	件	307	302	0	2	22	7.9	175	103
	人	597	582	0	5	32	6.4	278	267
2018	件	369	352	0	7	27	9.66	211	107
	人	635	591	0	11	31	7.11	304	245

* 出処：法務部刑事企画課

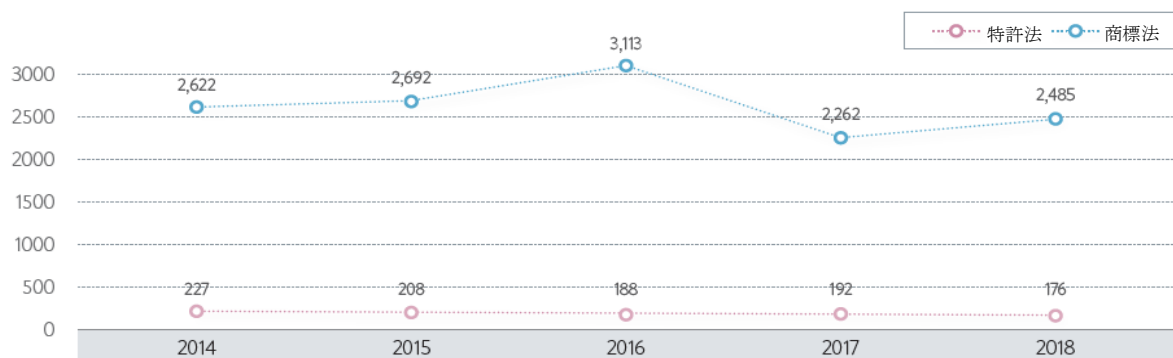
警察庁は産業財産権法律違反に対する定期及び特別取り締まり活動をしている。2018年に警察庁が特許法違反で受理した事件件数は前年比8.3%減の176件で、検挙された人数は364人、そのうち52人が起訴された。また、商標法違反では前年比9.9%増の2,485件を処理し、2,832人を検挙し、そのうち1,758人が起訴された。

[表4-2-6] 直近5年間警察庁が処理した産業財産権侵害事件の状況 [単位：件、人]

区分	2014	2015	2016	2017	2018	
特許法 違反	発生件数	227	208	188	192	176
	検挙人数	425	487	353	398	364
	起訴人数	75	59	66	73	52
商標法 違反	発生件数	2,622	2,692	3,113	2,262	2,485
	検挙人数	3,208	3,543	4,248	3,272	2,832
	起訴人数	2,296	2,727	3,251	2,514	1,758

* 出処：警察庁捜査課

[図4-2-1] 直近5年間警察庁が処理した産業財産権侵害発生件数 [単位：件]



* 出処：警察庁捜査課

2) 産業財産権侵害物品の輸出入制限

関税庁は2018年に商標権侵害物品を計154件摘発した。これは関税庁が摘発した産業財産権侵害物品の約96.9%と、通関段階で摘発される知的財産権侵害物品の多くは商標権侵害物品である。

[表4-2-7] 直近5年間の産業財産権侵害物品の摘発状況 [単位：件、億ウォン]

区分	2014		2015		2016		2017		2018	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
商標権	240	4,606	173	4,625	162	3,192	122	1,400	154	4,967
特許権	1	90	-	-	-	-	1	1	1	3
その他	6	9	2	4	4	3	3	1	4	70
計	247	4,705	175	4,629	166	3,195	126	1,402	159	5,040

* 出処：関税庁

摘発された商標権侵害物品は2017年までは減少傾向にあったが、2018年には前年に比べて26.2%増加した。侵害物品の総額も前年比約254.8%増の4,967億ウォンであった。

また、関税庁は2018年に商標権など知的財産権侵害物品298件に対して通関保留措置を取った。関税庁が通関保留措置を取った物品の多くは商標権侵害物品で、2015年までは増加傾向にあったが、2016年からは減少に転じた。

[表4-2-8] 直近5年間の知的財産権侵害物品の通関保留措置の実績 [単位：件]

区分	2014	2015	2016	2017	2018
商標権	327	363	278	255	245
その他	37	17	28	35	53
計	364	380	306	290	298

* 輸入申告後、通関段階で通関保留となった件に限り、個人物品（携帯品、郵便物など）は除く

* 出処：関税庁

知的財産権侵害物品をより迅速かつ効果的に鑑定・摘発するために、関税庁は2009年から知的財産権統合情報管理システム（Intellectual Property Information Management Systems, IPIMS）を運営している。IPIMSを通じて通関段階で産業財産権、著作権など知的財産権侵害の疑いがある物品に関する情報を権利者に伝送し、直接侵害の有無を鑑定できるようにしている。

2018年にIPIMSを通じて知的財産権者に侵害鑑定を申請した、侵害の疑いがある物品の件数は3,820件で、そのうち84%に当たる3,209件が知的財産権を侵害したことが明らかになった。

[表4-2-9] 直近5年間IPIMSを通じた侵害の疑いがある物品の鑑定状況 [単位：件]

区分	2014	2015	2016	2017	2018	
鑑定申請	1,299	3,789	3,387	3,448	3,820	
鑑定結果	侵害	1,144	3,367	2,688	2,819	3,209
	非侵害	155	422	699	629	611

* 出処：関税庁

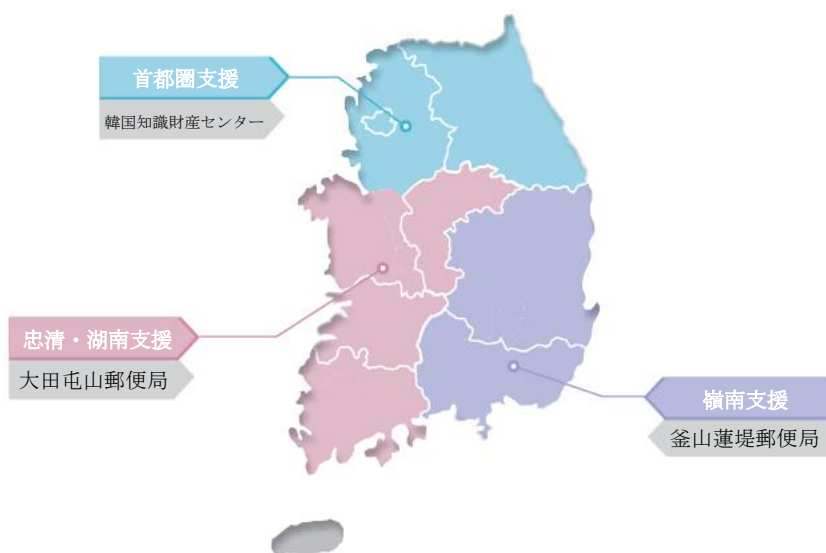
3) 模倣品に対するオン・オフラインでの取り締まり・是正勧告など

イ) 商標権特別司法警察の運営

特許庁は2010年9月、商標権特別司法警察を発足²⁹させ、ソウル、大田、釜山の3地域に商標権特別司法警察の地域事務所を設けて取り締まり人材を配置し、商標権を侵害した模倣品の販売者・流通者に対するオン・オフラインでの取り締まりを実施している。

2018年には前年比約127.5%減の542,505個の物品が押収された。これを正規品価格に換算すると364.6億ウォンに達し、前年に比べて約114%減少した。取り締まり物品数が減少するのは、近年、模倣品販売が秘密裏で知能的に行われており、模倣品流通業者の多くがオンラインで販売しているためである。

[図4-2-2] 圏域別オフラインでの取り締まり支援状況



* 出処：韓国知識財産保護院ウェブサイト (www.koipa.re.kr)

[表4-2-10] 直近5年間の商標権特別司法警察による模倣品取り締まり実績

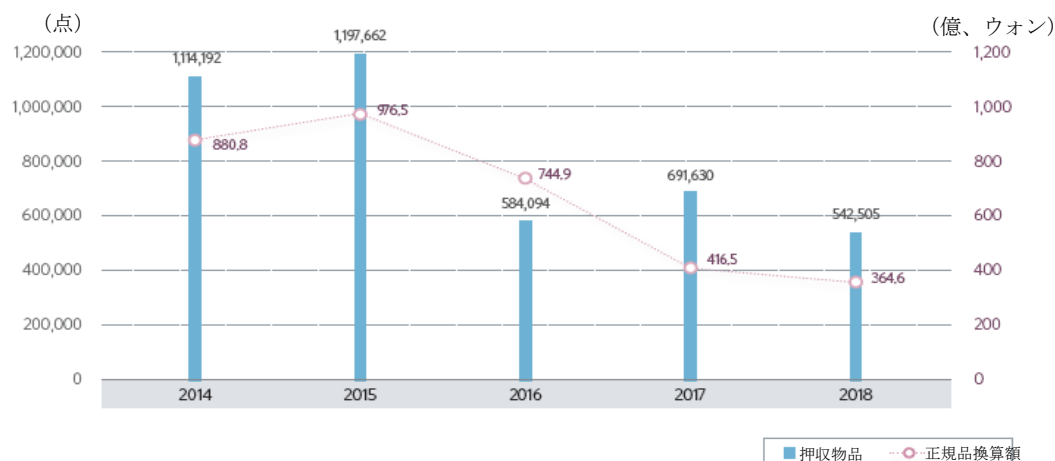
[単位：人、点、億ウォン]

区分	2014	2015	2016	2017	2018
刑事立件	430	378	351	362	361
押収物品	1,114,192	1,197,662	584,094	691,630	542,505
正規品換算額	880.8	976.5	744.9	416.5	364.6

* 出処：特許庁

²⁹ 「司法警察管理の職務を遂行する者とその職務範囲に関する法律」第5条第38号及び第6条第35号

[図4-2-3] 直近5年間の商標権特別司法警察による模倣品の押収件数及び正規品価額額



* 出処：特許庁

特別司法警察が押収した模倣品を分析した結果、衣類、かばん、時計など持続的に摘発される商品以外にもタイヤホイールのような国民の安全につながる商品も市場に流通していることが分かり、完成品だけでなく半製品状態の模倣品も韓国国内に搬入されることが明らかになった。

また、模倣品取締り強化及び流通根絶のために2006年から模倣品申告報奨金制度を運営しており、2018年には約1億 2千万ウォンの申告報奨金を支給した。

[表4-2-11] 直近5年間の模倣品申告報奨金の支給実績

区分	2014	2015	2016	2017	2018
支給額 (百万ウォン)	103	103	103	103	120.5
正規品換算額 (億ウォン)	1,249	1,916	1,245	1,841	2,530
支給額比実績 (倍)	1,212	1,860	1,209	1,787	2,100

* 出処：特許庁

ロ) オン・オフライン上の模倣品流通サイトの遮断・閉鎖要請及び是正勧告

特許庁はオンラインでの模倣品流通情報を常時収集し、オープンマーケット、SNS、個人ショッピングモールなどで模倣品が流通したことが明らかになると、オンライン事業者及び放送通信審議委員会に販売中止、又はサイトの遮断・閉鎖を要請する。

オンライン事業者に対する模倣品販売中止の要請件数は毎年増加している。2018年一年間の販売中止の要請件数は前年比約0.4%増の6,181件であり、個人ショッピングモールサイトの遮断・閉鎖件数は前年比約18%増の225件であった。

[表4-2-12] 直近5年間のオンラインでの模倣品流通サイトの遮断及び閉鎖件数

区分	2014	2015	2016	2017	2018
オープンマーケット、SNSなど (販売中止)	5,348	5,673	5,888	6,156	6,181
個人ショッピングモール (サイト遮断・閉鎖)	454	418	368	191	225
計	5,802	6,091	6,256	6,347	6,406

* 出処：韓国知識財産保護院

自治体は韓国知識財産保護院とともに、模倣品流通が頻発に行われた地域の小商人を対象に、模倣品流通行為に対する是正勧告を出し、是正履行の有無の確認をしている。また、司法機関及び商標権者などと共同で模倣品流通に対する合同取り締まりも推進する。

2018年一年間で自治体と韓国知識財産保護院が模倣品取り締まり活動を実施した結果、是正勧告を出し、是正が確認できた件数は前年比約1.4%増の2,362件であり、摘発物品数は前年比約0.1%減の6,511件であった。

[表4-2-13] 直近5年間の自治体の是正勧告実績

[単位：人、件、点]

区分	2014	2015	2016	2017	2018
是正勧告	1,806	1,816	1,732	1,632	1,651
履行の確認	457	461	564	695	711
摘発量	8,190	6,384	7,134	6,548	6,511

* 出処：韓国知識財産保護院

[表4-2-14] 2018年の自治体別の是正勧告支援実績

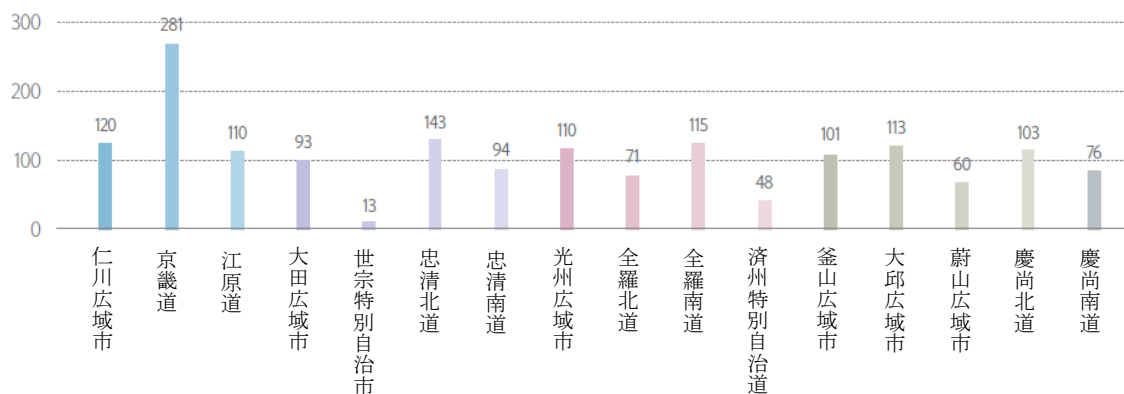
[単位：人、件、点]

区分	支援回数	是正勧告	履行確認	摘発品
仁川広域市	6	120	25	693
京畿道	37	281	146	1,904
江原道	7	110	40	373
大田広域市	9	93	60	311
世宗特別自治市	3	13	5	31
忠清北道	9	143	75	425
忠清南道	5	94	7	285
光州広域市	8	110	52	350
全羅北道	8	71	32	217
全羅南道	7	115	57	330
済州特別自治道	2	48	-	213
釜山広域市	7	101	47	262
大邱広域市	8	113	67	461
蔚山広域市	5	60	56	171
慶尚北道	5	103	17	317
慶尚南道	7	76	25	168
計	133	1,651	711	6,511

* ソウル特別市では民生司法警察団が自主的に取り締まりを実施し、是正勧告の関連業務をしていないため、この統計には集計されていない。

* 出処：韓国知識財産保護院

[図4-2-4] 2018年自治体別是正勧告件数



* 出処：韓国知識財産保護院

4) 産業財産権虚偽表示の取り締まり・是正

特許庁は産業財産権を虚偽表示することで消費者に誤認・混同を引き起こし、健全な商取引秩序を乱す行為を是正するために、知的財産権虚偽表示申告センターを設置・運営している。

同センターが受理する申告件数は毎年増加しており、その多くはオンラインで流通する製品に関わるものである。2018年一年間で知的財産権虚偽表示申告センターを通じて特許庁に申告された知的財産権虚偽表示件数は前年比約4.9%増の3,148件で、前年繰越申告件数を含む計3,301件に対して是正措置を完了した。特許庁と同センターはインターパーク、オークションなどのオープンマーケット、ティモン、クーポンなどのソーシャルコマース企業、ネイバーなどのインターネットポータル8社と官民合同協議体を構成し、オンラインマーケット販売者の認識向上のための教育及びオン・オフライン上の広報を行っており、オンラインショッピングモールの知的財産権虚偽表示製品に対する是正を合同で推進している。

[表4-2-15] 特許庁の知的財産権虚偽表示申告センター運営実績

[単位：件]

区分	2015	2016	2017	2018
申告受理	170	2,625	3,000	3,148
是正完了	-	2,068	3,292	3,301


* 出処：特許庁

医療機関の特許虚偽表示の摘発事例


特許庁は2018年、国民の健康・安全に密着する17,703の歯科（病院・医院）を対象に知的財産権虚偽表示について調べた結果、22歯科のウェブサイトとブログなどで38件の知的財産権虚偽表示を摘発した。摘発された歯科の主な違反内容は登録料の未払いなどで特許権が消滅した知的財産権の番号を表示したのが26件、商標やデザインを特許と表示したのが7件、登録が拒絶された番号を表示したのが4件、出願し審査中の特許を登録と表示したのが1件である。

特許庁は摘発し22の病院・医院に対して知的財産権を正しく表示するよう、是正措置を取り、オンライン上の虚偽表示の広告内容を直ちに修正させた。

歯科（病院・医院）知的財産権



7. 특허 등록을 거절 받다
항상 노력하고 공부하는 임원님께서 만들어 낸 'OOOO' 특허 등록을 보아야 할 것과
고려지 못한 치아로 자신있게 보이지 못했던 분들이 특별한 날 이문치아로 맞아 고상올라타 줬다 했다 할 수 있는 신개념 보철 II (ex) 연건, 소개 등, 골 윤이, 무당, 무퇴황경 등등)



OOOO 디자인 특허
백하고 안전한 동종임플란트를 위한 유일한 연구개발 결과
OOOO 디자인 특허를 취득하였습니다.

登録が拒絶された番号を表示

デザインを特許と表示



OOOOO 식립
'OOOOOO'는 임플란트의 작은 형태로 간단한 국소마취 후 시술이 가능하여 환자의 고통도 없이 여러 가지 어려운 치아이동을 자유롭게 합니다.
저희 OOOO 치과에서는 OOOO 원장님이 직접 개발하고 특허 출원한
(특허 제 10-0000000-00) 특수 니사 조립체를 사용함으로써 최대의 효과를 이끌어 냅니다.

権利が消滅した番号を表示

5) 不公正貿易行為の調査・制裁

貿易委員会は知的財産権侵害、又は原産地表示違反物品の輸出入など不公正貿易行為について調査し、違反業者に対しては侵害物品の輸出・輸入・販売・製造行為中止、搬入の排除及び廃棄処分などは正命令を出し、課徴金を課す。

2018年には知的財産権侵害9件、原産地表示違反1件が調査され、不公正貿易行為に対する調査申請の90%は知的財産権侵害案件であることが明らかになった。

貿易委員会は知的財産権侵害物品の輸出入など、不公正貿易行為を自発的に監視させるために（社団法人）貿易関連知的財産権保護協会、韓国知識財産保護院、韓国衣類産業協会、韓国玩具協会、韓国文化コンテンツライセンス協会、大韓化粧品協会などを「不公正貿易行為申告センター」に指定・運営している。

[表4-2-16] 直近5年間の不公正貿易行為に対する調査

[単位：件]

区分		2014	2015	2016	2017	2018
知的財産権 侵害	商標	1	-	2	2	3
	特許	4	9	8	5	4
	実用新案	-	-	-	-	-
	デザイン	2	-	1	1	-
	著作	-	-	-	-	2
	営業秘密	-	-	1	-	-
	小計	7	9	12	8	9
原産地表示違反		3	-	-	1	1
虚偽・誇張表示		-	-	-	-	-
輸出入の秩序の乱れ		-	-	-	-	-
計		10	9	12	9	10

* 出処：貿易委員会

2. 著作権

1) 著作権法違反者の検挙・処理

検察庁が受理した著作権法違反事件は知的財産権法事件の約70%に該当する。2018年に著作権法違反で検察が受理した事件件数は前年比26%減の13,824件で、検挙された人数は18,356人で2015年にピークを迎え、その後3年連続減少している。起訴率は前年比0.44ポイント増の6.64%である。

[表4-2-17] 直近5年間検察庁が受理した著作権法違反事件の処理状況

区分	事件 受理	処理							
		処分計	求公判		求略式	起訴率 (%)	不起訴 ³⁰	その他 ³¹	
			拘束	不拘束					
2014	件	36,970	37,030	5	122	2,153	6.2	30,407	4,343
	人	41,477	41,679	9	191	2,316	6.0	34,179	4,984
2015	件	45,426	45,573	2	100	1,869	4.3	39,995	3,607
	人	51,931	52,141	3	202	2,158	4.5	45,467	4,311
2016	件	26,113	26,142	2	64	1,315	5.3	22,304	2,457
	人	33,461	33,393	2	95	1,485	4.7	28,406	3,405
2017	件	18,677	18,637	1	83	1,079	6.2	15,186	2,288
	人	24,280	24,309	1	111	1,256	5.6	19,806	3,135
2018	件	13,824	13,820	8	68	841	6.64	10,317	2,586
	人	18,356	18,392	8	99	1,006	6.05	13,756	3,523

* 出処：法務部刑事企画課

³⁰ 不起訴は嫌疑なし、起訴猶予、罪とならず、公訴権なし、却下された場合をいう。

³¹ その他は起訴中止、参考人中止、保護事件送致、他官送致などをいう。

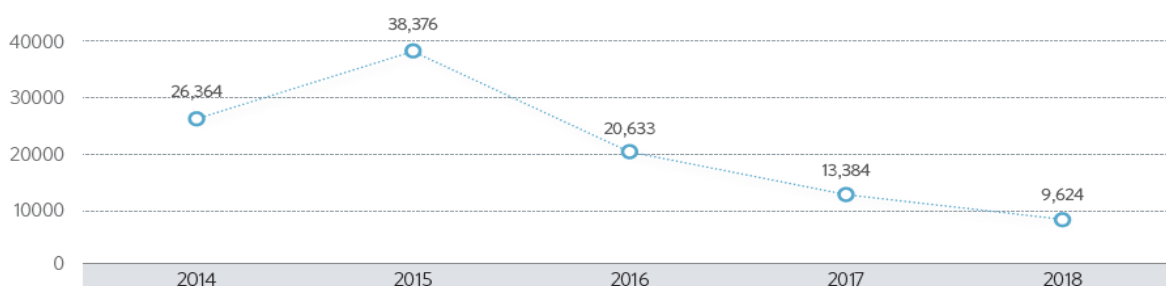
警察庁は著作権を保護するために著作権法違反に対する定期及び特別取り締まり活動を施行する。警察庁は2018年に前年比28%減の9,624件の著作権法違反事件を処理して11,724人を検挙し、そのうち2,921人が起訴された。著作権侵害事件は2015年以後減少傾向にある。

[表4-2-18] 直近5年間警察庁が処理した著作権侵害事件の状況 [単位：件、人]

区分		2014	2015	2016	2017	2018
著作権法 違反	発生件数	26,364	38,376	20,633	13,384	9,624
	検挙人数	27,463	39,920	22,168	14,629	11,724
	起訴人数	7,351	7,619	4,805	3,624	2,921

* 出処：警察庁捜査課

[図4-2-5] 直近5年間警察庁が処理した著作権侵害発生件数 [単位：件]



* 出処：警察庁捜査課

2) 著作権侵害物品の輸出入制限

関税庁が摘発する知的財産権侵害物品で最も多いのは商標権侵害物品で、次いで著作権侵害物品である。関税庁は2018年に前年比43.8%減の15件の著作権侵害物品を摘発した。著作権侵害物品数は減少したのに対し、摘発された著作権侵害物品の正規品換算額は前年比約67.9%増の141億ウォンであった。

[表4-2-19] 直近5年間の著作権侵害違反者に対する取り締まり実績 [単位：件、億ウォン]

区分	2014		2015		2016		2017		2018	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
著作権	16	459	17	25	12	128	29	84	15	141

* 出処：関税庁

関税庁が通関保留措置を取る著作権侵害物品数は2013年以来増加してきたが、2018年には前年比約4.2%減の14件であった。

[表4-2-20] 直近5年間の著作権侵害物品通関保留実績 [単位：件]

区分	2014	2015	2016	2017	2018
著作権	8	11	19	24	14

* 輸入申告後、通関段階で通関保留となった件に限り、個人物品（携帯品、郵便物など）は除く

* 出処：関税庁

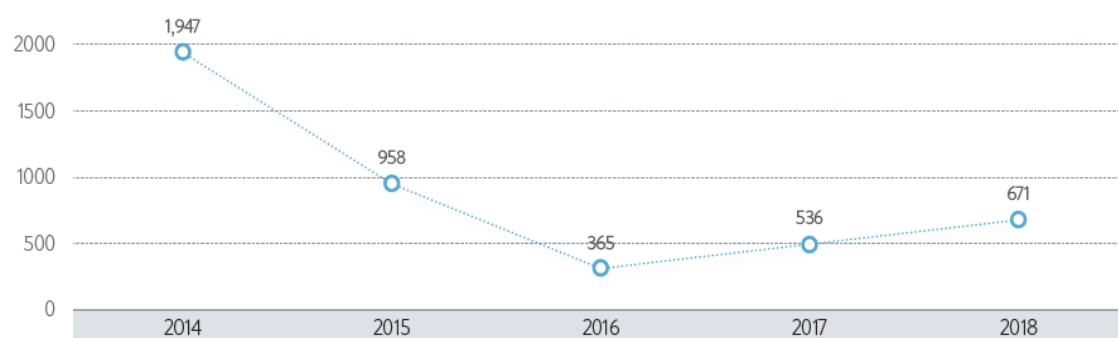
3) オン・オフライン上の違法コピー品に対する取り締まり及びモニタリング

イ) 著作権特別司法警察の運営及び科学捜査支援

文化体育観光部は2008年9月から著作権特別司法警察を運営している³²。著作権特別司法警察はソウル、釜山、世宗、光州、大邱の5地域に地域事務所を設け、該当管轄地域の著作権侵害に対する取り締まり及び捜査業務を担当する。

2018年に著作権特別司法警察は前年比25.2%増の671人の著作権侵害者を送検した。特に、著作権特別司法警察は新しい種類の著作権侵害に対応するために毎年、企画捜査を実施している。

[図4-2-6] 直近5年間の著作権特別司法警察による著作権侵害者の送検件数



* 出処：文化体育観光部

³² 「司法警察管理の職務を遂行する者とその職務範囲に関する法律」第5条第26号及び第6条第23号

[表4-2-21] 直近5年間の著作権特別司法警察の主要企画捜査の状況

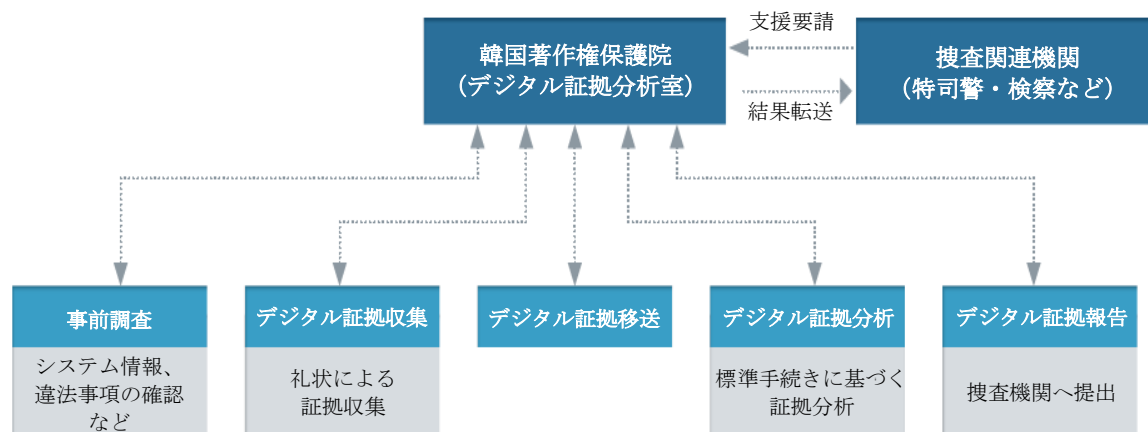
年度別		企画捜査名	推進実績
2014	上半期	違法な私設ゲームサーバーへの捜査 (10のサイト - 韓国初)	運営者15人を捜査
	下半期	トレント、ウェブハードへの企画捜査 (10のサイト)	運営者10人、アップローダー48人を 捜査
2015	上半期	ストリーミング・リンクサイトへの企画捜査 (10のサイト、iframe方式 - 韓国初)	運営者10人を捜査
	下半期	ストリーミング・リンクサイトへの企画捜査 (4のサイト、直接リンク方式 - 韓国初)	2016年上半期継続
2016	上半期	リンクサイトへの企画捜査 (4のサイト、直接リンク方式 - 韓国初)	運営者5人を捜査
	下半期	キャラクター違法コピー品の流通業者 (オンラインショッピングモールなど) への企画捜査	流通業者5人を捜査
	年中	違法SWへビーアップローダーへの企画捜査	アップローダー57人を捜査
2017	上半期	著作権侵害海外サイトへの企画捜査 (8のサイト)	運営者6人を捜査及び送検
	下半期	キャラクターのコピー商品の流通業者 及び販売業者への企画捜査	流通業者6人、販売業者（UF0キャッ チャーセンター）4人を捜査及び送検
	年中	SWの不法アップローダーへの企画捜査 (ウェブハードのヘビアップローダー)	アップローダー49人を捜査
	上半期	キャラクターのコピー商品の流通業者への 企画捜査	流通業者5人を捜査及び送検
2018	年中	違法な海外サイトへの企画捜査	9のサイト運営者など17人を 捜査及び送検
		ウェブハードの違法アップローダーへの 企画捜査	アップローダー70人を捜査

* 出処：文化体育観光部

デジタル著作権侵害科学捜査とは、著作権侵害犯罪に対するデジタル証拠資料が法的な証拠能力を持てるよう、標準化された手続きと方法によって収集・移送・分析・報告する一連の過程をいう。

文化体育観光部傘下の韓国著作権保護院は警察庁、検察庁、著作権特別司法警察隊などの捜査機関からデジタル証拠収集及び分析に対する技術支援の要請を受けて科学捜査を支援している。

[図4-2-7]デジタル著作権侵害科学捜査の手続き



* 出処：韓国著作権保護院

デジタル著作権侵害に対する科学捜査は拡大傾向にあり、2018年には512件の科学捜査が行われた。最近では漫画の著作権保護を要請する需要が増え、違法コピー漫画の共有サイトへの企画捜査を実施した。その結果、11のサイトを閉鎖させ、5のサイトの運営者を検挙した。また、大量化される海外著作権侵害サイトによって合法的な市場が蝕まれるのを防ぐために、著作権捜査の死角地帯であった海外トレントサイトに対する企画捜査を警察庁と共に推進して「夜のウサギ」、「トレントキム」というサイト運営者を検挙した。その他、ウェブハードでSWのクラックバージョン、非提携違法コピー品の常習アップローダー70人のアカウントに対する著作権侵害科学捜査もまた進めた。

[表4-2-22] 直近5年間のデジタル著作権侵害科学捜査の状況

[単位：件]

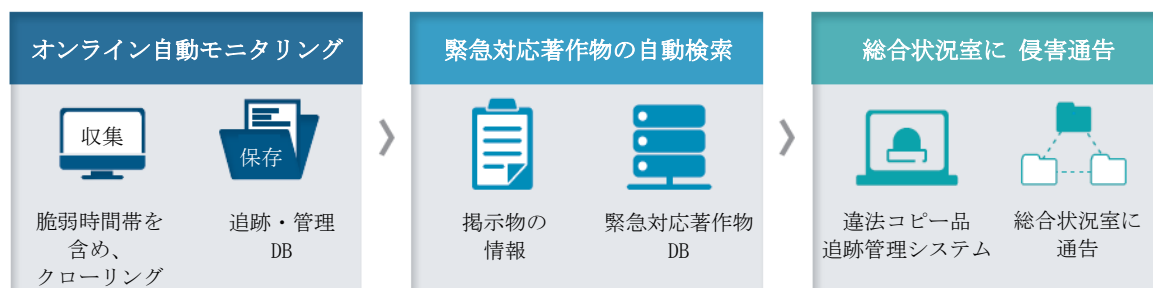
区分		2014	2015	2016	2017	2018
文化体育観光部	本部	76	119	233	313	239
	ソウル	39	127	44	17	53
	世宗	110	30	13	37	77
	光州	43	50	31	19	34
	釜山	71	59	56	32	51
	大邱	59	59	73	22	33
	小計	398	444	450	440	487
検察		13	3	0	0	0
その他		0	7	14	0	25
計		411	454	464	440	512

* 出処：韓国著作権保護院

また、文化体育観光部は自動検索技術をベースにオンライン上で違法で流通する著作物を自動モニタリングする「違法コピー品の追跡管理システム (Illegal Content Obstruction Program, ICOP)」で侵害媒体別違法コピー品の流通状況をリアルタイムで分析して著作権侵害総合対応システムに伝送し、これをデジタル著作権侵害科学捜査に活用している。2018年にはICOPの機能改善及び高度化作業を行ってモニタリング可能なサイトを拡大する一方、トレント最初違法

コピー品流布者に対して持続的に追跡・管理し、アップローダーの情報など捜査に必要な証拠資料の収集を自動化するなどデジタル著作権侵害科学捜査の効率性を高めた。

[図4-2-8] 違法コピー品の追跡管理システム運営の手続き



* 出処：韓国著作権保護院ウェブサイト（www.kcopa.or.kr）

ICOPを運営して2018年には前年比14%減の1,079,265件の違法コピー品をモニタリングした。具体的にはICOP-Wを通じてモバイルウェブハードを含んだウェブハード上の違法コピー品を集中的にモニタリングして839,899件の違法コピー品の揭示情報を収集し、ICOP-Tを通じてトレント及びリンクサイト上の違法コピー品239,366件を摘発した。

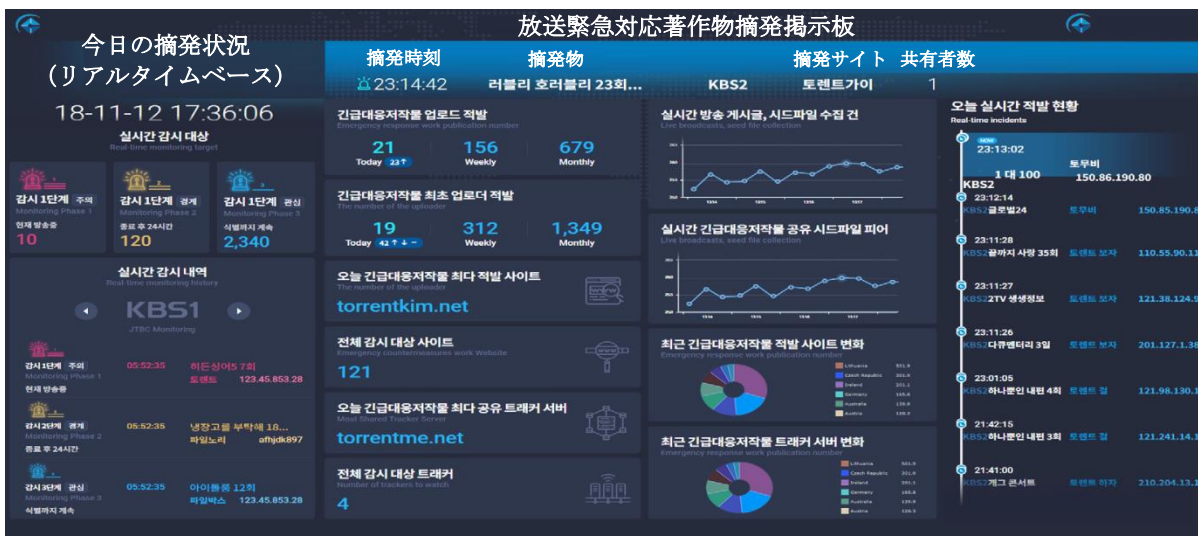
[表4-2-23] 直近5年間違法コピー品追跡管理システム（ICOP）のモニタリング実績

[単位：件]

区分	サイト	2014	2015	2016	2017	2018
ICOP-W	ウェブハード	255,866	348,280	224,159	501,266	839,899
ICOP-T	トレント	394,574	684,963	418,539	562,454	185,512
	リンクサイト	-	-	433,249	189,604	53,854
計		650,440	1,033,243	1,075,947	1,253,324	1,079,265

* 出処：韓国著作権保護院

[図4-2-9] オンライン違法コピー品流通分析システム (ICOP-T) の統計情報



* 出処：韓国著作権保護院

[表4-2-24] オンライン上の違法コピー品流通分析システム (ICOP-T) の運営状況³³

区分		2014	2015	2016	2017	2018
トレント	収集サイト数	58	103	167	244	244
	シードファイル収集数 (件)	393,384	722,336	418,539	562,454	185,512
	違法コピー品流通数 (件)	71,482,093	50,325,080	22,407,007	12,319,856	9,269,845
ストリーミング	収集サイト数	0	0	66	56	56
	違法コピー品流通数 (件)	0	0	433,249	189,604	53,854

* トレントでは1つのファイルから派生して違法コピーが行われるため、シードファイル収集数を基準とする。

* 出処：韓国著作権保護院

ロ) オンライン上の違法コピー品に対する在宅モニタリング運営

文化体育観光部はオンライン上の違法コピー品に対する常時対応体系を構築し、社会的弱者に対する雇用創出を支援するために韓国著作権保護院を通じてオンライン上の違法コピー品に対する在宅モニタリング事業を運営している。

在宅モニタリング事業では2008年に障害者30人が採用され、2018年には障害者、キャリアが途絶えた女性、国際結婚家庭、次上位階層、青年290人が採用され、在宅モニタリング要員として活動した。また、海外サイト上の著作権侵害の増加に伴い、2018年には外国語能力が優れた青年在宅モニタリング要員25人を別途で運営し、海外サイトへのアクセス遮断業務を支援した。

³³ 収集サイト数はICOP-Tを通じて収集したサイト数を、年度別シードファイル及び違法コピー品の流通件数は当該年度までの累積件数を意味する。

[表4-2-25] 直近5年間でオンライン上の違法コピー品に対する在宅モニタリング要員の数

区分	2014	2015	2016	2017	2018
運営人数 (人)	300	400	320	280	290

出处：韓国著作権保護院

在宅モニタリング要員はウェブハード、P2P、ポータル、トレント、非提携ストリーミング・リンクサイトなどを対象に音楽、映像、出版、ゲーム、漫画、ソフトウェアなどの違法コピー品に対するモニタリングを行っており、モニタリングの結果は著作権保護審議委員会の審議を経て是正勧告に活用している。

[表4-2-26] 直近5年間のオンライン上の違法コピー品に対する在宅モニタリングの運営状況
[単位：件]

区分	2014	2015	2016	2017	2018
音楽	81,991	190,802	78,568	36,000	65,885
映像	1,431,569	1,711,713	1,859,982	462,682	1,134,558
出版	40,519	35,300	11,449	29,239	46,062
ゲーム	35,006	13,216	6,669	18,156	40,915
漫画	50,825	36,055	29,631	38,917	88,161
SW	34,912	50,000	15,882	16,859	33,088
計	1,674,822	2,037,086	2,002,181	601,853	1,408,669

* 出处：韓国著作権保護院

ハ) オフライン上の違法コピー品を監視するシルバー監視員の運営

韓国著作権保護院は露店（屋台）、伝統市場、駅などでの違法コピー品販売に対する現場監視体系を強化するとともに、職についていない高齢者を雇用するために2012年からオフライン上の違法コピー品を監視するシルバー監視員制度を運営している。

60歳以上の高齢層からなるシルバー監視員は首都圏一帯を中心に違法コピー品の販売を監視し、販売現場を発見したら、その情報提供する役割を果たしている。2018年には計4,114件の違法コピー品の販売情報を提供し、計38件の違法コピー品に対する取り締まりを実施した。

[表4-2-27] 直近5年間シルバー監視員情報提供を通じた取り締まり状況

区分		2014	2015	2016	2017	2018
情報提供 (件)		1,292	3,283	5,229	5,045	4,114
取締 (件)		430	292	241	144	38
取締 (点)	音楽	2,824,646	1,501,766	1,054,343	567,668	186,734
	映像	17,489	6,605	3,547	1,344	147
	ゲーム	-	-	-	-	-
	計	2,842,135	1,508,371	1,057,890	569,012	186,881

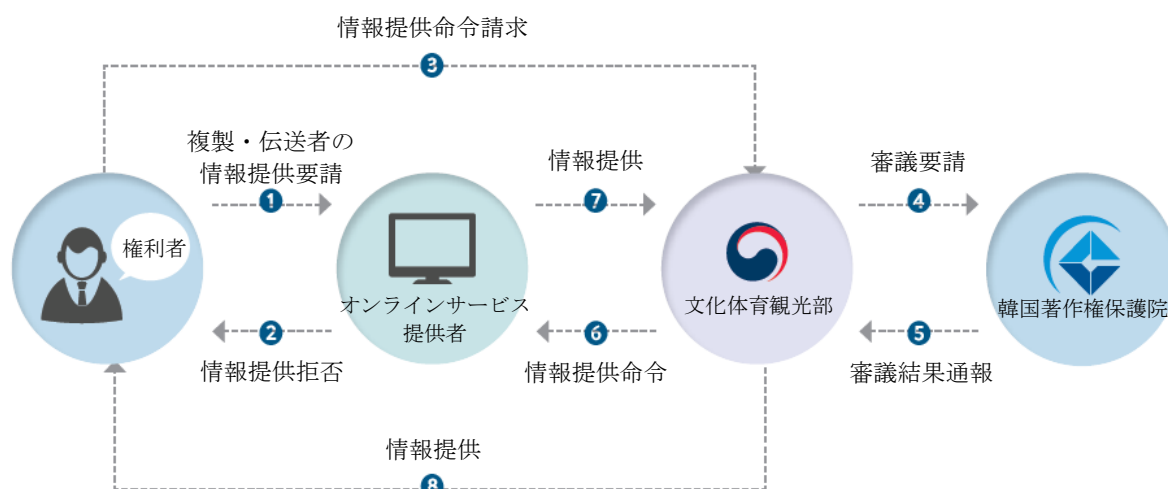
* 出处：韓国著作権保護院

4) オン・オフライン上の違法コピー品に対する是正勧告・廃棄処分などの措置

イ) オンライン上の違法コピー品に関する情報提供及び是正勧告

米韓自由貿易協定（FTA）の履行によって新設された著作権法第103条の3に基づき、権利者は民事・刑事訴訟を起こす目的で該当オンラインサービス提供者に複製・伝送者の情報提供を要請したが拒否された場合、文化体育観光部長官に該当オンラインサービス提供者に対して情報提供に対する命令を請求することができる。文化体育観光部長官は複製・伝送者に関する情報提供請求のために韓国著作権保護院に審議を要請している。

[図4-2-10] 複製・伝送者に関する情報提供請求の手続き



* 出处：韓国著作権保護院

韓国著作権保護院は文化体育観光部長官の情報提供請求審議の要請を受け、2018年には8,146の請求アカウントのうち6,753のアカウントに対して情報提供を可決した。

[表4-2-28] 違法複製・伝送者に関する情報提供請求関連の韓国著作権保護院の審議状況

[単位：回、件]

区分	2014	2015	2016	2017	2018	
審議回数	13	12	11	22	21	
アカウント数	3,613	1,607	1,258	8,874	8,146	
審議結果	可決	651	813	964	7,786	6,753
	否決 ³⁴	2,962	794	294	1,088	1,393

* 出处：韓国著作権保護院

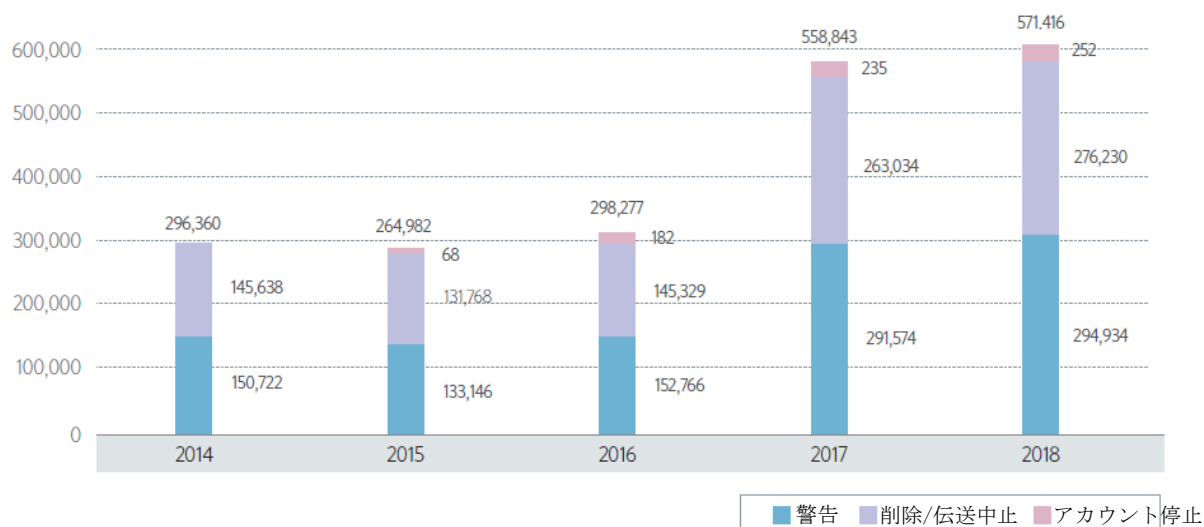
文化体育観光部はオンラインで違法コピー品が流通する場合、オンラインサービス提供者に対し、「著作権法」第133条の3に基づき、違法コピー品の削除や伝送中断、違法コピー・伝送者に対する警告、繰り返して違法コピー品を伝送した者のアカウント停止などの是正勧告の措置を取っている。2018年に文化体育観光部はオンライン上の違法コピー品571,416件に対して是正勧告を出した³⁵。

³⁴ 否決した理由はオンラインサービス提供者のアカウント事実の確認不可、権利疎明不足、揭示日時の確認不可などである。

³⁵ 是正勧告の業務は、従来は韓国著作権委員会で行っていたが、著作権保護体系の一本化のために2016年9月30日に立ち上げ

[図4-2-11] 直近5年間のオンライン上の違法コピー品に対する是正勧告の措置状況

[単位：件]



* 出処：韓国著作権保護院

流通ルートごとに取った是正勧告の状況を見れば、ウェブハード499,349件、ポータル70,952件、トレントなどその他サイト1,115件の順であった。是正勧告を受けたオンラインサービス提供者などの履行率は99%に達している。これは、オンライン上の違法コピー品流通根絶に関わる行政措置が効果的であることを示す。ただし、違法サイトが国内の取り締まりを避けて海外にサーバーを移転し、トレント及びストリーミングサイトなどに対する是正勧告件数が前年に比べて減少した。

[表4-2-29] ルーツごとに見たオンライン上の違法コピー品に対する是正勧告の状況

[単位：件]

区分	2017年	2018年	前年比増減	
			件	伸び率 (%)
ウェブハード	496,862	499,349	△2,487	△0.5%
P2P	1,342	-	▽1,342	▽100%
ポータル	55,300	70,952	△15,652	△28.3%
その他 (トレント、ストリーミングサイトなど)	1,339	1,115	▽224	▽16.7%
計	554,843	571,416	△16,573	△3.0%

* 出処：韓国著作権保護院

られた韓国著作権保護院に移管されて行われている。

ロ) オフライン上の違法コピー品の回収・廃棄

文化体育観光部は著作権を侵害した違法コピー品、又は著作物の技術的保護措置を無力化するために製作された機器、装置、情報、プログラムなどを回収・廃棄・削除する業務を韓国著作権保護院に委託している³⁶。

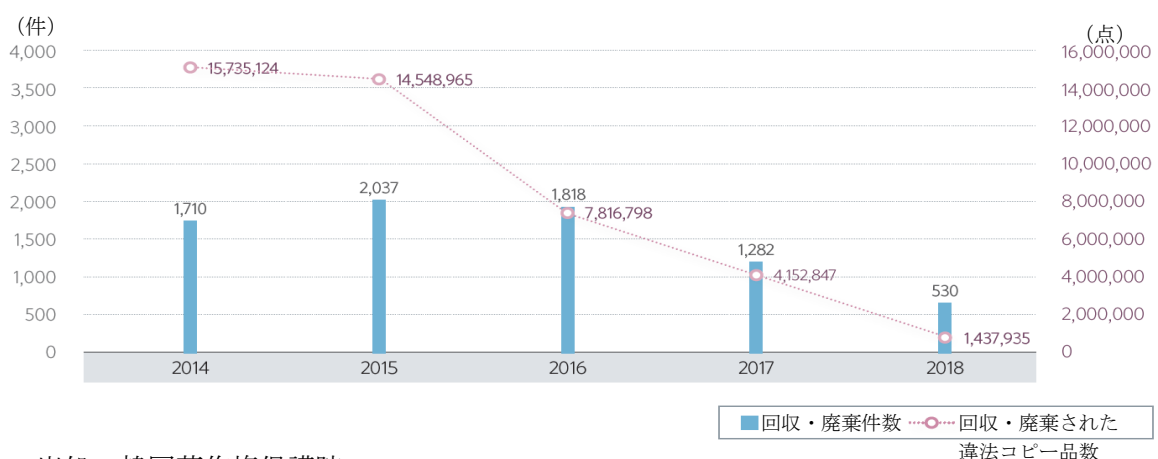
2018年一年間で530件、1,437,935点の違法コピー品が回収・廃棄された³⁷。回収・廃棄した違法コピー品のうち、音楽・映像の違法コピー品が2017年から急減したのは、音楽・映像著作物の利用方式が従来のCDやDVD形態からデジタルファイル形態のダウンロードやストリーミングに変化したためであろう。このような環境の変化により、2018年から違法コピー品の取り締まり活動と並行して生計型の小規模露店や業者などを対象に2,799件³⁸の大々的な周知・予防活動を推進した。

[表4-2-30] 直近5年間のオフライン上の違法コピー品の回収・廃棄状況

区分	2014		2015		2016		2017		2018	
	件	点	件	点	件	点	件	点	件	点
音楽	935	15,320,691	996	14,420,282	920	7,678,109	575	4,066,941	186	1,402,744
映像	382	380,419	527	106,748	432	84,028	157	13,761	38	1,381
出版	392	33,576	510	16,697	456	21,443	503	34,980	302	15,545
ゲーム	1	409	2	208	-	-	-	-	-	-
キャラクター商品	-	29	2	5,030	10	33,218	47	37,165	4	18,265
計	1,710	15,735,124	2,037	14,548,965	1,818	7,816,798	1,282	4,152,847	530	1,437,935

* 出処：韓国著作権保護院

[図4-2-12] 直近5年間のオフライン上の違法コピー品の回収・廃棄状況



* 出処：韓国著作権保護院

³⁶ 違法コピー品の回収・廃棄・削除の業務は、従来は著作権法第133条に基づいて著作権保護センターで行っていたが、著作権保護体系の一本化のために2016年9月30日に立ち上げられた韓国著作権保護院に移管されて行われている。

³⁷ 「件」は取り締まりによって摘発された露店、製作工場などの数を、「点」は摘発された違法コンテンツの数を意味する。

³⁸ 音楽518件、プラス4件、出版2,275件、キャラクター商品2件

また、毎年大学の学期が始まる3月と9月には大学及び大学近くの印刷業者、学院（塾）街などを集中的に取り締まっている。2018年の違法コピーの取り締まり件数は前年比約37.8%減の28件である。これは、2017年下半期に大学近くの印刷業者のコンピュータに保存された大学教材のPDFファイルを見つかり、現場で削除する措置を取ったことと、2018年に入り出版業界と官民が協力して大学教材を違法コピーする者に対する刑事措置を強化したためであろう。

[表4-2-31] 大学周辺での出版物の違法コピーに対する取り締まり状況 [単位：件、点]

区分	2014		2015		2016		2017		2018	
	上半期	下半期	上半期	下半期	上半期	下半期	上半期	下半期	上半期	下半期
件数	195	174	237	222	284	135	239	221	147	139
数量	9,740	5,734	12,058	4,277	17,391	3,913	9,106	25,700	9,516	5,949

* 出処：韓国著作権保護院

5) 正規品SWの使用点検

文化体育観光部の著作権特別司法警察は中小企業向けのSWの違法コピー防止及び正規品使用の周知、公共機関でのSW使用を点検するために、現場を訪問して点検を実施した。2018年には中小企業3,151社を対象に正規品ソフトウェアを使用するよう、周知活動を行った。

[表4-2-32] 中小企業を対象にした正規品SW使用の周知活動 [単位：社]

区分	2014	2015	2016	2017	2018
周知活動の対象となった 中小企業	2,504	2,510	3,704	3,100	3,151

* 出処：文化体育観光部

また、公共機関におけるSWの適法使用のために、2012年6月制定した「公共機関のSW管理に関する規定」に基づき、毎年公共機関におけるSWの使用実態を点検している。まず、各公共機関は毎年4月から6月に機関に「インストールされたSWの数量」と「正規品SWのライセンス数量」を比較する自体点検の結果を韓国著作権保護院に提出し、これを基に文化体育観光部は提出しない機関とSWの違法コピーが発見された機関などに対して現場点検を実施した。

2018年に文化体育観光部は計2,800の機関に対する正規品SW使用の自主的点検を実施し、そのうち274機関を対象に現場点検を推進するなど、2017年に比べて対象機関の数を増やした。調査結果、確認された違法コピー率は1%未満であることが明らかになった。

[表4-2-33] 直近5年間の公共機関における正規品SW使用の自体・現場点検 [単位：件、%]

区分	2014		2015		2016		2017		2018	
	自主	現場	自主	現場	自主	現場	自主	現場	自主	現場
対象機関の数	2,478	195	2,682	195	2,709	246	2,750	260	2,800	274
違法コピー率	0.13	0.47	0.20	0.58	0.19	0.19	0.84	0.52	0.31	0.43

* 出処：韓国著作権保護院

6) 著作権侵害常時対応体系の構築

文化体育観光部と韓国著作権保護院は24時間・365日常時対応体系を構築することで、著作権侵害が発生したらリアルタイムで状況を把握し、迅速な措置を取って侵害対応のゴールデンタイムを確保するために、「著作権侵害対応総合状況室」を2018年11月に開所した。

[図4-2-13] 著作権侵害対応総合状況室の運営



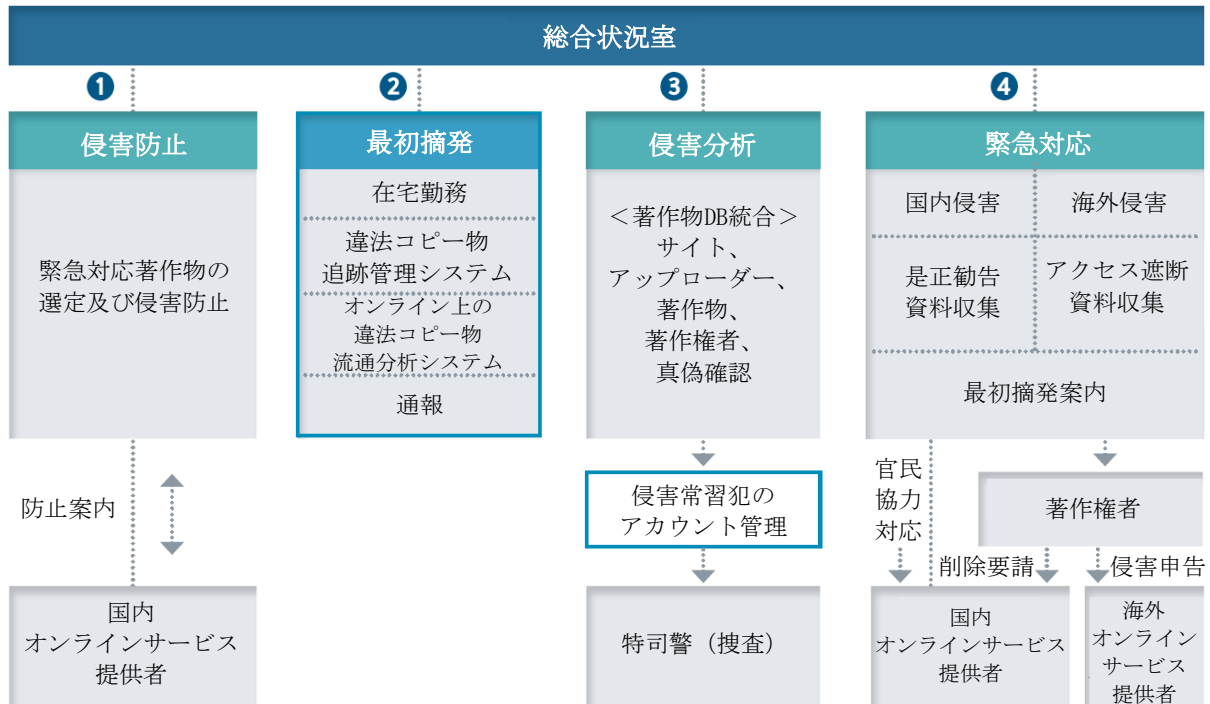
* 出処：韓国著作権保護院ウェブサイト (www.kcopa.or.kr)

[表4-2-34] 著作権侵害対応総合状況室の主要機能

-
- ・ 著作権侵害サイトのライフサイクル（生成→運営→変化→閉鎖）の統合管理及び活用
 - ・ 著作物Meta DB（著作物名、権利者、隣接権者、その他情報など）の標準化適用
 - ・ 収集された各種侵害情報のビッグデータ化で分析及び予測資料を活用
 - ・ 分散した異器種システム間の著作権保護統計情報をリアルタイムで提供
 - ・ 緊急対応著作物（キラーコンテンツ）の対象権利者への侵害通知（お知らせ）機能を提供
 - ・ 検察・警察、特別司法警察、権利者、国民など、需要者が要請する情報を提供
-

* 出処：韓国著作権保護院ウェブサイト (www.kcopa.or.kr)

[図4-2-14] 緊急対応著作物の防止及び保護体系



* 出処：韓国著作権保護院

7) 著作権OK指定制度の運営

著作権OK指定制度とは、オン・オフライン上で著作権権利関係を確認して合法的方式でコンテンツを販売・流通・サービスする業者などを対象に「著作権OK」指定ロゴを付与し、正規品コンテンツ販売業者として認めることを意味する。合法と不法サービスの境界が曖昧になり、著作権侵害による利害当事者間の対立が深まるなか、オン・オフライン上のサービス提供者に対する客観的かつ信頼性のある指標が必要となり、著作権OK指定事業が推進された。

[図4-2-15] 著作権OKロゴ（マーク）



著作権OK指定の手続きは指定ガイドラインに基づいて行われる。このガイドラインは著作権OK指定を希望したり、合法的サービスへの転換を模索しているオン・オフライン上のサービス提供者のために設けられ、合法的なサービス提供のための具体的な方法と基準を提示している。2018年には著作権OK指定事業のより効率的な管理のために著作権OKウェブサイト（www.copyright.ok.kr）の機能を改善し、相談室コーナーを運営して教育・コンサルティングを支援し、英語版ウェブトゥーンも開設した。

著作権OKとして指定されたオン・オフラインの業者には認証と同時に、対内広報・対外広報による知名度向上につながるように支援している。また、指定後も持続的なモニタリング及び評価委員会の運営を行って再評価を実施し、著作権OK指定事業の公正性と透明性を確保している。

2018年にはオンライン販売業者29人、オフライン販売業者331人、計360人が新規に指定された。2018年12月末時点累計で著作権OK指定業者数はオンラインサイト213、オフライン1,116、計1,329である。

[表4-2-35] 著作権OKオンラインサイトの指定状況

[単位：件]

区分	総指定数	指定取消数	現在指定数	備考
音楽	22	7	15	音源、楽譜、MRなど
映像	26	21	5	映像、ドラマなど
出版	20	2	18	電子書籍、ウェブ小説など
ゲーム	2	2	0	-
漫画	23	3	20	漫画、ウェブトゥーンなど
教育	46	15	31	eラーニング
その他	71	8	63	公共、DB、イメージ、ニュースなど
B2B	16	2	14	コンテンツB2Bサービス
モバイル	56	9	47	モバイルアプリ
計	282	69	213	-

* 出処：韓国著作権保護院

[表4-2-36] 著作権OKオフライン売り場の指定状況

[単位：件]

区分	音楽	出版	その他 ³⁹	小計
ソウル特別市	27	198	34	259
仁川広域市	3	13	5	21
釜山広域市	7	120	9	136
大邱広域市	3	6	7	16
大田広域市	3	45	1	49
光州広域市	1	72	12	85
蔚山広域市	1	4	2	7
京畿道	8	199	47	254

³⁹ 映像DVD、楽譜、複合売り場(音楽・図書、アクセサリなどを販売)などを含む。

世宗特別自治市	1	1	1	3
江原道	-	12	9	21
忠清北道	1	34	4	39
忠清南道	1	24	5	30
慶尚北道	1	18	3	22
慶尚南道	2	49	9	60
全羅北道	2	53	3	58
全羅南道	1	26	6	33
濟州道	-	22	1	23
計	62	896	158	1,116

* 出処：韓国著作権保護院

3. 営業秘密及び産業技術

1) 不正競争防止法違反者の受理・処理

2018年に検察庁が受理した不正競争防止法違反の件数は前年比121%増の484件で、このうち13.61%が起訴された。起訴率は前年比10.39ポイント減少した。

[表4-2-37] 直近5年間検察庁が受理した不正競争防止法違反事件の処理状況

区分	事件 受理	処理							
		処分計	求公判		求略式	起訴率 (%)	不起訴	その他	
			拘束	不拘束					
2014	件	231	203	0	11	39	24.6	104	49
	人	553	486	0	23	48	14.6	235	180
2015	件	268	226	2	12	54	30.1	108	50
	人	616	513	2	37	73	21.8	264	137
2016	件	277	236	0	11	42	22.5	118	65
	人	636	507	0	26	54	15.8	250	177
2017	件	219	192	1	7	38	24	97	49
	人	499	458	2	24	51	16.8	223	158
2018	件	484	441	0	6	54	13.61	246	135
	人	896	791	0	17	73	11.38	411	290

* 出処：法務部刑事企画課

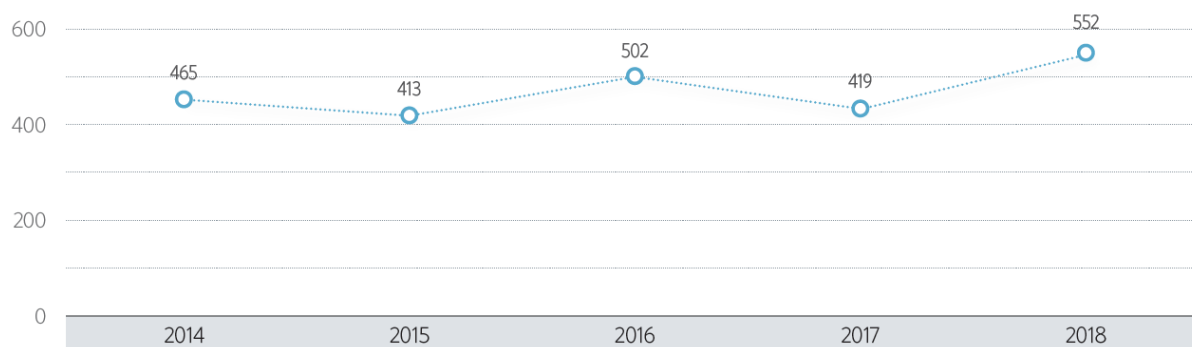
2018年に警察庁が処理した不正競争防止法違反の件数は前年比32%増の552件で、検挙された人数が1,176人で、そのうち511人が起訴された。

[表4-2-38] 直近5年間警察庁が処理した不正競争防止法違反事件 [単位：件、人]

区分		2014	2015	2016	2017	2018
不正競争防止法 違反	発生件数	465	413	502	419	552
	検挙人数	1,081	997	1,166	1,002	1,176
	起訴人数	484	449	462	427	511

* 出処：警察庁捜査課

[図4-2-16] 直近5年間警察庁が処理した不正競争防止法違反事件の発生件数 [単位：件]



* 出処：警察庁捜査課

2) 産業技術流出防止法違反者の受理・処理

検察庁が受理・処理する産業技術流出防止法違反の件数が多くないが、持続的に増加している。2018年度には前年比63%増の39件を受理し、起訴率は33.33%であった。

[表4-2-39] 直近5年間検察庁が受理した産業技術流出防止法違反事件の処理状況

区分	事件 受理	処理							
		処分計	求公判		求略式	起訴率 (%)	不起訴	その他	
			拘束	不拘束					
2014	件	5	7	0	1	1	28.6	3	2
	人	21	21	0	3	1	19.0	11	6
2015	件	9	7	0	2	2	57.1	2	1
	人	24	24	0	2	4	25.0	14	4
2016	件	16	12	1	7	0	66.7	1	3
	人	37	26	1	16	0	65.4	4	5
2017	件	24	26	3	3	1	26.9	8	11
	人	53	58	3	10	1	24.1	21	23
2018	件	39	30	4	5	1	33.33	3	17
	人	127	101	7	18	2	26.73	12	62

* 出処：法務部刑事企画課

3) 技術流用行為に対する職権調査及び制裁

下請取引における不当な技術侵害を防止するために、公正取引委員会は2017年9月に「技術流用根絶対策」に基づき、技術流用事件のみを担当する技術流用TFを設置し、2018年11月に正式に技術流用監視チームを新設した。本チームは「2018年下請けに関する書面実態調査」の結果を活用して集中監視業種を選定し、職権調査を実施した。2件の技術流用行為を制裁し、これを公表して今後の技術奪取行為の抑制を図った。

[表4-2-40] 2018年技術流用の制裁状況

件数	制裁対象企業	技術侵害行為	制裁内容
1	(株) インフラコア	掘削機部品を納品してきた既存の下請け業者であるA社の製作図面など技術資料をB社に提供し、B社が部品開発を完了したらA社との取引を中止した事件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 是正命令 ・ 3億 7,900万ウォンの課徴金を課す ・ 法人及び役員を告発
2	(株) HONORS	水拭き掃除機の主要部品である電源制御装置を納品してきた既存の下請け業者であるA社の回路図面などをB社など第三者者に提供し、その業者が提出した類似部品、サンプル、見積書などを利用してA社の納品単価を20%程度大幅引き下げた事件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 是正命令 ・ 5億ウォンの課徴金を課す ・ 法人及び役員を告発

* 出処：公正取引委員会

4) 不正競争行為調査・是正勧告

特許庁は公正な取引慣行に反する不正な手段を使ったり、他人の信用にタダ乗りする第三者の不正行為を防止し、営業主と消費者の利益保護及び健全な商取引秩序の活性化のために、2018年に不正競争行為情報提供センターを新設した。

担当調査官は商品・営業主の混同、原産地・出所地・品質などの誤認、他人の商品形態模倣、経済的価値を持つアイデアに対する奪取などの不正競争行為に対して調査・是正勧告する。特に、2018年4月18日に「不正競争防止法」を改正し、アイデア奪取行為を不正競争行為のある類型とみなす同法第2条第1号ヌ目⁴⁰が新設された後、計29件が申告され、そのうち6件に対する調査を実施した。

[表4-2-41] 最近2年間の不正競争行為に対する調査及び是正勧告の処理件数

区分	処理件数	是正勧告	自主是正	申告撤回	その他
2017	1	1	0	0	0
2018	63	6	22	15	20

* 出処：特許庁

⁴⁰ 「不正競争防止法」〔法律第15580号、2018.4.17、一部改正〕第2条第1号ヌ目：事業提案、入札、公募など取引交渉、又は取引過程で経済的価値を持つ他人の技術的、又は営業上のアイデアが含まれた情報をその提供目的に違反して自分又は第三者の営業上の利益のために不正使用したり、他人に提供して使わせる行為。ただし、アイデアを提供された者が提供される当時、すでにそのアイデアを知っていたり、そのアイデアが同業界で広く知られた場合はその限りではない。

4. 新知的財産

1) 植物新品種保護法違反者の検挙・処理

植物新品種保護法違反で検察庁が受理した事件件数は増加傾向にあったが、2018年には前年比7%減の39件でとなった。一方で検挙された人数は前年比64.7%増の112人であった。

[表4-2-42] 直近5年間検察庁が受理した植物新品種保護法違反事件の処理状況

区分	事件 受理	処理							
		処分計	求公判		求略式	起訴率 (%)	不起訴	その他	
			拘束	不拘束					
2014	件	1	1	0	0	0	0	1	0
	人	1	1	0	0	0	0	1	0
2015	件	11	6	0	0	1	16.7	2	3
	人	24	19	0	0	3	15.8	7	9
2016	件	12	15	0	2	3	33.3	5	5
	人	20	21	0	2	3	23.8	10	6
2017	件	42	37	0	1	6	18.9	9	21
	人	68	64	0	1	7	12.5	17	39
2018	件	39	41	0	1	8	21.95	15	17
	人	112	109	0	1	13	12.84	34	61

* 出処：法務部刑事企画課

2) 不法・不良な山林種子の取り締まり・処理

山林庁は不法・不良な種子を根絶するために、流通に対する取り締まりを強化し、違反行為を摘発して告発し、過料を課すなどの行政措置を取っている。山林庁による流通取り締まり件数及び違反行為摘発件数は2014年から2017年までは増加傾向にあったが、持続的に流通取り締まりを行い、2018年には前年に比べて約17.2%減少した。これは、健全な流通秩序を確立するために持続的な取り締まりを行ったためである。

[表4-2-43] 直近5年間山林庁が受理した植物新品種保護法及び種子産業法違反事件

区分		2014	2015	2016	2017	2018	
流通取り締まり		16	18	27	31	34	
違反行為 摘発	事件処理	種子産業法	-	-	7	21	10
		品種保護権侵害	-	-	-	5	-
	告発		1	4	5	4	5
	過料		-	2	-	7	10
	警告（文書）		2	1	-	32	19
	周知（口頭警告）		12	26	37	22	22
計		15	33	49	91	66	

* 出処：国立山林品種管理センター

[図4-2-17] 2018年苗木市場の品種流通秩序に対する取り締まり



* 出処：山林庁

2018年に山林庁に申告された品種の生産・輸入販売申告件数は340件であり、山林庁が種子の輸入要件を承認した件数は1,701件である。

[表4-2-44] 直近5年間の山林庁の品種生産・輸入販売申告及び種子輸入要件の承認件数

区分	2014	2015	2016	2017	2018
生産・輸入販売申告	401	154	129	324	340
種子輸入要件の承認	970	1,443	1,708	1,562	1,701

* 出処：山林庁

3) 品種保護権侵害者に対する捜査

農林畜産食品部傘下の国立種子院は品種保護権侵害紛争を解決するために特別司法警察を活用して捜査している。2018年に発生した品種保護権侵害件数は12件で、前年に比べて急減した。

[表4-2-45] 直近5年間農林畜産食品部の品種保護権侵害発生件数

区分	2014	2015	2016	2017	2018
受理件数	-	2	1	29	12

* 出処：国立種子院

第3節 知的財産紛争解決

1. 審判及び訴訟

1) 産業財産権の審判及び訴訟

イ) 審判及び審決取消訴訟

特許審判院に2018年に請求された産業財産権の審判件数は前年比4.9%減の10,151件であり、特許審判請求件数は2015年以後減少している。

[表4-3-1] 直近5年間の産業財産権関連の審判請求状況 [単位：件]

区分	2014	2015	2016	2017	2018
特許	7,335	9,112	6,796	5,798	4,876
実用新案	251	252	306	241	207
デザイン	572	477	512	422	478
商標	3,823	4,145	4,346	4,216	4,590
計	11,981	13,986	11,960	10,677	10,151

* 出処：特許庁、「2018年知的財産白書」

特許審判院の審決に対し、特許法院に審決取消訴訟が提起された比率は減少する傾向にあり、2018年の提訴率は前年比0.1ポイント増の11.7%にとどまった。2018年の特許審判院の審決に対する特許法院の取消率は前年比2.9ポイント減の22.2%であった。

一方、2018年に特許法院の判決に不服として大法院に上告された件数は、前年比22.6%減の250件であった。2018年に大法院で特許法院の判決を破棄した比率は前年比3.5ポイント増の7.2%であった。

[表4-3-2] 直近5年間の特許法院及び大法院における審決取消訴訟の状況 [単位：件]

区分		2014	2015	2016	2017	2018
特許法院	審決	6,567	6,347	6,417	7,389	7,473
	提訴	954	873	987	859	877
	提訴率 (%)	14.5	13.8	15.4	11.6	11.7
	判決件数	971	817	889	971	887
	取消判決	247	198	255	244	197
	取消率 (%)	25.4	24.2	25.3	25.1	22.2
大法院	上告件数	284	240	319	323	250
	宣告	315	257	278	297	276
	破棄件数	22	17	12	11	20
	破棄率 (%)	7.0	6.6	4.3	3.7	7.2

* 出処：特許庁、「2018年知的財産白書」

ロ) 侵害禁止請求（民事本案）

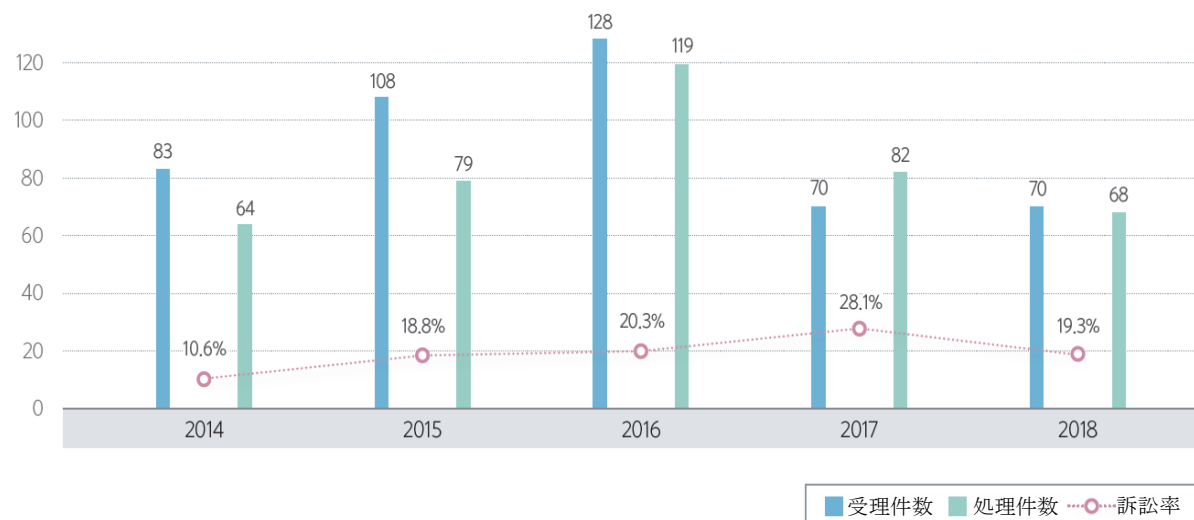
特許権侵害禁止請求（民事本案⁴¹）の受理件数は2016年までは増加傾向にあったが、2017年に減少傾向に転じた。2018年、特許権侵害禁止請求に対する民事1審法院の平均処理日数は前年に比べて約43日増加したことが分かり、民事1審法院での調停・和解・移送などを除く原告勝訴率は19%である⁴²。

[表4-3-3] 直近5年間の特許権侵害禁止請求の民事本案（1審）の処理状況 [単位：件、日]

年度	受理 件数	処理件数											平均 処理 日数
		原告勝	原告 一部勝	原告敗	却下	訴えの 取り下げ	調停	和解	認諾	移送	その他	計	
2014	83	2	3	23	0	19	2	3	0	4	8	64	315.7
2015	108	4	5	8	2	28	3	5	0	8	16	79	303.6
2016	128	5	9	28	0	31	6	1	1	6	32	119	313.7
2017	70	8	10	33	1	12	3	5	0	2	8	82	499.9
2018	70	1	10	25	1	20	3	7	0	0	1	68	543

* 出処：法院行政処

[図4-3-1] 直近5年間の特許権侵害禁止請求の民事本案（1審）処理状況 [単位：件]



* 出処：法院行政処

⁴¹ 本案判決は原告の請求に実質的な理由があるか、又は上訴による不服の主張に実質的な理由があるのかについて判断する終局判決である。

⁴² 勝訴率= (原告勝+原告一部勝+認諾) / (原告勝+原告一部勝+認諾+原告敗+却下+訴えの取り下げ)

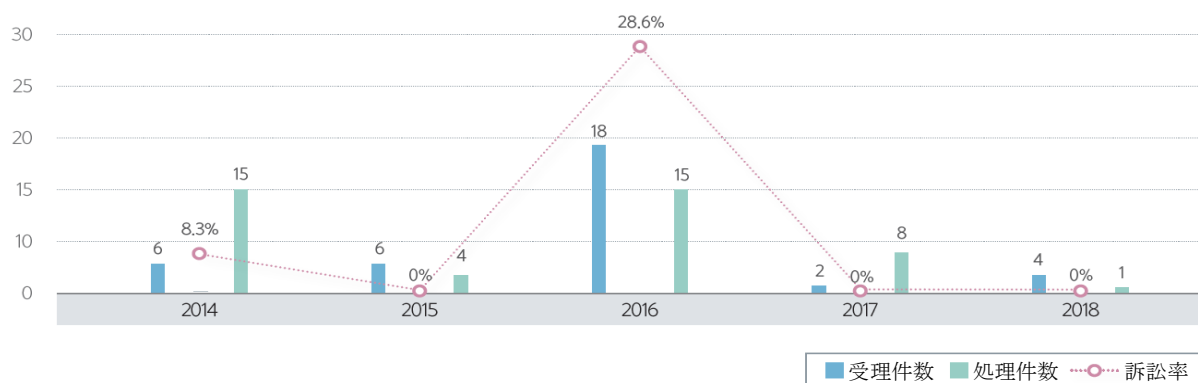
実用新案権侵害禁止請求は知的財産権関連のその他権利に比べて申請件数が非常に低い。実用新案権侵害禁止請求に対する民事1審法院の平均処理日数は前年に比べて約197日減少したことが分かった。

[表4-3-4] 直近5年間実用新案権侵害禁止請求民事本案（1審）処理状況 [単位：件、日]

年度	受理 件数	処理件数											平均 処理 日数
		原告勝	原告 一部勝	原告敗	却下	訴えの 取り下げ	調停	和解	認諾	移送	その他	計	
2014	6	0	1	5	0	6	0	1	0	0	2	15	366.1
2015	6	0	0	2	0	0	0	0	0	0	2	4	199.5
2016	18	0	2	1	0	4	0	0	0	3	5	15	157.3
2017	2	0	0	5	0	2	0	1	0	0	0	8	350.1
2018	4	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	153

* 出処：法院行政処

[図4-3-2] 直近5年間の実用新案権侵害禁止請求の民事本案（1審）処理状況 [単位：件]



* 出処：法院行政処

デザイン権侵害禁止請求に対する民事1審法院の平均処理日数は前年に比べて約60日増加した。2018年、民事1審法院での調停・和解・移送などを除くデザイン権者の勝訴率は44.4%である。

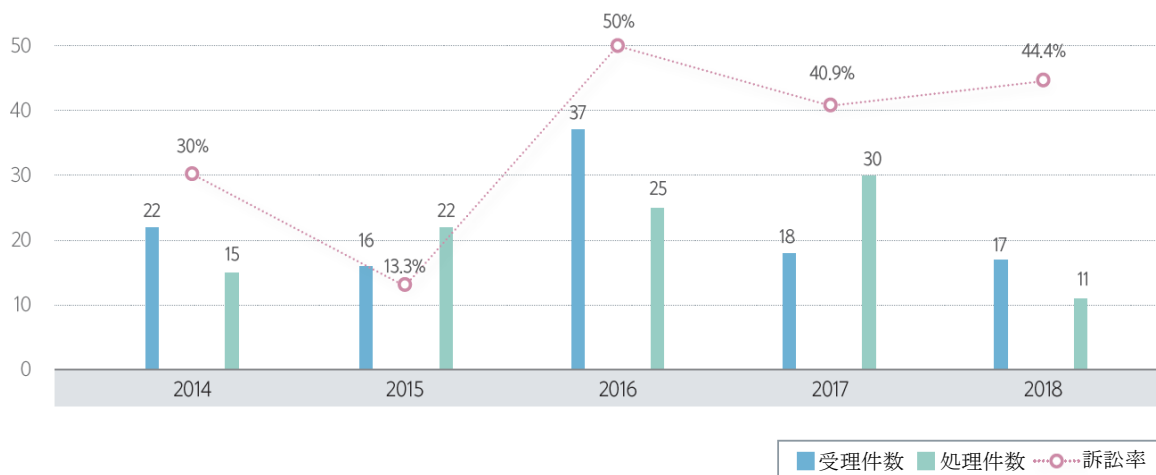
[表4-3-5] 直近5年間のデザイン権侵害禁止請求の民事本案（1審）処理状況 [単位：件、日]

年度	受理 件数	処理件数											平均 処理 日数
		原告勝	原告 一部勝	原告敗	却下	訴えの 取り下げ	調停	和解	認諾	移送	その他	計	
2014	22	0	3	3	0	4	0	1	0	1	3	15	265.6
2015	16	1	1	9	0	4	1	0	0	3	3	22	238.4
2016	37	2	3	1	0	4	3	2	0	0	10	25	149.2
2017	18	3	6	7	0	6	1	5	0	1	1	30	311.3
2018	17	0	4	2	0	3	1	1	0	0	0	11	372

* 出処：法院行政処

2018年の商標権侵害禁止請求件数は前年比13件増の52件であった。商標権侵害禁止請求に対する民事1審法院の平均処理日数は前年に比べて約60日減少したことが分かった。2019年、民事1審法院で調停・和解・移送などを除く原告勝訴率は39%である。

[図4-3-3] 直近5年間のデザイン権侵害禁止請求の民事本案（1審）処理状況 [単位：件]



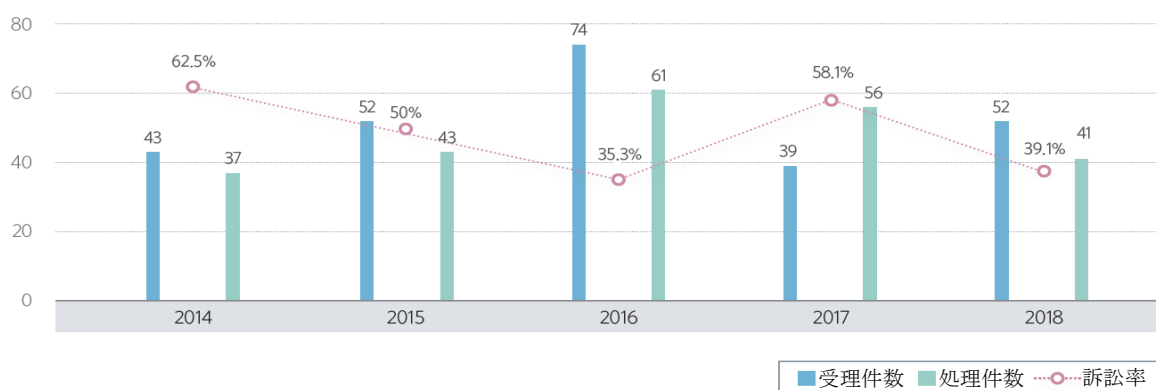
* 出处：法院行政処

[表4-3-6] 直近5年間の商標権侵害禁止請求の民事本案（1審）処理状況 [単位：件、日]

年度	受理件数	処理件数											平均処理日数
		原告勝	原告一部勝	原告敗	却下	訴えの取り下げ	調停	和解	認諾	移送	その他	計	
2014	43	6	9	5	0	4	3	3	0	4	3	37	196.8
2015	52	3	7	5	0	5	5	4	0	5	9	43	214.6
2016	74	6	6	7	3	12	7	4	0	3	13	61	220.3
2017	39	12	13	11	0	7	4	5	0	2	2	56	299.0
2018	52	3	6	7	1	6	10	7	0	1	0	41	240

* 出处：法院行政処

[図4-3-4] 直近5年間の商標権侵害禁止請求の民事本案（1審）処理状況 [単位：件]



* 出处：法院行政処

ハ) 侵害禁止請求（民事仮処分）

知的財産権を効果的に保護するためには侵害禁止仮処分⁴³申請の役割が重要である。2018年に特許権侵害禁止仮処分申請件数は61件で、そのうち55件が処理された。仮処分申請の認容率⁴⁴は前年比（15.4%）約1ポイント増の16.3%であった。特許権侵害禁止仮処分申請の平均処理日数は120日で、前年に比べて約28日減少した。

[表4-3-7] 直近5年間の特許権侵害禁止仮処分申請の処理状況

[単位：件、日]

年度	受理件数	処理件数				平均 処理日数
		認容	棄却	その他	計	
2014	80	15	26	25	66	166.6
2015	67	15	32	23	70	163.8
2016	64	12	45	19	76	167.9
2017	56	10	29	26	65	148.7
2018	61	9	22	24	55	120

* 出処：法院行政処

2018年の実用新案権侵害禁止仮処分申請件数は6件で、処理期間は99日で前年に比べて151日減少した。実用新案権侵害禁止に対しては仮処分申請は1件が認容された。

[表4-3-8] 直近5年間の実用新案権侵害禁止仮処分申請の処理状況

[単位：件、日]

年度	受理件数	処理件数				平均 処理日数
		認容	棄却	その他	計	
2014	12	0	3	9	12	83.2
2015	10	3	5	2	10	132.6
2016	8	1	11	1	13	101.8
2017	2	0	0	2	2	250.5
2018	6	1	1	4	6	99

* 出処：法院行政処

⁴³ 仮処分とは、金銭債権以外の請求権に対する執行を保全するために、又は争われている権利関係に対して臨時の地位を定めるために裁判所が行う一時的な命令を意味する。

⁴⁴ 仮処分申請の認容率=（認容件数） / （総処理件数）

2018年のデザイン権侵害禁止仮処分申請件数は32件で、そのうち28件が処理された。仮処分申請の認容率は21.4%で、前年の23.3%とほぼ同水準である。デザイン権侵害禁止仮処分申請の平均処理日数は60日で、前年に比べて処理日数が2倍以上減少した。

[表4-3-9] 直近5年間のデザイン権侵害禁止仮処分申請の処理状況 [単位：件、日]

年度	受理件数	処理件数				平均 処理日数
		認容	棄却	その他	計	
2014	33	14	14	8	36	117.5
2015	33	10	16	7	33	111.4
2016	43	12	17	17	46	72.0
2017	28	7	14	9	30	134.1
2018	32	6	8	14	28	60

* 出処：法院行政処

2018年の商標権侵害禁止仮処分申請件数は38件で、そのうち42件が処理された。仮処分申請の認容率は30.9%で、前年の18.4%に比べて増加した。商標権侵害禁止仮処分申請の平均処理日数は90日で、前年に比べて約10日増加した。

[表4-3-10] 直近5年間の商標権侵害禁止仮処分申請の処理状況 [単位：件、日]

年度	受理件数	処理件数				平均 処理日数
		認容	棄却	その他	計	
2014	37	16	8	17	41	134.1
2015	61	14	26	19	59	103.4
2016	45	16	23	18	57	86.0
2017	59	9	18	22	49	80.6
2018	38	13	12	17	42	90

* 出処：法院行政処

二) 損害賠償請求（民事本案）

産業財産権及び著作権に対する損害賠償⁴⁵請求訴訟は、2018年に1,066件が受理され、1,280件が処理された⁴⁶。2018年の損害賠償請求訴訟の平均処理日数は198日である。また、2018年の民事1審法院での調停・和解・移送などを除く損害賠償請求訴訟に対する原告勝訴率は、前年比（49.8%）約6ポイント減の43.6%であった⁴⁷。

⁴⁵ 違法な行為により損害を受けた者に対して、その原因を作った者が損害の埋め合わせをすること。

⁴⁶ 法院行政処の電算資料には産業財産権に基づく損害賠償請求と著作権に基づく損害賠償請求は区別されていない。また、損害賠償額に対する資料は別途管理されていない。

⁴⁷ 勝訴率=（原告勝+原告一部勝+履行勧告+認諾） / （原告勝+原告一部勝+履行勧告+認諾+原告敗+却下+訴えの取り下げ）

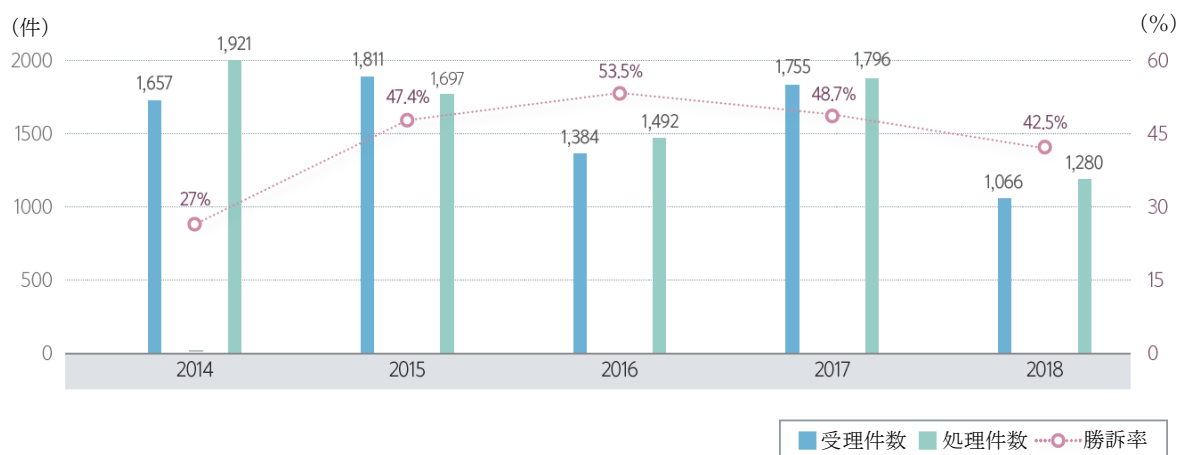
[表4-3-11] 直近5年間の産業財産権及び著作権の損害賠償請求訴訟の処理状況

[単位：件、日]

年度	処理件数												平均 処理 日数	
	受理 件数	原告 勝	原告 一部勝	原告 敗	却下	訴えの 取り 下げ	履行 勧告	調停	和解	認諾	移送	その他		計
2014	1,657	118	205	81	37	753	10	223	426	0	54	14	1,921	161.7
2015	1,811	89	431	44	16	519	10	194	300	1	69	24	1,697	186.7
2016	1,384	81	445	87	19	351	29	155	265	0	41	19	1,492	192.0
2017	1,755	105	517	89	33	532	28	105	173	0	105	109	1,796	174.7
2018	1,066	74	351	76	43	456	21	98	71	0	60	30	1,280	198

* 出処：法院行政処

[図4-3-5] 直近5年間の産業財産権及び著作権の損害賠償請求訴訟の処理状況



* 出処：法院行政処

ホ) 刑事本案

産業財産権を規律する法律である特許法、実用新案法、デザイン保護法、商標法に違反して刑事1審法院で公判が行われたのは次のとおりである。民事事件と違って刑事事件では商標法違反に対する公判が圧倒的に多い。2018年時点、産業財産権関連法に違反して刑事告訴された人の87.8%、処理された人の89.6%が商標法違反であった。

[表4-3-12] 直近5年間の産業財産権法律違反の刑事訴訟の処理状況

[単位：人、ヶ月]

違反法律	年度	受理 人数	処理人数								平均 処理 月数	
			自由刑	執行 猶予	財産刑	宣告 猶予	無罪	免訴 刑の 免除	公訴 棄却 判決	その他		計
特許法	2014	15	0	4	2	3	4	0	7	0	20	8.7
	2015	17	0	1	7	0	1	0	2	0	11	8.1
	2016	22	1	0	7	0	5	0	1	1	15	9.7
	2017	26	0	4	6	0	6	0	3	1	20	10.6
	2018	14	0	2	5	1	3	0	0	7	18	13.2
実用新案法	2014	7	0	0	3	0	3	0	1	2	9	8.8
	2015	3	0	0	1	0	1	0	0	1	3	7.7
	2016	2	0	1	1	0	1	0	0	0	3	16.6
	2017	3	0	0	0	0	0	0	0	2	2	5.5
	2018	2	0	0	2	0	2	0	0	0	4	9.3
デザイン保護法	2014	19	1	1	12	0	3	0	2	4	23	7.1
	2015	18	1	0	8	1	4	0	1	3	18	6.4
	2016	24	0	1	7	0	4	0	2	1	15	6.7
	2017	30	0	7	14	0	2	0	0	4	27	8.9
	2018	31	0	0	15	0	6	0	1	3	25	6.5
商標法	2014	759	59	218	387	13	14	1	0	75	767	2.7
	2015	894	86	208	380	15	14	0	0	130	833	2.8
	2016	873	74	257	403	17	23	0	0	116	890	3.3
	2017	590	62	178	289	16	12	0	0	61	618	3.9
	2018	341	36	170	160	2	21	1	0	16	406	4.6

* 出処：法院行政処

2) 著作権訴訟

イ) 侵害禁止請求（民事本案）

2018年の著作権に対する侵害禁止請求件数は42件で、そのうち43件が処理された。著作権侵害禁止請求に対する民事1審法院の平均処理日数は前年比約42日増の387日であった。2018年の民事1審法院での調停・和解・移送などを除く著作権者の勝訴率は50%である⁴⁸。

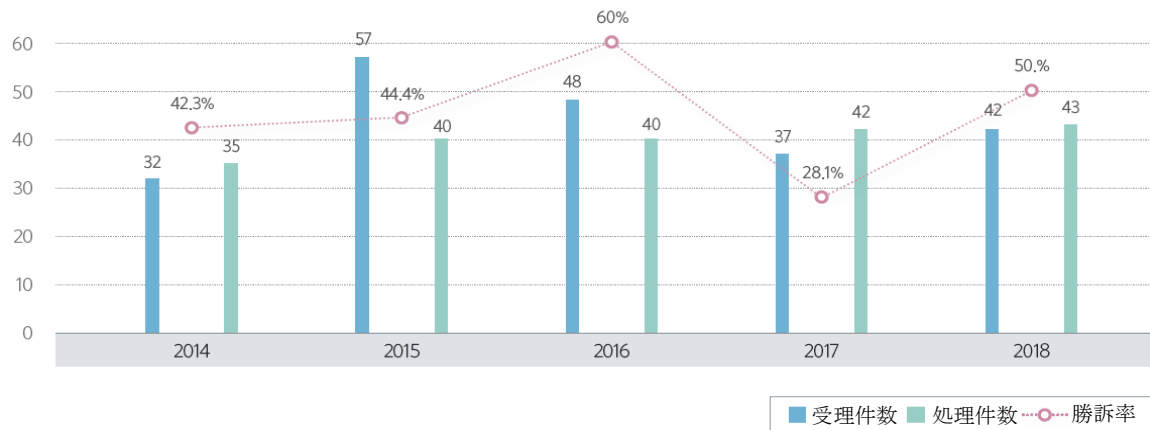
⁴⁸ 勝訴率= (原告勝+原告一部勝+認諾) / (原告勝+原告一部勝+認諾+原告敗+却下+訴えの取り下げ)

[表4-3-13] 直近5年間の著作権侵害禁止請求の民事本案（1審）処理状況 [単位：件、日]

年度	受理 件数	処理件数											平均 処理 日数
		原告勝	原告一部勝	原告敗	却下	訴えの 取り下げ	調停	和解	認諾	移送	その他	計	
2014	32	1	10	4	3	8	1	3	0	0	5	35	256.2
2015	57	0	8	5	0	5	0	1	0	11	10	40	184.8
2016	48	4	11	3	0	7	1	6	0	2	6	40	239.9
2017	37	5	4	14	0	9	1	6	0	2	1	42	345.4
2018	42	1	15	7	0	9	2	4	0	2	3	43	387

* 出処：法院行政処

[図4-3-6] 直近5年間の著作権侵害禁止請求の民事本案（1審）処理状況 [単位：件]



* 出処：法院行政処

ロ) 侵害禁止請求（民事仮処分）

2018年の著作権に対する仮処分の申請件数は30件で、処理件数は33件であった。2018年の著作権侵害禁止仮処分申請の認容率は24%である⁴⁹。また、著作権侵害禁止仮処分申請の平均処理日数は105日である。

[表4-3-14] 直近5年間の著作権侵害禁止仮処分申請の処理状況 [単位：件、日]

年度	申請件数	処理件数				平均 処理日数
		認容	棄却	その他	計	
2014	86	10	20	53	83	65.4
2015	23	4	9	9	22	137.1
2016	44	12	22	14	48	88.1
2017	36	6	15	12	33	108.1
2018	30	8	16	9	33	105

* 出処：法院行政処

⁴⁹ 仮処分申請の認容率=（認容件数） / （総処理件数）

ハ) 刑事本案

2018年に著作権法に違反し、刑事1審法院で告訴された人数は365人で、公判が行われたのは565人であった。

[表4-3-15] 直近5年間の著作権法違反刑事訴訟の処理状況 [単位：人、ヶ月]

年度	申請 人数	処理人数									平均 処理 月数
		自由刑	執行 猶予	財産刑	宣告 猶予	無罪	刑の 免除 免訴	公訴 棄却 判決	その他	計	
2014	595	7	59	347	23	20	0	63	112	631	5.3
2015	613	6	30	279	30	19	0	79	96	539	4.1
2016	456	10	37	244	22	22	0	50	40	425	6.7
2017	366	10	47	319	20	25	0	40	54	515	7.9
2018	371	11	54	166	10	37	0	58	29	365	6.3

* 出処：法院行政処

3) 営業秘密訴訟

イ) 侵害禁止請求（民事本案）

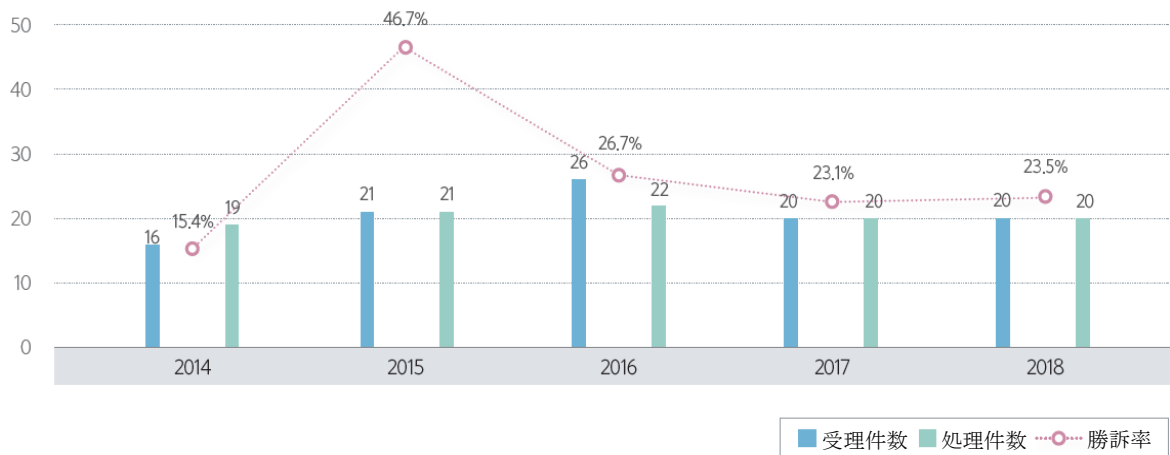
営業秘密侵害行為の民事本案禁止請求事件件数は20件で、処理件数は20件であった。平均処理日数は前年比約160日増の498日で、認容率は23.5%であった。

[表4-3-16] 直近5年間の営業秘密侵害禁止請求の民事本案（1審）処理状況 [単位：件、日]

年度	申請 件数	処理件数											平均 処理 日数
		原告勝	原告一部勝	原告敗	却下	訴えの 取り下げ	調停	和解	認諾	移送	その他	計	
2014	16	1	1	6	0	5	2	2	0	1	1	19	319.1
2015	21	1	6	5	0	3	0	0	0	2	4	21	336.7
2016	26	0	4	8	0	3	0	1	0	0	6	22	487.3
2017	20	0	3	7	0	3	2	0	0	1	4	20	340.0
2018	20	1	3	8	0	5	0	1	0	2	0	20	498

* 出処：法院行政処

[図4-3-7] 直近5年間の営業秘密侵害禁止請求の民事本案（1審）処理状況 [単位：件]



* 出処：法院行政処

ロ) 侵害禁止請求（民事仮処分）

2018年の営業秘密に対する仮処分申請件数は18件で、処理件数は24件であった。2018年の営業秘密侵害禁止仮処分申請の認容率は16.6%である⁵⁰。また、営業秘密侵害禁止仮処分申請の平均処理日数は144日である。

[表4-3-17] 直近5年間の営業秘密侵害禁止仮処分申請の処理状況 [単位：件、日]

年度	申請件数	処理件数				平均 処理日数
		認容	棄却	その他	計	
2014	34	9	3	8	30	140.0
2015	38	5	24	12	41	114.1
2016	34	5	21	12	38	127.3
2017	27	3	12	10	25	74.2
2018	18	4	12	8	24	144

* 出処：法院行政処

ハ) 刑事本案

2018年に「不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律」に違反し、刑事1審法院で告訴された人数は118人で、104人に対する公判が行われた。

⁵⁰ 仮処分申請の認容率= (認容件数) / (総処理件数)

[表4-3-18] 直近5年間の「不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律」違反の刑事訴訟の
処理状況 [単位：人、ヶ月]

年度	申請 人数	処理人数									平均 処理 月数
		自由刑	執行 猶予	財産刑	宣告 猶予	無罪	免訴 刑の 免除	公訴	その他	計	
2014	121	24	42	34	2	18	0	0	2	122	9.8
2015	183	10	45	20	1	44	0	1	3	124	12.4
2016	113	14	81	36	1	34	1	0	5	172	15.0
2017	126	10	57	44	3	45	0	0	8	167	12.6
2018	118	9	25	37	1	27	0	1	4	104	10.8

* 出処：法院行政処

2018年に「産業技術の流出防止及び保護に関する法律」に違反し、刑事1審法院で告訴された人数は30人で、15人に対する公判が行われた。

[表4-3-19] 直近5年間の「産業技術の流出防止及び保護に関する法律」違反の刑事訴訟の処理
状況 [単位：人、ヶ月]

年度	申請 人数	処理人数									平均 処理 月数
		自由刑	執行 猶予	財産刑	宣告 猶予	無罪	刑の 免除 免訴	公訴	その他	計	
2014	1	0	1	0	0	0	0	0	0	1	2.1
2015	2	1	2	4	0	5	0	0	0	12	28.2
2016	15	0	1	0	0	0	0	0	0	1	10.7
2017	13	2	1	0	0	0	0	0	1	4	6.6
2018	30	0	4	1	0	4	0	0	6	15	13.7

* 出処：法院行政処

2. 代替的紛争解決

代替的紛争解決（Alternative Dispute Resolution, ADR⁵¹）制度とは、訴訟ではなく当事者間の合意によって紛争を解決する制度を指す。訴訟に比べて費用が安い上、事件が速かに処理され、該当事件の具体的実情に合う柔軟な解決策を模索することができる。また、代替的紛争解決制度は非公開で進めることができるため、個人のプライバシーや営業秘密が保護されるという長所もある。

それだけでなく、知的財産権分野における代替的紛争解決制度は該当分野の専門家が自分の専門的な知識と経験を基に紛争当事者間の対話と妥協を誘導することで、紛争を効率的に解決す

⁵¹ ADRは「裁判以外の紛争解決」、「訴訟代替的な紛争解決」、「訴訟に代える紛争解決」などと解釈されている。カン・スミ、「行政型ADRの状況と改善策」、「仲裁研究」第25冊第4号、韓国仲裁学会、2015、52頁

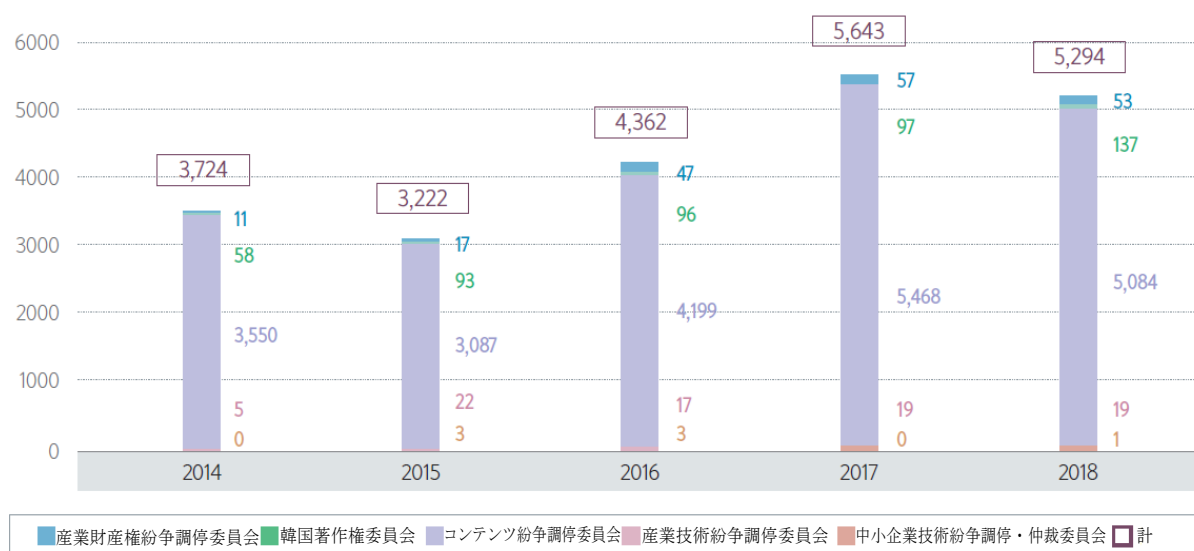
ることができる⁵²。代替的紛争解決制度を遂行する行政機関や団体は調停機関、又は仲裁機関を設置し、この機関に当事者間の紛争の合意を誘導できる権限が付与される⁵³。

特に、2018年には国家知識財産委員会国家知的財産ネットワーク（KIPnet）のIP-保護分科の主なテーマが「知的財産分野における紛争調停制度活性化」であり、協議会、ワークショップなどで議論された内容を基に作られた紛争調停制度の活性化策が第23次国家知識財産委員会の案件として上程された。

国家知識財産委員会は知的財産関連の紛争調停委員会を活性化させるために、産業財産権紛争調停委員会、韓国著作権委員会、コンテンツ紛争調停委員会、産業技術紛争調停委員会、中小企業技術紛争調停・仲裁委員会と議論し、知的財産紛争調停制度への申込みは2016年から急増したが、2018年には小幅減少した。

[図4-3-8] 直近5年間の紛争調停委員会の調停処理状況

[単位：件]



* 出処：知的財産関連5つの調停委員会の資料を基に再構成

1) 産業財産権紛争調停委員会

産業財産権紛争調停委員会は産業財産権関連の紛争が発生して当事者が調停を申し込む場合、当事者を紛争解決の手続きに直接参加させ、相互間の合意を誘導する⁵⁴。

同委員会を通した調停は無料で、非公開で行われ、3ヶ月以内に処理される。調停対象は出願を含む産業財産権、職務発明、技術上の情報に関わる営業秘密に対する紛争である⁵⁵。ただし、産

⁵² 知的財産権をめぐる紛争のうち、特許権はほとんどが技術に対するものであるため、該当分野に詳しい専門知識を持つ者によって紛争を解決することが望ましい。ユン・ソニ、「ADRにおける知的財産権紛争-仲裁・調停を中心に」、「仲裁研究」第13冊第1号、韓国仲裁学会、2003、136頁

⁵³ カン・ハクサン、このようなADRを「司法型ADR」及び「民間型ADR」と区別して「行政型ADR」という。行政型ADRは法律に基づき、行政機関やその傘下機関に設置された紛争解決機関で私人間の紛争を解決するために行うADRを意味する。すなわち行政機関などが自分の費用をかけて私人間の紛争を解決する手続きを行政型ADRという。キム・サンチャン、「韓国の行政型ADR制度の活性化策」、「法学研究」第46冊、韓国法学会、2012、216頁

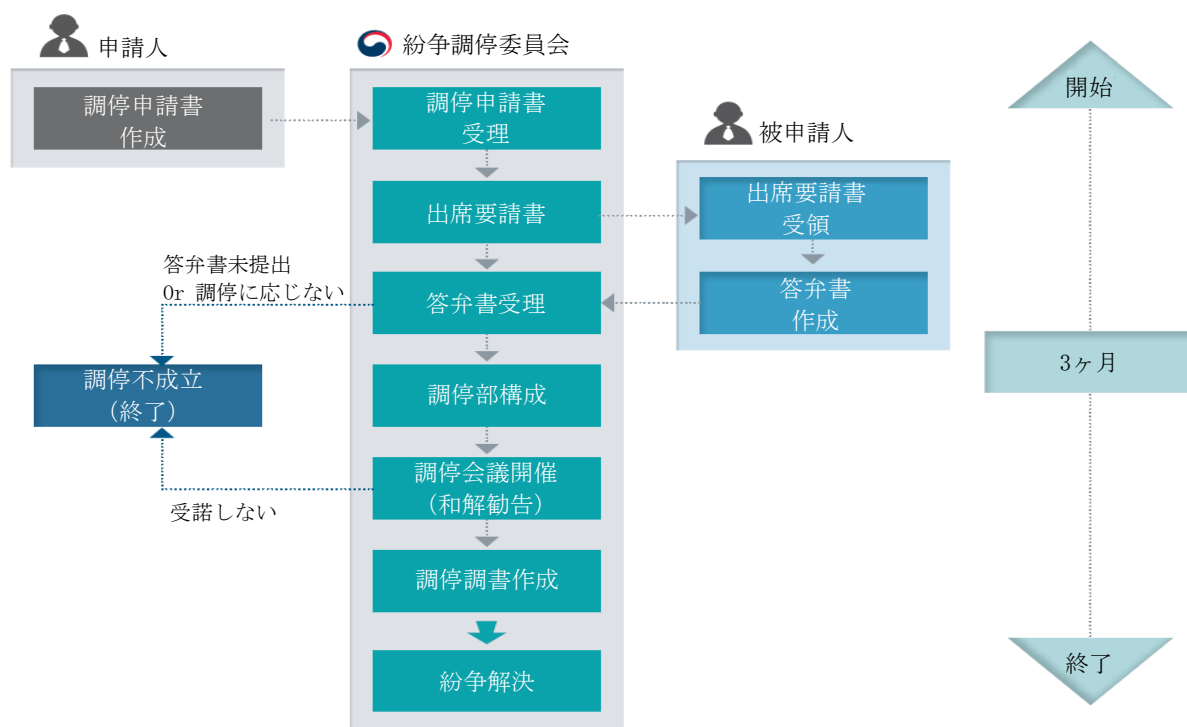
⁵⁴ 産業財産権紛争調停委員会ウェブサイト (<http://koipa.re.kr/adr>)

⁵⁵ 「発明振興法」第41条第1項

業財産権の無効及び取り消し、権利範囲の確認などに関する判断のみを要請する事項は調停申請対象から除外される⁵⁶。産業財産権の出願人、権利者、実施権者、使用権者、職務発明者、技術上の営業秘密保有者及び該当権利の実施、職務発明又は営業秘密と直接的な利害関係がある者には同委員会に紛争調停を申請することができる資格がある⁵⁷。

同委員会が受理した紛争調停申請件数は2013年までは年間2～3件に過ぎなかったが、2016年には47件、2017年には57件、2018年には53件となり、紛争調停申請件数は持続的に増加している。2018年に受理した紛争調停申請53件のうち23件は調停が行われた。

[図4-3-9] 産業財産権紛争委員会の調停処理の手続き



* 出処：産業財産権紛争調停委員会ウェブサイト (www.koipa.re.kr/adr)

[表4-3-20] 直近5年間の産業財産権紛争調停委員会への調停申請及び成立件数 [単位：件]

区分	2014	2015	2016	2017	2018
申請	11	17	47	57	53
成立	2	8	8	22	23
不成立	9	9	39	32	30

* 出処：産業財産権紛争調停委員会

産業財産権調停対象及び申請類型形別の利用件数を見れば、商標関連事件がデザインと特許より多い。一方で職務発明は5件、営業秘密は7件と、紛争に対する調停件数が増加している。

⁵⁶ 「発明振興法」第44条

⁵⁷ 「発明振興法」第43条の2第1項

[表4-3-21] 産業財産権調停対象及び申請類型別の利用件数

[単位：件]

区分	2015	2016	2017	2018
商標	5 (3)	30 (2)	23 (7)	25 (16)
デザイン	3 (2)	8 (1)	10 (9)	13 (7)
特許	9 (3)	8 (5)	23 (6)	3 (0)
職務発明	-	1	1	5 (0)
営業秘密	-	-	-	7 (0)
計	17 (8)	47 (8)	57 (22)	53 (23)

* () は調停成立件数

* 出処：産業財産権紛争調停委員会

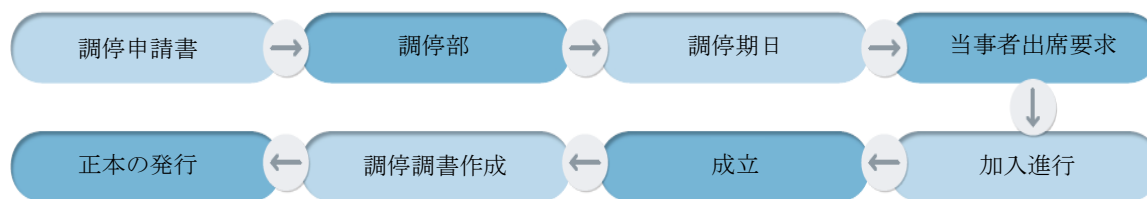
産業財産権紛争調停委員会は2015年3月から検察と刑事連携型の調停を推進してきており、2017年から全国に拡大して施行している。2015年から2018年まで検察から産業財産権紛争調停委員会に計39件が付託され、このうち16件の調停が成立した。

2) 著作権紛争調停部

韓国著作権委員会は「著作権法」第113条第1号に基づき、著作権紛争を効率的に解決するために著作権紛争調停部を運営している。同調停部は調停委員3人からなる7つの合意部、調停委員1人からなる5つの単独部、計12の調停部がある。調停委員は法曹界、産業界、学界など各分野の著作権専門家からなり、各調停部は弁護士資格を持つ1人の調停委員を含んでいる。

調停部は必要であれば、両当事者の主張及び事情を参酌して調停勧告案も提示する。調停成立時に作成される調停調書は裁判上の和解と同じ効力を持つため、合意した事項が履行されない場合は別途の裁判手続きなしで強制執行が可能である。

[図4-3-10] 韓国著作権委員会の調停処理手続き



* 出処：韓国著作権委員会ウェブサイト (www.copyright.or.kr)

韓国著作権委員会の調停対象は著作人格権、著作財産権、著作隣接権、補償金に関する紛争である。調停費用は調停申請金額⁵⁸によって違う。2018年同委員会に対する新規調停申請件数は123件で、繰り越された14件を合わせれば計137件であり、そのうち22件が成立した。類型別には一般的に紛争が多く発生する語文著作物、コンピュータプログラム著作物の比重が高かった。

⁵⁸ 申請人が申請趣旨に記載した金額で、該当調停で得ようとする金額をいう。被申請人が複数人であれば、申請人が各被申請人に請求した金額を合算して調停費用を算定する。

[表4-3-22] 直近5年間の韓国著作権委員会の調停処理件数

区分	受理			処理状況						
	前年繰越分	新規	計	成立	不成立	取り下げ	その他	進行	計	成立率
2014	28	130	158	51	49	49	-	9	158	51.0%
2015	10	83	93	34	31	11	-	17	93	52.3%
2016	16	80	96	35	38	18	-	5	96	48.0%
2017	5	92	97	23	27	31	2	14	97	46.0%
2018	14	123	137	22	55	54	-	6	137	26.8%

* 出処：韓国著作権委員会

[表4-3-23] 直近5年間の韓国著作権委員会の分野別調停件数

区分	語文	音楽	演劇	美術	建築	写真	映像	図形	編集	2次的著作物	著作接合物	データベース	コンピュータープログラム	計
2014	19	1	-	8	-	73	-	-	1	-	8	-	20	130
2015	12	6	-	18	-	1	3	-	2	-	11	-	30	83
2016	28	9	-	11	-	9	1	-	2	1	-	-	19	80
2017	66	7	-	2	-	5	-	-	2	-	-	1	9	92
2018	49	10	-	10	-	8	6	-	4	-	-	-	36	123

* 出処：韓国著作権委員会ウェブサイト (www.copyright.or.kr)

最近、裁判所は調停が活用される範囲を広げるために2010年3月から裁判所外部の紛争解決機関に調停事件を送って調停する裁判所連携型調停を実施している。裁判所連携型調停は早期調停 (early mediation) とも言うが、本案裁判所部弁論期日の以前、又は本格的な裁判開始の以前に事件を調停に付託すれば、判事ではなく外部の専門家が主導して調停することをいう。著作権紛争調停部は2013年から裁判所連携型調停を実施している。

[表4-3-24] 直近5年間の裁判所連携型調停件数

区分	受理			処理状況						
	前年繰越分	新規	計	成立	不成立	取り下げ	その他	進行	計	成立率
2014	18	182	200	80	98	5	1	16	200	44.9%
2015	16	167	183	46	113	11	-	13	183	28.9%
2016	13	100	113	35	48	14	6	10	113	42.2%
2017	10	70	80	23	27	16	7	7	80	46.0%
2018	7	153	160	20	81	26	5	28	160	19.9%

* 出処：韓国著作権委員会

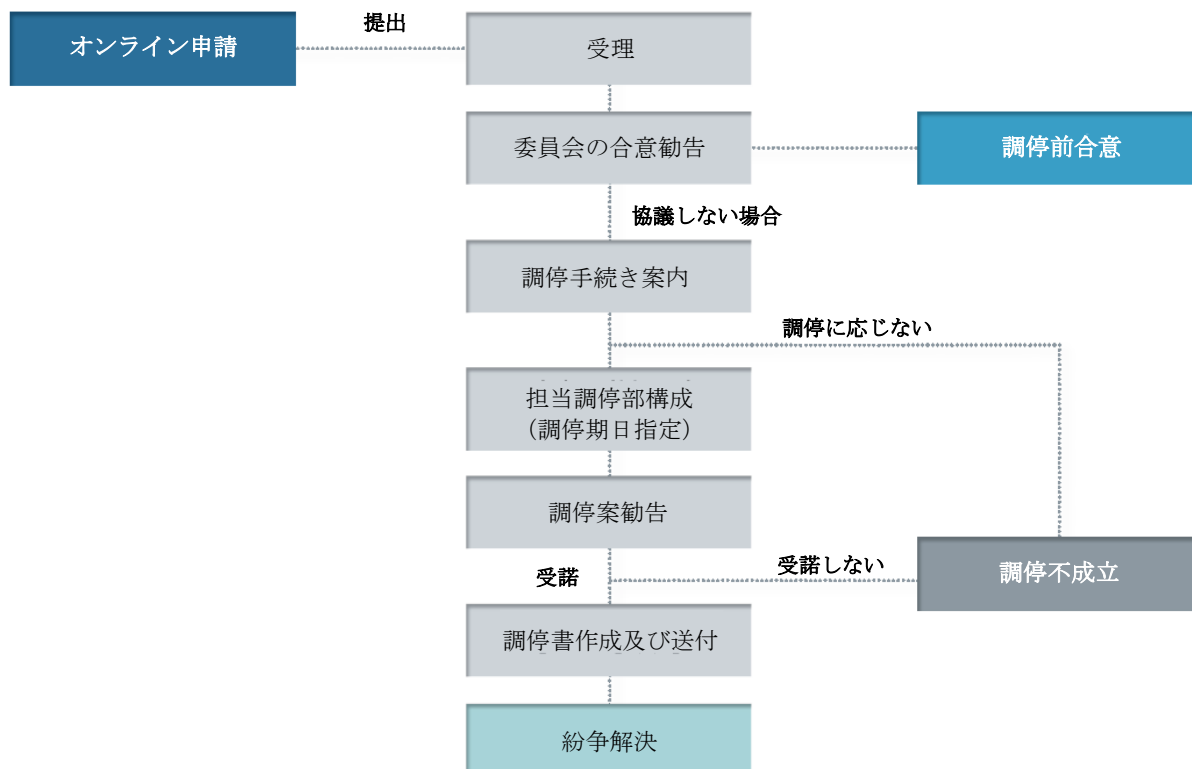
3) コンテンツ紛争調停委員会

「コンテンツ産業振興法」第29条ないし第36条に基づいて設立されたコンテンツ紛争調停委員会はコンテンツの取引と利用に関する紛争の事前防止及び事後解決を支援する。

同委員会は委員長1人を含め、30人の調停委員からなり、調停委員は法曹界・学界・コンテンツ産業界及び利用者保護団体などに属する人が文化体育部長官の委嘱を受けて決まる。同委員会は専門分野別にゲーム、映像、知識情報、漫画・キャラクターの4分科に分けられて運営されている。

同委員会の調停対象となる紛争はコンテンツ事業者間、コンテンツ事業者と利用者間、コンテンツ利用者間のコンテンツの取引及び利用に関する紛争である。著作権関連の紛争は「著作権法」に基づき、放送通信関連の紛争のうち「放送法」第35条の3に基づく調停対象になったり、「電気通信事業法」第45条に基づく制定の対象となる紛争は各該当法律の規定に従う。

[図4-3-11] コンテンツ紛争調停委員会の調停処理手続き



* 出処：コンテンツ紛争調停委員会ウェブサイト (www.kcdrc.kr)

コンテンツ事業、又はその利用に関連した被害の救済を受けたい者や調停で紛争解決をしたい者が調停委員会に調停を申請すれば、同委員会は紛争調停申請を受けた日から60日以内に調停案を作成して紛争当事者に勧告しなければならない。当事者が提示された調停案を受諾すれば調停委員会は当事者間の合意事項を記載した調停書を作成する。当事者が調停案を受諾し、同委員会が調停書を作成して当事者に通知すれば、その紛争調停の内容は裁判上の和解と同じ効力を持つ。

同委員会に対する調停申請件数は2014年以降持続的に増加してきたが、2018年には前年比約7%減の5,084件となった。

[表4-3-25] 直近5年間の年度別コンテンツ紛争調停委員会の調停処理件数

区分	調停申請				調停処理結果									
	B2C	B2B	C2C	計	調停 取り 下げ	調停 拒否	関連 機関 移牒	調停 不能	調停 不成立 (1)	調停前 合意	調停会議 結果		進行	計
											成 立	不 成 立 (2)		
2014	3,376	153	21	3,550	650	364	106	129	763	1,430	63	45	-	3,550
2015	2,881	185	21	3,087	743	215	130	73	645	1,124	73	84	-	3,087
2016	3,961	199	39	4,199	695	513	106	927	825	1,004	52	77	-	4,199
2017	5,321	135	12	5,468	779	870	202	1,752	890	893	28	54	-	5,468
2018	4,839	225	20	5,084	706	1,186	125	1,536	608	812	42	69	-	5,084
計	20,378	897	113	21,388	3,573	3,148	669	4,417	3,731	5,263	258	329		21,388

- * B2C（事業者と利用者間の紛争）、B2B（事業者間の紛争）、C2C（利用者間の紛争）
- * 調停拒否：訴訟中の事件、他の機関に調停を申請した場合、事実関係が違うか、利害関係者でない場合としてコンテンツ紛争調停委員会事務局が調停拒否で終了した場合
- * 関連機関へ移牒：コンテンツ紛争ではない紛争は該当機関へ移牒して処理するようにし、この場合、調停申請が移牒された機関及び理由を申請人に通知する。
- * 調停不成立（1）：調停中、当事者の片方訴訟を起こしたり、当事者の片方が調停会議への出席を拒否するなど調停に応じず、調停が終了した場合
- * 調停不成立（2）：調停案の受諾を拒否したり、調停案が導出できず、調停を終了した場合
- * 調停不能：当事者の所在不明、連絡の途絶、被申請人の廃業及び破産など調停手続きを進めることができない理由が発生した場合は調停を終了し、その事実を当事者に通知する。
- * 出処：コンテンツ紛争調停委員会

[表4-3-26] 直近5年間のコンテンツ分野別の調停申請件数

区分		2014	2015	2016	2017	2018	計
ゲーム		2,720	2,492	3,368	4,772	3,849	17,201
映像	音楽	21	34	42	50	40	187
	映画	25	14	14	27	34	114
	アニメーション	8	7	13	3	7	38
	放送	17	27	39	84	492	659
	広告	51	35	61	31	34	212
知識情報	知識情報	481	200	106	208	230	1,225
	コンテンツソリューション	69	94	65	71	79	378
キャラクターなど	漫画	5	6	8	14	13	46
	キャラクター	2	4	1	6	9	22
	公演	12	8	243	12	25	300
	出版	2	5	13	4	15	39
その他		137	161	226	186	257	967
計		3,550	3,087	4,199	5,468	5,084	16,304

- * 出処：コンテンツ紛争調停委員会

コンテンツ分野別の調停申請状況を見れば、2018年に同委員会が処理した事件の約76.2%はゲーム分野が占めている。特に、2018年の場合、放送分野が約9.7%で、ゲームに次いで調停申請の比重が高くなっている。

コンテンツ紛争調停事件の類型及び部門別の受理件数を見れば、コンテンツ利用者の利用制限が5,084件のうち1,270件で最も多く、次いで決済の取消・解約・解除調停件数769件、未成年者による決済727件の順であった。この他、コンテンツ及び不十分なサービス、約款運営政策に関する調停があった。コンテンツ紛争調停委員会は2011年から裁判所連携型調停も実施している。

[表4-3-27] 2018年コンテンツ紛争調停事件の類型及び部門別の受理件数

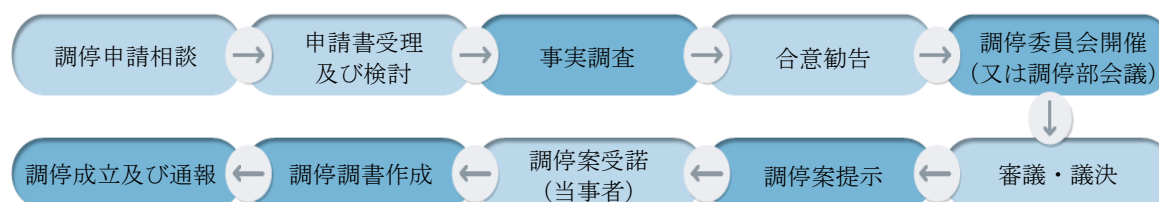
区分	ゲーム	映像	知識情報	キャラクターなど	その他	総合	
						件	%
決済の取消/解約/解除	515	55	153	18	28	769	15.13
不十分な技術的保護措置	82	4	3	0	1	90	1.77
未成年者による決済	701	17	5	1	3	727	14.30
不当な料金請求	18	44	10	0	9	81	1.59
利用者の利用制限	1,251	2	14	0	3	1,270	24.98
アイテム/キャッシュの取引/利用被害	332	2	6	0	2	342	6.73
約款運営政策	377	12	14	8	8	419	8.24
情報提供要請など	9	383	8	3	6	409	8.04
コンテンツ及び不十分なサービス	392	24	33	2	11	462	9.09
コンテンツ製作/契約未履行	1	34	22	12	0	69	1.36
虚偽、誇大広告	124	6	6	0	2	138	2.71
その他	47	24	35	18	184	308	6.06
計	3,849	607	309	62	257	5,084	100.00

* 出処：コンテンツ紛争調停委員会

4) 産業技術紛争調停委員会

産業技術紛争調停委員会は「産業技術の流出防止及び保護に関する法律」第23条に基づいて設立され、韓国産業技術保護協会に事務局を置いている⁵⁹。同委員会は委員長1人を含め、15人の技術・法律の専門家及び技術保護担当公務員などからなる。

[図4-3-12] 産業技術紛争調停委員会の調停手続き



* 出処：産業技術紛争調停委員会

⁵⁹ 産業セキュリティ情報図書館ウェブサイト (www.is-portal.net)

本委員会の調停対象は「産業技術の流出防止及び保護に関する法律」第2条に基づき、各法律で指定、告示、公告、認証された産業技術流出紛争に限り、2018年12月まで12件の調停申請を受けて事実調査、合意勧告、意見聴取などの調停手続きを進めてきた。

[表4-3-28] 直近5年間の産業技術紛争調停の申請及び処理件数

年度	調停申請	調停処理結果			
		調停前合意	申請人取り下げ	調停拒否	調停不成立
2014	5	1	2	-	2
2015	3	-	1	1	1
2016	3	-	3	-	-
2017	0	-	-	-	-
2018	1	-	1	-	-
計	12	1	7	1	3

* 出処：産業技術保護協会

産業技術紛争調停委員会は紛争調停だけでなく、技術流出の被害を受けた企業、又は被害が予想される企業に技術的、法律的相談・諮問を通じて被害を最小化することができる対応策及び今後セキュリティ向上のための措置事項などを提示することで、紛争の事前防止にも取り組んでいる。

5) 中小企業技術紛争調停・仲裁委員会

中小企業技術紛争調停・仲裁委員会は「中小企業の技術保護支援に関する法律」第23条に基づき、中小企業が保有する技術に関わる紛争を速かに調停及び仲裁するために設立された⁶⁰。

[図4-3-13] 調停・仲裁の効力



* 出処：中小ベンチャー企業部ウェブサイト (www.ultari.go.kr)

中小企業技術紛争調停・仲裁委員会は委員長1人を含め50人以内の委員からなり、委員は大学や公認された研究機関で副教授以上、又はこれに相当する職に在職しているか、又はこれに相当する公共機関の職に在職しているか、又はこれに相当する中小企業技術保護に関する経験保有者、判事、又は検事、弁護士、弁理士、公認会計士、又は技術士、技術取引士、その他中小企業技術保護に関する学識と経験が豊富な者のうち、中小ベンチャー企業部長官の委嘱を受けた者で決まり⁶¹、3～5人の委員からなる調停部、又は仲裁部が非公開調停・仲裁を行って迅速かつ円満な紛争解決を支援する。委員会の調停合意及び仲裁判定に対して履行しない場合、事件当事者は管轄裁判所から強制執行の判決を受けて執行することができる。

⁶⁰ 技術保護ウルタリ (垣根) ウェブサイト (www.ultari.go.kr)

⁶¹ 「中小企業の技術保護支援に関する法律」第23条第4項

2018年の中小企業技術紛争調停の受理件数は19件で、そのうち調停成立件数は3件であった。

[表4-3-29] 中小企業技術紛争調停・仲裁件数

区分	相談	受理	調停状況（終了）					
			超提案提示			その他		
			成立	不成立	計	申請人 取り下げ	調停中止*	計
2015	36	22	3	4	7	1	14	15
2016	68	17	6	8	14	2	1	3
2017	70	19	2	7	9	3	7	10
2018	89	19	3	9	12	0	7	7
計	263	77	14	28	42	6	29	35

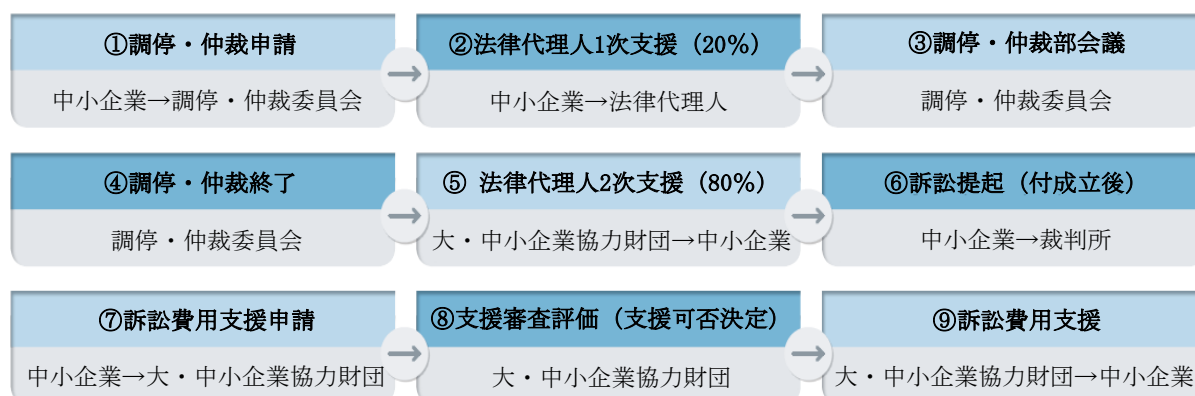
* 調停中止：当事者間の訴訟提起、資料不足などで調停できない事件

* 出処：中小ベンチャー企業部

中小企業技術紛争調停・仲裁委員会は2015年10月から裁判所と連携して調停制度を施行している。同委員会はソウル中央地方法院（2015.10）、ソウル西部地方法院（2015.12）、ソウル南部地方法院（2016.10）、ソウル東部地方法院（2016.11）と協約を締結した。

中小企業技術紛争調停・仲裁委員会は紛争事件に対する法律及び技術保護専門家の諮問、損害賠償額算定などに必要な技術価値評価費用、代理人選任費用なども支援する。これと共に、相手企業による技術侵害の可能性が高いと認められたが調停が成立せず、民事訴訟を提起した被害企業を対象に最大500万ウォン（被申請企業が大企業であれば、最大1,000万ウォン）の訴訟費用を支援している。

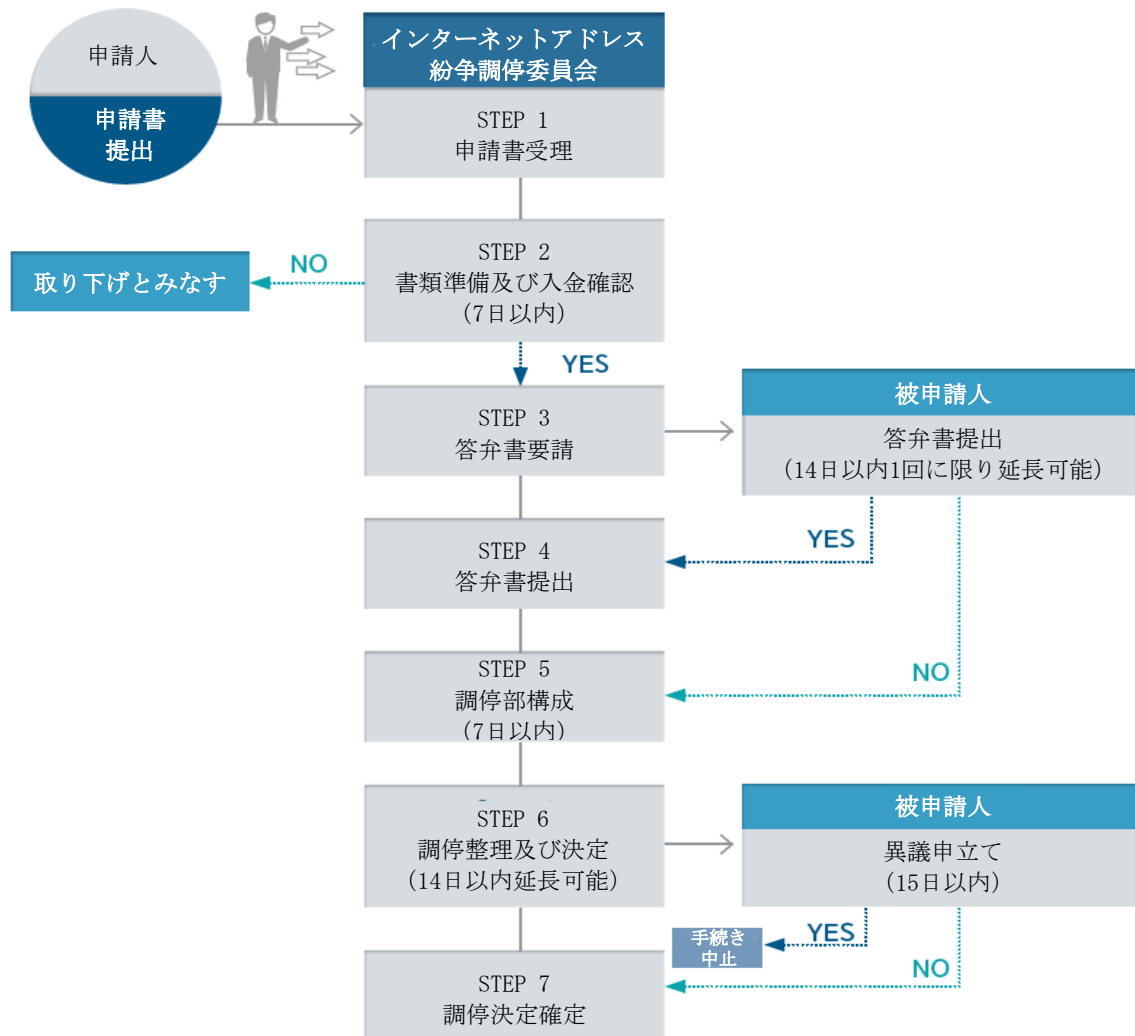
[図4-3-14] 調停申請企業の法律代理人・訴訟費用の支援手続き



6) インターネットアドレス紛争調停委員会

「インターネットアドレス資源に関する法律」第16条に基づいて設立されたインターネットアドレス紛争調停委員会は、インターネットアドレスの登録、保有、使用に関わる紛争調停のみを担当している。インターネットアドレス紛争調停委員会は委員長を含め30人以内の議員からなり、申請人又は被申請人の選択により委員の1人又は3人からなる調停部を置き、紛争調停事件を審議し決定する。

[図4-3-15] インターネットアドレス紛争調停委員会の調停処理手続き



* 出処：インターネットアドレス紛争調停委員会ウェブサイト (www.idrc.co.kr)

調停部は「インターネットアドレス資源に関する法律」第18条の2の判断基準に基づいて該当インターネットアドレスに対して移転・抹消、又は棄却決定を下す。被申請人が調停部の移転、又は抹消決定文の送達を受けた日から15日以内に異議申立てをしなければ、インターネットアドレス紛争調停委員会の調停を受諾したとみなされ、申請人はインターネットアドレス紛争調停委員会事務局にその調停決定内容の実行を要請することができる。

2005年2月から韓国の国家ドメインである「.kr」と結びついたドメイン名の紛争調停事件に対する申請を受け始めた。2018年には35件の申請を受け、そのうち29件に対して調停決定を下した。

[表4-3-30] 直近5年間の国家ドメイン名の紛争調停申請及び処理件数

区分	調停申請	調停決定				取り下げ
		移転	抹消	棄却	計	
2014	37	8	19	2	29	8
2015	74	33	28	3	64	10
2016	40	6	26	3	35	5
2017	33	3	24	1	28	5
2018	35	6	20	3	29	6
計	219	57	117	12	185	34

* 出処：インターネットアドレス紛争調停委員会

一方、インターネットアドレス紛争調停委員会は2006年から「.com」と「.net」などの一般ドメインと結びついたドメイン名の紛争調停事件に対する申請を受け始め、2018年には16件の申請があった。

[表4-3-31] 直近5年間の一般ドメイン名の紛争調停申請及び処理件数

区分	調停申請	調停決定				取り下げ
		移転	抹消	棄却	計	
2014	13	10	0	1	11	2
2015	32	26	1	0	27	5
2016	19	10	3	1	14	5
2017	16	12	1	0	13	3
2018	16	11	0	4	15	1
計						

* 出処：インターネットアドレス紛争調停委員会

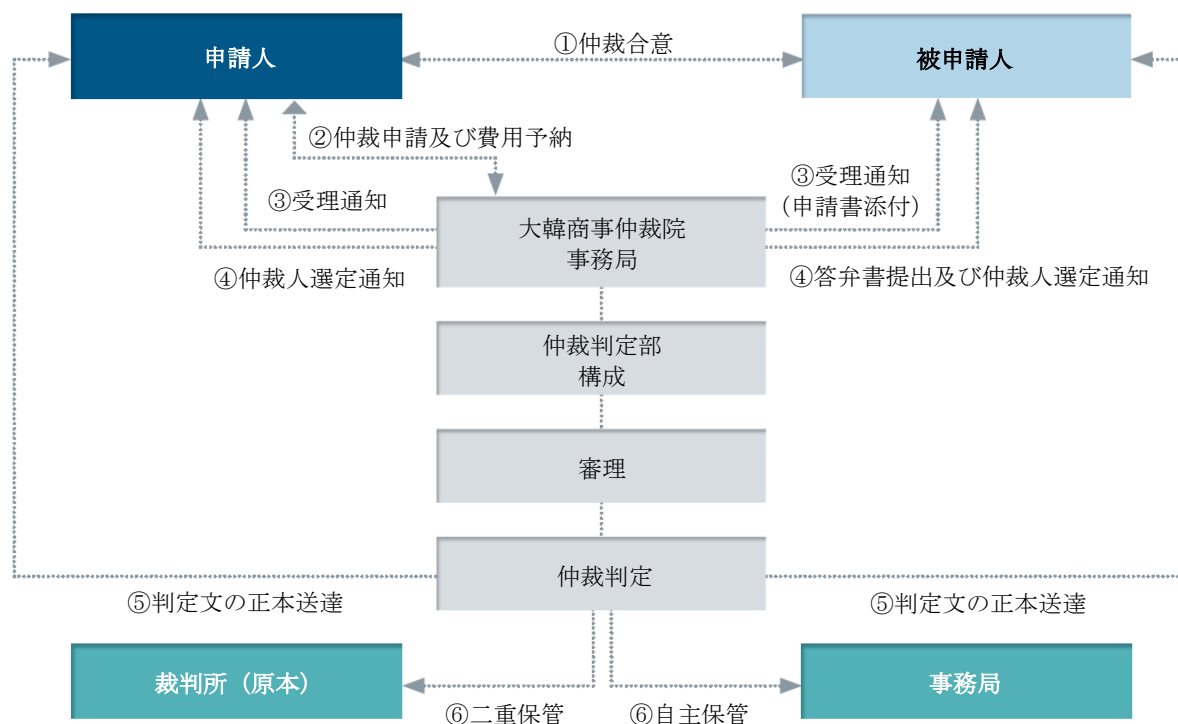
7) 大韓商事仲裁院

大韓商事仲裁院は「仲裁法」に基づいて設立された常設法廷仲裁機関で、国内外の商取引で発生する紛争を仲裁・調停・斡旋⁶²することで、迅速かつ公正に解決するために設立された。

大韓商事仲裁院の仲裁判定は裁判所の確定判決と同一の効力を持つ。大韓商事仲裁院の仲裁判定は単審制を採用しているため、当事者は仲裁判定に不満があっても不服を申請することはできない。

⁶² 仲裁 (arbitration) は仲裁人の紛争解決の内容を当事者に強制できるが、調停 (mediation) は調停人が当事者の紛争解決に助力する役割をするだけという点で両者は違う。斡旋 (conciliation) は斡旋人が紛争当事者を呼び集めたり、現象の時期や場所を提供するなど、当事者間のコミュニケーションを円滑にする機能だけを担当し、事件の実体に対する評価をせず、具体的な調停案も当事者に提示しない。カン・スミ、先述した論文 (注51)、54頁

[図4-3-16] 大韓商事仲裁院の仲裁手続き



知的財産権に関連し、大韓商事仲裁院が2018年に受理した仲裁申請件数は昨年比約27.3%減の8件（国内事件6件、国際事件2件）であった。このうち、仲裁申請金額が1億ウォン以下である事件が3件、1億ウォンから2億ウォンの間の事件が1件、2億ウォン超過事件が4件で、仲裁申請金額は増加している。

[表4-3-32] 知的財産権関連の審査仲裁申請件数

区分	2014	2015	2016	2017	2018
国内事件	8	6	12	6	6
国際事件	1	3	2	5	2
計	9	9	14	11	8

* 出処：大韓商事仲裁院

[表4-3-33] 知的財産権関連審査仲裁申請金額別件数

区分	2014	2015	2016	2017	2018
1億ウォン以下	3	8	7	3	3
1億ウォン～2億ウォン	5	0	2	2	1
2億ウォン超過	1	1	5	6	4
計	9	9	14	11	8

* 出処：大韓商事仲裁院

8) ソウル法院調停センター（ソウル中央地方法院連携調停）

ソウル法院調停センターは常任調停委員制度⁶³、常勤調停委員制度⁶⁴、調停委員会の調停⁶⁵を実施している。特に、裁判所で係属中の調停事件を紛争の性格に合う外部の紛争調停機関が調停するようにし、その結果を裁判所に事務遂行報告書で報告する外部連携型調停も実施している。この制度は知的財産関連の紛争調停委員会と連携して活発に利用されている。

3. その他の紛争解決支援活動

1) 中小企業技術紛争支援

中小ベンチャー企業部と大・中小企業・農漁業協力財団は、中小企業の技術流出防止及び核心技術保護のために各分野の専門家を現場に派遣して技術保護関連の諮問を実施し、2018年の諮問件数は前年比2.5%増の821件であった。

[表4-3-34] 技術保護相談・諮問件数

区分	2009～2015	2016	2017	2018
セキュリティ戦略	2,657	350	564	462
セキュリティシステム	386	290	147	151
法律諮問	440	87	74	192
海外	72	8	5	16
その他	191	2	11	0
計	3,746	737	801	821

* 出処：中小ベンチャー企業部

特に、2018年には技術保護支援班と技術保護法務支援団を新設した。技術保護支援班は地方の中小企業の技術が流出した時に迅速に初動対応をし、技術保護を強化するために責任制で中小企業ベンチャー部12の地方庁で運営され、現在まで24件が受理された。

[表4-3-35] 2018年の技術保護支援班の運営件数

区分	計	進行中			中止*	終結
		他部処への移牒	技術紛争調停	その他 (内部検討など)		
2018	24	2	-	9	8	5

* 申告人に進行意思がない、当事者間で相反した主張をし、合意できない状況

* 出処：中小ベンチャー企業部

⁶³ 常任調停委員は単独で調停したり自ら調停委員会を構成して調停長になるなど、調停担当判事と同じ権限を持つ。ソウル法院調停センター常任調停委員は調停申請事件のみを処理し、調停付託事件のうち多数当事者事件、合意や控訴事件、複雑な事案、法理問題が主な争点であるため、主に難易度の高い事件を配当されて処理する。

⁶⁴ ソウル中央地方法院調停委員のうち、毎週1回特定の曜日に裁判所内の調停事務室に出勤し、責任調停方式で調停を進める調停委員をいう。

⁶⁵ 調停委員会の調停は民事調停法の施行とともに、最長期間利用された調停制度で、調停委員は高等法院長、地方法院長、又は地方法院支院長が学識と徳望のある人の中からあらかじめ委嘱する（民事調停法第10条第1項）。このようにあらかじめ委嘱された調停委員のうち、当事者が合意して選定したり調停長が指定する2人以上の調停委員からなる。

技術保護法務支援団は専門家による深層法律諮問提供を行い、中小企業の技術流出防止及び公正な技術契約のための法的保護力を向上するために発足された。2018年時点で60社が技術保護法務支援団の支援を受けた。

[表4-3-36] 2018年地域ごとの技術保護法務支援団の支援状況

区分	ソウル	京畿	仁川	江原	忠清	全羅	慶尚	済州	計
2018	29	15	2	0	3	4	7	0	60

* 出処：中小ベンチャー企業部

他にも中小ベンチャー企業部は中小企業の技術を保護するために「技術保護サービス」と「技術流出防止システム」を支援している。技術保護サービスはオン・オフライン上の技術流出を防止するために中小企業を対象に提供するもので、技術流出防止システムは中小企業の環境に適合したセキュリティシステム構築を支援する事業である。前者は韓国産業技術保護協会、後者は大・中小企業・農漁業協力財団が行う。

[表4-3-37] 直近5年間の技術保護サービスの状況

区分		2014	2015	2016	2017	2018
セキュリティ管制	新規	724	763	531	628	68
	更新	700	1,409	2,137	2,614	3,117
内部情報	新規	183	792	218	122	410
	更新	215	290	986	1,117	1,093
悪質なコード	新規	621	912	327	169	78
	更新	-	621	1,531	1,855	1,664
ランサムウェア	新規	-	-	-	-	500
	更新	-	-	-	-	-

出処：中小ベンチャー企業部

[表4-3-38] 直近5年間の技術流出防止システムの支援件数

区分	2014	2015	2016	2017	2018
支援	27	43	44	34	46

* 出処：中小ベンチャー企業部

中小企業の技術紛争支援に関連し、ソウル特別市は中小企業のアイデア奪取など不正競争行為を防止し、侵害救済の実効性を向上するために技術保護団及び技術保護相談・申告センターを設置・運営する。また、ソウルに所在する中小企業、又は起業準備者を対象に弁理士、弁護士、技術専門家などの専門家60人余りが40の支援企業に技術保護コンサルティングを実施した。

2018年、京畿道は知的財産の権利化だけでは侵害行為に効果的に対応できないということを考慮し、技術任置制度を活用して中小企業の技術流出防止支援体系を構築するとともに、知的財産権紛争防止支援を10件実施した。他にも京畿道は道の特許司法警察の機能と役割を拡大し、関連機関と連携して不当な技術資料の要求及び技術流用行為に対する監視・調査を推進し、道の知的財産担当機関の専門人材を補強して社会的弱者に対するIPコンサルティングを強化した。

[表4-3-39] 知的財産紛争防止コンサルティング支援企業数

区分	2017	2018
支援	12	10

* 出処：京畿道

2) 公益弁理士特許相談センター運営

特許庁は公益弁理士特許相談センターを通じて、社会的弱者の産業財産権を保護するための無料弁理サービスを提供している。公益弁理士特許相談センターは産業財産権の出願・審査・登録及び審判手続きに関連した法律相談、明細書・意見書・補正書など出願に必要な書類作成を支援しており、産業財産権関連の紛争に関する審判・審決取消訴訟の代理などの業務も行っている。支援対象は小企業、学生、登録障害者、国家有功者、国民基礎生活保障法に基づく医療給与受給者、次上位階層、国家有功者、ひとり親家庭、国際結婚家庭、若手起業家、6歳以上19歳未満である者、月収220万ウォン以下の零細個人発明家などである。

同センターは相談者の便宜を図って訪問、電話、オンライン、地域巡回などさまざまな方法で無料相談を行っており、2014年から毎年10,000件以上の相談件数を記録している。また、相談者ごとの産業財産権保有及び権利状況などを分析し、紛争対応戦略などのコンサルティングを2016年から毎年50件以上支援している。

[表4-3-40] 公益弁理士特許相談センター相談及び書類作成件数

区分	産業財産権関連の相談					コンサル ティング	書類 作成	その他	計
	電話 相談	オンライン 相談	来訪者 相談	巡回 相談	小計				
2014	14,967	955	2,186	720	18,828	-	860	15	19,688
2015	13,119	761	1,722	439	16,041	37	895	21	16,994
2016	9,354	824	1,298	307	11,783	80	491	11	12,365
2017	10,158	757	1,142	303	12,360	67	383	11	12,821
2018	9,536	939	850	280	11,605	77	475	12	12,169

* 出処：公益弁理士特許相談センター

特に、社会的弱者の産業財産権を保護するために公益弁理士が自ら審判及び審決取消訴訟を代理した事件件数は2014年以来、毎年増加して2018年には136件となった。

[表4-3-41] 直近5年間の公益弁理士特許相談センターの審判及び審決取消訴訟の直接代理支援件数

区分	2014	2015	2016	2017	2018
審判・審決直接代理	32	53	109	120	136

* 出処：公益弁理士特許相談センター

公益弁理士特許相談センターは商標及びデザイン権者の権利濫用行為から非権利者を保護するために、2016年から消極的権利範囲確認審判の支援業務を施行している。2016年から2018年まで非権利者を対象に47件を支援し、2018年末時点で勝訴件数は27件（勝訴率87.1%）となって権利者の正当な権利行使の範囲を超えた行為による社会的弱者の被害を防止した。

[表4-3-42] 直近3年間の公益弁理士特許相談センターの非権利者支援事件の勝敗訴状況

区分	2016	2017	2018	計
勝訴	6	11	10	27
敗訴	1	3	-	4
取り下げ・放棄	-	-	6	6
審議中	-	1	9	10
計	7	15	25	47

* 出処：公益弁理士特許相談センター

3) 著作権相談センターの運営

文化体育観光部と韓国著作権委員会は国民の著作権関連の質問に回答し、紛争を防止するために著作権相談センターで著作権相談業務を施行している。類型別自動相談をはじめ、電話相談、対面相談、インターネット相談などさまざまな相談チャンネルを構築している。2018年の相談件数は171,050件で、毎年75,000件以上の相談が行われている。

[表4-3-43] 直近5年間の著作権相談センターの著作権関連の相談件数

区分	2014	2015	2016	2017	2018	
類型別自動相談	57,233	27,424	27,271	136,817	125,466	
相談員との相談	電話相談	25,375	45,316	45,942	43,077	42,640
	対面相談	639	768	1,031	827	1,102
	書信相談	49	46	76	73	81
	インターネット相談	1,793	2,144	1,367	869	1,761
計	85,089	75,698	75,687	181,663	171,050	

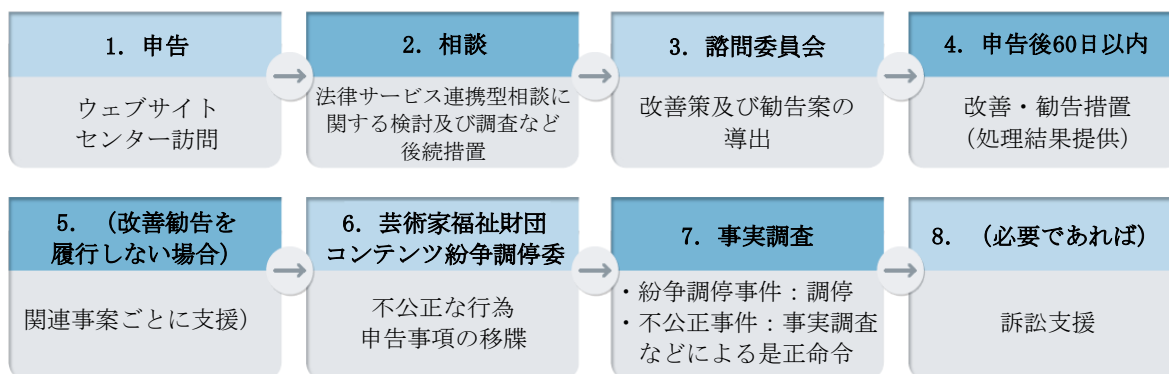
* 出処：韓国著作権委員会

4) コンテンツ公正共生センター開所

不公正取引被害に対してコンテンツ企業が個別的・明示的に対応できないということを考慮して文化体育観光部は2018年5月に韓国コンテンツ振興院に「コンテンツ公正共生センター」を開所し、51件の相談を実施した。同センターは不公正取引被害申告の受理・相談、法律コンサルティング支援、公正な環境に関する実態調査、公正取引ガイドライン作成、標準契約書の普及・拡散、大企業と公正に共生するモデル発掘などの業務を行う。

同センターのコンテンツ不公正改善諮問団による改善勧告が行われない場合、問題となった行為が「芸術家福祉法」第6条の2第1項に基づく不公正な行為であれば韓国芸術家福祉財団に、紛争調停が必要であればコンテンツ紛争調停委員会に移牒して被害申告事項を処理する。

[図4-3-17] コンテンツ公正共生センターの業務処理図



* 出処：文化体育観光部

5) 営業秘密保護センター運営

特許庁営業秘密保護センターでは企業の営業秘密保護体系を構築するための営業秘密保護コンサルティングを実施し、システムを利用して営業秘密を管理できるように営業秘密管理システムを普及している。また、営業秘密関連相談、紛争初動対応のための法律諮問などを実施し、必要に応じて関係機関と連携して迅速な対応策を講じられるように支援している。

特に、2018年には営業秘密保護コンサルティングを管理体系診断と管理体系構築に分けて企業の規模や状況に合う支援ができるように改編し、71社に対するコンサルティングを実施した。このうち、52社を対象にコンサルティングの後続支援として営業秘密管理標準書式を提供し、社内規定・書式検討及び管理システムを普及した。営業秘密関連のオン・オフライン上の相談は2017年から急増し、2018年には822回となり、2016年（161件）の5倍を上回った。

[表4-3-44] 直近5年間の営業秘密保護センターによるコンサルティング、法律諮問など

[単位：件]

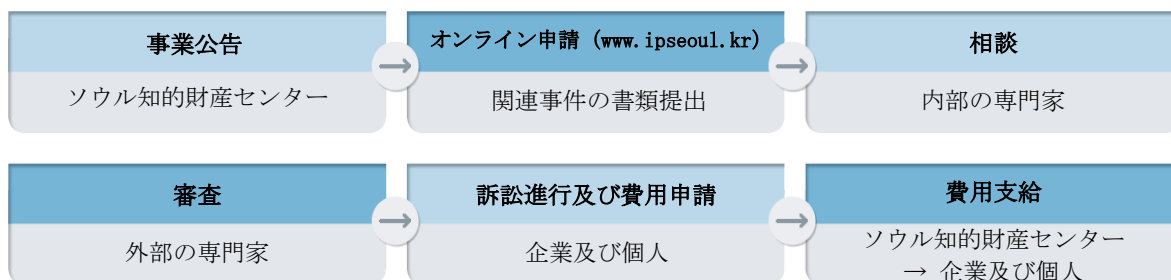
区分	2014	2015	2016	2017	2018
営業秘密保護コンサルティング	73	132	127	123	71
紛争初動対応のための法律諮問	10	26	26	22	22
オン・オフライン上の相談	238	221	161	733	822

* 出処：特許庁営業秘密保護センター

6) 自治体の知的財産紛争防止・対応支援

ソウル特別市のソウル知的財産センターはソウル市民及びソウル所在の中小企業が知的財産権紛争に対し、体系的に対応できるようにコンサルティングを実施し、訴訟費用などを支援する。

[図4-3-18] 知的財産権関連の審判、訴訟、侵害物品取り締まり事業の体系



* 出処：ソウル特別市

釜山広域市もデザイン開発の成果を保護するためにデザイン・コンサルティングを支援し、大田広域市は小企業の技術競争力を強化するために大田に所在する中小企業を対象に技術移転及び事業化支援、技術価値評価連携保証支援、技術事業化ネットワーク構築を推進した。

慶尚北道は特許、ブランド、デザインなど知的財産に関連する「才能」を持つ人が知的財産活動で困難に直面している個人や企業などのためにプロボノをするという知的財産コンサルティングを実施した。慶尚南道は知的財産の専門家を招き、中小企業を対象に知的財産紛争防止のための無料相談室を運営することで、資金力がない上、知的財産の力が不足している企業に初動段階からコンサルティング及び知的財産侵害相談を支援している。

全羅南道は全南知的財産センターで特許紛争、侵害対応支援、企業訪問コンサルティング、先行技術調査など、企業が抱える悩みを解決するために取り組んだ。京畿道は京畿道農業技術院、バイオセンターなどを対象に品種保護権紛争解決のための技術需要調査を実施し、関連専門人材を確保して紛争訴訟・調停に対する鑑定試験の支援などに積極的に対応している。

4. 2018年知的財産分野の主なイシュー別事例

1) 産業財産権

イ) 特許侵害訴訟中、権利範囲確認審判請求利益の認否に関する事例⁶⁶

(1) 事実関係

複数の原告は被告が実施する発明が原告の特許発明を侵害するという理由で水原地方法院に侵害訴訟を提起した。被告は侵害訴訟の弁論が終結し、判決が言い渡される前の2015年3月6日に特許審判院に消極的権利範囲確認審判を請求した。特許審判院は審判請求を却下せずに認容し、これに対して不服として原告が審決取消訴訟を提起した。

特許法院は侵害訴訟中に消極的権利範囲確認審判を請求する場合は確認の利益がないため、不適法だとして原告の請求を認容した。その後被告が上告したが、大法院は確認の利益を認めて原審判決を破棄し特許法院に差し戻した。

⁶⁶ 大法院2018. 2. 8宣告2016フ(辛)328判決

(2) 判決要旨

特許法第135条が規定している権利範囲確認審判は特許権侵害に関する民事訴訟のように侵害禁止請求権や損害賠償請求権の存否のような紛争当事者間の権利関係を最終的に確定する手続きではなく、その手続きでの判断が侵害訴訟に羈束力を及ぼすことでもないが、簡易かつ迅速に確認対象発明が特許権の客観的な効力範囲に含まれるかを判断することで、当事者間の紛争の事前防止や、早期終結に資するという点で固有な機能を有する。

特許法第164条第1項では審判長が訴訟手続きが完結するまで審判手続きを中止することができるものと規定し、第2項では裁判所は特許に関する審決が確定するまで訴訟手続きを中止することができるものと規定している。第3項では裁判所は侵害訴訟が提起されたか、終了した時、その趣旨を特許審判院長に通知するように規定し、第4項では特許審判院長は第3項に基づく特許権、又は専用実施権の侵害に関する訴訟に対応してその特許権に関する無効審判などが請求された場合はその趣旨を第3項に該当する裁判所に通知すべきだと規定している。このように特許法が権利範囲確認審判と訴訟手続きを各手続きの開始前後や進行経過などとは関係なく、別途の独立した手続きと認められることを前提に規定しているのも、先述した権利範囲確認審判制度の機能を尊重する趣旨と理解できる。

このような権利範囲確認審判制度の性質と機能、特許法の規定内容と趣旨などに照らしてみれば、侵害訴訟が係属中であるためその訴訟で特許権の効力が及ぼす範囲を確定できてもこれを理由に侵害訴訟とは別途で請求された権利範囲確認審判の請求利益が否定されるとはみられない。

(3) 示唆点

権利範囲確認審判の場合、紛争の終局的解決が難しいという点で侵害訴訟が係属中か侵害手続きが終了した場合は審判請求を制限しなければならないという議論がある。しかし、従来大法院は「たとえ上記の審決取消訴訟の上告審係属中に上記の民事判決が確定したとしても当事者はその民事判決の確定にもかかわらず、権利範囲確認審判の審決取消を求める訴えの利益がある」と判示した⁶⁷。権利範囲確認審判と審決取消訴訟を明文で認めた以上、権利範囲確認審判制度の機能を尊重しなければならないという立場で理解できる。対象判決は侵害訴訟が係属中でも権利範囲確認審判の請求の利益があると判示することで従来の大法院の判決と立場を共にした。

ロ) 「請求項を削除する補正に伴う拒絶理由」に該当するのかどうかに関する事例⁶⁸

(1) 事実関係

2012年にこの事件の原告は拒絶決定の取り消しを求める審判を請求した。その後、原告は請求項第4項、第8項を削除し、これを認容する第9項の「上記第1項、第2項、第3項、第4項又は第8項」部分を「上記の第1項、第2項、第3項」に変更し、「又は」という記載の部分まで削除する補正をした。

⁶⁷ 大法院2011. 2. 24宣告2008フ(辛)4486判決

⁶⁸ 大法院2018. 6. 28宣告2014フ(辛)553判決

「又は」の削除により、特許庁審査官は上記の補正が「請求項第9項は択一的に記載されていないため、特許請求範囲の記載方法に反する」という理由で補正の却下の決定を行った。原告は上記の決定を不服として審決取消訴訟を提起し、特許法院は審査官の補正の却下の決定が不適法だとして原告の請求を受け入れた。以後、被告が大法院に上告したが、大法院は上告を棄却した。

(2) 判決要旨

旧特許法（2014.6.11法律第12753号で改正する前のもの、以下同様）第51条第1項が補正によって新しい拒絶理由が発生したと認められれば補正を却下するとともに、「請求項を削除する補正」の場合を対象から除いている趣旨は、補正によって新しい拒絶理由が発生した場合は補正を却下することで新しい拒絶理由に対する拒絶理由通知と、他の補正が繰り返されることを排除して審査手続きの迅速な進行を図るの「請求項を削除する補正」の場合は、それによって新しい拒絶理由が発生しても上記のような補正の反復によって審査官の新しい審査に伴う業務量の加重や審査手続きの遅延の問題がほとんど発生しないのに対し、拒絶理由を通知して補正の機会を再び付与することで出願人を保護する必要性が大きいということにある。（大法院2014.7.10宣告2013フ（亭）2101判決などを参照）

このような規定の趣旨に照らしてみれば、旧特許法第51条第1項の本文が規定する請求項を削除する補正によって発生した新しい拒絶理由には単に「請求項を削除する補正をしながら、その削除された請求項を認容した従属項から認容番号をそのまま置くことで、明細書の記載要件を満たさない記載不備が発生した場合」だけでなく、「請求項を削除する補正をしながら、その削除された請求項を直接的・間接的に認容した従属項を補正する過程で、認容番号を間違っ変更したり、従属項が二つ以上の項を認容する場合に認容される項の番号間の択一的関係に対する記載をもらすことで上記の記載不備が発生した場合」も含まれると見なければならない。

(3) 示唆点

対象判決は旧特許法第51条第1項で「請求項を削除する補正」によって新しい拒絶理由が発生した場合に対する明確な基準を提示したことに意義がある。具体的に、請求項を削除する補正をしながら、これを認容する項から認容番号をそのまま置く場合から進み「その削除された請求項を直接的・間接的に認容した従属項を補正する過程で、認容番号を間違っ変更したり、従属項が二つ以上の項を認容する場合に認容される項の番号間の択一的関係に対する記載をもらすことで、上記のような記載不備が発生した場合」もこれに該当すると判断した。補正の却下の決定によって審査手続きの迅速な進行を図ろうとする旧特許法第51条第1項の本文の趣旨に照らし、「請求項を削除する補正」は審査手続きの遅延問題をほとんど発生しないことを考慮して補正の機会を付与して出願人を保護するためである。

ハ) デザイン登録を受けることができる権利を継承したにもかかわらず、創作者と記載して出願したのが冒認出願に該当し、無効であるかどうかに関する事例⁶⁹

(1) 事実関係

2014年10月8日、原告は対象物品を「椅子用背もたれ」にするこの事件の登録デザインが真の創作者でなく、息子である被告を創作者として出願書に記載して登録を受けたため、旧デザイン保護法（2013. 5. 28法律第11848号で改正する前のもの）第3条第1項の規定に違反して登録されたものだとし、特許審判院に登録無効審判を請求した。特許審判院はこの事件の登録デザインに登録無効理由がないという理由で請求を棄却する審決をした。この審決を不服として原告の審決取消訴訟に対して特許法院もこの事件の登録デザインに登録無効の理由がないとして原告の請求を棄却した。その後、原告は大法院に上告したが大法院はこれを棄却し、原審を認容した。

(2) 判決要旨

旧デザイン保護法第3条第1項の本文は「デザインを創作した者、又はその承継人はデザイン保護法で定めるところにより、デザイン登録を受けることができる権利を持つ。」と規定している。また、第68条第1項第2号は「第3条第1項の本文の規定に基づくデザイン登録を受けることができる権利を持たない者が出願してデザイン登録を受けた場合」を登録無効理由の一つと規定している。

特許法院は、この事件の登録デザインがデザイン登録を受けることができる権利の承継人によって出願された以上、その出願書に創作者が事実と違うように記載されているという事情だけでは旧デザイン保護法第68条第1項第2号、第3条第1項の本文の登録無効理由に該当するとは見られないと判断した。大法院は、特許法院の上記のような判断は正当で法理誤解などの違法がないと判断した。すなわち大法院はデザインを創作した者ではなくても、その人からデザイン登録を受けることができる権利を継承した者が直接出願してデザイン登録を受けた場合は登録無効理由に該当するとは見られないと判断した。

(3) 示唆点

デザイン出願書には出願人と創作者を記載するようになっているが、創作者はデザイン登録を受けることができる権利を持つだけで、出願人にその権利を継承したため、デザイン権の権利を持つ者は出願人のみである。この事件は創作者が虚偽で記載されたのが問題となった事案で、これは無権利者による出願（冒認出願）とは区別される。原告は実際の創作者から被告がデザイン登録を受けることができる権利を継承して出願した点に対しては争っていない。また、創作者虚偽記載は旧デザイン保護法第68条第1項第2号、第3条第1項の本文でデザイン登録の無効理由として挙げられていない。したがって大法院はデザイン登録を受けることができる権利の継承を受けた者によって出願されたデザインは、その出願書に創作者が事実と違うように記載されているという事情だけで登録無効にならないと判断した。

これは、デザイン登録出願書に記載された創作者が事実と違うように記載されたのが登録無効理由に該当するのかどうかを明らかにした最初の事例という点で意義がある。このような判示

⁶⁹ 大法院2018. 7. 20宣告2015フ(辛)1669判決

事項はデザイン保護法と類似した規定体系を有する特許法と実用新案法の解釈にも同様に適用されることができると見られる⁷⁰。

二) 顕著な地理的名称の判断基準に関する事例⁷¹

(1) 事実関係

被請求人の曾祖母は1951年度に大田で「沙里院（サリウォン）麺屋」という名前でプルコギと冷麺をメインメニューにする食堂を開業し、被請求人が引き継いで現在、大田に3ヶ所、ソウルに1ヶ所の店舗を運営している。「沙里院」は北朝鮮、黄海北道の都庁所在地で、「麺屋」は麺料理を売る食堂を意味し、主に冷麺を売る食堂で使う。被請求人は1994年に「冷麺専門食堂業」を指定サービス業にして商標（サービス標）出願をし、1996年に商標（サービス標）の等録を受けた。

一方、請求人も1992年度にソウルで「沙里院」という名前でプルコギと冷麺をメインメニューにする食堂を開業して現在、ソウルに8ヶ所、京畿道に1ヶ所の店舗を運営している。

2016年4月、請求人は被請求人の登録商標である「沙里院麺屋」の「麺屋」は普通名詞で、「沙里院」は顕著な地理的名称であるため、商標法に違反する商標という理由で商標無効審判を請求した。これに対し、特許審判院は「沙里院」は顕著な地理的名称とは見られないという理由で、この事件の審判請求を棄却した。

請求人はこれを不服として再び特許法院に審決取消訴訟を提起したが、特許法院はこれを棄却した。請求人は大法院に上告し、大法院は請求人の主張を受け入れ、原審を破棄した。

(2) 判決要旨

商標法では「顕著な地理的名称やその略語、又は地図のみからなる商標は商標登録を受けることはできない」と規定する（商標法第33条第1項第4号）。このような商標はその顕著性と周知性によって商標の識別力を認められないため、ある特定の個人のみ独占使用権を与えないことにその立法趣旨がある。ここでいう「顕著な地理的名称」とは一般需要者に広く知られているということの意味⁷²、その判断基準の時点は原則として商標登録の可否決定時である。地理的名称を顕著なものとして見ることができるかは上記の時点を基準として教科書、マスコミの報道、アンケート調査などをはじめ、一般需要者の認識に影響を及ぼしかねない色々な事情を総合的に考慮して合理的に判断しなければならない。このような法理はサービス標にも同様に適用される。

この事件の「沙里院」は朝鮮時代から由緒深いところとして広く知られていただけでなく、日本植民地時代を経た後も依然として北朝鮮の代表的都市の一つとして知られているということで、「沙里院」の部分は登録サービス標の登録決定日である1996年6月26日当時を基準として一般需要者に広く知られている、顕著な地理的名称だと見ることができるにもかかわらず、これとは違う判断をした原審判決に法理誤解の誤りがある。

⁷⁰ イ・ホン、「デザイン登録出願書上の創作者虚偽記載」、「Law&Technology」第15冊第1号、ソウル大学技術と法センター、2019. 1、148頁

⁷¹ 大法院2018. 2. 13宣告2017フ(卒)1342判決

⁷² 大法院2004. 4. 28宣告2004フ(卒)240判決など

(3) 示唆点

本事件で大法院は顕著な地理的名称かどうかの判断時点を「商標登録の可否決定時」と前提にし、2016年に実施された需要者認識調査は商標登録日から20年も過ぎた後行われたため、これが登録決定日当時の一般需要者の認識を反映しているとはみられないと判断した。すなわち、判断方法の一環として実施されるアンケート調査の場合、判断基準の時点と時間的間隔などによって証拠の価値が変わる可能性があることを考慮したという点で、この事件は顕著な地理的名称であるかどうかを判断した具体的事例を提示した判例としての意義あると言えるだろう。

2) 著作権

イ) 実際の建築物を縮小した模型に関する著作権侵害事例⁷³

(1) 事実関係

原告はプロモーションのアイテム開発・製造・流通及び教材製造・流通法人で、光化門など建築物の平面設計図を発泡スチレンシートにプリントし、刃物やのりを使わずに手で切り離したり折ったり差し込んだりすることで、簡単に組み立てできる立体パズルを製造・販売している。

被告らは原告の流通事業チーム長、商品開発チーム長、教育事業チーム長、開発担当職員として勤めていた。彼らは2011年12月25日に退職して新しい会社を設立し、2012年1月頃から原告の会社と類似したパズルを製造・販売してきた。

(2) 判決要旨

実在する建築物を縮小した模型がその建築物を忠実に模倣し、これを単に縮小したものに過ぎなかったり、ささいな変形を加えた場合は創作性を認め難い。しかし、その程度を越える変形を加えて元の建築物と区別される特徴や個性が現れた場合ならば、創作性を認められるためその模型は著作物として保護を受けることができる。

著作権侵害を判断するために二つの著作物間の実質的な類似性を判断する時は、創作的な表現形式に該当するものだけで備えなければならない。この事件の建築物縮小模型の著作物と対比して対象となる著作物間の実質的な類似性に関する判断時、元の建築物の創作的表現でなく、元の建築物を模型の形態に具現する過程で新しく加えられた創作的表現に該当する部分だけで備えなければならない。

したがって被告らの行為は原告の模型に関する複製権、又は2次的著作物作成権などの著作財産権を侵害する行為であり、被告らが原告の会社を退職した後、間もなく会社を設立してその模型を製作、販売した以上、著作権侵害行為に対する故意及び過失も認められる。

(3) 示唆点

実際の建築著作物の模型を製作する過程で単なる縮小・複製を越える変形を加えて元の建築物と区別される特徴や個性が現れた場合なら、この事件で問題となった光化門などのように保護期間が切れた建築著作物の模型だとしてもその模型は著作物として保護される。

⁷³ 大法院2018. 5. 15宣告2016ダ(다)227625判決

ロ) 著作権法第2条第24号で定めた「発行」の意味が問題となった事例⁷⁴

(1) 事実関係

この事案は著作者ではなく、教授が共著者として表示された問題の書籍が印刷され、出版社の倉庫に入庫された直後、検察に押収されて市中に出回ることができなくなった件である。

著作権法第137条第1項第1号では「著作者ではない者を著作者にして実名・異名を表示して著作物を「公表」した者を刑事処罰する。」と定めている（「」は著者が添付）。ここでいう「公表」の意味に関して著作権法第2条第25号では「公表」とは著作物を公演、公衆送信、又は展示その他の方法で公衆に公開することと著作物を発行することを意味する。」と定義している。

すなわち、この事案では印刷されて市中に出回ることができなくなった書籍を発行されたものとみなし、公表行為があったと判断できるのかが問題となった。

(2) 判決要旨

2006年12月28日に法律第8101号の改正著作権法では「発行は著作物、又はレコードを公衆の需要を満たすために複製・配布することをいう。」（同法第2条第24号）と規定しており、現行著作権法も同様である。

ここでいう「複製・配布」の意味が「複製して配布する行為」を意味するか、それとも「複製したり配布したりする行為」を意味するかが問題となる。「公表」は辞典では「色々な人に広く表して知らせること」を意味し、著作物の「発行」は著作権法上の「公表」の一つの類型に該当する。単に著作物を複製したとって公表とはいえない。それから中点（・）は単語の間に使われる時、一般的に「と」の意味を持つ文章符号である。したがって上記の条項でいう「複製・配布」はその文言上、「複製して配布する行為」と解釈できる。また、旧著作権法上の「発行」は著作物を複製して発売、又は配布する行為だと定義していた。現行著作権法上の「発行」の定義規定は旧著作権法第8条の「発行」に関する定義規定の文言や表現を簡潔な表現で整備したと見られるだけで、これと違う意味を規定するために改正されたとみなすほどの事情がない。一方、罪刑法定主義の原則上、刑罰法規は文言によって解釈・適用しなければならない。このような視点から「複製・配布」の意味を厳格に解釈しなければならない。結局、著作物を「複製して配布する行為」があってこそ著作物の発行とみなすことができ、著作物を複製しただけでは著作物の発行とはみられない。

(3) 示唆点

著作物を公表する行為は著作物を公演、公衆送信、又は展示その他の方法で公衆に公開することと著作物を発行することを意味し、著作権法上の発行とは著作物、又はレコードを公衆の需要を満たすために複製・配布することを意味する。著作権法第137条第1項第1号に基づき、著作者ではない者を著作者にして実名・異名を表示し、著作物を公表した者を刑事処罰するためには著作物が公表されなければならない結局、著作物が複製され配布されてこそ公表されたといえる。したがって問題となった著作物が印刷されて出版社の倉庫に入庫された直後、検察に押収されて市中に出回る前の状態であれば、複製行為だけ存在し、配布行為は存在しいため公表行為に該当しない。

⁷⁴ 大法院2018. 5. 15宣告2016ダ(다)227625判決

ハ) 業務上の著作物規定関連の違憲法律審判⁷⁵

(1) 事実関係

AはSW会社のプログラマーで勤めて統合管理型プログラムを業務上作成し、退職後は類似したSWを作成、前の会社の取引企業などに配布・販売・複製・伝送した。このようなAの行為に対して前の会社はAを相手取って損害賠償請求をし、Aは著作権法上、業務上の著作物規定が憲法に違反するとして違憲提請申請をし、裁判所がこれを受け入れて憲法裁判所に違憲法律審判を提起した。

(2) 判決要旨

憲法裁判所は裁判権全員一致で合憲決定を下した。著作権法に規定された業務上の著作物に関する規定は、権利関係の明確化、プログラムの活発な改良及び流通、持続・安定した創作の誘引という側面で立法目的が正当で、法人などの「企画」下で「業務上」作成され、「契約、又は勤務規則などに他の定め」がない場合など、厳格な要件下で認められるところ、被傭者の利益を十分に配慮していると判断した。また、発明振興法上、職務発明制度との公平性に関連して①権利発生要件の側面で特許権がさらに厳格な認定要件と創作性・個性の発現を要するため、権利を従業員に帰属させる必要性が相対的に大きい②公示手続きの側面で著作権の場合、特許権と違って著作者などの把握が容易でないと判断した。それから発明振興法上、職務発明制度との単純比較を行って該当条項が被傭者の利益を過度に軽視するとみなすことはできないため、立法者の判断は合理的理由があり、立法形成権の限界を逸脱したとはみられないと判断した。

ニ) 表紙の張り替えに対する罰則規定関連の違憲審査型憲法訴願⁷⁶

(1) 事実関係

請求人は他人が著述した本に他の教授と共に共著者として実名を表示して本を発行したとの疑いで2016年2月17日、議政府地方法院から略式命令を告知された。これに対して請求人は正式裁判を請求した後、該当著作権法第137条第1項第1号の罰則条項が憲法に違反するという趣旨の違憲法律審判提請申請をしたが却下され、憲法訴願を提起した。

(2) 判決要旨

憲法裁判官全員は問題となった罰則条項が合憲だと判断した。著作権法第137条第1項第1号の罰則条項は、著作者や自身の意思に反して著作者として表示された人の権利を保護し、著作者の名義に関する社会一般の信頼を保護するという、審判対象条項に関する立法目的の正当性・手段の適正性が認められ、該当条項は「著作者の名義に関する社会一般の信頼」という公益を達成するために被害を最小化する手段であり、法益均衡性も備えたと判断した。それから著作者の同意を得て著作者の名義を虚偽表示する行為がそうではない場合に比べて可罰性が少ないと断定できず、これは量刑で十分に考慮できるため、責任と刑罰間の比例原則違反とはみられないと判断した。

⁷⁵ 憲法裁判所2018. 8. 30宣告2016ホンガ(헌가)12全員裁判部決定

⁷⁶ 憲法裁判所2018. 8. 30宣告2017ホン바(헌바)158全員裁判部決定

3) 営業秘密

イ) 営業秘密資料を持ち帰っても学習目的なら不正な目的がないため無罪とみなした事例⁷⁷

(1) 事実関係

被告人は病気休暇を前に秘書に指示して自分のPCや電子メールに添付ファイルで保管されていた資料をセキュリティ用紙に出力するようにし、部下に勉強しようとしながら重要な技術資料を出力してくるようにした後、社内の情報保護指針に規定された承認手続きを踏まず、この事件の技術資料を通勤に使う役員用の車に載せて事業場の外に搬出して家に持ち帰るなど、国家核心技術に該当する資料などを含め、68件の営業秘密資料を流出した疑いで産業技術保護法違反及び営業秘密資料流出に基づく業務上の背任の疑いで起訴された。これに対して被告人は「会社の業務遂行のために勉強する目的で搬出した」と主張した。また、被告人は個人として使った飲み代を業務上の経費で使ったように被害会社に虚偽請求するなど、80回にかけて約7,800万ウォンの財産上の利益を取得し、被害会社に損害を与えた。

(2) 判決要旨

1審⁷⁸の裁判所は被告人がこの事件の技術資料を事業場の外に搬出して家に保管したことが産業技術保護法第14条第2号で規定する「流出」に該当し、この事件の技術資料が上記の法で定めた「産業技術」に該当するが、①病気休暇中にも暇があれば資料を読むつもりで仕事を持ち帰ることもでき、実際に会社の電子メールで業務指示をした②ヘッドハンターと接触した点は疑わしいが、給料を受けて職場に通う会社員としてあらかじめ親密な関係になることもできる③被告人が家にシュレッダーを買って置き、検討が終わって必要なくなった資料をシュレッダーに入れて廃棄したことを見れば、少なくともその資料が第三者に知らされてはいけないという意識は持っていたとみられる④被害会社の内部イントラネットの電子メールは受信後2週間が経つと自動的に削除されるため、被告人は受信した電子メールを業務用PCに保存したり出力して保管する必要があるということを理由に、被告人が極秘で国家核心技術に該当し、被害会社の営業秘密に該当する資料を被害会社の規定に違反して承認手続きを踏まずに持ち帰ったそれ自体で被害会社を危険にさらしたという事実は認められるが、被告人のセキュリティ意識が低い上、深く考えずに搬出行為をしたことと、被告人が不正な目的で資料を搬出したことは別の問題だと判断した。したがって被告人に技術資料の流出に対する「不正な目的」と業務上の背任の「故意」を認めるに足りないとし、国家核心技術資料流出による産業技術保護法違反の点及び営業秘密資料流出による業務上背任の点に関して無罪を宣告した。一方、7,800万ウォン余りの会社のお金を個人用途で使った点に対しては業務上背任の有罪判決を言い渡した。

これに対して検事と被告人両方が控訴したが、控訴審はこれを全部棄却し、上告審でも原審をそのまま確定した⁷⁹。

(3) 示唆点

この判決は不正競争防止法の違反事案ではなく、産業技術保護法の違反事案だが、技術流出事案で「不正な目的」に対して詳しく判断したということに意義がある。産業技術保護法第14条

⁷⁷ 水原地方法院2018. 10. 12宣告2018ノ(㉔)777判決

⁷⁸ 水原地方法院2018. 1. 12宣告2016コダ(고단)6150判決

⁷⁹ 大法院2019. 5. 30宣告2018ㄷ(도)17274判決

第2号は産業技術に対する秘密保持義務がある者が「不正な利益を得たりその対象機関に損害を加える目的で」流出する行為を禁止し、これに違反した者は第36条第2項に基づいて処罰される目的犯である。それから刑事裁判で公訴が提起された犯罪の構成要件を成す事実に対する証明の責任は検事にあるため、行為者にそのような目的があったという点は検事が証明しなければならないが⁸⁰、この事案では検事が提出した証拠だけでは被告人がこの事件の技術資料を搬出する当時、そのような不正な利益を得る目的ないし背任の故意を有していたことが合理的疑いの余地がないほど証明されたとはいえないため無罪を宣告したのである。不正競争防止法第18条第1項違反の罪も故意以外に「不正な利益を得たり企業に損害を与えたりする目的」を犯罪成立要件にする目的犯である。また、2019年7月9日に施行される改正不正競争防止法は従来の営業秘密不正取得・使用・漏洩以外に使用、又は漏洩の前段階として営業秘密を指定された場所の外に無断で流出する行為、営業秘密保有者から営業秘密を削除したり返還することを要求されてもこれを保留する行為などを営業秘密侵害行為の類型に追加したため、産業技術流出事案で不正な目的の有無に対する判示内容を参考にする必要がある。

ロ) 営業秘密侵害行為禁止請求権の消滅時効の起算点に対して判示し、別途で禁止期間を定めずに禁止請求を認容した事例⁸¹

(1) 事実関係

原告はソフトウェア開発及び供給業などを営む株式会社で、企業の業務用プログラム開発のためのRIA (Rich Internet Application) 方式に基づいた著作道具 (以下「RIAソリューション」) プログラムを主に販売している。被告Cは原告の技術研究所長として勤務して退職し、ソフトウェア開発業などを目的とする被告株式会社Bを設立し、被告D、E、Fは原告会社に勤めて退職し被告会社に勤めた。被告C、D、E、Fは原告会社の技術を流出し、一部の技術は出願人を被告会社にして特許出願して公開された。C、D、E、Fの業務上背任及び不正競争防止法違反関連の刑事裁判は無罪判決が宣告され、検事は不服として控訴した。原告は民事裁判で被告らの行為が営業秘密侵害行為に該当するとして禁止及び廃棄請求、損害賠償請求をし、これに対して被告らは禁止請求の消滅時効が完成し、侵害行為の禁止は目的達成に必要な時間的範囲内に制限されなければならないため、侵害禁止を求めることができる期間は被告退職者などの退職日から3年を越えることはできないと主張した。

(2) 判決要旨

裁判所は該当技術が営業秘密に該当することを認め、特に消滅時効期間の徒過に関連して不正競争防止法第10条第1項の「営業上の利益が侵害されたり侵害される恐れがあるという事実及び侵害行為者を知った日」とは、損害の発生と加害者を知る必要があるだけでなく、その加害行為が不法行為としてこれを理由に損害賠償を請求できるということを知った時を意味するため、損害の発生、違法な加害行為の存在、加害行為と損害の発生との間に相当な因果関係があるという事実など、不法行為の要件事実に対し現実的かつ具体的に認識しなければならず、被害者などがいつ不法行為の要件事実を現実的かつ具体的に認識したと判断するかは個別的事件における色々な客観的事情を参酌して損害賠償請求が事実上可能になった状況を考慮して合理的に認めなければならない⁸²と判断した。これに照らし、この事件で原告の職員が2012年1月4日に警

⁸⁰ 大法院2018. 7. 12宣告2015ト(ト)464判決参照

⁸¹ 大邱高等法院2018. 1. 26宣告2017ナ(ナ)20990判決

⁸² 大法院1999. 9. 3宣告98ダ(ダ)30785判決参照

察で調査を受けたとしてもこのような事情だけで営業上の利益侵害と侵害行為者を分かったとは断定できず、かえって検事が被告Cなどを業務上背任罪などで起訴した2012年9月12日頃、このような事情を分かったと判断できるため原告はそれから3年が経過する前の2015年5月6日付けで請求趣旨変更を行ったため、原告の請求に対して消滅時効が完成したとはみられないと判示した。これとは異なり、原告が2012年1月4日の警察調査当時、営業上の利益侵害と侵害行為者を分かったとしても2012年1月27日、この事件に関して訴訟を提起して被告を相手取って被告の当該製品の販売禁止などを求めたため、提訴時点に営業秘密侵害行為に対する禁止請求権の時効が中断されたと判断した。

永久的な侵害禁止に関連して裁判所は営業秘密侵害禁止請求訴訟では事実審の弁論終結当時に営業秘密侵害禁止請求権の存否を審理・判断するため、主文に禁止期間を定めなかったとして違法だとはいえず、将来一定の期限以内に営業秘密要件の喪失が確実視される時点を確認することが難しい場合は禁止期間を定めないこともある⁸³とし、禁止期間を設定していないからといって永久に禁止するのではなく、判決が確定した以後、これ以上営業秘密に該当しなくなったならば、当事者はその執行力の排除を求めるために請求利益の訴訟などを提起することができる⁸³と判示した。上記の法理に照らしてみれば、原告のこの事件の営業秘密は現在も依然としてその要件を備えており、将来一定の期間内に営業秘密要件の喪失が確実視されるという時点を確認することが難しいため、被告退職者などが退職した日から相当な期間が経過したという点だけでは原告が営業秘密の侵害禁止及び製品販売禁止を求めることができなくなったとは判断できないため別途で禁止期間を定めなかった。

(3) 示唆点

不正競争防止法第14条は「不正競争防止法第10条第1項に基づき、営業秘密侵害行為の禁止、又は予防を請求できる権利は営業秘密侵害行為が続く場合に営業秘密の保有者がその侵害行為によって営業上の利益が侵害されたり侵害される恐れがあるという事実及び侵害行為者を知った日から3年間行使しなければ時効によって消滅する。その侵害行為が始まった日から10年が過ぎた時にもまた同じである」と時効を規定しているが、本判決は関連刑事裁判との関係で禁止請求権の消滅時効の起算点に対して明確にしたことに意義がある。また、いわゆる営業秘密保護期間に関連して裁判所は通常、被告の主張のとおり営業秘密侵害行為の禁止は営業秘密保有者の保護という目的達成に必要な時間的範囲内だけで認められるべきで、仮に永久的に禁止すればこれは制裁的な性格を持つことになるだけでなく、自由な競争を助長して従業員が彼らの知識と能力を発揮できるようにしようとする公共の利益と相反して適切でないと判断し、一定の期間に制限するのに対し、この事案では将来一定の期限内に営業秘密要件の喪失が確実視される時点を確認することができないケースに該当すると判断し、主文に禁止期間を定めずに侵害禁止請求を認容したことに意義がある。

⁸³ 大法院2014. 3. 13宣告2011ダ(다)17557判決参照

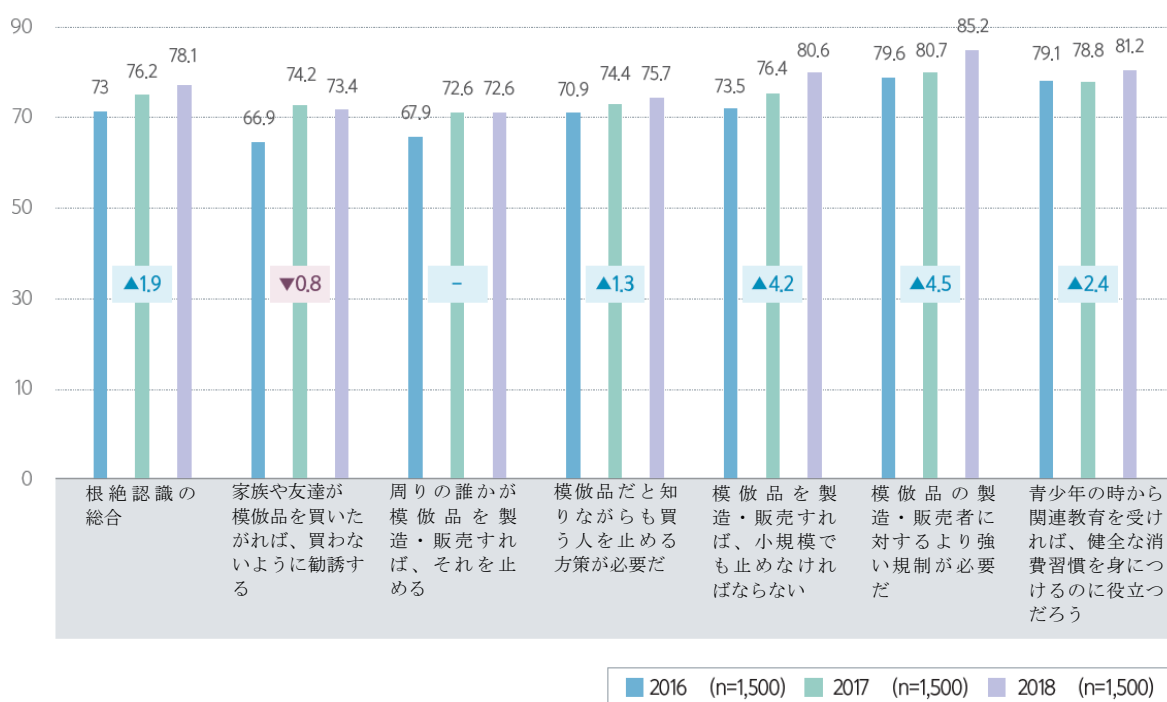
第4節 知的財産尊重文化の拡散

1. 産業財産権

特許庁が韓国知識財産保護院を通して実施した「2018年知的財産保護に対する国民の認識度調査」によれば、模倣品に対する問題認識は2017年の85.0点に比べて3.1点増加した88.1点、根絶認識は2017年の76.2点に比べて1.9点増加した78.1点で持続的に高まっている。これは、知的財産権保護に対する消費者の認識が肯定的に変化していることを示している。

模倣品根絶に関連し、「模倣品の製造・販売者に対するより強い規制が必要だ（85.2点）」という答えが前年度と同じように、6項目の中で最も高く、模倣品根絶のための韓国政府の積極的な対応と努力の必要性が指摘されている。

[図4-4-1] 直近5年間の模倣品に対する消費者の根絶認識調査 [単位：点]



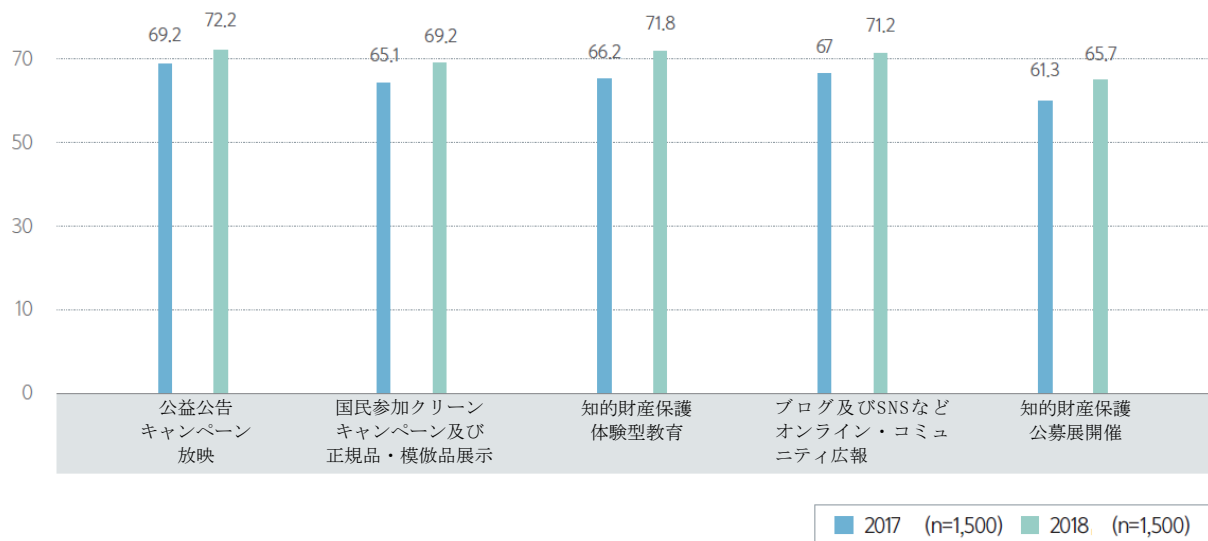
* 上記の点数は5点単位で算出した回答者の回答点数を100点単位で換算して計算した。

* 出処：韓国知識財産保護院、「2018知的財産保護に対する国民の認識度調査」（2019. 1）

特に、知的財産権尊重文化づくりのための多様な保護活動の効果性に対する認識は前年に比べて上昇したことが分かった。

[図4-4-2] 直近5年間の知的財産保護活動の効果に対する認識

[単位：点]



- * 上記の点数は5点単位で算出した回答者の回答点数を100点単位で換算して計算した。
- * 出処：韓国知識財産保護院、「2018知的財産保護に対する国民の認識度調査」（2019. 1）

1) 産業財産権認識向上教育

特許庁は今後主な消費者層になる青少年を対象に模倣品の問題点などに対する理論教育を実施すると共に、教育に興味を持ち知的財産保護の必要性を実感できるよう、実習教材を活用した体験活動も行った。特に、2018年には市・道教育庁と協力して高校の選択教科である「知的財産一般」を導入する学校数などを大幅拡大した。

[表4-4-1] 直近2年間の知的財産一般教科を適用する高校の状況

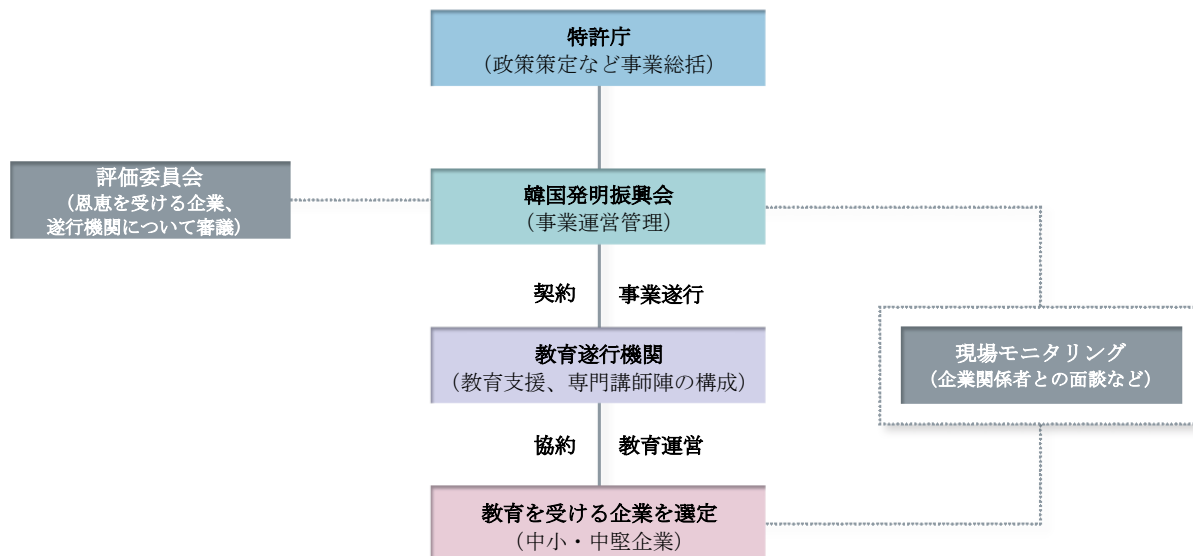
区分	2017	2018
教科を適用する学校数	9校	22校 (一般高校13校、特殊目的高校13校、 発明特性化高校6校、一般特性化高校1校)
担当教師向けの職務研修	5回 (58時間)	7回 (154時間)

* 出処：特許庁

また、特許庁は模倣品の違法性などに対する情報習得の機会が不足している大学生、小商工人を対象に模倣品の法的意味、知的財産権侵害動向などに対する各種統計と資料などを活用した教育を実施して教育生から大きな呼応を得た。

この他、知的財産の専門家が企業を訪問して企業の需要と特性に合う事例中心教育を実施する「出張型知的財産教育」を実施した。また、中小企業が知的財産経営戦略を策定して特許紛争に効果的に対処するためにはCEOの知的財産に対する認識が最も重要だという点を勘案し、中小企業のCEOに対する知的財産教育及びCIP0（知的財産最高責任者）朝食会セミナーを開催した。

[図4-4-3] IP教育推進体系



* 出処：特許庁

一方、関税庁は税関職員のスキルアップのために6都市で17回にわたって、627人の税関取り締まり職員を対象に、各ブランドの正規品・模倣品を見分ける識別教育を実施した。

[表4-4-2] 税関取り締まり職員向けの模倣品識別教育

回	日時	教育対象	教育内容
1	03. 29-30	仁川本部税関 (40人)	○正規品と模倣品の実物比較説明 ○ブランドごとに模倣品を見分ける方法に関する冊子配布 ○商標権者の最新侵害の動向に関する情報共有 ○知的財産権の関連理論及び判例講義
2	04. 05-06	釜山本部税関 (39人)	
3	04. 26-27	ソウル本部税関 (30人)	
4	04. 19-20	仁川本部税関 (40人)	
5	05. 08-09	大邱本部税関 (41人)	
6	05. 17-18	光州本部税関 (37人)	
7	05. 31-06. 01	仁川本部税関 (41人)	
8	06. 21-22	平澤直轄税関 (22人)	
9	07. 12-13	ソウル本部税関 (38人)	
10	09. 06-07	釜山本部税関 (39人)	
11	09. 13-14	仁川本部税関 (43人)	
12	10. 04-05	大邱本部税関 (44人)	
13	12. 20-21	光州本部税関 (13人)	
14	11. 01-02	ソウル本部税関 (38人)	
15	11. 15-16	仁川本部税関 (41人)	
16	11. 29-30	釜山本部税関 (36人)	
17	12. 06-07	仁川本部税関 (45人)	
計		627人	-

* 出処：関税庁

自治体も知的財産に対する認識向上のための教育を実施している。釜山広域市は釜山地域の障害者、欠損家庭の児童、低所得層の女性など社会的弱者と小中高校生を対象に知的財産権教育を2018年に4回実施し、公務員向けのワークショップで公務員及び関連機関関係者の知的財産に対する理解度向上、実務力強化を図った。仁川広域市でも市、郡、区で働く公務員を対象に知的財産関連教育を実施して自治体公務員の業務遂行能力を高めるために取り組んだ。大邱広域市も出張型知的財産アカデミーを運営し、軍人向けの知的財産教を育実するなどして市民の参加を拡大した。

全羅北道は当該地域の知的財産権の競争力が弱い小企業及び社会的企業を対象に教育を実施し、全羅南道は公務員を対象にIPワークショップなどを開催した。慶尚北道も企業の需要を随時に反映して出張型知的財産権教育（一般及び集中教育）を実施し、毎年周期的に公務員を対象にIPワークショップを開催して特許庁のIP運営政策などについて教育した。慶尚南道は関連機関などと連携して毎年説明会を開催し、現場訪問コンサルティング及び知的財産保護制度に関する教育を実施している。忠清北道は自治体のIP政策の一貫性維持及び地域のIP認識向上のために都内の11の基礎自治体（市区町村）及び広域自治体（都道府県）の担当者、知的財産関連機関及び企業関係者を対象にワークショップと懇談会を開催した。忠清南道も地域公務員を対象に知的財産に対する認識を高め、知的財産にフレンドリーな基盤造成、支援政策の強化のためにワークショップを2回開催した。

世宗特別自治市は対象者の関心テーマを事前に調査し、事後に満足度について調査を実施した。また、専門講師支援連携で知的財産紛争防止戦略など、良質の知的財産教育プログラムを運営し、同プログラムを効果的に推進し、予算を削減するために忠清南道と共同で推進した。済州特別自治道は2017年から2021年までの5年間、済州大学を知的財産先導大学に指定し、知的財産教育の専門人材を確保し、高品質の知的財産専門講座を運営している。

江原道は都内の公共機関及び企業などとIPに関する共感帯を形成・強化するために、知的財産カンファレンスを2回開催した。有望産業の技術トレンドを分析し、地域経済を活性化させる方策とブランド、デザイン経営認識向上を図り、都内の新知的財産産業の活性化策について議論した。

2) 産業財産権保護に関する広報

イ) 全国巡回キャンペーン

特許庁と韓国知識財産保護院は一般消費者と販売者を対象に全国巡回知的財産保護キャンペーンを実施した。

[表4-4-3] 直近5年間の全国巡回キャンペーン実施回数

区分	2014	2015	2016	2017	2018
全国巡回キャンペーン	5	7	4	9	12

* 出处：韓国知識財産保護院

消費者向けのキャンペーンは、青少年、大学生など一般国民が産業財産権保護をテーマにポスターやスローガン、アンケート調査のプラカードなどを直接製作して路上キャンペーンに参加し、感想などをSNSに投稿する形に行われた。

販売者向けのキャンペーンは、模倣品が頻繁に流通される地域の小商工人の産業財産権保護に対する自主参加を促すために、当該地域を中心に産業財産権尊重意識の拡散のための広報物を配布し、模倣品販売の違法性について説明する方式で実施された。このキャンペーンは自治体と合同で実施された。

ロ) 産業財産権保護に関するUCC (User Created Contents) ・カードニュースの公募展

特許庁と韓国知識財産保護院は、一般国民が産業財産権保護に関する広報物を自ら創作することで保護の必要性を実感できるようにするために、2018年第9回知的財産保護UCC (User Created Contents) 及びカードニュースの公募展を開催した。

公募展では産業財産権侵害及び不正競争行為の根絶に関わる内容をテーマに103点が受け付けられ、審査を経てUCC (User Created Contents) 12点、カードニュース14点の計26点が受賞作として選定された。UCC (User Created Contents) 部門の大賞は、創作されたデザイン権を子供に、デザイン盗用を誘拐に例えて産業財産権奪取の深刻性をクリエイティブな映像で表現した「私の子」が、カードニュース部門の大賞は最近アイドルグループ名に関連した商標権紛争を例にあげて商標権登録の重要性をカードニュースで分かりやすく説明した「お父さんをお父さんと呼べない？」が選ばれた。

[図4-4-4] 第9回知的財産保護UCC (User Created Contents) 及びカードニュース公募展の大賞受賞作

			
<p>UCC (User Created Contents) 部門の大賞： 「私の子」</p>		<p>カードニュース部門の大賞： 「お父さんをお父さんと呼べない？」</p>	

* 出处：韓国知識財産保護院

ハ) 公益広告製作及びSNSなど運営

特許庁と韓国知識財産保護院は一般国民が模倣品問題と知的財産保護の重要性に対して共感できるコンテンツを製作した。

[図4-4-5] 産業財産権保護のための広報コンテンツ

			
<p>公益広告映像</p>		<p>ブログ及びSNSコンテンツ</p>	

* 出处：韓国知識財産保護院

特許庁と韓国知識財産保護院はこのように製作されたコンテンツを一般国民の利用度が高い映画館、SRT（新幹線）、地下鉄ホーム、中小・中堅企業が入居した産業団地内のメディアボード、会社員の間で聴取率が高いラジオ番組などに送出することで知的財産保護政策に対する好感度と正規品使用の必要性などに対する認識を高めている。

また、ブログ、SNSを運営してオンライン・コミュニティユーザーとの両方向コミュニケーションを強化する活動も推進している。

[表4-4-4] 直近5年間の産業財産権保護に関する広報活動 [単位：回、人]

区分	2014	2015	2016	2017	2018
公益広告送出	392	100	30	606	41
ブログアクセス数 (年間累積)	3,337,754	4,239,470	4,691,232	5,188,905	5,576,669
SNSフォロワー数 ⁸⁴⁾ (年間累積)	14,650	14,921	18,992	28,521	31,381

* 出処：韓国知識財産保護院⁸⁴⁾ 84)

2. 著作権

文化体育観光部と韓国著作権委員会が依頼し、韓国ギャラップ調査研究所が小中高校生を対象に著作権に対する意識水準を調査した結果⁸⁵⁾によれば、青少年の「著作権総合指数」は2013年以来毎年上昇し、2018年には100点満点で81.6点で最も高い点数となった。

「著作権指数」は青少年が著作権に対する正しい知識を有しているのかどうかを基に算出した「著作権認識指数」と、正しい著作物利用行為に対する青少年の価値判断を尋ねる「著作権意識指数」の平均値である。2018年の「著作権認識指数」は80.7点で前年と同じ一方、2018年の「著作権意識指数」は前年比1.2点増の82.5点となり、過去最高値となった。

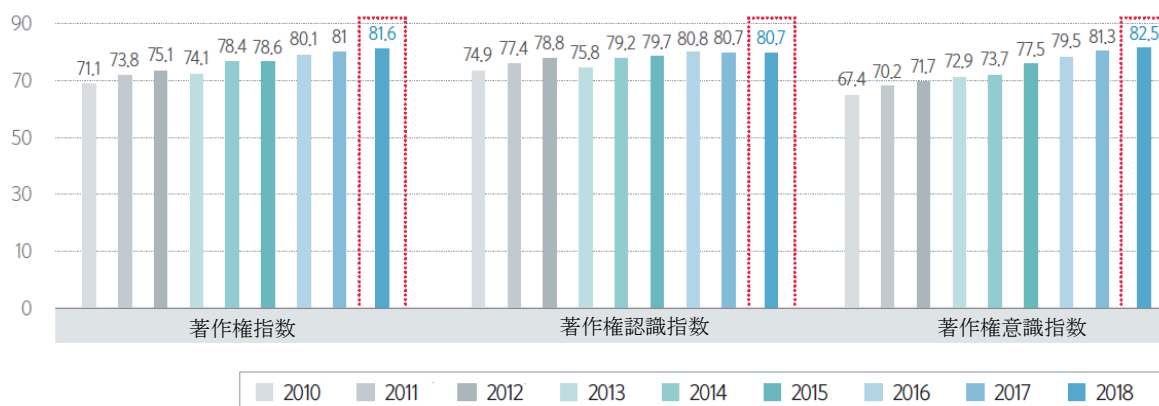
また、著作権教育を受けた生徒の「著作権総合指数」は83.7点となり、著作権教育を受けていない生徒の「著作権総合指数」80.5点より3.2点が高いことが分かった。これは、文化体育観光部が実施する著作権教育が著作権に対する生徒の認識向上に相当な影響を及ぼすと判断できる。

⁸⁴⁾ SNSフォロワー数はツイッターの「フォロワー数」、フェイスブックの「いいねの数」、カカオストーリーの「友達申請の数」合計である。

⁸⁵⁾ 韓国ギャラップ調査研究所、「2018年小中高校生の著作権に対する意識調査」（2018.10）、2018年同調査の母集団は全国の小学生、中学生、高校生計10,828人であり、標本誤差は±0.9ポイント（95%信頼水準）である。韓国著作権委員会の「出張型著作権教育」を申請して教育に参加した全国の小中高校生のうち、有効標本を選定して著作権教育を受ける前に調査を実施する方式で行われた。

[図4-4-6] 2018年の青少年の著作権総合指数

[単位：点]



* 出処：韓国ギャラップ調査研究所、「2018年小中高校生の著作権意識調査報告書」(2018. 10)

1) 著作権認識向上教育

イ) オフライン著作権教育

文化体育観光部と韓国著作権委員会が推進している「著作権体験教室」は学校現場の教師が体験中心の著作権教育活動を行い、青少年の著作権に対する認識を高めるためのプログラムである。2006年に首都圏所在の20教室で始まり、2018年には全国308教室にまで拡大された。

[表4-4-5] 直近5年間の著作権体験教室の運営状況

[単位：ヶ所、人]

区分	2014	2015	2016	2017	2018
教室	195	294	283	290	308
教育人数	8,790	12,762	11,558	10,890	11,079
教師	148	297	283	290	200

* 出処：韓国著作権委員会

「出張型著作権教育（生徒）」とは、韓国著作権委員会で育成した著作権青年講師が小中高校を訪問し、2時間にかけて需要者の青少年の目線に合わせた教育を実施することをいう。2018年には前年比5.37%増の11,207回の教育が行われた。

[表4-4-6] 直近5年間の出張著作権教育（生徒）の運営状況

[単位：回、人]

区分	2014	2015	2016	2017	2018
教室	8,314	8,940	10,418	10,636	11,207
教育人数	376,330	393,063	396,460	416,027	392,626

* 出処：韓国著作権委員会

「出張型著作権教育（成人）」とは、韓国著作権委員会が企業、公共機関、文化芸術家など実務現場に必要な著作権教育のために、対象に合わせた教育を実施するプログラムをいう。2018年には計245回にかけて12,777人に対する教育が行われた。

[表4-4-7] 直近5年間の出張型著作権教育（成人）の運営状況

[単位：回、人]

区分	2014	2015	2016	2017	2018
教室	313	274	354	300	245
教育人数	18,292	14,855	18,937	13,347	12,777

* 出処：韓国著作権委員会

特に、文化芸術家向けの出張型著作権教育は2016年からその実施圏域が全国へと拡大され、2018年には47回にかけて、前年比72.1%増の1,962人が教育を受けた。

[表4-4-8] 直近5年間の文化芸術部門を対象にする出張型著作権教育（成人）の運営状況

[単位：回、人]

区分	2014	2015	2016	2017	2018
教室	8	12	25	27	47
教育人数	300	708	1,066	1,140	1,962

* 出処：韓国著作権委員会

韓国著作権委員会の「大学連携クリエイティブな人材著作権専門講座」とは、大学に著作権講座を開設することで文化芸術分野などでの著作権知識を備えたクリエイティブな人材育成を目的に運営されるプログラムである。慶尚大学、祥明大学、淑明女子大学、全南大学、弘益大学の5校が専門講座運営学校に選ばれ、2018年には計1,097人が教育を受けた。

[表4-4-9] 直近3年間の大学連携クリエイティブな人材著作権専門講座の運営状況

[単位：件、人]

区分	2016	2017	2018
運営講座	11	24	26
教育人数	711	1,203	1,097

* 出処：韓国著作権委員会

ロ) オンライン著作権教育

文化体育観光部と韓国著作権委員会は多様なオンライン著作権教育を実施した。

青少年向けのオンライン著作権教育は青少年が日常生活で接しやすい著作権問題を事例形式に製作して生徒の関心を引きつけようとした。「著作権と友達になります」という過程は家庭・学校・公共の場で守らなければならない著作権エチケットを扱っており、「必ず知っておくべき学校での著作権の話」という過程は中高生が知っておけば良い学校生活における著作物の正しい利用方法に対する内容である。

成人向けのオンライン教育は産業従事者、大学生、一般人、保護者向けなどに分けて教育課程を運営している。

放送、ゲーム、出版、音楽、図書館、デザイン、ソフトウェアなど多様な産業従事者向けの教育課程は、産業活動における正しい著作権の利用方法に対する専門知識を伝えている。

大学生向けの教育は「大学生のための著作権ノート」講座と「大学生のための著作権教養」講座で行われている。2018年には「盗作防止と著作権の基礎講座」を運営し、教授又は大学（院）生の研究過程で発生しかねない盗作を効果的に防止できるように関連知識を伝えている。

一般人向けの教育課程は、一般人が日常及び余暇生活で発生しかねない多様な状況で著作権問題に適切に対応できるように生活の中の著作権Q&Aをテーマに「日常・生活便」、「会社・学校便」、「インターネット・娯楽便」で構成されている。

小中高校生の子供を持つ保護者向けのオンライン教育は、「著作権!今や基本です」をテーマに小学生の保護者と中高生の保護者に分けて教育を実施しており、保護者が著作物の正しい利用方法などを子供に教育できるようにすることに重点を置いている。

政府・自治体・公共機関関係者向けの公共分野におけるオンライン著作権教育は「公共機関勤務者のための著作権の基礎と実務」、「実務にすぐに使う公務員のための著作権法」、「公共機関ソフトウェア著作権&資産管理の理解」課程を開発・運営しており、公共分野の担当者の著作権問題への対応力向上、ソフトウェアの保護及び管理実務能力の強化に積極的に活用されるようにしている。

[表4-4-10] 直近5年間のオンライン著作権教育の履修人数

区分	2014	2015	2016	2017	2018
青少年	2,347	2,603	2,504	1,085	322
大学生及び一般人	4,250	4,060	5,729	4,210	2,101
保護者	30	41	31	28	24
産業従事者	8,761	14,869	16,545	22,790	28,771
公共分野	1,324	1,385	965	3,165	4,474
計	16,712	22,958	25,774	31,278	35,692

* 出処：韓国著作権委員会

ハ) 著作権保護職務研修

「著作権の現場職務能力向上課程」は国家的資源開発コンソーシアム事業で、著作権及びその他産業分野の従事者の著作権に関する法制知識及び実務能力を向上させるための教育課程である。2018年に518人が修了した。

[表4-4-11] 2018年著作権の現場職務能力向上課程の運営状況

[単位：回、人]

	著作権総合入門	制度理解	事例から見た著作権	分野別事例練習及び契約実務				著作権総合深化	盗作	SWライセンス	紛争実務	メディア	計
				ネット	出版	音楽	放送映像						
教育回数	3	2	2	1	2	1	2	1	2	2	2	1	21
修了人数	79	49	41	29	45	28	42	24	44	44	57	36	518

* 出処：韓国著作権委員会

「市・道教育庁の著作権研修」は全国市・道教育庁、教育支援機関などの著作権関連教育計画・情報・研修担当者を対象に、学校現場での著作権教育の必要性について共感してもらい、それに対する協力・拡散を図るための研修プログラムである。2018年には86人が参加した。

「教科書編纂機関向けの著作権研修」は国定・検定・認定教科の図書執筆陣を対象に著作権に対する専門的理解を深めることで執筆時の注意点を身に付けさせ、著作権関連内容が教科書で効果的に扱われるようにし、学校教育課程で著作権教育の基礎をしっかりと固めようとする目的で行われている。2018年には28人が参加した。

「放送作家向けの著作権研修」は一般大衆に対して影響力を持つ放送媒体で旺盛に活動しているドラマ・芸能・TV構成作家などを対象に行う研修で、放送コンテンツの盗作及び作家と放送・映画会社間の著作権関連紛争を未然に防止し、著作権に関する認識向上につなげるという目的を持っている。2018年には24人が参加した。

「教員向けの職務研修」は全国の小中等教員を対象に運営される著作権教育課程で、著作権関連法制と理論、実務に対する多様な講義とコンテンツを提供し、教員に著作物の正しい利用方法などを身に付けさせ、教員の職務能力の向上を目的としている。また、学校現場で青少年に著作権に対する肯定的認識を持たせることで著作権侵害を事前に防止し、著作権文化の発展の土台を固めるために毎年運営されており、2018年度には計66人が教育を受けた。

「教員向けの遠隔職務研修」は学校現場に特化した著作権の遠隔職務研修のために運営されている。韓国著作権委員会遠隔教育研修院は2010年7月に教育部から遠隔研修院の認可を受け、2018年現在は8つの職務研修課程を運営しており、1単位5つ、2単位1つ、3単位2つが運営されている。2018年には本課程で5,015人の教員が著作権教育を受けた。

[表4-4-12] 直近5年間の著作権研修の修了人数

[単位：人]

区分	2014	2015	2016	2017	2018
市・道教育庁	64	45	60	99	86
教科書編纂機関	71	54	36	24	28
放送作家	22	21	22	31	24
教員向け職務研修	57	40	74	50	66
教員向け遠隔職務研修	10,848	9,267	10,473	8,648	5,015
計	11,062	9,427	10,665	8,852	5,219

* 出処：韓国著作権委員会

韓国著作権委員会が実施する著作権保護職務研修の他にも、韓国著作権保護院が実施する公共部門におけるSW自主管理能力の向上のためにSW管理担当者を対象に「SW保護教育」も行われている。2018年には首都圏、京畿圏、江原圏、忠清圏、慶南・慶北圏、全南・全北圏、済州圏など、全国巡回教育を26回にかけて実施し、担当者2,118人が教育に参加した。その他、SW管理担当者以外にも公共機関の役職員全員がSW著作権に対する理解を基にSWを適法に利用できるよう、要請機関を訪問して役職員を対象に「SW著作権教育」を実施した。

二) 著作権教育条件付き起訴猶予制教育

「著作権教育条件付き起訴猶予制」とは、軽い著作権侵害者に対して著作権教育の機会を付与して再犯を防ぐプログラムをいう。検察庁は前科がなく、偶発的に著作権法に違反した著作権侵害者に対し、1回に限って韓国著作権委員会に教育を依頼し、著作権教育の機会を与える。教育を受けた者に対しては起訴猶予処分をする。1日8時間、年中運営される。

青少年向けの著作権教育条件付き起訴猶予制教育の実施件数は2014年から増加してきたが、2018年には大幅減少した。成人向けの著作権起訴猶予制教育も2018年には前年比25.8%減の692人が受けた。

[表4-4-13] 著作権教育条件付き起訴猶予制教育の状況

[単位：人]

区分	2014	2015	2016	2017	2018
青少年	19	23	26	30	10
成人	2,442	2,343	1,979	933	692

* 出処：韓国著作権委員会

2) 著作権保護に関する広報

イ) オン・オフライン定期キャンペーン

文化体育観光部と韓国著作権委員会は「正しく使用するあなたを応援します」というスローガンのもと、国民参加型オン・オフライン著作権の定期キャンペーンを11回展開した。オンラインキャンペーンは従来運営されていたSNSチャンネルなどで「オムジチョク（サムズアップ）ウィークキャンペーン」というイベント形式で計6回展開した。また、オフラインキャンペーンは世界図書・著作権デー（4月）、済州ヘビチフェスティバル（6月）、富川国際漫画祭り（8月）、2018キャラクター遊び場（10月）、2018韓国音楽実演者フェスティバル（KMPF、10月）と連携して計5回推進した。

文化体育観光部と韓国著作権保護院は国民が著作権について分かりやすく、楽しみながら共感できるウェブトゥーンを製作した。20代を主な対象にし、著作権保護相談事例と著作権者の権利救済、利用者の被害予防法などを20編に分けてポータルサイトなどに連載する計画であり、今後単行本でも発刊する予定である。

[図4-4-7] 著作権保護ウェブトゥーン「著作権チェジャー (ぺちゃくちゃという意味の韓国語)」



* 出处：韓国著作権保護院

ロ) 広報コンテンツ製作及びSNSなど運営

韓国著作権保護院は大学生からなる著作権保護記者団を20人選抜し、著作権保護広報活動を2018年5月から11月まで推進し、記者団が製作したコンテンツ260件のうち優秀なコンテンツ164件を韓国著作権保護院の公式ブログ及びSNSなどに掲載した。一方、韓国著作権委員会はオンライン上での映像を通じて著作権尊重文化を広めるために毎年、著作権サポーターズを選抜、運営した。著作権と映像製作に関心が多い大学生40人をサポーターズとして選抜し、10チームで構成して運営した。サポーターズが製作した92編の映像は韓国著作権委員会のSNSチャンネルだけでなく、サポーターズ個人のSNSチャンネルにも投稿された。その他、主な広報対象に合わせた生活密着型著作権広報コンテンツを製作・送出した。

これと共に、著作権環境の急変の中で、必ず著作権を守るという意志を象徴的・直観的に表現して国民に近づくために、著作権保護キャラクター「パロ (「直ちに、正しく」という意味の韓国語)」を製作した。「パロ」には「著作権が正しく保護されるよう、直ちに措置する守護者」という意味がある。今後キャラクターを顔文字、広報物、SNSなどに活用し、著作権に対する国民の尊重意識を高める媒介体として活用する予定である。

[図4-4-8] 著作権保護キャラクター「パロ」



* 出处：韓国著作権保護院

その他、韓国著作権保護院は著作権保護専門のユーチューブを運営して17の映像を投稿し、広報イベントを7回実施した。その結果、韓国著作権保護院ブログのアクセス数が約4万人であった2018年上半期に比べ、下半期には約7万人へと約75%増加した。

韓国著作権委員会は2018年に疎通型広報を強化するためにSNSチャンネルを活性化し、これによって多様な著作権情報を提供するとともに、著作権広報活動も活発に展開した。フェイスブックとブログには週5件以上を投稿し、ユーチューブは常時運営する形で行われあ。特に、フェイスブックとブログの場合、従来のコンテンツ以外に著作権の動向、海外センターのニュースなどを追加提供して情報型サービスも強化した。これにより、2018年の各チャンネルのフォロワー数は前年に比べ、フェイスブックは7.4%、ユーチューブは58.5%、ブログは15.6%が増加している。

3. 営業秘密及び産業技術

1) 営業秘密保護教育及び広報

営業秘密保護制度と管理策を知らせるために、特許庁は営業秘密保護センターを通じて営業秘密の専門家が申請企業を訪問して教育する企業訪問教育、営業秘密管理人材のための深化定期集団教育、説明会、セミナー及びウェブサイトを通したオンライン教育などを実施している。同センターは2018年一年間で訪問教育44回、定期・深化教育1回、地域説明会37回、セミナー4回を開催し、3,468人が参加した。

[表4-4-14] 直近4年間の営業秘密保護センターの営業秘密教育の実施状況 [単位：回、人]

区分	2015		2016		2017		2018	
	回数	参加者数	回数	参加者数	回数	参加者数	回数	参加者数
訪問教育	39	1,922	37	2,242	54	2,193	44	1,406
定期・深化教育	4	71	1	30	1	41	1	31
説明会・セミナー	36	2,490	31	1,570	38	1,762	41	2,031

* 出处：営業秘密保護センター

中小ベンチャー企業部と大・中小企業・農漁業協力財団も2018年に20,384人を対象に中小企業などの技術保護教育及び説明会を165回開催し、2015年以来その回数及び出席人数は増加している。

[表4-4-15] 直近4年間の中小ベンチャー企業部の技術保護教育・説明会の実施状況

[単位：回、人]

区分		回数					参加者数				
		2015	2016	2017	2018	計	2015	2016	2017	2018	計
教育	大企業・公共機関	-	20	30	39	89	-	2,300	1,796	3,630	7,726
	起業家	-	-	-	2	2	-	-	-	44	44
	専門家の スキルアップ	-	2	3	2	7	-	115	117	86	318
	計	0	22	33	43	98	0	2,415	1,913	3,760	8,088
説明会	政府部処・関連機関	70	108	109	103	390	7,680	16,164	17,710	15,793	57,347
	主要都市地域巡回	13	10	15	19	57	739	629	607	831	2,806
	計	83	118	124	122	447	8,419	16,793	18,317	16,624	60,153
計		83	140	157	165	545	8,419	19,208	20,230	20,384	68,241

* 出処：中小ベンチャー企業部

また、2018年には3,630人を対象に大企業・公共機関、中小企業の役職員向けの技術保護教育課程など技術保護専門人材育成教育を実施した。中小企業における技術保護の専門性を強化するために中小ベンチャー企業部、KAIST、特許庁、特許法院が協力して中小企業の経営者など98人を対象に知的財産戦略最高位課程（AIP）を運営した。また、韓国産業技術保護協会を2018年に運営機関として選定し、セキュリティ担当者など実務者398人を対象とした実務能力強化教育（AMP）を実施した。その他、起業準備者向けの教育は中小企業振興公団と青年創業士官学校と協力し、2018年度の入学者44人を対象に開設・実施された。

[表4-4-16] 直近4年間の中小ベンチャー企業部の大・中小企業の役職員向けの技術保護教育の運営状況

[単位：人]

区分	2015	2016	2017	2018
AIP	-	104	112	98
AMP	2,156	2,026	493	398
計	2,156	2,130	605	496

* 出処：中小ベンチャー企業部

中小ベンチャー企業部は技術紛争防止から事後救済まで紛争の種類別、企業の成長段階別にガイドラインを策定し配布している。2018年11月には中小ベンチャー企業部だけでなく、産業通商資源部、公正取引委員会で推進している中小企業の技術保護政策、技術保護法改正など、最新政策情報と成長段階別・事例別の保護指針を更新したガイドラインを発刊した。

また、年1回カンファレンスを開催して技術保護策、支援政策の方向、戦略・事例などを共有し、広報館を運営し、有功者を選定・褒賞した。

[表4-4-17] 直近4年間の中小ベンチャー企業部の技術保護カンファレンス及び有功者の褒賞状況

区分	2015	2016	2017	2018	計
カンファレンス（人）	96	281	270	278	925
有功者褒賞（件）	24	24	24	23	95

* 出処：中小ベンチャー企業部

4. 新知的財産

1) 品種保護権侵害紛争防止教育・広報

農林畜産食品部と種子院は種子業者と農業人を対象に品種保護権教育及び広報を実施した。2018年には市・道農業技術院、市・郡技術センター、農協法人などの約520人を対象に品種保護権侵害紛争防止教育を実施した結果、93%が権利侵害防止に役立つと満足した。

2) 遺伝資源法履行のための教育・広報

環境部は名古屋議定書の概念と国際動向、当事国ごとの法制状況、よくある質問（FAQ）などテーマ別案内書を発刊している。遺伝資源法の施行に伴う申告義務を知らせるために新聞、放送、SNSなど多様な媒体を利用し、主要内容とファクトチェックなどで広報した。中国、インドなど主要21ヶ国の法令と制度を分析し、関連手続きとよくある質問を収録した案内書などを製作し配布した。特に、中小ベンチャー企業及び研究機関などを中心に出張型遺伝資源へのアクセス及び利益配分（ABS）に関するコンサルティングを年47回以上実施し、化粧品、製薬など国際産業博覧会と連携して多数の現場コンサルティングとセミナーなどを開催した。

[図4-4-9] 遺伝資源法履行のための広報コンテンツ



* 出処：国立生物資源館遺伝資源情報管理センター

第5節 知的財産保護のための国内外の協力活動

1. 国内協力体系

1) 国家知的財産ネットワーク（KIPnet）運営

2012年4月5日に発足した国家知的財産ネットワーク（Korea Intellectual Property Network, KIPnet）は政府部処、公共機関、業種別協会・団体、産学研などが協力・疎通するチャンネルで、国家知的財産における主要政策の議題を発掘し議論する協議体である。

知的財産の主な5分野の分科を構成・運営しており、各分科の幹事機関を軸に2018年12月時点、193の参加機関が活動している。幹事機関は分科別に協議会及びワークショップを開催し、参加機関の意見を取りまとめる役割をする。

[表4-5-1] 2018年KIPnet各分科の幹事機関及び参加機関

区分	IP-R&D	IP-保護	IP-金融	IP-人材・教育	IP-著作権
幹事機関	情報通信技術振興センター	韓国知識財産保護院	インテレクチュアル・ディスカバリー（株）	大韓弁理士会	韓国著作権委員会
参加機関	56	30	26	24	57
分科活動	協議会3回	協議会5回、 懇談会3回、 ワークショップ1回	協議会3回	協議会2回	協議会7回、 諮問会議2回、 ワークショップ1回

* 出处：国家知識財産委員会ウェブサイト（www.ipkorea.go.kr）

2018年にIP-保護分科は「知的財産分野における紛争調停制度の活性化」を必須テーマにし、知的財産紛争調停制度の運営状況を共有し、その改善策について議論するとともに、専門家教育を実施した。

[図4-5-1] 知的財産分野における紛争調停制度の活性化推進戦略及び核心課題

推進戦略	核心課題
①調停の需要発掘及びアクセスビリティ向上	①需要者中心の調停の対象拡大及び情報提供 ②調停の需要と制度の接点探し及び支援強化
②現場中心の調停の影響強化	①調停全般の運営体系改善及び影響力強化 ②教育及び情報交流による人材の専門性確保
③迅速かつ効果的な紛争解決支援	①被申請人の積極的な調停への参加誘導 ②公正かつ客観的な調停支援制度の構築

* 出处：国家知識財産委員会

2) 知的財産侵害取り締まりのための中央行政機関協力の多角化

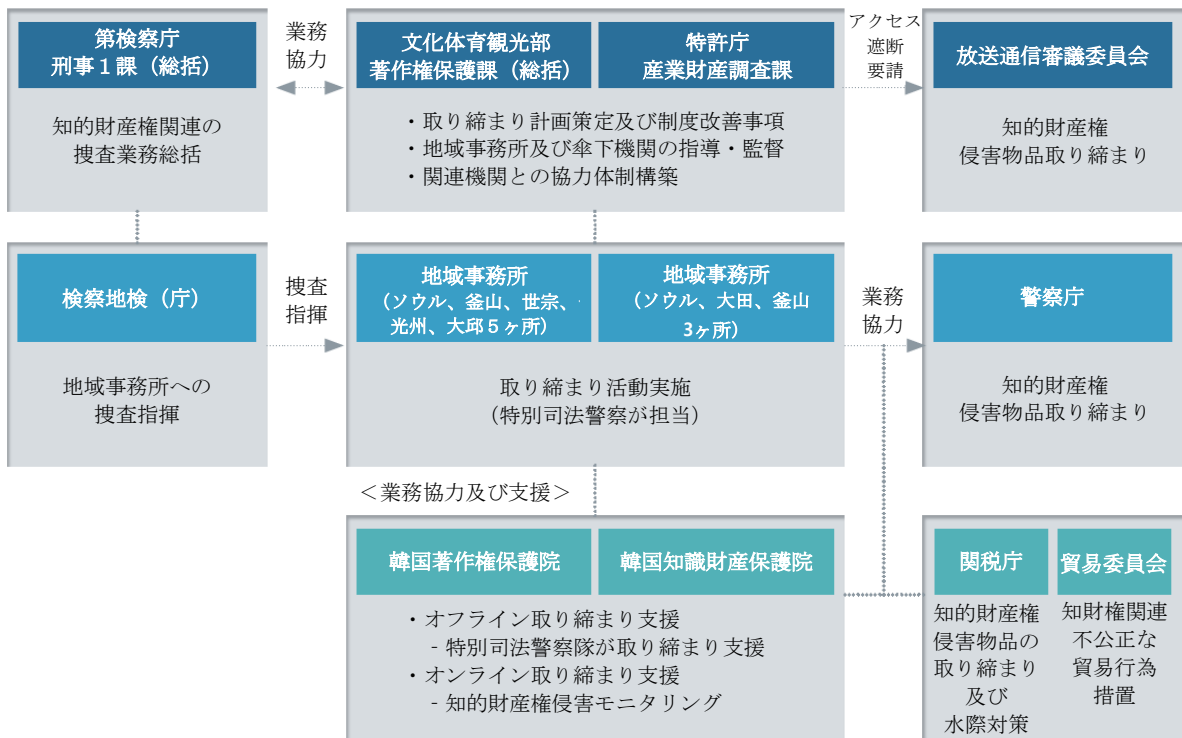
政府部処間の協業による知的財産保護政策の執行協力体系も強化されている。このような知的財産保護活動はオンラインとオフラインに分けて行われている。

イ) 産業財産権・著作権など取り締まり協力

産業財産権、著作権など侵害行為に対し、大検察庁は特許庁、文化体育観光部など関係部処と合同取り締まりを実施している。特許庁はオンライン模倣品取り締まりのために誰でもその流通事実を申告できるようにする模倣品及び不正競争行為情報提供センターを運営し、模倣品が発見されれば商標権利者の協力の下、正規品であるかどうかを鑑定し、オープンマーケット又はショッピングモールに対して掲示物の削除、サイトアクセス遮断などを要請するなど、模倣品販売者に対して集中監視及び企画取り締まりを行う。特に、オフライン模倣品取り締まりにおいては自治体と協力して模倣品販売業者に対して是正勧告措置などを出し、知的財産権保護担当警察、自治体取り締まり公務員のスキルアップのための教育を実施するなど知的財産権侵害取り締まりのための協力体系を構築・運営している。

文化体育観光部と韓国著作権保護院は違法コピー品申告制度を運営し、誰でもオン・オフライン違法コピー品を申告することができるようにする。オンライン違法コピー品に対しては著作権保護審議委員会を経て該当オンラインサービス提供者に是正勧告して、特に海外著作権侵害サイトに対しては審議して放送通信審議委員会に当該サイトアクセス遮断を要請する。オフライン違法コピー品に対しては現場取り締まりを実施している。

[図4-5-2] オンライン・オフライン知的財産侵害取り締まり体系



* 出処：韓国知識財産保護院、韓国著作権保護院の内部資料を基に再構成

関税庁は平昌冬季オリンピックなどを契機に関連機関と協力し、知的財産権侵害物品を合同で取り締まった。これにより、韓国に輸入される侵害物品のうち、オリンピックロゴがある人形など10,204点（5億ウォンに相当）、ブランド時計コピー641点（33億ウォンに相当）、偽造玩具類13,140点（3億相当）、ブランド靴コピー4,772点が摘発された。

ロ）技術奪取事件処理への協力

技術奪取事件が発生した場合、検察庁・警察庁などの捜査機関と中小ベンチャー企業部、公正取引委員会、特許庁など関係部処が協力し、被害規模がさらに拡大しないように迅速な対応をしている。

部処横断的なレベルで技術奪取の被害を受けた中小企業を救済するために、中小ベンチャー企業部は長官及び関係部処の室長・局長級などからなる「技術奪取根絶TF」を構成・運営している。「技術奪取根絶TF」を中心に、中小ベンチャー企業部は技術奪取・流出による被害事件を一括して受理し、分野別に関係部処に送付し、各部処は所管事件を処理して結果を共有するなど部処横断的な協力体系が構築された。

中小ベンチャー企業部は2018年に技術奪取・流出被害に対する苦情53件を受理し、そのうち8件は検察庁・警察庁、3件は公正取引委員会、2件は特許庁、1件は国家情報院に移送された。

[表4-5-2] 技術奪取被害の救済事例

被害救済会社	事件概要	成果
中小企業 N社	大企業S社が優越的地位を濫用して正式契約でなく、不合理な単純サービス契約を強制し、中企部に相談を要請した事案	法律諮問を提供し、公正委に事件を移牒して対応支援→大企業S社が2019年から正式契約の締結を約束し、公正委への申告を取り下げる
中小企業 R社	R社を退職したAさんが技術資料を私的に流用したことを発見し、技術保護統合相談・申告センターに技術流出として申告した事案	法律専門家に業務上背任及び営業秘密保護違反に対する法的対応策を諮問し、R社が警察に捜査を依頼→送検→不拘束起訴処分

* 出処：中小ベンチャー企業部

それだけでなく、特許庁所管の特別司法警察の業務を商標から特許、営業秘密、デザインまで拡大するという内容の「司法警察管理の職務を遂行する者とその職務範囲に関する法律」の改正案が2018年12月に改正され、2019年3月19日に施行される予定である。

法務部は技術流出犯罪捜査に対する専門性を強化し、国家情報院産業機密保護センター、韓国産業技術保護協会、営業秘密保護センター、ベンチャー企業協会など関連機関と緊密な協業体系を構築して技術流出犯罪に対応する多様な活動を行った。

[表4-5-3] 2018年法務部の技術流出犯罪対応体系の構築活動

目的	活動
捜査の専門性強化	大田地方検察庁特許犯罪調査部及びソウル中央地方検察庁科学技術犯罪捜査部（2018. 11）を新設
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「先端産業保護専門検事コミュニティ」を新設 ○ 国家情報院・特許庁などと共に技術流出犯罪に対する効果的対応のためのセミナーを実施
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 大法院量刑委員会に技術流出犯罪群に対する量刑基準強化の意見提出（2018. 6） ○ 量刑委員会小委員会で技術流出犯罪群を量刑研究会の次期課題に選定（2018. 11）
	国家情報院情報教育産業セキュリティ実務課程に出講（2018. 5）
協力捜査体系の強化	特許庁との情報共有及び実務者協議会を1回開催
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国家情報院産業機密保護センターと技術流出犯罪への対応のための懇談会（3回） ○ 技術流出犯罪諜報移行に関わる実務者協議会を10回実施
	特許庁と技術流出犯罪など知的財産保護強化のための情報共有及び実務者協議会を1回開催
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第3次防衛産業技術保護実務委員会会議に出席、2019年防衛産業技術保護総合計画（案）を審議・議決（2018. 11）

* 出処：法務部

これに関連して慶尚北道は下請取引、M&A、事業提案などの過程で中小・ベンチャー企業の技術奪取から中小企業の未登録アイデア・デザイン及び営業秘密を保護するために、多様な取引関係で発生するアイデア奪取及びトレードドレスなどの侵害行為を把握し、慶北知的財産センター、特許庁、韓国発明振興会、韓国知識財産保護院、韓国特許情報院など関連機関と協業して対応するようにしている。

京畿道は大企業との取引関係断絶など報復措置を恐れ、多くの中小企業が申告を避けたり取り下げたりする現状を踏まえ、道内の商工会議所などと協力して下請法教育を実施し、中小企業が安心して申告できるよう、道レベルの大企業による報復行為に対する実効的なペナルティとして政府・道のR&D事業への参加制限、各種支援制限などの制裁手段について検討した。

京畿道は不当な技術資料要求及び技術流用に対する監視・調査を推進した。都内の特別司法警察の機能と役割を拡大し、京畿警察庁、産業機密保護センター、公正取引委員会、特許庁などの関連機関と連携して「大企業による技術資料の不当な提供要求及び流用行為の発生」について持続的にモニタリングした。

ハ) 新知的財産保護のための協力

遺伝資源、伝統的知識及び伝統文化の表現物を知的財産権の観点から保護するための規範形成に関する議論が世界知的所有権機関（WIPO）で始まった。2000年9月、WIPO加盟国総会で遺伝資源、伝統的知識などに対する政府間委員会（IGC, Intergovernmental Committee on Intellectual Property and Genetic Resources, Traditional Knowledge and Folklore）が設置され、2001年に第1次政府間委員会を開催して以来、2018年12月時点で第38次まで行われている。特許庁、文化体育観光部、環境部などは持続的に同委員会に参加して各国の立場を点検し、国の利益が反映されるように関連議題に対応している。

(1) 遺伝資源法関係部処協議会及び実務作業班運営

環境部、外交部、農林畜産食品部など7部処は遺伝資源へのアクセス・利用及び利益配分に必要な事項について議論するための協議会でアクセス申告の例外、アクセス及び利用の禁止、又は制限事項などについて審議し、実務的検討のために実務作業班を運営している。2018年は関連法の施行初期で制度の定着のために関係部処合同TFを運営した。

(2) 名古屋議定書への対応のためのバイオ産業関連協会の協議会運営

名古屋議定書の発効による生物資源利用に対する国際的規制強化に共同対応するために、環境部はバイオ産業界を代表する韓国バイオ協会、大韓化粧品協会、韓国健康機能食品協会、韓国医薬品輸出入協会、韓国製薬バイオ協会の5協会で協議会を構成した。この協議会で産業界の意見を取りまとめ、政府の支援施策に反映している。

[表4-5-4] 2018年バイオ産業協議会の活動

回	区分	主要内容
1回	協議会	協議会発足及び運営方策について議論
2回	協議会	産業別の悩み/建議事項、DSI及び特許出処の公開に対する産業界の立場議論など
3回	協議会	DSI適用、特許出処の公開に対する5協会の共同入場表明議論など * 「DSI名古屋議定書の適用反対」国際共同声明書に参加 (2018. 11)

* 出処：国立生物資源館遺伝資源情報管理センター

また、グローバルな種子強国への飛躍及び種子産業の基盤構築のために、農林畜産食品部、海洋水産部、農村振興庁、山林庁は共同で国家戦略型種子R&D事業である「ゴールデンシードプロジェクト (Golden Seed Project, GSP)」を推進している。

[表4-5-5] ゴールデンシードプロジェクト推進戦略

区分	推進戦略
1	輸出戦略品目の育成による種子の輸出拡大
2	品種保護権の強化及び輸入代替
3	民間の競争力強化のための基盤造成
4	強みの基盤技術の活用及び技術先取り

主な事業内容はグローバル市場開拓型種子・種畜、品種保護戦略種子・種畜開発のための5事業団（園芸種子、野菜種子、水産種子、食糧種子、種畜）を支援することで輸出戦略種子を20種以上開発することである。品目では唐辛子、ハクサイ、ダイコン、スイカ、ヒラメ、アワビ、シーバス、稲、ジャガイモ、とうもろこし、キャベツ、タマネギ、トマト、キノコ、ユリ、ミカン、パプリカ、海苔、種豚、種鶏である。事業期間は2012年から2021年まで（第1段階事業：2013年～2016年、第2段階事業：2017年～2021年）政府投資3,985億ウォンを含め、総事業費4,911億ウォンが投じられている。開発された種豚と地鶏は FAO, DAD-ISに毎年登録している。

農林畜産食品部及び海洋水産部は品種保護権侵害防止及び種子紛争解決のための品種確認マーカー開発を推進し、出願品種の遺伝子分析及び遺伝子DB構築をしている。特に、農林畜産食品

部は特別司法警察を通じて不法種子流通取り締まりを実施し、山林庁種子紛争調停協議会を利用して種子紛争に対応している。

自治体でも国際社会の新品種に対する知的所有権の強化傾向に歩調を合わせ、地域の特性を考慮して高付加価値を生む新品種の育成及び普及に努力している。全羅南道及び全羅北道は国内外で競争可能な新品種を開発し、生物資源の保存、活用のための知的財産創出のために主な魚種別生息分布及び環境などに関する調査を施行し、種子生産の技術を開発するとともに、生産、放流に伴う水産資源の造成を図った。

京畿道は京畿道型新品種開発支援を強化する一方、品種の知的財産権紛争対応力を強化するためにも種子管理サービスを提供し、専門人材を確保して紛争調停・訴訟になった件に対する鑑定試験などを支援し、無断複製品種流通を防止するために特別司法警察取り締まり活動の強化に取り組んだ。

済州特別自治道も生物種多様性研究所を運営して済州島のみの生物資源DBを構築し、関連知的財産を創出し保護するなど、地域の特性を活用した知的財産政策の活性化に取り組み、生物資源実態調査を持続して代替可能な資源を研究し、知的財産として保護するために努力した。

3) 知的財産保護のための官民協力拡大

知的財産保護のための官民協力活動も活発に展開している。特許庁と韓国知識財産保護院は模倣品取り締まり業務に協力するために現在まで民間企業71社、放送通信審議委員会など関連機関、オンライン事業者、商標権者、知的財産権侵害取り締まり機関などと官民協力機構である模倣品流通防止協議会を構成・運営している。

関税庁は（社団法人）貿易関連知的財産権保護協会などの民間団体と知的財産権侵害物品の輸出入に対する取り締まり協力体系を構築し、取り締まりの実効性を高めている。通関段階で知的財産侵害物品の輸出入を効果的に防止するために権利者が事前に税関に権利保護を申告するようにしているが、（社団法人）貿易関連知的財産権保護協会はこのような知的財産権税関申告業務のみを担当・処理し、申告された知的財産権情報を関税庁電子システムで税関と共有して通関段階での迅速な知的財産権侵害取り締まり活動を支援している。

また、（社団法人）貿易関連知的財産権保護協会に属する民間専門家を仁川空港国際郵便税関に派遣して海外に輸出される国際郵便物知的財産権侵害物品を年中集中的に取り締まっている。その結果、2018年度には海外搬出国際郵便物のうち1,926件を摘発した。

[表4-5-6] 直近5年間の海外搬出国際郵便物に対する模倣品取り締まり状況 [単位：件、点]

区分	2014	2015	2016	2017	2018
選別件数	12,136	11,776	12,732	12,121	11,276
摘発件数	151	251	158	166	100
摘発数量	10,477	4,765	3,119	1,675	1,926

* 出処：関税庁

それだけでなく、関税庁はクーポン、11番街などのオンラインショッピングモールと協力してオンラインで抜き打ちモニタリングを実施し、2018年に468件の侵害物品を摘発した。昨年比べて摘発件数が急増したのは2017年までは侵害物品販売を摘発すれば、税関調査を実施したり

オープンマーケットから退出したりしたが、2018年からは軽微な件に対しては周知させる措置を取ったためである。

[表4-5-7] 直近5年間の官民合同のオンライン抜き打ちモニタリング摘発状況

区分	2014	2015	2016	2017	2018
摘発件数	93	101	100	48	468

* 出処：関税庁

文化体育観光部はオンライン違法コピー品流通に対する迅速な対応のために、権利者、韓国著作権保護院、インターネットサービス事業者間の官民協力で「権利者の保護要請に伴う侵害事実通知手続き⁸⁶」及び「オンライン保護要請システム」を運営している。

2018年の侵害事実通知件数38,016と、2017年の2,147件に比べて急増しており、保護要請著作物の受理件数も5,199件から7,557件に拡大した。

[表4-5-8] 2018年の権利者保護要請の著作物 [単位：件]

区分	音楽	映像	出版	漫画	写真	計
2017	5,092	8	13	86	0	5,199
2018	4,596	2,732	222	5	2	7,557
計	9,688	2,740	235	91	2	12,756

* 出処：文化体育観光部

その他、大統領室、文化体育観光部、科学技術情報通信部、放送通信委員会、警察庁、韓国著作権保護院、放送通信審議委員会、放送局、ウェブトゥーン権利者、オンラインサービス提供者などが参加した「ウェブトゥーンなど海外サイトにおける著作権侵害対策会議」を2018年2月から6月の間に8回実施した。

韓国著作権保護院は韓国インターネット企業協会、韓国ウェブトゥーン産業協会、韓国複製伝送著作権協会、国際著作権管理団体連盟、ワーナーブラザーズ、米国ゲーム産業協会などの協力機関とMOUを締結して効率性を高め、韓国著作権委員会は2018年度に放送・映画・音楽などコンテンツ分野別に海外8ヶ国39社、国内59社など98社が参加する合法流通協力交流会を4回支援した。

このように韓国では流通段階に知的財産権取り締まり及び権利者保護、共生協力体系構築など多様な分野で官民協力が活発に行われており、その役割と範囲も強化されている。このような官民協力活動は知的財産権侵害への対応及び権利救済がより迅速かつ効果的に行われるように支援している。

⁸⁶ 法的義務がない自立的措置である。

2. 国際協力体系

1) 産業財産権

韓国企業の海外進出が拡大し、知的財産権分野における国際協力の重要性も高まっている。韓国政府は外国との二国間及び多国間協力を締結して友好的な海外知的財産保護環境を造成し、韓国企業が保有する知的財産権が海外で安定的に保護されるように努力している。

このような努力の一環として韓国政府は米国、中国、日本など韓国企業の進出が活発な主要国だけではなく、ASEAN、欧州連合知的財産庁（EUIPO）地域の機構などとも協力を強化している。これにより、韓国企業が現地で知的財産権関連の出願及び登録の手続きを速かに進めることができ、現地に進出した企業が知的財産権紛争から正当な保護を受けられるように取り組んでいる。

特許庁は世界産業財産権出願の80%以上を占める米国、欧州、中国、日本と共に特許、商標、デザイン分野における五庁間協議体を構成し、韓国企業にフレンドリーなグローバル産業財産権の規範構築のために努力している。特許分野の場合、IP5（Intellectual Property5）を構成して10大基盤課題及び各種協力事業を通じて審査協力、制度調和などのために努力しており、2018年に米国ニューオーリンズで開催されたIP5会議ではPCT国際調査報告書をIP5の審査官が共同で協力して作成するPCT協力審査のテスト事業の施行に合意した。商標分野ではTM5（TradeMark 5）、デザイン分野ではID5（Industrial Design5）協議体を構成し、制度調和と審査品質向上のために努力している。特に、2018年には韓国がTM5及びID5の議長国として11月にソウルで年次会合を開催し、「五庁間の新しい協力ビジョンを盛り込んだ共同宣言文（Joint Statement）」を採択し、10月30日から11月7日までの期間を「2018商標・デザイン週間」と決め、ソウル国際商標・デザインカンファレンス、KIPO-INTA国際シンポジウムなど、さまざまな国際行事を開催した。

韓国企業が知的財産権を取得したい国が多角化したことを受け、特許庁は主要国だけでなく、新南方・新北方・中東の国との協力して現地に進出している韓国企業に友好的な知的財産権環境を造成するために取り組んでいる。特に、2018年3月にはブルネイで初めて「韓-アセアン特許庁長官会合」を開催し、知的財産権の包括的協力に向けたMOUを締結し、協力の基盤を固めた。また、企画財政部のKSP（Knowledge Sharing Program）を通じてアセアン加盟国のIPインフラ強化に関するコンサルティング事業を始めた。ロシア特許庁と2018年6月に包括的な知的財産権分野における協力MOUを締結し、ユーラシア特許庁とも2018年9月に知的財産権の包括的な協力及びPPH協力に向けたMOUを締結し、本格的な新北方国家との協力を始めた。さらに、高品質の韓国特許行政システムを中東地域に拡散している。アラブ首長国連邦（UAE）では2016年2月に450万ドル規模で締結した特許行政情報システム開発事業が2年間の開発及び運営期間を終えて2018年2月に現地で開通式が成功裏に開催された。2018年12月には最初開発事業の契約期間が満了する2019年2月以後の情報システムのメンテナンスのための契約を締結した。UAEとの知的財産協力が成功してサウジアラビアとの知的財産分野における協力も本格的に推進されている。2018年3月と5月に韓国特許庁の実態調査団がサウジ現地を訪問してサウジでの知的財産エコシステムを造成するための協力事業推進に関わる実務議論を行い、その後2018年9月にWIPO加盟国総会期間に開催された韓-サウジ知的財産分野の高位級会談で韓-サウジ知的財産協力のための了解書を締結した。

特許庁はAPECなど国際会議体と知的財産権イシューに対する協力を拡大した。2018年2月8日、APEC知的財産権専門家グループ（IPEG）に参加して特許庁の適正技術事業、不正競争防止法の改正内容及び取り締まり事例などに対して発表した。また、APEC基金で開発した「SME革新のためのIP事業化マニュアル」を活用して2018年11月にベトナムで「APEC IPビジネスワークショップ」を開催した。その他、韓国企業の知的財産権保護のために東アジア地域包括的経済連携（RCEP）、韓国-MERCOSUR TA、韓国-チリFTA改善交渉などに積極的に参加した。

また、知的財産をめぐる国際懸案及びWIPOの知的財産権規範交渉に対応するために、2018年にWIPO会議体に8回参加した。WIPO、FTA、APECなど知的財産権に対する多国間・通商交渉対応、動向分析及び戦略策定件数は2017年の37件から2018年には39件に増加した。また、WIPOとの協力を強化するために2018年5月3日、ソウルでWIPOと共同で仲裁調停（ADR）分野における協力に向けたMOU締結及び共同行事を開催した。

WIPOの地域事務所を韓国に設けるために、さまざまな地域事務所の選定方式のうち外部専門家によるメリット中心の評価方式が採択されるよう、韓国側と意見を共にする国との戦略的協力を推進するなど、友好的な国際環境づくりのために多方面で取り組んだ。

外交部もWIPO内のアジア太平洋グループ活動を行って地域事務所の誘致をめぐる議論過程に主導的に参加し、韓国が重要な誘致候補国の一つというイメージを他の加盟国に刻印させるとともに、WIPO地域事務所の誘致を目標に広報戦略及び方策を策定し、在外公館との誘致交渉などを推進した。

さらに、WTO、WIPO、APECなど国際機構及び地域協議体の会議に参加して知的財産関連の国際的動向を把握し、韓国の立場を積極的に述べることで国益を代弁するとともに、知的財産権分野における韓国の存在感を高める契機に活用した。2018年の多国間会議への出席回数は29回と、前年度に比べて増加した。

[表4-5-9] 多国間会議における知的財産権分野への出席回数

年度	2017	2018
回数	26	29

* 出処：外交部

関税庁は知的財産権侵害物品が1件当たり100個を越える場合と医薬品、タバコ、食品、自動車部品など国民の健康・安全に影響を及ぼす物品である場合、侵害摘発関連情報を日本の税関と共有して取り締まりに活用している（年中、5回）。さらに、海外からの個人輸入の増加に伴って急増する知的財産権侵害物品の搬入防止のために、香港の税関と不法物品サイト情報を交換し、捜査要請をした結果、luxffan、runshop1、mis89、nicebagusa、feel-roadusa08、bdmusa、runshop1、wmcplの8サイトに対する調査に着手し、サイト閉鎖などを支援した。

2) 著作権

イ) 二国間協力

文化体育観光部は韓国のコンテンツの合法的な輸出・流通を支援し、海外での効果的な著作権保護のために主な貿易国と著作権保護に関する相互協力体系を構築している。その一環として文化体育観光部はこれまで中国、日本、ベトナム、タイ、フィリピン、マラウイ、パラグアイ、

モンゴルなどと韓国のコンテンツの著作権保護などに関する了解覚書を締結し、これに伴う政府間会談及びセミナーを定期的を開催してきた。

2018年5月に文化体育観光部はタイ商務部と「コンテンツの消費傾向の変化と著作権保護」というテーマで、8月にはフィリピン知的財産庁と「第四次産業革命が著作権産業に及ぼす影響」というテーマで、9月には中国国家版權局と中韓著作権流通変化と相互協力策の摸索」というテーマで著作権フォーラムを開催した。中国の場合はフォーラム前日に中韓政府間会議も共に開催された。中韓政府間会議で両国は中韓における著作権法執行状況、両国の著作権産業状況などについて議論するなど、合法的なコンテンツ流通と著作権保護のための二国間協力を強化した。

また、10月にはベトナム文化体育観光部と「コンテンツの流通環境の変化と両国の著作権保護協力対応策」をテーマに、12月には日本文化庁と著作権フォーラムを開催した。両国政府は著作権フォーラムで著作権保護に関する両国の情報と経験を共有し、著作権分野における民間ネットワーク構築について議論するなど、コンテンツ産業の成長及び著作権保護のための二国間協力を拡大した。さらに日本の場合は日韓政府間会議も共に開催し、最近両国で提起されている著作権分野の主な懸案と海外における両国の著作権保護のための共同協力策について議論するなど著作権分野における二国間協力体系を強固に保持した。

ロ) 多国間協力

文化体育観光部は2006年から毎年WIPOに信託基金を供与して多様な協力事業を推進することで韓国のコンテンツが途上国で保護を受けられる環境を構築している。文化体育観光部は信託基金事業の一つとして2008年から毎年、国外著作権担当者を招請して韓国の著作権法・制度及び経験共有による参加国の著作権力量強化のための訪問研修を開催している。2018年の訪問研修にはアジア、中南米など18ヶ国⁸⁷から18人の研修生が参加した。

これと共に文化体育観光部は2012年から世界の著作権執行担当者を対象に著作権保護執行に特化した深化プログラムを提供する国際著作権保護人材ワークショップ（Interregional Workshop on Copyright Enforcement）を開催している。2018年4月に開催されたワークショップには著作権保護執行を担当する9ヶ国⁸⁸及び1つの国際機構⁸⁹の著作権分野の裁判官及び政策担当者が参加して各国の経験と事例を共有した。

また、著作権技術に対する国際的な交流の場を設け、国内の著作権技術分野の競争力を向上させるために、2011年から毎年国際著作権技術カンファレンス（International Copyright Technology Conference, ICOTEC）を開催している。ICOTEC 2018は文化体育観光部が主催し、世界知的所有権機関（WIPO）が協力し、韓国著作権保護院と韓国著作権委員会の共同主管で開催された。ICOTEC 2018では「ブロックチェーン、著作権技術の未来（BlockChain, The Future of Copyright Technology）」というテーマで、ブロックチェーンとコンテンツ流通、ブロックチェーン著作権技術における役割及び未来方向などに対する多様な議論が行われた。

一方、放送、映画、音楽、漫画などコンテンツ業界と協会、団体など15の加盟会社を置く著作権海外振興協会（COA）は国内外の著作権関連機関、民間権利者団体及び流通プラットフォーム

⁸⁷ ブラジル、中国、コロンビア、ベトナム、ドミニカ共和国、エルサルバドル、エチオピア、インド、マレーシア、ミャンマー、ネパール、オマーン、フィリピン、サウジアラビア、セネガル、トンガ、タンザニア、ウガンダ

⁸⁸ カンボジア、中国、エチオピア、グアテマラ、マレーシア、パキスタン、フィリピン、ウルグアイ、ザンビア

⁸⁹ COMESA（東・南アフリカ市場共同体）

と積極的に交流し、著作権侵害対応のグローバルな協力体系を構築している。COAはその設立推進当時の参考モデルといえる米国映画協会（MPAA）、日本のコンテンツ海外流通振興機構（CODA）と協力関係を締結した。2017年12月に日本東京で開かれた日韓著作権フォーラムで日本のCODAと正式にMOUを締結して関連機関と緊密な対応協業を行い、2018年3月には韓国のコンテンツ業界の関係者が米国の著作権関連機関及び企業を訪問し、著作権保護業務に対する協力可能な領域を模索するなどの活動を展開した。

3) 営業秘密及び産業技術

中小ベンチャー企業部は産業通商資源部、特許庁、警察庁などと共同で海外進出中小企業を対象に知的財産権関連の技術保護説明会・コンサルティング及び実態調査を推進した。これにより、2018年まで現地説明会を11回開催し、129社に対するコンサルティングを実施した。

[表4-5-10] 海外進出技術保護支援事業期間内の推進実績

区分	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	計
国	中国	中国	ベトナム、 インドネシア	中国	中国	中国	ベトナム	中国	-
コンサルティング	4	20	25	13	17	16	17	17	129
説明会	3	-	-	-	2	2	2	2	11
ガイドブック	-	600	-	300	300	400	200	250	2,050
実態調査	-	-	-	1	1	1	1	1	5

* 出処：中小企業ベンチャー部

4) 新知的財産

国際植物新品種保護連盟（International Union for the Protection of New Varieties of Plants, UPOV）とは植物新品種育成者の権利及び植物種子保証制度などを国際的に保護するために設立された国際機構で、韓国は2002年1月に加盟国として加盟した。

農林畜産食品部と種子院はUPOV加盟国間の国際協力を通じて、海外出願時の利便性向上のためのUPOV国際電子出願システム（UPOV PRISMA）構築に参加した。UPOV PRISMAは一つの品種保護出願書類でUPOV加盟国の30審査機関に多重又は単独でオンライン出願できる電子出願システムである⁹⁰。

[図4-5-3] UPOV国際電子出願システム体系



* 出処：農林畜産食品部

⁹⁰ UPOVウェブサイト（www.upov.int）でPRISMAメニューをクリックしたり、国立種子院サイト（www.seed.go.kr）で下段の「海外出願プリズマ」をクリックすると、UPOVウェブサイトにつながる。

出願可能な国は加盟国30ヶ国であり、出願可能な作物は国家ごとに違う。UPOVウェブサイト (www.upov.int) で利用可能な言語のうち使用者が選択した言語で出願書を作成し、一つの出願書で提出する品種保護審査国を選択すれば、該当審査国が要求する言語と書式に変換される。韓国語支援作物はりんご、東洋梨、西洋梨、ブドウ、菊、バラ、ジャガイモ、とうもろこし、豆、イチゴ、サンチュの11種である。

[表4-5-11] PRISMAを利用して出願可能な国及び植物種

番号	国	参加中	予定	対象作物
1	アフリカ 知的所有権機関*	○		すべての植物の種・属
2	アルゼンチン	○		りんご、麦、ブラックラディッシュ、ダイコン、メキャベツ、カリフラワー、白菜、ブドウ、大豆、メロン、ジャガイモ、バラ、 エシャロット、グレイ・シャルロット、ハウレンソウ、ピーマン、唐辛子、パプリカ、台木トマト、スイカ、ネギ、小麦、ナス、白いチコリー、ソラマメ、イチジク、パパイヤ、セージ、カラシナ、サトウキビ、木花
3	オーストラリア	○		すべての植物の種・属
4	ボリビア	○		すべての植物の種・属
5	カナダ	○		水生植物、バクテリア、 真菌を除くすべての種・属
6	チリ	○		すべての植物の種・属
7	中国	○		サンチュ
8	コロンビア	○		すべての植物の種・属
9	コスタリカ	○		すべての植物の種・属
10	ドミニカ共和国			すべての植物の種・属
11	エクアドル			すべての植物の種・属
12	欧州連合**	○		食料作物を除くすべての植物の種・属
13	フランス	○		すべての植物の種・属
14	ジョージア	○		とうもろこし、小麦、ソラ豆、インゲン豆、りんご、梨、麦、燕麦、ジャガイモ、チェリー、ラズベリー、トマト、桃、ハシバミ、ブラックベリー、大豆、ひまわり、クルミ、ブルーベリー、ひよこ豆、レンズ豆
15	ケニア	○		すべての植物の種・属
16	メキシコ	○		すべての植物の種・属
17	モロッコ		○	トマト、メロン、ジャガイモ、サンチュ、タマネギ
18	オランダ	○		すべての植物の種・属
19	ニュージーランド	○		すべての植物の種・属
20	ニカラグア		○	未定
21	ノルウェー	○		すべての植物の種・属
22	パラグアイ	○		大豆
23	ペルー		○	すべての植物の種・属
24	モルドバ	○		とうもろこし、小麦、エンドウ豆、麦、欧州スモモ、トマト、ブドウ、ピーマン、唐辛子、パプリカ、ひまわり、クルミ、りんご、サンチュ、ジャガイモ、バラ、大豆、燕麦、ライ麦、イチゴ、ブラックベリー
25	韓国	○		りんご、サンチュ、ジャガイモ、大豆、バラ
26	セルビア	○		りんご、バラ、ラズベリー、ブルーベリー

27	南アフリカ	○		すべての植物の種・属
28	スウェーデン	○		すべての植物の種・属
29	スイス	○		すべての植物の種・属
30	トリニダード・トバゴ		○	アンスリウム、パイナップル、ヘリコニア、蘭、ゴムの木、鳩豆、ブドウ、カカオ
31	チュニジア	○		すべての植物の種・属
32	トルコ	○		すべての植物の種・属
33	英国	○		すべての植物の種・属
34	米国	○		サンチュ、ジャガイモ、小麦を含んだ192種
35	ウルグアイ	○		すべての種・属
36	ウズベキスタン		○	未定
37	ベトナム	○		稲、とうもろこし、ピーナッツ、大豆、トマト、バラ、菊、スイカ、キュウリ、コールラビ、キャベツ、ジャガイモ、茶、木花、ブドウ

* OAPI (17ヶ国) : ベナン、ブルキナファソ、カメルーン、チャド、コモロ、コンゴ、コートジボワール、赤道ギニア、ガボン、ギニア、ギニアビサウ、マリ、モーリタニア、ニジェール、セネガル、トーゴ

** 欧州連合 (28ヶ国) : オーストリア、ベルギー、ブルガリア、クロアチア、キプロス、チェコ、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、ラトビア、ルクセンブルク、マルタ、オランダ、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、スロベニア、スロバキア、スペイン、スウェーデン、英国

* 出処 : 国立種子院ウェブサイト (www.seed.go.kr)

遺伝資源へのアクセスと遺伝資源の利用から発生する利益の公正かつ公平な共有に関する名古屋議定書 (The Nagoya Protocol on Access to Genetic Resources and the Fair and Equitable Sharing of Benefits Arising from their Utilization (ABS) to the CBD) は生物多様性条約に対する補充協定として2010年10月29日に日本名古屋で開かれた第10次生物多様性条約締約国総会で採用され、2014年10月12日に発効された。韓国は2017年8月17日に締約国となり、2018年12月時点で114ヶ国が同議定書に加入している。

韓国の遺伝資源を保護するために「遺伝資源法」が制定・公布され、利用を目的に遺伝資源などにアクセスする外国人、在外国民、外国機関及び国際機構などは国家責任機関にアクセス申告をしなければならない。

また、環境部は名古屋議定書の批准により、製品生産の主な原料となる海外生物遺伝資源の安定的確保が重要だという判断の下、海外生物遺伝資源の確保などのための国際協力を強化している。これに対し、環境部は生物資源の富国であるラオス、ミャンマー、ベトナム、カンボジア、ミクロネシア、モンゴル、タンザニア、フィリピン、コロンビアの9ヶ国と生物多様性共同調査を実施し、モンゴル、カンボジア、ベトナム、ミャンマー、ラオス、ミクロネシア、タンザニアなど協力国の住民の活用情報を基に有用な生物資源を発掘した。その他、協力国に図鑑の寄贈、人材育成教育の支援をし、国際シンポジウムも開催した。

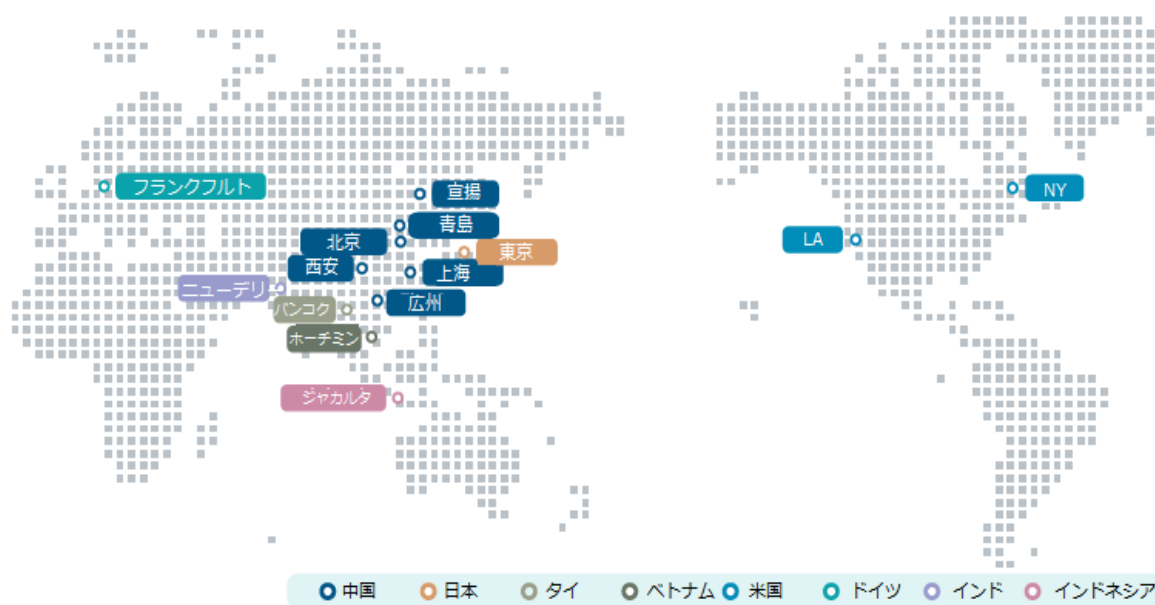
第6節 海外における知的財産保護活動

1. 産業財産権

1) 海外知識財産センター（IP-DESK）の運営

特許庁は2018年12月基準で海外8カ国14カ所に海外知識財産センター（IP-DESK）を運営している。

[図4-6-1] IP-DESKの設置状況



* 出処：特許庁ウェブサイト（www.kipo.go.kr）

IP-DESKは、設置されている地域における出願、侵害・非侵害調査、行政取締り、侵害鑑定書など法律意見書作成費用の一部を支援し、知的財産非侵害にかかる救済方法の相談など法律サービスを無償で提供している。韓国において事業者登録がされており、現地国において事業の運営又は運営予定中の個人又は中小・中堅企業に対し支援している。

[表4-6-1] IP-DESKにおける海外商標・デザイン・特許出願費用の支援内容

区分	IP-DESK所在国								
	中国	米国	日本	ドイツ	タイ	ベトナム	インド	インドネシア	
支援 限度 (/件)	商標	\$300	\$600	\$500	\$1,000	\$550	\$300	\$300	\$300
	デザイン	\$300	\$1,000	\$500	\$600	\$550	\$600	\$200	\$300
	特許	1,000	\$2,000	\$1,500	\$1,600 (\$3,200)	\$1,500	\$2,000	\$1,500	\$1,500
支援割合	実際の出願費用に対し最大50%支援								
支援件数	申込み企業別の商標及びデザインは年間8件、特許は3件（国の制限なし）								

* 出処：「2018 IP-DESK白書」（2019.5）

[表4-6-2] IP-DESKの知的財産権紛争対応の支援内容

区分	内容
支援内容	侵害・非侵害調査、行政取締り、法律意見書（警告状、侵害鑑定書など）作成費用の一部を支援
支援件数	申込み企業別に年間3件（国の制限なし）
支援限度	\$ 10,000/件（非侵害実態調査のみ実施時は\$ 6,000）、共同申込時は企業数分の限度増額
支援割合	最大70%の支援（重複支援時には20%ずつ支援の割合を減らす。70%→50%→30%）

* 出処：「2018 IP-DESK白書」（2019.5）

2018年には出願及び代理人の法律意見書作成費用などにかかる支援範囲が、従来は商標とデザインに限られていたのを特許にまで拡大した。

2018年にIP-DESKは、知的財産に関わる紛争対応46件、商標・デザイン及び特許出願にかかる費用の支援1,790件、知的財産権に関わる相談7,590件を遂行し、模倣品の識別及び知的財産侵害対応の説明会を計75回開催した。これにより直接的な支援事業の効果（78億ウォン）及びネットワークの構築など付加的な効果（128億ウォン）によりIP-DESK1ヵ所当たり17.2億ウォンの経済的効果が発生した。

[表4-6-3] 直近5年間のIP-DESK運営成果

[単位：件、回]

区分	2014	2015	2016	2017	2018
知的財産権の相談	5,044	5,992	6,841	6,598	7,590
商標・デザイン出願	471	692	1,114	972	1,727
特許出願	-	-	-	-	63
紛争対応	17	25	15	26	46
説明会の開催	60	52	55	61	14
模倣品の識別説明会	3	7	14	6	61
協力チャンネルの構築	186	163	190	74	104
情報提供	230	250	514	597	87

* 出処：「2018 IP-DESK白書」（2019.5）

2) 海外知的財産権紛争に関わる初動対応支援

特許庁は、IP-DESKが設置されていない国において発生や発生する可能性がある知的財産権にかかる紛争に対し、現地において迅速に初動対応できるように知的財産権専門家による法律諮問を支援している。

2018年には計147件の専門家による法律諮問が実施され、産業財産権にかかる紛争防止及び対応件数の56%が商標事件であった。

[表4-6-4] 2018年初動対応のための産業財産権別法律諮問の実績 [単位：件、ウォン]

	区分	商標	デザイン	特許（実用新案）	計
紛争防止	支援件数	83	3	61	147
	支援金額	75,961,905	1,653,968	60,500,986	138,116,859
紛争対応	支援件数	4	-	5	9
	支援金額	7,462,500	-	14,808,913	22,271,413
計	支援件数	87	3	66	156
	支援金額	83,424,405	1,653,968	75,309,899	160,388,272

* 出処：大韓貿易投資振興公社（KOTRA）

3) K-ブランド保護基盤の構築

特許庁は中国、ASEAN地域へ輸出中や輸出予定の中小・中堅企業のK-ブランド確保による紛争防止及び体系的な紛争対応体系を構築するため、傘下の韓国知識財産保護院を通して「K-ブランド保護基盤の構築」事業を運営している。この事業は主に「中国商標ブローカーの対応」と「中国オープンマーケットを対象にオンライン模倣品モニタリング」を支援する事業である。

イ) 中国商標ブローカーへの対応

特許庁は中国商標局に出願される商標に対して毎月モニタリングを行い、無断で先取りされた疑いがある商標の状況について把握し、被害企業にその情報及び対応方法を提供する「中国商標ブローカーによる無断先取りに対する早期警報体系」を韓国知識財産保護院を通して運営している。

[図4-6-2] 中国商標ブローカーへの対応の手続き

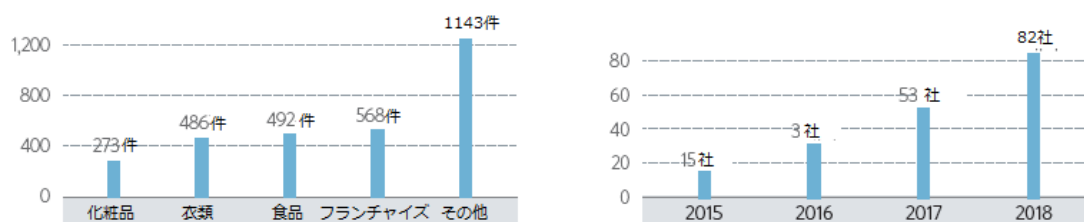


* 中国出願商標の調査及び国内出願・登録商標との比較分析後に無断盗用事実の確認

* 出処：特許庁ウェブサイト（www.kipo.go.kr）

2015年から2018年までの約4年間、計181の商標ブローカーが韓国企業1,330社の2,962の商標を無断で先取り登録し、韓国企業の被害額が約302億ウォンとなった。

[図4-6-3] 商標ブローカーによる無断先取りの産業別被害及び年度別新規商標ブローカーの発掘状況



* 出処：特許庁

[表4-6-5] 中国の商標ブローカーにより韓国企業の商標が無断で先取りされた状況

区分	2015	2016	2017	2018
無断先取り (件)	826	406	588	1,142
ブローカー (個)	15	31	53	82
被害額 (百万ウォン) ⁹¹	8,425	4,141	5,998	11,648

* 出処：特許庁

また、海外商標ブローカーによる被害事例が発生すれば被害企業に知らせ、その類型が類似する業種又は企業間で協議体を構成し、段階別に法的な対応戦略を策定することで被害企業が権利を取り戻せるよう支援している。

2018年からはモニタリングの対象をハングル商標だけでなく、中国文、英文商標にまで拡大した。また、随時に変化する商標ブローカーの無断先取り状況及び書誌情報を効果的に管理し、被害企業に迅速に伝えるために知的財産保護総合ポータル (IP-NAVI) に海外商標ブローカー情報を提供するウェブページを構築した。

このような「早期警報体系」により、実際に中国において商標出願公告後3ヵ月以内のみ可能な異議申立てなど、無断先取りに対応することができた件数が早期警報体系の導入前より大幅に増加した。

ロ) 中国オープンマーケット対象のオンライン模倣品モニタリング

特許庁傘下の韓国知識財産保護院は、中国オープンマーケットで流通されるオンライン模倣品モニタリング及び代理人の申立てにより模倣品の掲載物削除を支援している。

[図4-6-4] 中国オープンマーケット対象のオンライン模倣品対応支援手続き



* 出処：特許庁

⁹¹ 被害額は中国の商標取引サイトに掲載された韓国企業のブランド販売価格を基準に「6万人民元」と仮定して推定した数値である(1人民元=170ウォン)

2016年から2018年までの約3年間、中国オンライン模倣品モニタリング及び代理による申込み支援により模倣品販売掲載物を計61,777件削除した。

[表4-6-6] 韓国企業の商品に対する中国におけるオンライン模倣品流通の遮断実績

[単位：個、件]

区分	2016	2017	2018
支援企業	38	46	55
モニタリング	65,426	84,675	243,937
代理申込み	25,826	20,455	21,984
掲載物の削除	19,621	20,302	21,854

* 出処：特許庁

特許庁はこのような活動をアセアンにまで拡大するため、2018年11月に東南アジア6カ国においてオンライン電子商取引サイトを運営しているLAZADAグループと韓・アセアン知的財産権保護のためのMOUを締結した。

この他に、関税庁はWCOアジア・太平洋、アフリカ16カ国の税関職員24名⁹²を招聘して知的財産権保護制度及び実務事例を共有するとともに、韓国ブランドの本物・ニセモノの識別方法を説明し、韓国企業製品の模倣品が海外市場において流通される前の通関段階における摘発のため、外国の税関職員を対象に模倣品識別に関する案内パンフレットを配布した。

4) 海外知的財産権紛争の防止・対応コンサルティング

イ) 海外知的財産権にかかる紛争防止・対応の法律コンサルティング

特許庁は韓国知識財産保護院を通して輸出中や輸出予定の個人事業者、中小・中堅企業を対象に、海外知的財産権紛争の事前予防及び事後対応のための法律コンサルティングを支援している。

[表4-6-7] 特許庁における国際知的財産権の紛争防止・対応コンサルティング支援事業内容

区分	事業内容
支援権利	特許、実用新案、デザイン、商標
コンサルティングの内容	(特許) 輸出前に事前分析、特許保証対応、ライセンス戦略など (商標・デザイン) 商標の海外現地化戦略、無断先登録の対応戦略など
支援割合	(中小企業) 全体コンサルティング費用の70% (中堅企業) 全体コンサルティング費用の50%

* 出処：韓国知識財産保護院

⁹² カンボジア (2)、ジンバブエ (2)、トンガ (2)、ベトナム (2)、マラウイ (2)、スリランカ (2)、フィリピン (2)、ブルンジ、モルディブ、カメルーン、南アフリカ共和国、パピニューギニア、ザンビア、ルワンダ、タンザニア

[図4-6-5] 国際知的財産紛争防止のためのコンサルティング支援手続き



* 出処：特許庁

これにより特許庁は、輸出段階に合わせた知財権紛争防止戦略の策定、警告状・訴訟など紛争対応戦略の策定、海外商標ブローカーによる商標無断先取り対応など企業の輸出・紛争状況別のさまざまな知的財産法律コンサルティングを実施しており、その需要は着実に増加している。

[表4-6-8] 直近5年間の国際知的財産権紛争防止・対応コンサルティング支援件数

区分	2014	2015	2016	2017	2018
特許紛争防止	241	220	324	444	334
特許紛争対応	42	35	25	35	44
K-ブランド保護予防	-	41	81	111	123
K-ブランド保護対応	-	52	57	50	46

* 出処：特許庁

コンサルティングの主要事例

【特許紛争対応に関する警告状戦略の事例】

A社はシリコン酸化膜形成物質の製造業者で、中国及び米国へ輸出中に米国の競合会社から数回に渡り警告状を受け、対応策を構築するためにコンサルティングを申込んだ。

- 競合会社の紛争性向調査、警告状の分析、競合会社の危険特許分析により対応戦略を構築
- コンサルティングの結果を活用して無効審判及びライセンス交渉を併行して行うことにした。競合会社の中国特許に対し無効審判を請求、決定的な無効資料を提示して勝訴し、ライセンス交渉を進行中である。

【K-ブランド紛争対応無断先登録の事例】

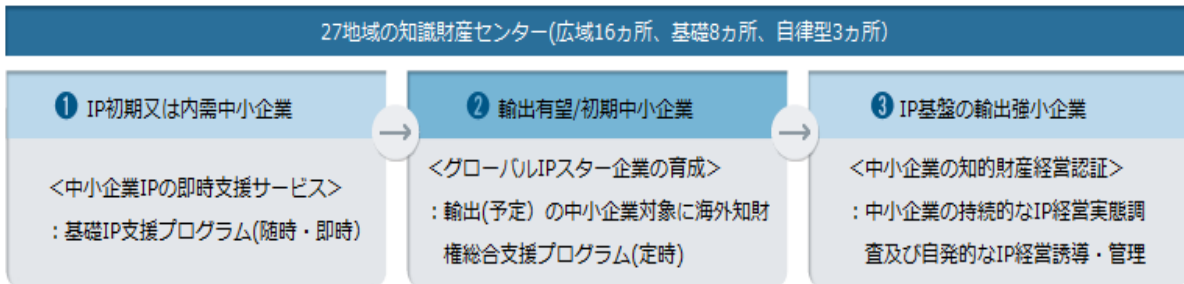
R社はベッドのマットレスを製造・販売する業者で、中国バイヤーの購買意思があったので納品について議論を行っている最中に、中国の商標ブローカが自社の商標を無断で先占した事実が発覚されたためにコンサルティングを申し込んだ。

- 商標ブローカの悪意的な出願を根拠に異議申立てを提起するとともに、譲渡交渉も同時に進行
- 合理的な譲渡費用で商標権を回収することによって、成功的な中国市場への進出が可能となった。

* 出処：特許庁

自治体でも知的財産紛争防止コンサルティングを提供している。全国の地域知識財産センターの知的財産コンサルタントは中小企業のIP隘路事項を常時に発掘・受付けてリアルタイムで相談を支援している。

[図4-6-6] 地域中小企業におけるグローバル知的財産能力強化のための支援体系



* 出処：特許庁

特に、仁川広域市は2018年に18社を対象に輸出前の事前分析、特許保証の対応、ライセンス戦略、紛争拡大防止など国際競合他社との知的財産権にかかる紛争防止コンサルティングを支援した。

また、企業の中で事前準備の不十分により模倣品が発生して輸出に困っている中国進出(予定)企業を対象に、知的財産紛争の事前予防及び事後対応支援のための中韓IPソリューションを導入した。対象企業の募集後、該当案件に対する事前IP&BIZコンサルティングを実施し、IP懇談会を行った。選定された支援企業には最大2件、1,000万ウォン以内の支援を行う。2018年は4社が支援を受け、6件のソリューションを提供した。

京畿道は2018年に商標戦略不在の輸出中小企業を対象に「商標の先確保」に関する教育を強化し、現地における商標出願相談及び費用の支援を拡大した。また、技術流出事件に対する迅速な司法処理を行うために、事件発生時に迅速で専門的なコンサルティング支援体系の構築を目標に、京畿知識財産センター（安山、議政府）内に特許庁審査官、特許審判院審判官との映像相談システムを構築し、国民向けサービスの強化措置を推進した。

これだけでなく、京畿道は迅速な権利救済のために仮処分制度を活用しているが、特許など技術に関する事件の場合は他分野に比べて長期間が所要されるため、政府の紛争調停システムの利用活性化を支援し、道の知的財産担当機関の専門人材を補強し、社会的弱者に対するIPコンサルティングの強化に努め、知的財産紛争対応コンサルティング13件を実施した。

ロ) 輸出バウチャー事業

特許庁は紛争防止輸出バウチャー支援事業を行うことで、海外知財権紛争関連イシューに対して需要者自律選択型の知的財産保護サービス支援体系を新たに構築した。

海外知財権保護バウチャー事業により、中小企業が自社の知財権状況に合う知財権保護サービスを自由に選択して利用できるバウチャーを発給し、企業が必要とする知財権紛争サービスを適時に活用できるようにした。これにより施行初年度の2018年度には44社に対して63件のサービスを支援した。

[表4-6-9] 特許庁における紛争防止輸出バウチャー支援事業の内容

区分	事業内容
支援対象	中小企業
サービス内容	侵害鑑定、防御戦略、警告状対応、ライセンス対応など
支援割合	輸出バウチャー発給費用の70%

* 出処：韓国知識財産保護院

5) 海外知的財産権紛争に対する共同対応支援

特許庁は共通の知的財産紛争案件に対し積極的に対応するために、海外進出又は予定の中小（個人事業者を含む）、中堅、大企業3社以上（ただし、中小・中堅企業は最低2社以上）で構成された協議体に対し、コンサルティング専門機関を通して案件に対する解決を支援する事業を運営している。

この事業は紛争案件の至急性と難易度によって3つの類型に分類され、案件によって最大4千万ウォンまで支援する。この際の協議体は、政府支援金の支給金額を基準に費用の30%を企業数によって現物（人材投入費用）で適切に分けることになる。別途の現金負担がないため中小企業の場合は財政的負担を減らせられるというメリットがある。

[表4-6-10] 特許庁の知的財産権紛争に対する共同対応支援事業の内容

案件類型	細部支援課題	支援内容	支援金額
1. 権利共同分析	パテントトロール問題特許の共同対応	同種業界共通の脅威特許（競合他社保有若しくはNPEs保有）に対する対応戦略（回避、無効、購入など）の構築が必要な場合	最大2千万ウォン以内
	競合他社問題特許の共同対応		
	ライセンス要求の共同対応		
2. 共同提訴対応	特許保証の共同対応	バイヤーに部品、製品などを納品する企業が海外企業との特許紛争危険に対する特許保証の要求を受けている場合	最大2千5百万ウォン以内
	警告状の共同対応	海外企業から同種業界の企業が特許侵害の警告状を受け、対応戦略の構築が必要な場合	
	提訴・求償権請求の共同対応	海外企業から共同若しくは同種業界企業が提訴され、共同対応が必要な場合又はバイヤーの提訴による共同求償権請求案件が発生し対応戦略の策定が必要な場合	
3. 共同権利行使	問題特許・問題商標の共同法的対応	海外企業の問題特許・商標に対する共同無効・共同取消審判請求・共同権利範囲確認審判などを進行する場合	最大4千万ウォン以内
	無断先取り商標の共同法的対応	商標ブローカーの商標無断先取り案件に対し共同の法的対応（異議申立て、無効審判、不使用取消審判など）を進行する場合	
	オンライン模倣品流通の共同法的対応	同一販売者による海外オンライン模倣品被害が発生し、被害を受け会社で共同の法的対応を進行する場合	
	オフライン模倣品流通の共同法的対応	同一販売者による海外オフライン模倣品被害が発生し、被害を受けた会社で共同の法的対応を進行する場合	

* 出処：韓国知識財産保護院

直近3年間で共同対応した支援状況は、2016年に協議体33件（90社）、2017年に協議体20件（62社）、2018年に協議体9件（82社）を支援して成果を収めた。

[表4-6-11] 直近3年間で共同対応した支援状況 [単位：件、社、百万ウォン]

区分	支援協議体	支援企業	支援金額	備考
2016	33	90	520	-
2017	20	62	501	-
2018	9	82	520	中国商標ブローカーに対する大規模な共同対応協議体（1件、53社）を運営

* 出処：特許庁

一方、韓流便乗の外国系流通企業における韓国国内製品の形態模倣及び韓国企業の詐称行為が中国、ベトナム、タイなど世界全体で約25カ国に渡り拡大されており、2019年からは「形態模倣に対する共同対応」を新規支援課題として導入する予定である。

6) 韓流コンテンツの知的財産権保護コンサルティング

2018年に特許庁は、傘下の韓国知識財産保護院を通して「韓流コンテンツに対する知的財産保護支援事業」を新規で運営している。この事業は、コンテンツを活用した多様な連携コンテンツ及び関連商品の生産・流通が活発になるにつれ、コンテンツに対する従来の著作権保護を超え、最近では産業財産権が重要なイシューとして浮上していることからである。

本事業は進出又は予定中のコンテンツ関連（企画、制作、流通、商品化など）の中小企業を対象に、コンテンツの企画から収益化の段階において特化された知的財産権保護コンサルティングの費用を支援することである。

2018年に韓国知識財産保護院は、アニメーション・キャラクター分野、VR・ARコンテンツ分野、ゲーム分野など26のコンテンツ企業に対しコンサルティング費用を支援した。

[表4-6-12] 韓流コンテンツの知的財産権保護コンサルティング支援内容

区分	内容
対象権利	(商標) コンテンツの題名、キャラクター・登場人物の名前、アーティスト名、グループ名称など (特許) ゲームの方法など (デザイン) ゲーム画面のデザイン、アーティストカリカチュアデザイン、キャラクターなどコンテンツの商品化デザインなど
コンサルティングの内容	(企画段階) コンテンツ基盤の海外進出、商品化戦略及び海外知的財産保護戦略の提供 (契約) 海外ライセンス、配給・投資などの戦略提供 (対応) 先取りされた海外知的財産権に対する権利行使戦略及び模倣品流通対応戦略などの提供
支援割合	全体コンサルティング費用の70%

* 出処：韓国知識財産保護院

2018年のコンサルティング優秀事例

A社は児童用VRゲームコンテンツであり、ゲームの点数によって人形ペンディングマシンにより人形が提供されるビジネスモデルで、台湾などへの海外進出を推進している中、コンテンツの体系的な知財権保護のためのコンサルティング支援を申し込んだ。

⇒A社はコンサルティングにより海外市場における競合会社のIP分析を行い、児童親和的な要素を加えたブランドロゴの再デザインなど、商品化戦略を樹立するとともに、海外進出国での商標、ゲーム画面の部分デザイン出願戦略、特許危険性の検討など多様な自在件保護要素と方法に対する事前コンサルティングを行い安全な海外進出の基盤を構築した。

* 出処：韓国知識財産保護院

7) 在外公館の現地における知的財産侵害防止・対応支援強化

外交部は現地進出企業の知的財産権保護のために40カ所に知財権重点公館⁹³を置き、知的財産権担当官により知的財産権保護業務を専担に遂行させている。

外交部は知的財産に対する重点事案の発生及び政策与件の変化により特許庁・文化体育観光部など関係部処と協議を経て在外公館に侵害対応の指針を指示し、その結果報告を要請している。これに対し在外公館は知的財産権協議会、企業懇談会、コンサルティング及び移動式IP-DESKの知的財産権相談などを行い、受付けた問題解決の事項を外交部に報告し、必要時に外交部で後続措置を履行する。

外交部は現地進出企業の知的財産権に対する侵害の「事前防止」のために、紛争情報収集のためのネットワーク構築、関連在外公館の役割について広報、本部－公館及び公館間の有機的な協力体制の構築、主要国の知的財産権に関する政策動向及び事例のモニタリングなどを行っている。

[表4-6-13] 本部－公館及び公館間の有機的な協力体制構築

対象	協力体制の主要事例
本部－6カ所の公館	ジュネーブ、広州、青島など6カ所の公館対象に知財権保護事業の予算支援及び事業プログラムの検討及び協議
本部－香港－特許庁・文化院	中国地域の知財権担当官向けのワークショッププログラム協議
本部－ジュネーブ－その他在外公館	WIPO地域事務所の誘致についての情報共有

* 出処：外交部

⁹³ アジア太平洋地域17カ所（中国、杭州、青島、宣揚、台湾、オーストラリア、ニュージーランド、上海、香港、日本、シンガポール、インド、タイ、フィリピン、マレーシア、インドネシア）、米州地域6カ所（米国、ロサンゼルス、カナダ、アルゼンチン、メキシコ、ブラジル）、欧州地域12カ所（ジュネーブ、ベルギー、フランス、オランダ、スペイン、スイス、イタリア、デンマーク、ドイツ、スウェーデン、英国、ロシア）、アジア中東地域5ヶ国（イスラエル、南アフリカ共和国、エジプト、サウジアラビア、UAE）がある。

また、知的財産権の被害救済及び紛争解決など「事後対応」のために、国民苦情サービスの受付時に迅速な状況把握、関係部処への通報、政府間の協議チャンネルによる国際紛争解決支援及び国民苦情処理管理後の後続措置の整備に重点を置いて支援をしている。

2. 著作権

1) 海外著作権センター運営

韓流伝播の主要地域において韓国企業のコンテンツに対する違法コピーを防止し、著作権保護基盤を構築するために、文化体育観光部と韓国著作権委員会は、中国、タイ、フィリピン、ベトナムの4ヵ国に海外著作権センターを設置・運営している。

[図4-6-7] 韓国著作権委員会における海外著作権センターの運営体系及び設置状況



* 出処：韓国著作権委員会

韓国著作権委員会はコンテンツの海外進出戦略に合わせ、海外著作権センターの拠点を整備する方策について検討中である。具体的に東南アジア地域の成長潜在力と韓流拡散の速度を鑑み、フィリピンセンターをインドネシアに移転することを目標に、インドネシアにおけるコンテンツ市場の環境、インドネシアにおける著作権保護の法制及び政策、インドネシアにおける著作権保護方向などを分析する研究を行った。

文化体育観光部は海外著作権センターを通して海外において発生する韓国の著作物に対する著作権侵害及び違法流通と関連する相談、法律コンサルティングなどを実施している。2018年には海外法律コンサルティングを390件実施した。特に、海外において発生する著作権侵害に対する救済措置として、侵害者に対する警告状の発送により違法著作物の削除、侵害証拠資料の確保のための証拠保全、侵害者に対する行政処罰申請の支援、民事及び刑事訴訟提起のための法律コンサルティング支援など多様な方式で救済措置のサービスを行っている。

これと関連し、韓国著作権委員会は著作権者の依頼により海外の違法コンテンツに対する警告状の発送、証拠保全、行政処罰の申立てなどを行い、2009年から2018年まで計16,944件の救済措置を支援した。

2018年の1年間で行った救済措置支援件数は7,824件で、これは前年に比べ約68%急増したものである。また、韓国著作権委員会は2015年11月から本格的に行っている放送分野における中韓民間侵害対応ホットラインの構築⁹⁴と運営を支援し、中国内のオンライン上で違法により流通されている韓国放送コンテンツを迅速に削除する成果を収めている。中韓ホットラインによる削除件数は2015年の3,761件をスタートに、2016年42,603件、2017年61,556件、2018年46,074件である。

[表4-6-14] 直近5年間の海外著作権侵害対応の支援状況及び成果 [単位：件]

区分	2014	2015	2016	2017	2018
海外法律 コンサルティング	642	595	406	357	390
救済措置支援件数	852	676	858	4,641	7,824
中韓ホットライン削除	-	3,761	42,603	61,556	46,074
重点保護著作物の削除	-	1,744	11,587	73,814	70,004

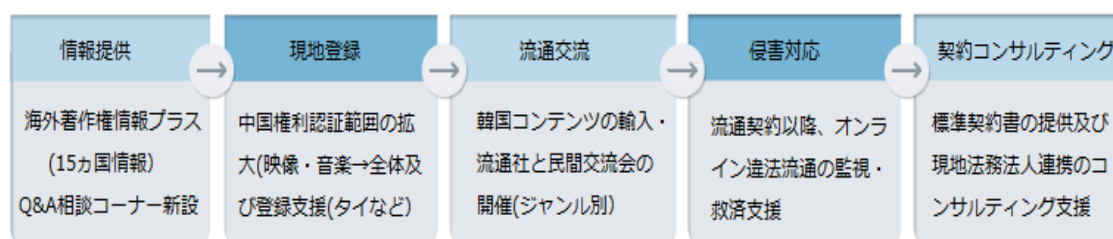
* 出処：韓国著作権委員会

韓国著作権は中国が2015年から新たにスタートしたオンライン「先審査、後放映」の規制政策⁹⁵に備え、韓国においてテレビ放映する前のものや、人気が高いキラーコンテンツを重点保護著作物として選定し、特別に保護する「重点保護著作物の特別保護体系」を構築して侵害に対応した。2016年から対象国をタイ、ベトナム、フィリピン、インドネシアなど東南アジアに拡大して放送コンテンツだけでなく、音楽、ウェブトゥーンなど多様なコンテンツへと支援を強化している。2018年に重点保護著作物の削除件数は70,004件に達している。

2) 海外著作物の合法流通環境造成

文化体育観光部は海外著作権センターを中心に、中小企業の海外進出から契約締結、侵害対応に至るまでワンストップサービスを支援している。

[図4-6-8] 海外著作権の合法流通総合支援体系



* 出処：文化体育観光部

⁹⁴ 韓国著作権委員会は中韓の政府機関（韓国文化体育観光部、中国国家版權局）の協力を得て、韓国の放送局と中国流通業界間で交易協力を支援するために、交流会の定例会議と侵害対応ホットラインの構築を内容とするMOUを締結した。

⁹⁵ 中国は2014年9月2日に海外テレビ番組の輸入放映管理規定を施行し、オンラインで流通される海外映像著作物に対しても事前審査を受けさせるなど、海外映像物に対する輸入及び流通規制を強化した。

代表的な支援事業として合法流通協力の交流会、合法利用契約の支援、著作権認証書の発給、現地著作権登録の支援などがある。

韓国著作権委員会は放送・映画・音楽などコンテンツ分野別に海外8ヵ国39社、国内59社など計98社の企業が参加する合法流通協力交流会は、2018年に計4回を支援した。海外において発生し得る著作権紛争を事前に防止するために契約書の検討を支援する合法利用契約の支援件数は、2018年には前年に比らべて約53%増の491件であり、海外へ進出しているか、進出予定の企業を対象に海外流通実務アカデミーを分野別に2回開催した。

[表4-6-15] 2018年の合法流通協力交流会の推進状況

区分	イベント名	日時	場所
1	中韓音楽著作権協力交流会（6回）及び K-pop韓流セミナー	2018. 05. 10	韓国（ソウル）
2	中韓ゲーム著作権協力交流会	2018. 07. 12	韓国（ソウル）
3	第8回中韓映像著作権協力交流会	2018. 10. 17	中国（蘇州）
4	2018韓国国際漫画マーケット& 海外著作権合法流通交流会	2018. 08. 16	韓国（ソウル）

* 出処：韓国著作権委員会

また、韓国著作物の海外における権利関係を確認する著作権認証は、韓流コンテンツの侵害取締り、流通契約、著作権訴訟などに活用されており、2018年には映画<ザ・キング>など7編、ドラマ48編、芸能34編、音楽及びその他4,133編で計5,710件の著作権認証があった。

海外における著作権認証をより明確にできるようにする著作権登録支援サービスは、中国とタイの著作権登録機関とホットラインを構築して実施している。2018年の著作権登録の支援件数は前年に比べて約28%減の85件であった。

[表4-6-16] 直近5年間の海外著作物合法流通環境の造成件数

区分	2014	2015	2016	2017	2018
合法利用契約の支援	81	88	173	320	491
著作権認証の支援	853	1,366	2,329	578	5,710
著作権登録の支援	-	31	84	118	85

* 出処：韓国著作権委員会

その他、韓国著作権委員会は著作物の合法流通支援体制を強化するために、国内外の信託団体、著作権海外振興協会など民間との交流協力も積極的に誘導している。

3) 海外著作権侵害サイトへのアクセス遮断など保護体系の強化

ウェブハード登録制度の施行、ウェブハード・P2Pサイトに対するモニタリングの強化など国内における著作権保護活動が強化されるにつれ、違法コピー物の主要流通経路が海外にサーバーを置いた著作権侵害サイトへと移動している。特に、最近韓流コンテンツの拡散により違法の海外サイトが急増している。これにより、文化体育観光部と韓国著作権保護院は行政的・司法的措置に限界のあるトレントとストリーミングサイトなど海外著作権侵害サイトに対し、韓国著作権保護院の著作権保護審議委員会で著作権侵害違法性について審議を経た後、放送通信審議委員会で審議を行い、アクセスを遮断できるように放送通信審議委員会に要請した。

文化体育観光部は著作権を侵害したサイトにおいて合法著作物と違法コピー物が混在している場合があるため、2016年から違法コピー物がアップロードされた個別掲示板に対するアクセスを遮断している。2018年に文化体育観光部は計261件の海外著作権侵害サイトへのアクセス遮断を受け、計263サイトへのアクセス遮断措置を実施した⁹⁶。

[表4-6-17] 直近5年間の文化体育観光部の著作権侵害海外サイトへのアクセス遮断件数

区分	サイト		掲示物		掲示板	
	遮断要請	遮断措置	遮断要請	遮断措置	遮断要請	遮断措置
2014	44	44	-	-	-	-
2015	140	122	412	385	-	-
2016	225	209	313	125	231	86
2017	113	72	665	566	225	139
2018	261	263	1,537	1,605	316	240

* 出処：韓国著作権委員会

アクセス遮断の業務以外にも著作権侵害サイトの収益源を遮断するため、放送通信審議委員会のアクセス遮断サイトを対象に広告掲載状況を調査して広告の遮断業務を支援し、アクセス遮断対象に該当しない海外現地語サイトの4,902カ所を調査するなど、海外サイトによる著作権侵害に対して多方面から対応した。これにより、違法サイトの広告遮断件数は2017年に183件であったのが、2018年は16.4%増加した213件であった。

2015年に韓国放送社と中国流通社がMOUを締結して構築したホットラインも効果を現している。このホットラインにより韓国放送社が中国のオンライン流通業者にコンテンツの削除を要請すると追加的な手続きなしで即時に削除することができる。これにより2016年の1年間で42,603件のURLが削除され、2017年は61,556件、2018年には46,074件のURLが削除された。

[表4-6-18] 直近3年間の違法URL削除件数

区分	2016	2017	2018
中韓ホットラインによる違法URLの削除件数	42,603	61,556	46,074

* 出処：韓国著作権委員会

また、需要を基に選定されたキラーコンテンツに対し、2015年度から集中モニタリングを実施し救済措置を支援している。これに関連し、2015年は1カ国の放送分野に対してのみモニタリングを実施したが、2017年は5カ国に、コンテンツの範囲も放送、映像、音楽、ウェブトゥーンの4分野に拡大した。警告状の発送など救済措置の支援件数は持続的に増加しており、2018年には前年に比べて約2倍となった。

⁹⁶ 2018年の遮断要請件数より遮断措置件数が多いのは、2017年に遮断要請した件の一部に対して措置が行われたためである。

[表4-6-19] 直近3年間のキラコンテンツの集中モニタリング及び救済措置状況

区分	2016	2017	2018
実施国（カ国）	5	5	5
コンテンツ範囲	放送、映像、音楽、 ウェブトゥーン	放送、映像、音楽、 ウェブトゥーン	放送、映像、音楽、 ウェブトゥーン
救済措置支援（件）	539	3,412	6,828
違法URL削除（件）	19,551	73,814	70,004

* 出処：韓国著作権委員会

3. 営業秘密及び産業技術

国家情報院は情報戦争時代における産業スパイから韓国の先端技術と経済情報を保護するために産業機密保護センターを運営している。

産業機密保護センターは、世界的な経済力を持つ韓国企業の先端技術と営業秘密などを違法により海外へと流出しようとする産業スパイを摘発し、国富流出を遮断する任務を遂行する。同センターは国家中核技術を告示で指定し特別に管理している。

また、防衛事業庁など関連機関と協力して戦略物資の違法輸出と防産・軍事技術の海外流出遮断活動など、新しい経済安保侵害行為に対する予防・索出活動も強化しており、韓国企業が海外現地において特許、商標、デザイン、著作権など知的財産権の侵害を受けた場合、特許庁、海外知識財産センター、外交部、文化部などと協力して対応活動を支援する。

また、産業機密保護センターは、外国と連携した投資資本などによる経済安保侵害行為とM&Aを装った技術流出など違法行為に対する情報収集活動にも力を入れている。これを受けて国家情報院は、企業、研究所などを対象に産業保安に対する教育・診断を実施しており、中小ベンチャー企業部と特許庁など関連機関と合同で国内企業を対象に産業保安説明会を開催するなど、保安認識の拡散と自律保安システムの構築の支援に力を入れている。

4. 新知的財産

農林畜産食品部と種子院は国内育成品種の海外進出促進に向けて国内育成品種の海外現地適応性及び市場性の試験を支援した。これにより中国1カ所、インド2カ所、インドネシア1カ所、ベトナム2カ所の計6カ所に設置された海外現地品種展示圃において544品種と、中国4カ所、インド2カ所の計6カ所に設置されたゴールデンシードプロジェクト（GSP）海外試験圃における216品種を合わせ、2018年は計760品種に対する海外現地適応性試験などを支援した。

[表4-6-20] 農林畜産食品部における国内育成品種の海外進出支援状況

国	地域	展示品目及び品種数	参加業者数	所要予算	備考
中国	広東	12作物150品種	9業者	20百万ウォン	博覧会
インド	グントゥール、ハイデラバード	2作物150品種	7業者	141百万ウォン	海外 展示圃
インドネシア	マラン	4作物79品種	8業者		
ベトナム	ダラット、ハノイ	5作物172品種	14業者		
中国	甘肅省	2作物41品種	5業者	145百万ウォン	GSP 試験圃
	河北省	3作物76品種	10業者		
	湖北省	2作物37品種	4業者		
	貴州省	1作物26品種	4業者		
インド	グントゥール	1作物34品種	4業者		
	ハイデラバード	1作物35品種	5業者		

* 出処：農林畜産食品部

Part 05

海外主要国の 知的財産保護政策

第1節 米国

第2節 日本

第3節 中国

第4節 欧州連合 (EU)

第1節

1. 米国の知的財産保護体系

米国は2008年9月に「知的財産のための資源及び組織優先化に関する法律（Prioritizing Resources and Organization for Intellectual Property Act）」を制定した。この法律は知的財産権の保護水準を引き上げ、知的財産権執行機関間の協力を促進させることで、知的財産侵害行為に対する執行力を強化する内容を盛り込んでいる。この法では米国の知的財産に対する政策推進と知的財産保護・執行を主導するコントロールタワーとして知的財産執行高位諮問委員会（Senior IP Enforcement Advisory Committee）、知的財産執行諮問委員会（IP Enforcement Advisory Committee）、そして、知的財産執行調整官（Intellectual Property Enforcement Coordinator, 「IPEC」）の設置が規定された。ここで知的財産執行調整官は、知的財産執行高位諮問委員会と知的財産執行諮問委員会の議長を務める。また、この二つの諮問委員会は知的財産執行に関する政府部処間の戦略計画委員会（Interagency Strategic Planning Committees on IP Enforcement）として通称される。

[図5-1-1] 米国の知的財産政策及び保護・執行推進体系



* 出処：米国知的財産執行調整官、「2017年－2019年知的財産執行に関する合同戦略計画」(2016. 12)

2. 米国の知的財産保護戦略

トランプ政権は知的財産分野において国内外的に行われた過去の戦略的な努力を基盤に、自国の利益を最優先としつつ、米国の発明及び創造力を保護し、促進する方向へとパラダイムを転換するために努力している。米国政府は知的財産の保護及び促進のための実用的かつ総合的な戦略策定のために4大戦略接近法（four-part strategic approach）を活用している⁹⁷。



* 出処：IPEC, 「Annual Intellectual property report to congress」(2019. 2)

その一つ目が、貿易協力国との交渉を通じて不公正な貿易取引慣行を改善し、米国企業の知的財産権保護を強化した。特に中国の知的財産の盗用及び技術移転の強要などに対し約2,500億ドルの関税を中国に賦課した。

二つ目が、知的財産権の窃盗を国家安保に対する脅威と見做し、貿易手段を含め米国が持つ法的権限を効果的に使用することであった。米国貿易代表部（United States Trade Representative, 「USTR」）は、スペシャル301条の報告書（Special 301 Report）を作成して貿易相手国の知的財産権に対する保護及び執行状態を点検し、米国に不合理で差別的な法律と制度を分析した。これを基盤に、米国行政部は不公正貿易関連の輸入品に対し関税を賦課し、貿易委員会（International Trade Commission, 「ITC」）を通じて知的財産権を侵害する輸入物品に対する管理・監督を強化した。

三つ目が、法執行処置及び協力の拡大のため、2018年に米国連邦捜査局（Federal Bureau of Investigation, 「FBI」）では、営業秘密の奪取67件、著作権侵害64件、商標権侵害64件など計195件の知的財産権に関する犯罪を捜査した。

四つ目が、トランプ政権は知的財産の政策・執行及び保護問題全般を解決するため、企業を含む広範囲な米国産業界の利害関係者と緊密に交流した。これにより行政部は、著作権の侵害、取引秘密の盗用及び特許侵害を減らすためのツールとして法治の強化、政府—公共—民間部門の協力強化、合法的な商業と貿易を提示し、強力なIP環境を構築する上で国内外の行為者らの重要性を強調した。

⁹⁷ IPEC, 「Annual Intellectual property report to congress」(2019. 2), 3頁

1) 米国・カナダ・メキシコの協定 (United States-Mexico-Canada Agreement) を通じた知的財産保護強化

2018年8月27日に米国貿易代表部はメキシコとの二国間協定で北米自由貿易協定 (North American Free Trade Agreement, 「NAFTA」) 改正について原則的に合意した後、カナダとの交渉を経て2018年9月30日に米国・カナダ・メキシコ協定 (United States-Mexico-Canada Agreement, 「USMCA」) に合意することで、知的財産権保護をさらに強化した。

既存のNAFTA第17章では知的財産権について比較的簡略に取り扱っていたが、USMCAでは環太平洋経済連携協定 (Trans-Pacific Strategic Economic Partnership, 「TPP」) と似た知的財産権保護が強化され、著作物、実演 (song performance) 又は音盤の著作権に対する保護期間の延長 (最初発生以降の最低75年以上) し、10年間の生物医薬品 (biologic drug) 情報保護及び対象を拡大するなど、一部の規定に対してTPPより強い知財権保護及び執行を規定している。営業秘密の奪取 (trade secret theft) についても民事・刑事上の救済手続きの設置を始め、訴訟手続き中の営業秘密の保護、営業秘密を違法で公開した政府官僚の処罰など、幾つかの規定を設けて知的財産権執行力を強化した。

[表5-1-1] 主要知的財産権の義務に関するUSMCAとTPP比較表

区分	USMCA	TPP	米韓FTA
不合理な特許登録遅延による特許存続期間の延長	第20. F. 9条	第18. 46条	第18. 8条 第6項イ号
生物医薬品の情報保護 (資料独占)	第20. F. 14. 1条 10年	第18. 51条第1項8年or5年+ α (CPTPP凍結 ⁹⁸)	(生物医薬品に対する別途の規定なし) ※第18. 9条第1項 (化学) 医薬品 (pharmaceutical products) は5年
著作物・実演又は音盤の著作権保護	第20. H. 7条 寿命基礎時、死後70年 寿命以外基礎時、最初発行以降75年以上又は創作25年以内、発行許諾がない場合、創作年度末から70年以上	第18. 63条 寿命基礎時、死後70年 寿命以外基礎時、最初発行以降70年以上又は創作25年以内、発行許諾がない場合、創作年度末から70年以上 (CPTPP凍結)	第18. 4条第4項 寿命基礎時、死後70年 寿命以外基礎時、最初発行以降70年以上又は創作25年以内、発行許諾がない場合、創作年度末から70年以上

⁹⁸ 生物医薬品の資料保護期間に関しては次の二つの方式から一つを選択できる。(1) 生物医薬品の資料保護期間を最小8年にする方式、(2) 最小の資料保護期間5年を保障し、その他の措置と効率的な市場保護に寄与する市場環境などを活用して市場からこれと類似な結果をもたらす方式である。

技術的保護 処置 (TPMs ⁹⁹)	第20. H. 11条	第18. 68条 (CPTPP凍結)	第18. 4条第7項
権利管理 情報 (RMI ¹⁰⁰)	第20. H. 12条	第18. 69条 (CPTPP凍結)	第18. 4条第8項
営業秘密 (trade secret)	第20. I. 1条一 第20. 1. 8条	第18. 78条 (一部)	—
偽造又は 違法コピー された 著作権商 品の疑い がある製 品に対す る水際措 置	第20. J. 6条	第18. 76条第5項	第18. 10条第22項
衛星ケー ブル信号 の窃盗に 対する民 事・刑事 処罰	第20. J. 8条	第18. 79条 (CPTPP凍結)	第18. 7条
オンライ ンサービ ス提供者 の免責	第20. J. 11条	第18. 82条Annex 18-E, 18-F (CPTPP凍結)	第18. 10条第30項

* 出処：対外経済政策研究院、「NAFTA再交渉（USMCA）結果：評価と示唆点」（2018. 10）

米国商工会議所の世界知的財産センター（Global Intellectual Property Center、「GIPC」）は、2018年に国際知的財産指数を土台にUSMCAの知的財産権保護指数の測定結果を発表した。USMCAの場合は80%の知的財産権保護水準を記録し、主要協定であるNAFTA（48%）、知的財産に関する多国間協定（Agreement on Trade-Related Aspects of Intellectual Property Rights、TRIPS）（45%）、TPP（73%）に比べ高いものと分析された。

2) 貿易手段とサイバーセキュリティ戦略で知的財産保護

トランプ政権は自国の企業及び技術をより強力に保護する方策の一環として、自国の貿易手段

⁹⁹ 技術的保護措置（TPMs: Technological Protection Measures）とは、著作者が著作物に対するアクセス制限やコピー防止のための統制措置であり、著作物をコピー・伝送するなどの利用行為を統制する利用統制（copy/use control）的な技術措置と著作物などにアクセスして人間の感覚機関で著作物などを見たり、聞いたり、読むそれ自体を統制するアクセス統制（access control）的な技術措置に分けられる。

¹⁰⁰ 権利管理情報（RMI: Rights Management Information）とは、ある著作物を他の著作物と区別し、その著作物を利用するための契約締結や権利処理に必要な情報であり、著作物への付着やその公演、放送又は伝送に伴われることをいう。

を含む法的権限を効果的に使用し、サイバーセキュリティ戦略を策定して実施している。

2018年3月に、中国を対象に不公正取引の解決に向けて通商法301条301 (Section 301 of the Trade Act of 1974) の調査結果を発表した¹⁰¹。2018年6月には、中国の経済及び知的財産権侵略報告書 (How China's Economic Aggression Threatens the Technologies and Intellectual Property of the United States and the World) を発刊し、中国の知的財産権侵害様相が米国の経済とグローバルシステム全体を脅かしていると発表した。これにより米-中貿易紛争が発生し、意見を狭めるために交渉を行っている¹⁰²。

2018年9月に、トランプ政権は増加しつつあるネットワーク犯罪に対応し、悪質な犯罪に対するサイバーセキュリティを強化するため、米国サイバーセキュリティ戦略 (National Cyber Strategy) を発表した。この戦略はサイバー空間において自国民を保護するために2003年以降15年ぶりに発表したもので、米国の知的財産と個人情報の保護を目的とするものである。この戦略は4分野で構成されており、これによって強力かつ均等のある知的財産権保護システムを構築している¹⁰³。

[表5-1-2] サイバーセキュリティ強化のための4大戦略及び具体的なアクションプラン

4大戦略	具体的なアクションプラン
①国民、国土、生活の保護	・サイバーセキュリティ危険の管理、サイバー犯罪に強力対応など
②米国の繁栄	・技術エコシステムに対する米国の影響力向上、デジタル経済の支援 ・IP保護及び執行によりイノベーションに対するインセンティブの提供
③強力な力で平和を維持	・米国の主要パートナー国とサイバー犯罪などの共有 ・悪質なサイバー侵略行為者に罰金賦課
④米国の影響力向上	・サイバーセキュリティ能力の強化、インターネットの開放性及びセキュリティ・信頼性の維持

* 出処: The White House, 「National-Cyber-Strategy of the United States of America」 (2018.9)

3) 模倣品と違法コピー品の流通防止強化

2019年3月に、米国のホワイトハウスは「模倣品及び違法コピー品の流通防止に関する覚書 (Memorandum on Combating Trafficking in Counterfeit and Pirated Goods)」を発表し、知的財産権の保護を強化した。この覚書は、オンラインを通じた模倣品及び違法コピー物の米国内への輸入が米国の企業、知的財産権者、消費者、国及び経済安保などに危険を引き起こし、悪影響を招くということから、これを保護するために作成されたものであり、「①政策及び背景、②模倣品及び違法コピー品の違法流通などに関する報告、③定義、④一般条項など」4分門 (section) で構成されている。

この覚書には、その目的に根拠を置き模倣品 (Counterfeit)、違法コピー (Pirated)、オン

¹⁰¹ 1974年に制定された米国通商法301条は、1995年の世界貿易機関 (WTO) 創設後、ほとんど使用されなかったが、米国の産業を保護するために米国の貿易と投資に悪影響を及ぼす外国の不公正な行為を無くすための目的で、米国の大統領が単独で課税や他の貿易制裁を加えることができるよう認めている。知的財産権侵害に関する交渉対象国の指定及び制裁権の発動を規定しているスペシャル301条と異なる規定である。

¹⁰² 2018年12月の首脳会談で90日間の条件付き貿易戦争の休戦に合意し、2019年4月30日に北京で交渉再開のための議論を行っている。

¹⁰³ The White House, 「National-Cyber-Strategy of the United States of America」 (2018.9), 1頁

ライン第3市場（Online third-party marketplace）、第3仲介者（Third-party intermediaries）、違法流通（Traffic, trafficking）の用語を定義し、模倣品などが米国へ輸入される類型、取引要因などが把握できるデータを分析し、規制・立法・政策を裏付けできる基礎情報を提供している。

4) 知的財産執行に関する合同戦略計画の施行

米国政府は知的財産の執行強化のために2010年以来3年ごとに政府機関、産業界、教育機関、貿易機構、公益団体など多様な利害関係者らの意見を収集し、「知的財産執行に関する合同戦略計画」を策定している。現在推進している「2017-2019知的財産執行に関する合同戦略計画」の4大主要目標は下記のとおりである。

[表5-1-3] 2017-2019米国の知的財産執行に関する合同戦略計画4大主要目標

①営業秘密及び知的財産権侵害による経済的・社会的影響に対する国レベルの理解向上
②オンライン上の偽造行為及び知的財産権侵害行為を最小化することによって安全なインターネット環境の造成
③安全で容易な合法的取引の促進
④効果的な知的財産権の執行を支援し、国内の知的財産権戦略及びグローバル協力の強化

* 出処：IPEC, 「U.S. Joint Strategic Plan on Intellectual Property Enforcement 2017-2019」(2016.12)

5) 米国特許商標庁（USPTO）の知的財産権政策戦略（2018-2022）の策定

2018年11月に米国特許商標庁（United States Patent and Trademark Office、「USPTO」）は、今後5カ年の未来戦略計画を含む「2018-2022戦略計画（Strategic Plan）」を発表した。この報告書は8戦略を土台に4つの戦略・経営目標を遂行するための細部事項を含んでおり、米国のイノベーション競争力の向上と雇用を促すために信頼できる知的財産権の創出と適切な審査手続きが可能な政策戦略を提示している。

[表5-1-4] USPTOの2018-2022戦略計画

8大戦略計画	4大戦略・経営目標
①信頼できる知的財産権の創出	①特許の品質及適時性の向上
②特許・商標の審査量と業務量の効率的な配分	
③情報技術の現代化	②商標の品質及び適時性の向上
④顧客経験（customer experience）の向上	
⑤ミッション指向的・良質の職員文化促進	③知的財産政策・保護及び国際的執行改善のために国内外のリーダーシップの発揮
⑥海外知的財産権の保護	
⑦持続可能な基金モデルの開発	④組織的な優秀さの達成
⑧知的財産権政策の開発	

* 出処：USPTO, 「2018-2022 Strategic Plan」(2018.11)

トランプ政権の最優先目標は、「米国の知的財産権保護」である。イノベーションと創意中心の知的財産産業の育成が米国の経済成長を促し、知的財産関連産業と直間接的に関連する数百

万の雇用を創出する原動力になると判断したからである。米国は国内雇用保護と公正な貿易秩序の確立、米国のイノベーションと創意力保護のために今後知的財産権保護を一層強化する計画を発表した。

米国は主要交易対象国などの知的財産権保護及び執行を調査・評価するスペシャル第301条報告書（Special 301 Report）を毎年発行し、知的財産保護が脆弱な国を相手に円滑な交渉を行うためのツールとして使用している。

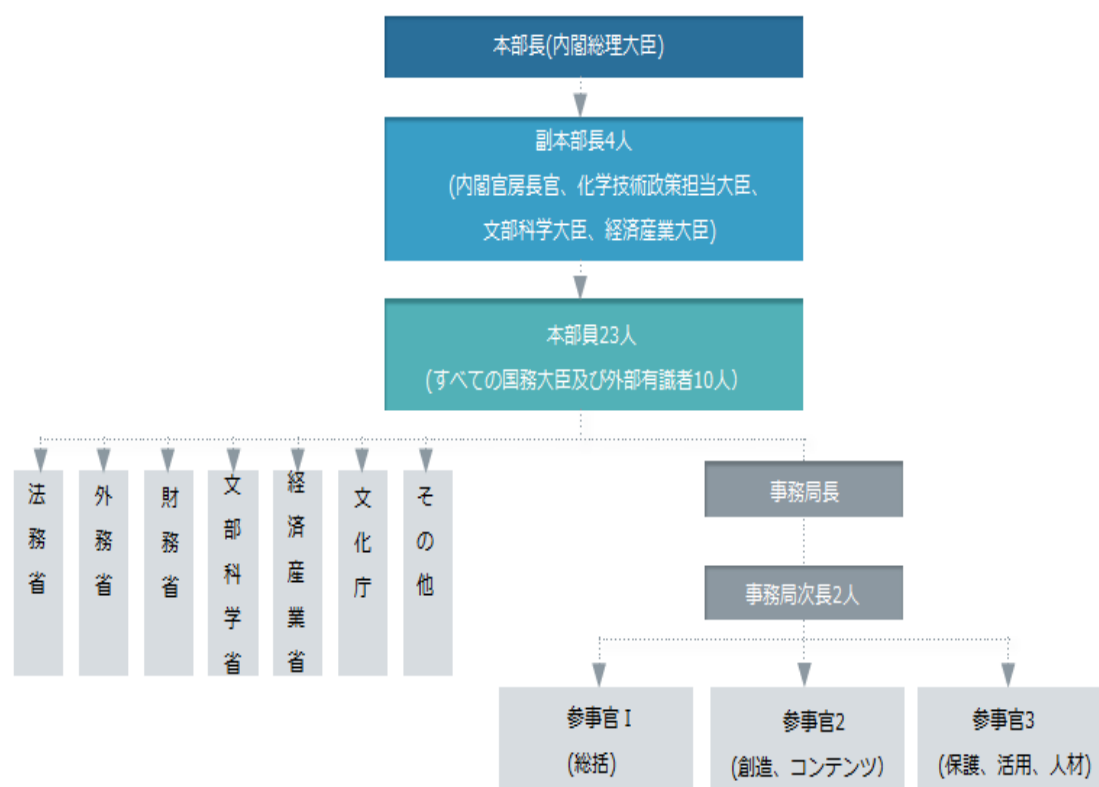
韓国は優先監視対象国などには含まれていないが、医薬品及び医療機器に対する知的財産権保護・執行と市場のアクセスに対する障壁をなくし、政府レベルの合法的なソフトウェア使用を保障するための効果的で透明な手続きを採択して履行することが促されている。

第2節 日本

1. 日本の知的財産保護体系

日本の知的財産政策は、知的財産戦略本部（現在の本部長：安部晋三総理）を中心に策定・推進される。2002年に知的財産で国を起こすという小泉純一郎総理の「知財立国¹⁰⁴」宣言があった後、2002年12月に「知的財産基本法」が制定され、これを根拠に2003年3月に知的財産戦略本部が設立された。

[図5-2-1] 日本知的財産戦略本部及び知的財産保護体系



同本部は2013年6月に知的財産政策の基本方向を設定し、具体的な中長期課題及び対応策を取り纏めた「2013年～2017年知的財産戦略ビジョン」を発表した。同政策ビジョンは「①産業競争力の強化に向けてグローバル知的財産システムの構築、②中小・ベンチャー企業の知的財産管理支援の強化、③デジタル・ネットワーク時代に対応した環境の整備、④コンテンツを中心とするソフトパワーの強化」のための4大戦略を提示した。同政策ビジョンの実効性確保のために2013年10月に知的財産戦略本部傘下に設置された「検証・評価・企画委員会」は、主要政策の検証評価を遂行する。知的財産戦略本部は、このような政策ビジョンを基に毎年「知的財産推進計画」を策定し推進している。

¹⁰⁴ 「知財立国」とは、知的財産の創出・保護・活用を中心に国の行政、司法、外交、企業政策の基調を改革することをいう。

2. 日本の知的財産保護戦略

1) 「新知的財産戦略ビジョン」の策定

2018年6月に日本知的財産戦略本部は新知的財産戦略ビジョンを策定した。第四次産業革命に対応する技術の発展、米国GAF A (Google・Apple・Facebook・Amazon) ・中国BAT (Baidu

・Alibaba・Tencent) など世界的な企業の台頭、共有経済及び価値消費の増加など急変する時代に対応するためである。

この戦略ビジョンは、2002年の知財立国の宣言及び2013年の知的財産政策ビジョンの策定以降の成果を基盤に、2025-2030年の日本の未来社会を見通し、これに対応するための知的財産システム及び中長期施策の方向性を提示する。

[表5-2-1] 新知的財産戦略ビジョンの主要内容

5大方向性	細部内容
①未来社会につながる環境の変化及び兆し	<ul style="list-style-type: none"> ・供給から需要へ、財貨からサービスへと変化 ・共有経済とSNSの共感文化の拡散 ・AI・Big data・IoT など新技術の発達
②予測される未来の社会像 (人間が幸せになる世の中)	<ul style="list-style-type: none"> ・人工知能・デジタル化で現実の価値上昇 ・幸福の多様化、生活及び勤労方式の多様化、組織の柔軟化
③未来価値及び価値創出の構造	<ul style="list-style-type: none"> ・現実及びイノベーションを価値に設定し、多様な個性を認定 ・知識のプラットフォーム化、多様な価値が盛り込まれる社会システムの構築
④日本の特徴を活用した価値デザイン	<ul style="list-style-type: none"> ・均衡性及び先端技術の社会受容力 ・新しいものを需要・編集する能力を活用
⑤未来構造 (価値デザイン社会) のための検討課題	<ul style="list-style-type: none"> ・新しい価値創出のための人材・組織 ・技術・データ・コンテンツなど知的財産の柔軟な交流及び共有促進 ・世界的な共感を得るための価値及び感性の持続的な生産・展開

* 出処：知的財産戦略本部、「知的財産戦略ビジョン」(2018.6)

新知的財産戦略ビジョンでは日本が指向すべき方向性について「価値デザイン社会」と定義し、経済的価値以外の価値をともに抱き込み多様な個性及び能力と日本の特徴を活用した新しい価値を作り出し、世界的な共感を得るために努力することを目標にしている。

2) 2018年の知的財産推進計画

新知的財産戦略ビジョンを根拠に策定された2018年知的財産推進計画の主要内容は、下記のとおりである。

[表5-2-1] 新知的財産戦略ビジョンの主要内容

3大重点事項	細部内容
①新しい時代に対応する人材・ビジネスの育成	<ul style="list-style-type: none"> ・知的財産ビジネス上の価値評価 ・デザイン経営によるイノベーション創出及びブランド構築の促進 ・地方・中小企業・農業分野の知的財産戦略強化の支援 ・知的財産創造教育・知的財産人材育成の推進 ・クールジャパン¹⁰⁵人材の育成・集積 ・地方のクールジャパン資源の発掘・創出・展開
②挑戦・創造活動に対する促進	<ul style="list-style-type: none"> ・オープンイノベーションの加速 ・ベンチャー支援 ・コンテンツの持続的なクリエイション・エコシステムの確立 ・模倣品・海賊版対策の策定
③新しい分野の体系に対するデザイン	<ul style="list-style-type: none"> ・ビジネスモデルを意識した標準・規制などの規則デザイン ・知的財産システム基盤の強化 ・データ・AIなど新しい情報材の知的財産戦略強化 ・デジタル化・ネットワーク化の進展に対応した著作権システムの構築 ・クールジャパン戦略の持続的な強化 ・ロケーション撮影の環境改善 ・デジタルアーカイブ社会の実現

* 保護政策は青色で表示

* 出処：知的財産戦略本部、「知的財産推進計画 2018」（2018.6）

3) 未来投資戦略2018の発表

2018年6月に日本は、民間投資の促進により国家成長戦略を模索する「未来投資戦略2018」を発表した。「ソサイエティー5.0¹⁰⁶」とデータ駆動型社会への変化」という主題とともに発表されたこの戦略は、第四次産業革命技術を基盤に実現される未来社会への変化を5大戦略分野に区分し、戦略分野の施行に向けて11プロジェクトと経済構造イノベーション基盤課題を提示している¹⁰⁷。

経済構造イノベーション基盤造成のために「①データ基盤社会の共通インフラ整備、②規制・制度改革、③海外成長市場の確保など」を提示し、デジタル技術イノベーションにより産業現場において収集された膨大なデータを活用して経済社会の発展を図るという意思を表明している。

¹⁰⁵ クールジャパンとは、漫画、歌謡、映画、ファッション、料理、観光などの日本文化を事業化して海外に輸出する企業及び創作者を支援する事業をいう。

¹⁰⁶ ソサイエティー5.0とは、日本政府の科学技術政策指針の一つで、第5期科学技術基本法（2016-2020年）のキャッチフレーズとして登場し、サイバー空間（仮想空間）と物理的空間（現実空間）を高度で融合させたシステムを利用して経済発展と社会的課題を同時に解決する人間中心の社会を意味する。

¹⁰⁷ 日本経済再生本部、「未来投資戦略 2018 - Society 5.0- データ駆動型社会への変革」（2018.6）

[表5-2-3] 未来投資戦略2018の主要内容

5大戦略分野	11大プロジェクト分野
①生活・産業分野（自動化及び遠隔・リアルタイム化）	①次世代モビリティシステムの構築 ②次世代ヘルスケアシステムの構築 ③次世代産業システムの構築
②経済活動基盤	④エネルギー転換及び脱炭素化イノベーション ⑤フィンテック・キャッシュレス化
③行政及びインフラ分野	⑥デジタル政府の推進 ⑦次世代インフラ維持システム/PPP・PFI技法導入の加速
④地域・コミュニティー・中小企業分野	⑧農林水産業のスマート化 ⑨街づくりと公共交通・ICT活用を連携したスマートシティの実現 ⑩中小企業・小規模業者の生産性イノベーションの強化 ⑪観光・スポーツ・文化芸術
⑤人材分野	—

* 出処：知的財産戦略本部、「知的財産戦略ビジョン」（2018.6）

4) 知的財産権に関する法律改正

日本はデータ活用を促進するための環境を整備し、知的財産及び標準分野においてビッグデータなど情報技術の発展を新たな付加価値創出に連結するために「不正競争防止法」及び「特許法」など関連法律を改正した。

まず、2018年5月30日に公表された「不正競争防止法」では、ID、パスワードなどにより管理され、相手を限定するデータを不正に取得や使用又は提供する行為を新たに不正競争行為と規定し、その侵害に対する禁止請求権、損害賠償の特則などの民事上の救済措置を設置した。また、「技術的な制限手段」を無効化する機器の提供だけでなく、サービスの提供も不正競争行為と規定した¹⁰⁸。

2018年6月に改正された「特許法」では、「①中小企業などによる知的財産活用促進のために、特許料などの一律的な減免制度を導入し、新規性喪失の例外期間の拡大を推進、②特許紛争に関する書類における営業秘密保護の強化など知的財産権紛争処理手続きを拡充、③特許料などのクレジットカード納付制度の導入」など使用者の利便性向上のための改正があった。

5) スタートアップ・ビジネスのための「知的財産加速プログラム」の推進

2018年7月に日本特許庁は、スタートアップの知的財産を保護し、知的財産によるビジネス経営を加速化することを目的に、「知的財産加速プログラム（IP Acceleration program for Startups、「IPAS」）」を推進すると発表した。このプログラムは、スタートアップの技術とアイデアが保護されていない問題を解決するためのもので、技術の権利化から後続措置まで知的財産戦略に対するメンタリングによって事業の加速化推進を支援する。2018年8月30日にIPASの対象企業10社を選定して知的財産によるビジネス成長を支援している。

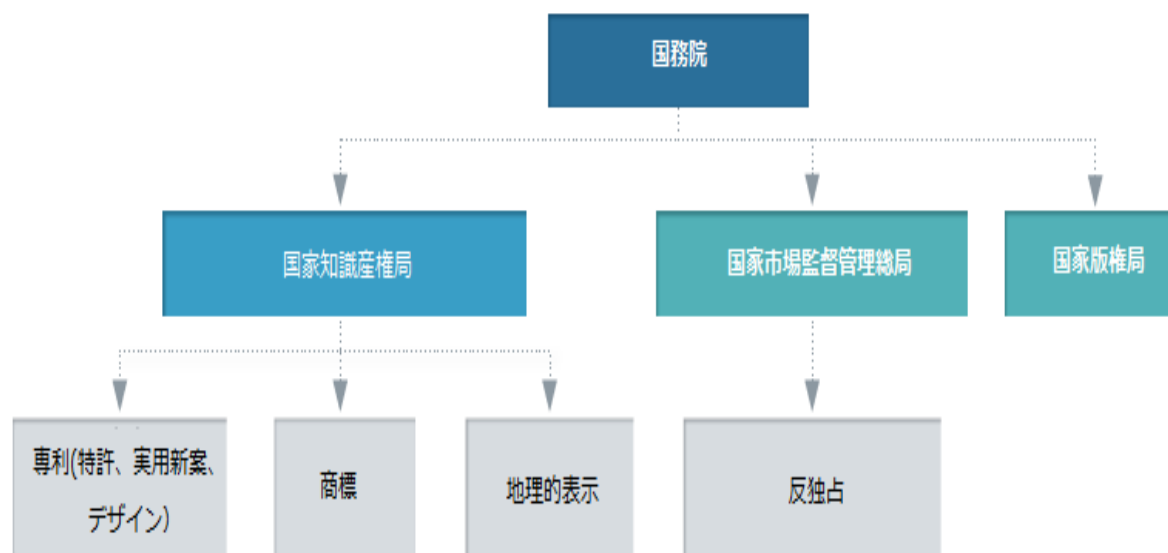
¹⁰⁸ JP0、平成 30年 不正競争防止法等の一部を改正する法律(特許法等関係)、改正法の公布（2018.5）

第3節 中国

1. 中国の知的財産政策推進体系

中国の知的財産政策は国務院と国家知識産権局（State Intellectual Property Office、「SIPO¹⁰⁹」）が中心となって推進している。国務院は2008年6月に、国家レベルの知的財産政策である「国家知的財産権戦略要綱」を発表した。同戦略要綱は2020年までに中国の知的財産権管理レベルの向上及び保有量の増大、知的財産権分野への投資拡大、知的財産権保護制度の改善、知的財産権尊重文化の形成という目標を設定している。この目標を達成するために「①知的財産権制度の整備、②知的財産権の創造と利用推進、③知的財産権の保護強化、④知的財産権の濫用防止、⑤知的財産権文化意識の培養」という5大重点戦略を採択している。

[図5-3-1] 中国の知的財産政策の推進体系



2018年は知的財産権戦略要綱を発表してから10周年を迎える年で、中国は政府及び民間の評価専門家を構成し、過去10年間の知的財産権戦略実施に対する成果を客観的に分析し、その戦略を再整備する「国家知識財産権戦略要綱の10周年評価業務」を推進した。

また、国務院は「国務院機構の改革策」を設け、知的財産主務部処に対する改革を推進した。これにより2018年4月に、国家工商行政管理總局（State Administration for Industry and Commerce、「SAIC」）が廃止され、国家市場監督管理總局が新設された。既存のSAICにおいて担当した商標管理と国家品質監督検査檢疫總局の地理的表示管理などの知的財産権に関する業務はSIPOで総括することになり、国家市場監督管理總局は反独占執行業務などの産業市場を総合的に管理・監督する役割を果たすことになった。

¹⁰⁹ 国家知識産権局は機能が拡大して2018年8月に発表した「国家知識産権局の新しい英文翻訳名の正式使用などの事項に関する通知」に基づき、既存のCNIPA（China National Intellectual Property Administration）から英文名を変更した。

2. 中国の知的財産保護戦略

1) 国家知的財産権戦略の重点実施及び知的財産権強国建設の推進

中国の国務院は2018年11月に、「2018年国家知的財産権戦略の重点実施及び知的財産権強国建設の加速化推進計画」を発表した。この推進計画は6大重点任務と109の細部内容で構成されている。

[表5-3-1] 2018年国家知的財産権戦略の重点実施及び知的財産権強国建設加速化の推進計画

6大重点任務	細部内容
①知的財産権分野の重点改革	<ul style="list-style-type: none"> ・知的財産権管理体系改革の推進 ・知的財産権主要政策の改革 ・知的財産権放管服¹¹⁰の重点改革
②知的財産権の創出強化	<ul style="list-style-type: none"> ・高価値知的財産権の育成強化 ・知的財産権審査品質・効率の向上
③知的財産権の保護強化	<ul style="list-style-type: none"> ・法律・法規・規制の完備 ・保護の長期的な効果体制の構築 ・重点分野の特別管理実施 ・常時管理監督執行の強化
④知的財産権の活用強化	<ul style="list-style-type: none"> ・知的財産権移転の強化 ・知的財産権情報の利用強化
⑤知的財産権の国際交流協力強化	<ul style="list-style-type: none"> ・知的財産権の対外協力のレベル向上 ・重点産業の海外配置及び危険予防の強化
⑥組織実施及び保障強化	<ul style="list-style-type: none"> ・政策制定及び実行の強化 ・人材育成及び広報指導の強化

* 保護政策は青色で表示

* 出処： 国務院、「2018年深入实施国家知识产权战略加快建设知识产权强国推进计划」(2018.11)

2) 第四次産業革命に関する技術の集中育成に向けた推進戦略の実施

中国の工業情報化部は「次世代の人工知能産業発展促進のための3ヵ年行動計画（2018～2020年）を通じて、2020年まで人工知能の主要技術分野においてグローバル競争優位を先取りし、人工知能と実物経済の融合を重点的に行い、産業発展環境を最適化することを明らかにした。人工知能の全般的な中核基礎能力を強化し、スマート製造の発展を推進するとともに、高品質のデータベース・人工知能の標準体系・人工知能産業支援体系の構築により、人工知能産業の発展に向けて環境を整備することにした。

また、国家知識産権局は知的財産保護業務にインターネット技術を導入するため、2018年7月に「インターネットプラス知的財産権の保護業務方策」を発表した。この報告書は知的財産権の侵害及び模倣に対するオンライン識別、リアルタイムの検査、追跡に対する技術支援体系を完成し、知的財産権に関するデータベースを構築して「インターネットプラス知的財産権の保護

¹¹⁰ 政府と企業の簡素化、下位機関への権利移譲、サービスの最適化を意味する。

モデル」を広く普及することを目標にしている。また、国家市場監督管理総局は「2018年インターネット市場の管理監督特別行動方策」を発表し、模倣品に対する綿密な管理監督を全体的に実施することを明らかにした¹¹¹。

国家知識産権局は2018年1月に、産業転換とイノベーションによる発展を推進するために「知的財産権重点支援産業の目録」を作成して知的財産権関係部処、各地域における知識産権局に配布して該当産業に知的財産権の資源を効果的に配置することで、各産業の発展を集中的に支援することを促した。この目録は10大支援事業とその下位における62のサブ分野を提示している。

3) 知的財産専門法院の体制拡大

中国の最高人民法院は2018年3月に、天津市、西安市、長沙市、鄭州市の中級人民法院内に知的財産権の法廷を設立し、8月には「ハイナンの全面重点改革開放に向けた司法サービスの提供及び保障に関する意見」を通じ、ハイナン地域に知的財産権法廷設立の推進を支持した。これは、2014年11月に中国最初の知的財産権専門法院である北京・上海・広州の知的財産権法院が設立されて以来、多様で一層増加傾向にある知的財産権の紛争事件を専門的に管轄するために設立されるものであり、現在まで全国に15カ所¹¹²の知的財産権法廷と3カ所（北京・上海・広州）の知的財産権法院が運営されている。

4) 知的財産権に関する法律改正

中国の国家知識産権局と司法部の協議により中国専利法の第4次改正案が設けられた¹¹³。2018年12月23日に全国人民代表大会の商務委員会に上程された改正案は、大きく専利権の保護、専利活用の促進、デザイン制度の改善などが主要内容となっている。とりわけ専利権保護においては、専利侵害行為に対する処罰を強化し、司法執行及び行政保護の手続きを強化した。権利者の合法的な権益を保護するために特許・実用新案・デザイン権侵害に対する懲罰的損害賠償の導入を推進しており、懲罰的損害賠償の導入により反復的な侵害などの故意的な権利侵害行為に対し、侵害による損害額の5倍まで賠償額を算定できるようにした。侵害賠償額の下限額と上限額も現行の「1万人民元以上100万人民元以下」から「10万人民元以上500万人民元以下」に引き上げた。

また、特許権者及び利害関係者が全国的に大きな影響力を及ぼす知的財産権の紛争解決を国務院特許行政機関に請求する場合、特許権侵害者の違法経営金額により過料を課すことができるようにした。

オンライン上における知的財産権保護も強化した。権利者又は利害関係者が人民法院の判決文などを根拠に、インターネットサービス提供者（ISP）に権利侵害製品の販売リンクの削除や遮断など必要な措置の要求ができるようにし、ISPが直ちに措置しない場合には販売者と連帯責任を負担するように規定した。

デザイン制度では最初の専利出願日から6ヵ月以内に国内優先権を主張し出願することができる国内優先権主張制度を導入し、ハーグ協定加入要件によってデザイン権の保護期間を10年から15年に拡大した。

¹¹¹ 駐中国韓国大使館・中国国家市場管理監督総局、「2018インターネット市場監督管理特別行動方策」（2018.6）

¹¹² 天津、長沙、西安、杭州、寧波、濟南、青島、福州、合肥、深圳、南京、蘇州、武漢、成都、鄭州

¹¹³ 中国専利法は1984年に制定（1985年施行）され、1992年、2000年、2008年に3回改正された。

最終確定ではない改正案の内容であるが、一部修正過程を経て2019年には通過し施行されると予想され、専利権の保護を強化しようとする中国政府の政策方向性が分かる。

5) 「米中貿易摩擦の事実と中国の立場」に関する白書発刊

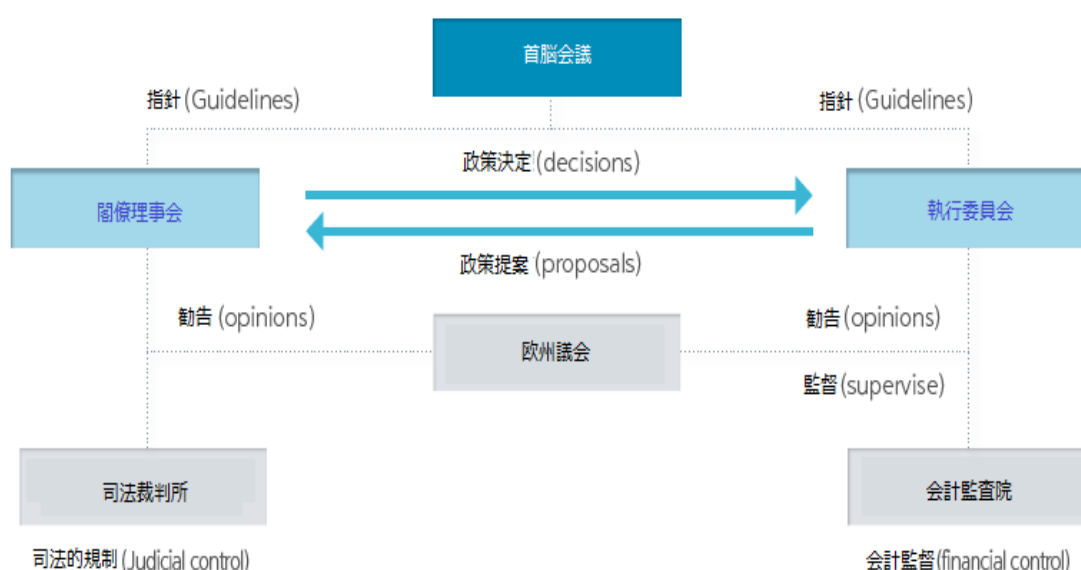
2018年9月に中国の国務院新聞辦公室は、「米中貿易摩擦に関する事実と中国の立場」についての白書を発表した。この白書は知的財産権の保護に対する中国の努力及び成果を強調しつつ、米中貿易関係に関する事実を明確にし、貿易摩擦に対する中国の政策的な立場表明により合理的に問題を解決することを目的にしている。また、この白書は米中経済貿易協力の互惠、米中経済貿易関係の事実、米国政府の保護貿易主義行為、米国政府が世界経済発展に加える不当な方式の危害、中国の立場などの内容となっている。

第4節 欧州連合 (EU)

1. 欧州連合の知的財産保護体系

欧州連合の知的財産政策は欧州特許庁 (European Patent Office、「EPO」)、欧州連合知的財産庁 (European Union Intellectual Property Office、「EUIPO」) が策定するものと、欧州執行委員会 (The European Commission¹¹⁴)、欧州議会 (European Parliament¹¹⁵)、欧州理事会 (European Council¹¹⁶) などによって策定・施行されるものに分かれる。通常、欧州執行委員会がヨーロッパの知的財産政策を策定し、欧州議会と欧州理事会の議決を通して最終的に決定される。

[図5-4-1] 欧州連合における知的財産の政策推進体系



* 出処：外交部 (www.mofa.go.kr) と欧州連合韓国大使館 (overseas.mofa.go.kr)

¹¹⁴ 欧州執行委員会は欧州統合関連条約を守護し、欧州連合の行政部の役割を担当する。さまざまな政策を立案し、欧州連合の利益を守護する欧州統合の中心機構である。

¹¹⁵ 欧州議会は加盟国で直接・普通選挙で選出された任期5年の議員751名からなる。欧州議会には外交、経済、金融問題、農業、開発予算など22の常任委員会があり、必要であれば特定事案に関する臨時委員会を設置することができ、非加盟国 (欧州及び非欧州) 議会と交流のために40の議員親善代表団 (delegation) が存在する。

¹¹⁶ 欧州理事会は欧州連合加盟国の首脳の集まりである欧州首脳会議 (European Council) と閣僚 (長官) 級の集まりである閣僚理事会 (Council of the European Union) からなり、欧州連合最高の立法及び主要政策決定機構である。

2. 欧州連合の知的財産保護戦略

1) ブレグジット (Brexit) による欧州連合の知的財産権政策の変化

英国知的財産庁 (UK Intellectual Property Office、[UKIPO]) は2018年3月に、「知的財産権とブレグジット (IP and Brexit)」の報道資料を通して英国の欧州連合の脱退が欧州の知的財産制度に及ぼす影響について立場を公式に発表した。

この報道資料によると、特許分野の場合は統合特許制度が施行されていないため、ブレグジットが発生しても欧州特許制度の利用においては変化がなく、英国の欧州特許条約 (European Patent Convention、[EPC]) に対する条約国の位置づけも持続的に維持される。

商標及びデザイン分野の場合は欧州連合商標 (European Union Trade Mark、[EUTM]) と欧州共同体デザイン (European Union Community Design) 制度が運営されており、欧州連合会員国の資格を前提条件にしているため、ブレグジットが発生した場合、この二つの制度は英国内においては有効ではない。よって、既存の登録された欧州連合商標及び共同体デザインは英国内では保護を受けられるが、ブレグジット以降に英国において権利の保護を受けるためには英国の「商標法」及び「デザイン法」に従って別途の登録を受けなければならない。

2018年7月に英国のブレグジット担当部署である英国の欧州連合離脱部 (UK Department for Exiting the European Union) は「英国と欧州連合の未来関係 (The Future relationship between the United Kingdom and the European Union)」という白書を発刊した。この白書を通して英国はブレグジット後も単一特許制度と統一特許裁判所に残留することを明らかにした。

2) 単一特許制度及び統一特許裁判所協定の推進のための持続的努力

欧州連合の単一特許制度 (Unitary Patent System) は、欧州地域において同一な効力を発生する特許制度の運営を目標に策定された。既存の欧州特許条約 (EPC) に比べ手数料、翻訳・訴訟費用などにおける節減及び法的確実性を持つ単一特許制度¹¹⁷は、2013年1月に発効されたが、統一特許裁判所協定 (The Agreement on a Unified Patent Court、[UPCA]) 推進の遅延により施行されていない。2018年にはルクセンブルク、ブルガリア、ルーマニア、ハンガリーなどでUPCA推進のための努力があり、英国はブレグジット以降にも統一特許裁判所の管轄圏に英国が含まれる法的基盤を英国と欧州連合が明確にすべきであると主張し、2018年4月に批准書の寄託を通じてUPCAの16番目の加盟国となった。

単一特許制度が実行されるためには、26の欧州連合会員国のうち、最低13カ国のUPCA批准が要求される。2014年のフランスに続き2018年4月の英国の参加により16カ国が批准を完了しているが、欧州特許のかなりの量を所有しており、単一特許制度の実質的な効力を持つためには必須国である英国、フランス、ドイツのうち、ドイツが唯一に批准を延期¹¹⁸しており、単一特許制度は現在現実化されていない。

¹¹⁷ 欧州の場合、EPOで特許の出願、審査、査定を全て管掌しているが、その効力は欧州連合全域に影響が及ばず、各指定国別に特許権の効力が発生することによる手続き上の混乱を解決するために提案された方策である。

¹¹⁸ 2017年6月に、ドイツで欧州統一特許裁判所協定がドイツの憲法に反するという憲法訴願がなされたことに対し、ドイツ連邦憲法裁判所 (Bundesverfassungsgericht, BVerfG) は、2019年以内に統一特許裁判所協定批准の違憲に対する決定を下す予定であると明らかにした。(2019. 2. 21)

3) 中国、日本などアジアの国との協力強化

欧州連合は中国における知的財産権活動の重要性を認識し、2004年からEU-China IP Dialogueなどを設置して貿易及び投資成長のための基盤を構築してきた。その一環として2018年1月にEUIPOは、中国における知的財産権保護及び利用者の利益増進のために中国商務部（Ministry of Commerce of the People's Republic of China、「MOFCOM」）と協議を行い「IP Key China」プロジェクトを公式に発足した。このプロジェクトは2013年から推進してきた「IP key」¹¹⁹プロジェクトが終了することにより、これまでの成果を総合してこれを基盤に中国との知的財産協力を一層強化するための後続プロジェクトであり、広範囲な知的財産権に関する持続的で円滑な相互協力を主要内容にしている。また、2018年9月には中国CNIPAと2017年「利害戦略パートナーシップ合意（comprehensive strategic partnership agreement）」に基づいて相互協力の計画を締結し、特許審査及び品質、検索ツール、翻訳装置、コンピュータ関連プログラム発明に対する共同研究などに対する協力を強化した。

また、EPOは2018年1月に日本貿易振興機構（Japan External Trade Organization、「JETRO」）と共同で定期的な会議を開催し、日本企業との関係を強化した。この会議は計7回開催し、EPOの審査及びサービスの品質、2018年に施行される主要IP制度などについて紹介し、主要国のユーザーと持続的に疎通して直接的なフィードバックを収斂することによって制度改善に対する基盤を構築し国際関係を強化した。

¹¹⁹ IP KEYプロジェクトは中国の他、中南米と東南アジアでも行われている。

Part 06

今後の推進計画

- 第1節 第四次産業革命技術に対応したIP保護体系の整備
- 第2節 中小・ベンチャー企業におけるIP保護のための公正経済基盤の整備
- 第3節 デジタル・ネットワーク環境における著作権保護エコシステムの強化
- 第4節 IP保護・執行の強化
- 第5節 国際交流及び協力強化によるIP保護
- 第6節 バイオ産業分野におけるIP保護制度の整備
- 第7節 新知識分野におけるIP保護の強化

第1節 第四次産業革命技術に対応したIP保護体系の整備

1. 技術の高度化に対応した知的財産法制度の改善

1) ビッグデータ保護のためのIP法制度の改善

モノのインターネット（IoT）技術が発達し、モノを通じて大量のビッグデータが蓄積されている。現行の著作権法上では、創作性のないデータベースに対し保護はしているが、非定型データや機械が生成したデータなどに対しては保護の空白が存在する。かりに民法上の契約によって保護を受けられるとしても、その保護範囲は契約相手方に限定され、第3者による侵害発生時には禁止請求や不当利益返還請求などが難しい。よって、かなりの努力を介して集積したり、加工して経済的価値を持つデータが著作権法又は不正競争行為法などで保護できる方策の検討が必要である。欧州は2014年から所有権（Dataownership）問題を多様な角度から検討しており、日本は2018年に不正競争防止法の改正によりデータの不当取得及び使用を不正競争防止として規律している。

2) 人工知能による創作物の保護体制構築

人工知能の機能が次第に発展され、創作活動にまでその範囲が拡大されることにより、人工知能による創作物に対する保護議論が第四次産業革命において主要イシューとして議論されている。現行の特許法や著作権法などは発明や著作物の主体を人間として想定しており、人工知能による創作物が保護を受けられるかどうかは明確でないのが現状である。人工知能の創作活動は広範囲な領域において多様な形態で行われているため、具体的な事例分析とともに、権利保護関係に対する持続的な研究と著作権法・特許法など関連法律に対する改正議論を行い合理的な保護法案を構築すべきである。

3) ソフトウェアによる特許権侵害対応の強化

第四次産業革命によりすべての領域においてデジタル化が進み、ソフトウェアの重要性がクローズアップされている。ネットワーク環境の発達によりソフトウェアの流通がオフラインからオンライン中心へと転換されているが、現行の特許法ではオンラインにおけるソフトウェア伝送の特許保護が不十分である。そこで、オンラインにおいて流通されるソフトウェアに使用された特許技術に対し、オフラインと同じレベルの保護を受けるための方策を模索する必要がある。

このために他人の特許技術を無断で使用したソフトウェア伝送行為を特許侵害とみなす関連法の改正とともに、ソフトウェア技術の特許適格性、進歩性など特許要件の判断基準を定立し、細部技術分野別（AI、拡張現実など）の判断事例に対する研究が必要である。これを基盤にデジタル環境における特許保護強化のために間接侵害範囲を非物件（デジタル手段）・非専用品を対象に拡大するよう、特許法上の間接侵害規定を整備しなければならない。ただし、特許権の間接侵害規定は直接侵害に該当しないが、直接侵害を誘発する恐れが高い予備的行為を規律するものであるため、特許権の不当な効力拡張にならないよう、慎重に接近する必要がある。したがって、間接侵害の適用範囲を拡大してでも、特許権侵害であることを知りながら故意的に行った行為にだけ適用するなどの一定した制裁に対する検討が必要である。ソフトウェア関連産業は、科学技術情報通信部、文化体育観光部、特許庁など多くの部処と関連している特徴があることを鑑み、関係部処間で十分な議論と協議を行い取り組むべきである。

4) デジタル商品に合致した商標・デザイン制度の改善

絵文字、アイコンなどが日常だけでなく業務などでも活用されるようになり、デジタル商品も商品権又はデザイン権として保護できるよう、法整備が必要だという主張が提起されている。これを受けて特許庁はデジタル環境に合致する商標権及びデザイン権保護範囲の拡大を検討する計画であり、文化体育観光部など関係部処と十分な議論を重ねて取り組む予定である。

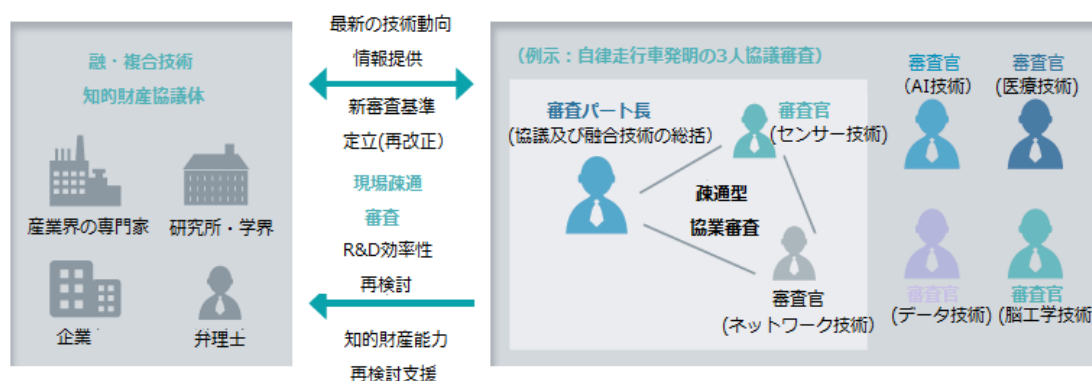
2. 特許訴訟・審判体系の改善

1) 融合・複合型知的財産協議体の運営検討

最先端の融合・複合技術に対応するための方策として、一部の先端技術分野に対する審判専門性を向上させるべきだという主張が提起されている。これを受け、特許庁は先端技術と現場での知識を有する外部専門家が特許審判に参加する専門審理委員制度などの導入を検討し、第四次産業革命に関する中核融合・複合技術分野別に多様な専門審査官で構成された専任審査組織を補強する予定である。

また、産学研の専門家からなる「融合・複合知的財産協議体」を構成して新たな審査基準を定立し、信頼性向上のために「3人協議審査」方式の導入を推進している。

[図6-1-1] 融合・複合知的財産協議体活用の現場疎通公衆審査及び3人協議審査の概要図



* 出処：国家知識財産委員会、第四次産業革命時代における知的財産保護体系の整備法案（2019.3）

2) 代替的紛争解決制度（ADR）の高度化による迅速な紛争解決

技術及びトレンドの急激な変化により紛争内容が複雑となり、訴訟も長期化されることにより膨大な費用が所要されている。企業の持続的な革新成長のためには、IP紛争に対する迅速な解決を通じて訴訟費用を最小化しなければならない。したがって、訴訟を通じた紛争解決を代替するための交渉・調停・仲裁など代替的紛争解決制度を高度化し、紛争解決の手段として実効性を向上する必要がある。

営業秘密紛争及びアイデア奪取行為の増加など、技術関連の紛争は企業の経営活動に大きな影響を与えている状況であるが、しかし、営業秘密のうち、経営上の情報と不正競争行為は、現在産業財産権紛争調停委員会の調停対象に含まれていない。また、産業技術紛争の調停対象も範囲が制限的であるためにまともに保護されていない。したがって、これに関連した紛争調停

対象範囲を拡大する必要がある。範囲が拡大されれば、調停委員の拡充やその専門性及び能力向上にも力を入れなければならない。

第2節 中小・ベンチャー企業のIP保護のための公正な経済基盤整備

1. 中小企業のアイデア・技術保護強化

1) 中小企業の営業秘密保護強化

対内外で中小・ベンチャー企業のアイデア・技術が奪取されることにより企業の成長基盤が弱まり、これにより技術革新・成長が阻害されている。アイデア奪取は企業の営業意志を棄損し、企業の生存を決定づけるという点において、中小企業の技術及び営業秘密を保護し、公正な経済を実現するための制度の整備が必要である。

中小・ベンチャー企業における技術奪取の被害事例

- ・大企業A社は、中小企業B社から塗装ブース悪臭低減のための微生物剤と実験結果について提供を受けた後、これをB社の同意を得ずC大学に渡して新規微生物剤を開発するようし、これをC大学と共同特許として登録・使用
- ・中堅企業D社は、中小企業E社からF大橋工事のための橋梁設計資料の提供を受けた後、これに対する代価の支払いもせずにF大橋の設計に使用

これに対し中小ベンチャー企業部と公正取引委員会は、公正取引環境の構築のために秘密維持協約を義務化する計画である。また、取引前の交渉段階において活用可能な技術取引標準契約書を備えて普及し、標準下請契約書に技術任置制度を新規で反映する予定である。特許庁は営業秘密流出防止のための管理体系を構築し、営業秘密保護の認識向上及び紛争対応能力の強化に対する支援を拡大する予定である。この他に、営業秘密保護センターを通じて被害相談と営業秘密特別司法警察の迅速かつ正確な捜査により、中小企業の営業秘密流出の被害を迅速に救済する計画である。

2) 不正行為に対する監視・調査の強化

中小企業の技術侵害に対する迅速な被害救済のために調査・是正勧告、公表などの行政行為が重要となる見通しである。

中小ベンチャー企業部と公正取引委員会は、技術侵害事件発生時の申告・受付及び行政措置などの制度が2018年12月から施行されることにより、技術侵害判定のための諮問団を運営している。今後、法違反容疑が高い分野に対し職権調査などを行い、正当な事由がない技術資料の要求行為や技術資料の流用行為などを常時的に点検する必要がある。

特許庁は取引過程における技術・アイデアの奪取行為に対する調査・是正勧告を強化する予定である。是正勧告の執行力を強化するためには是正命令、不履行罪などの導入が必要である。

3) 技術侵害の被害立証負担緩和及び侵害行為の処罰強化

取引関係において他人の斬新なアイデアを奪取する行為及び営業の総合的な外観模倣行為に対する調査・是正勧告の導入など行政措置を強化するための法的根拠が整備されることにより、実効性の確保のための制度的な補完が要求される。

現在関係部処で協議を行い、技術侵害企業に立証責任を転換することで被害企業の法的対応力を強化する共存協力法の一部改正案¹²⁰が発議されており、この改正案が通過されれば、受託企業が侵害企業の技術流用とみなす事実を立証する場合、侵害企業は技術流用行為をしていないことを立証しなければならない。

この改正案には、最大10倍以内の懲罰的損害賠償の導入による中小企業の技術侵害行為に対する処罰強化の内容も含まれている。したがって、今後中小企業の技術奪取に対する懲罰的損害賠償制度の執行率及び不当行為に対する責任性をさらに強化する後続対策が必要である。

2. 中小企業技術流出に対する迅速な対応体系の整備

技術流出の被害事件に対し迅速に対応し、関連紛争に伴う社会的費用の浪費を防止するためにこれに関する対応体系を整備する必要がある。

現在、中小ベンチャー企業部、特許庁、公正取引委員会は関係部処と協力を行って被害事件を迅速に解決している。今後、技術奪取・流出などに対して部処間の連携支援策を強化し、実務協議会を開催するなど委員会運営の実効性を高める必要がある。また、技術流出及び奪取に対する迅速な対応のために申立て窓口の単一化及び協力捜査体系に対する持続的な改善努力が要求される。

中小企業のアイデア・技術を保護するためには、アイデアの奪取行為に対する規制が何よりも重要である。今後不正競争防止法などの改正を行い、営業秘密及びアイデアの奪取行為の概念及び判断基準を明確に定立し、奪取予防のためのガイドラインを作成するとともに、教育及びコンサルティングを持続的に提供する必要がある。これにより究極的には企業におけるアイデアの保護及び管理に対する認識向上とともに、健全で公正な取引文化の造成に向けて努力しなければならない。

¹²⁰ 議案番号2016473、提案日2018. 11. 9

第3節 デジタル・ネットワーク環境における著作権保護エコシステムの強化

1. デジタルコンテンツの違法流通及び著作権侵害対応の強化

新技術の発展に伴い、今後あらゆるデジタル著作物などが多様な次世代技術と融合して加工・流通され、多様な著作権 이슈が発生するものと予想される。特に、ユーチューブ、フェイスブックなどソーシャルネットワーク（SNS）とマルチメディア放送が発達し、著作物の共有及び伝送などによる著作権侵害が増加しており、新技術・新産業における著作権の保護に対する制度的整備が必要である。

何よりも海外サーバーによって行われるデジタルコンテンツの違法流通に対する取締り及び規制が強化されるべきである。現在海外にサーバーを置き、国内ウェブトゥーンなどのコンテンツを違法コピーして流通する海賊サイトの遮断に数カ月間の審議期間が所要され、これは時宜性が要求されるコンテンツ保護に脆弱である。したがって、海外違法サイトの通信ネットワークを迅速に遮断するための取締り強化だけでなく、著作権法などの関連法律に対する改正も急がれる。

文化体育観光部は著作権侵害に対する対応力と実効性を高めるために、流通ジャンル別、プラットフォーム別に新規侵害の実態調査・分析を実施し、年2～3回の先制的企画捜査を実施する。また、合法著作物の流通のために「著作権OK」指定範囲を流通事業者から利用者（正規品の利用企業、大学など）にまで拡大し、著作権管理コンサルティングを積極的に提供していく予定である。

特に、著作権保護活動に対する権利者とオンラインサービス提供者（OSP）の参加を拡大するために官民協力チャンネルを強化し、相互侵害事実の通知及び削除手続きを強化する。また、是正勧告、アクセス遮断など保護チャンネル間の協力により迅速で補完的な保護ネットワークの構築も推進する。また、著作権侵害の加速化に対する対応力の強化のために総合状況室を高度化にし、民間の保護活動の参加により違法サイト上の広告収益を遮断するなど侵害に対応する多角的な戦略を取組む予定である。

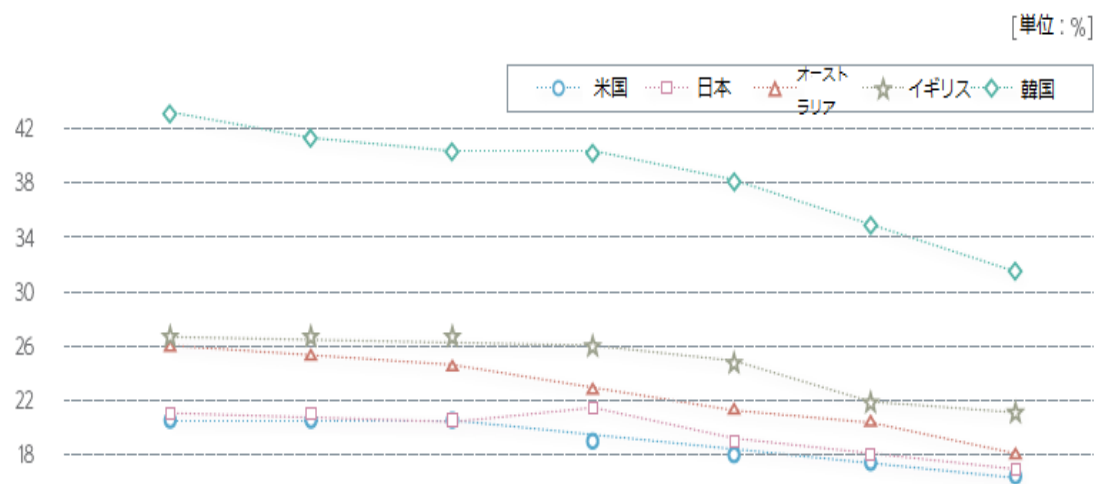
急変する著作権環境において新技術と関連した著作権保護及び侵害問題は、関連産業が阻害されないように著作権保護と活用調和の観点から関連法制度の改善に対する持続的な研究が行われるべきである。

2. 正規品SWの使用及び違法SWの根絶強化

BSA（Business Software Alliance）の2018グローバルソフトウェア調査報告書によると、韓国は持続的にソフトウェアの違法コピー率が減少しているが、米国（15%）、日本（16%）など主要国に比べて依然として高い（32%）ため、公共及び民間部門に対するソフトウェアの管理強化が必要である。

文化体育観光部は、公共機関の自主的なソフトウェア点検及び現場点検、公共機関の巡回教育などを行って管理能力を向上させ、公共機関によるソフトウェアの違法コピー率0%台を達成する計画である。他にも中小企業向けの啓発活動とソフトウェアの自己点検ツールであるインスペクターの普及、利用者の認識向上教育なども持続的に推進する。

[図6-3-1] 国別のソフトウェア違法コピー率



* 出処：ソフトウェア政策研究所（2018）

また、権利者中心の著作権海外振興協会（COA）を支援して海外著作権を効果的に保護できるよう、官民協力を基盤とした民間主導の保護体系を固める。同時にWIPO、韓国著作権保護院、韓国著作権委員会と協力して国際著作権保護に向けた専門人材を育成して韓国の存在感を高め、韓流コンテンツ保護に対する友好的な環境を構築する予定である。

3. 創作者・権利者に正当な代価を還元する環境構築

放送産業の不公正取引契約、低い音源使用料などの問題が持続的に提起されているが、この問題を改善するために構築された標準契約書の活用、音源使用モニタリングシステムの構築などが、依然として現場においてうまく行われていない。また、創作者にインセンティブを支援する政策的配慮も不十分な状況である。

これに対して文化体育観光部は、外注製作者及び関連職員を対象に「放送外注取引及び外注政策の勤労環境」などに関する標準契約書の活用状況に関する実体調査を行う。公共機関及び政府支援事業を行う際、標準契約書の活用を義務づけ、関連教育及び説明会も随時に開催する計

画である。また、音源使用モニタリングのために信託管理団体、放送局が協力して正確な放送使用料を把握できる先進的なモニタリングシステムも構築する予定である。

今後、放送使用モニタリングシステムの運営結果などを活用した徴収分配手続きの公正な履行と公演などの他利用分野における徴収分配システムの構築に対する検討が必要である。

第4節 IP保護・執行の強化

1. IP侵害防止のための特別司法警察の運営拡大

産業財産権における侵害類型がますます高度化されることにより、これを防止し取締る専門組織の重要性が増すものと予想される。

特許庁では現在、商標権侵害に対してのみ特別司法警察制度を運営しており、特許・営業秘密・デザインなど他知的財産分野における侵害対応が低調である。また、模倣品による被害が全国的に発生しているが、ソウル・大田・釜山にだけ地域事務所を運営しており取締り拠点が不足している。

そこで、特許庁は2019年3月に改正司法警察職務法の施行を行い、特別司法警察の職務範囲を商標の他、特許・デザイン・営業秘密に拡大する。また、特別司法警察地域事務所の拡大、人材増員及び正式な職制化などの推進のために関係部処と協議を行う予定である。

2. SW紛争解決のための専門人材拡充及び取締りの強化

クラウドサービスなど多様なオンライン媒体の増加に伴い、ソフトウェアの著作権侵害類型も多様化・複雑化し、関連紛争も持続的に増加している。

文化体育観光部は、ソフトウェア著作権紛争担当調停部を安定的に運営することによって、ソフトウェア著作権紛争の公正な解決を支援する一方、著作権紛争当事者の理解を助けるために紛争調停事例集の改正作業などを行い、ソフトウェア著作権の調停事例を提供する予定である。

3. IP尊重文化の拡散のための教育及び広報強化

1) 産業財産権尊重のための教育及び広報の強化

知的財産保護に対する国民の認識はかなり高くなっているが、依然としてオン・オフラインでの模倣品の販売や購買行為が続いている状況である。

このような状況において特許庁は、知的財産尊重文化が社会全体において定着できるように多様な政策を持続的に推進する計画である。まず、公募展、発明保護教育、多様な媒体を活用した知的財産権保護キャンペーンなどを拡大し、技術奪取及び模倣品流通根絶のための公益広告、オンライン公報などを持続的に推進する計画である。

また、小中校の教員を対象に発明教育などの研修を強化し、高校の選択科目である「知的財産一般」の導入を拡大する。大企業と学界のIP専門家が参加するセミナー・カンファレンス・ワークショップにより、大・中小企業間のネットワークを構築して中小企業及びCEOに対する知的財産教育を強化する予定である。

2) 著作権尊重のための教育及び広報の強化

文化体育観光部は、著作権尊重文化の拡散のために創作者、文化芸術支援人材などを対象に「出張型著作権教育」サービスを強化する予定である。また、著作権の遠隔教育課程及び関連機関の協力過程を持続的に運営しつつ、教員・産業従事者・公務員・大学生・一般人など、対象別のコンテンツ開発・普及及び既存のコンテンツリニューアルを行って学習者の教育の質を持続的に高めるとともに、著作権ブランド「バンドゥッ©（正しい©、正しい著作権の使用という意味のキャンペーンのスローガン）」を広報し、ウェブトゥーン・SNSなどを活用して生活の中の著作権広報を強化する方針である。

今後、生活密着型IP優秀活動事例の発掘と広報強化を行い認識向上を誘導し、多様な分野における著作権教育の需要を満たすためのオンライン教育とコンテンツ開発及び関連機関との協力過程の運営を持続的に拡大する必要がある。

4. 職務発明制度の合理的補償体系の整備

職務発明制度により中核人材に対する適切な補償とともにR&Dが持続的に推進される場合、組織の能力強化及び共存的な勤労関係の具現が可能となる。特に、公共特許の中の国有特許はこれまで持続的なR&D投資による保有件数の増加という成果を収めたが、国有特許の活用率は企業、大学・公共機関などに比べて低調である。このため公務員の職務発明制度を改善し、国有特許の活用を活性化すべきであるという主張が提起されている。公務員の職務発明に対する承継制度の改善など、特許庁は国有特許活用管理体系を構築する必要がある。

5. 懲罰的損害賠償制度の定着のための制度整備

故意で特許権又は営業秘密を侵害した場合、損害額の最大3倍まで賠償額を認める懲罰的損害賠償制度の導入を内容とする改正特許法と不正競争防止法が2019年7月9日に施行され、今後中小企業に対する技術奪取行為の根絶及び公正経済が実現される見通しである。

懲罰的損害賠償制度の定着と実効性を高めるために、関連制度の整備が共に行われなければならない。現在は故意侵害の認定範囲や損害賠償額の算定に対する具体的な基準が確立されていない。したがって、今後その範囲や基準を具体的に定立するだけでなく、裁判の専門性確保も行われなければならない。技術及び特許権に対する価値と、侵害か否かについての判断は侵害訴訟において一番重要である。また、侵害者の利益額の算定及び還元方式に対しても議論する必要がある。現在侵害者の利益を損害額として推定する部分について法院では消極的に解釈しており、損害賠償の算定が正当に行われていない。

このような制度の整備により特許権と営業秘密侵害に対する懲罰的損害賠償制度が安着された以降には、商標法とデザイン保護法なども懲罰的損害賠償制度を拡大すべきかについて検討が行われなければならない。

第5節 国際交流及び協力強化によるIP保護

1. 海外における知的財産権の紛争防止・対応強化

海外における韓国の知的財産権に対する侵害事例が増加している中、企業の現地における知的財産権制度に対する理解と紛争に対する対応能力が不十分な状況である。そこで、海外進出地域に対する知的財産制度の広報と現地の隘路事項及び侵害被害に対し初動対応できる組織と専門家支援の拡大が必要である。

特許庁はIP-Desk設置地域別の知的財産権案件に適合したオーダーメイド型支援を推進するとともに、2019年3月には香港にIP-Deskを新規で設置し、IP-Deskを中心とする韓国と海外の知的財産権紛争防止及び対応を強化する計画である。IP-Desk未設置地域は圏域別の知的財産権教育を実施し、KOTRA海外投資支援センターと知的財産権説明会などを開催する。

また、現地における効果的な侵害対応のために在外公館－海外支援センター間の常設協議チャンネルを強化し、駐在国の関係部処及び専門家のネットワーク構築を行い、知的財産権侵害対応の基礎情報を提供する予定である。今後現地において被害企業を効率的に救済できるよう、派遣組織の専門能力強化及びIP国際専門家育成が必要である。

2. 海外商標ブローカーによる商標の無断先取りへの対応及び海外知財権の水際対策拡大

海外市場において韓国企業商標の無断先取り又は模倣品流通によるブランドイメージの下落など企業の被害が増加しているにもかかわらず、これに対する国内企業の対応が不十分な状況である。侵害に対する先制的な対応を行うためには、K-ブランドを模倣した悪質な無断先取りが疑われる商標を現地における出願の段階からモニタリングを行い、被害企業が早期に対応できる環境を構築しなければならない。そこで、海外オンライン模倣品流通遮断を支援し、国内外において協力及び取締りインフラ構築など知的財産権侵害物品取締りシステムの改善が必要である。

特許庁は、ベトナムにおける商標無断先取り被害防止のために半期ごとにモニタリングを行い、商標無断先取りへの対応策をすでに現地に進出している、又は進出予定の企業と共有し、中国の商標ブローカーによる企業の被害事例、商標の譲渡状況、商標権の紛争状況など重点的に調査を行った上で対応資料として活用する予定である。年中周期的な再取締り、海外の電子商取引業者と知的財産権保護の協力強化などを行い、流通遮断支援の実行性を高めるとともに、模倣品流通関連情報を提供することで企業が自ら対応するように誘導し、教育を実施して対応力を強化する計画である。

関税庁は効率的な知的財産権保護のために、税関の知的財産権保護申立て提出書類、有効期間関連規制を緩和する一方、保護申立て適正性に対する税関長の審査対象を拡大し、検査選別登録要請の規定を新設して管理を強化する。そして、一般の輸入通関の他に国際郵便・携帯品で搬入される知的財産権侵害物品も電子的な方式で権利者の鑑定、通関保留の通知、電子登記の発送に至る手続きをワンストップで処理できるようにシステムを改善して通関の効率性を高め

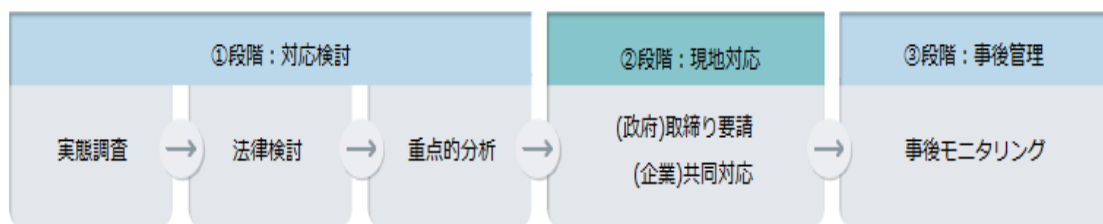
る計画である。

今後、中国とアセアン地域における知的財産権奪取に対応するための産業技術保安の強化及び先制的な知的財産権の確保戦略に対する拡大支援が必要である。

3. 韓流への不当便乗に対する対応など韓国ブランドの保護強化

韓国ブランドを掲げて偽の韓国商品（ブランド品）を販売する外国企業（韓流に便乗する外資系流通企業）が中国、ベトナム、フィリピン、中東など全世界へと売り場を拡大している。これは、韓国商品に対する肯定的なイメージを悪くし、韓国ブランドの信頼低下とともに韓国企業の輸出減少などにつながる恐れがある。これを受け、特許庁は韓国企業の要請に応じて韓流に便乗する外資系流通企業に対する実態調査及び国別の法律検討を実施し、違法性が発見された場合は関連措置を支援している。該当国の政府機関に対して取締りを要請し、実態調査・法律の検討結果を韓国企業と共有して企業が共同で警告状を発送できるように支援している。

【図6-5-1】 韓流便乗の外国系流通企業に対する現地対応手続き



特許庁は今後も韓流に便乗する外資系流通企業の動きを把握し、売り場が多い地域を中心に段階的に対応を拡大していく計画である。海外に進出している韓国企業が抱える悩みや問題点について持続的にモニタリングし、政府部処及びKOTRA、韓国知識財産保護院など関連機関と緊密な協力体系を維持して現地での対応をより迅速に行う計画である。

現地で効果的に対応するためには現地政府機関の協力が欠かせない。模倣品を見分けるセミナー（識別セミナー）、海外公務員の招聘研修などを持続的に実施することで、現地取締り機関とのネットワークを拡大していく計画である。また、模倣品が流通される国とIP侵害取締りに関する協力をさらに強化する必要がある。

4. 海外著作権の体系的保護支援

1) 官民協力による海外著作権保護体系の構築

韓流コンテンツが消費される範囲が拡大している中、新しい流通プラットフォームによる韓流コンテンツの違法流通が増加しているため、主要拠点ごとの戦略的な海外進出戦略構築が欠かせない。そのため、国際的な著作権保護と貿易の活性化に向けて著作権の専門人材派遣及び海外著作権サービスセンターの拡大を検討する必要がある。

文化体育観光部は海外政府及び著作権関連機関の要請を受けて著作権専門人材の派遣を検討し、現地に所在する韓国文化院及び韓国コンテンツ振興院、大韓貿易振興公社などと協議を行う予定である。また、韓流コンテンツの成長市場及び新興市場を対象に、海外著作権保護の拠点を段階的に拡大するために現地調査を行う計画である。今後、一定規模以上の貿易地域にIP専門家を派遣するなど協力ネットワーク構築の拡大支援が必要である。

2) 著作権人材ネットワーク構築による国際協力の強化

文化体育観光部は、韓流対象国の知的財産保護体系の発達及び国際協力の強化を通じて著作権人材ネットワークを構築するため、韓流対象国の公務員を対象に韓国著作権に関する法律・国際動向・信託管理などの教育を実施し、韓国の著作権関連機関への訪問研修を行う計画である。また、世界知的所有権機関（WIPO）など国際機構の著作権保護・調停人材を招いて協力策を議論する予定である。また、中韓・日韓間で国際著作権フォーラムの共同開催により著作権分野における国際的位相を強化し、韓流対象国を中心にジャンル別に合法流通交流会の開催と、海外進出企業を対象に著作権紛争防止のための実務アカデミー・説明の開催も行っている。

今後も韓流が拡大すると見込まれる中、韓流輸入国の知的財産権保護体系がまだ整備されていないため、国際協力を強化して韓国の知的財産権を持続的に保護しなければならない。

5. 南北間の知的財産権交流の協力強化

2018年4月27日、11年ぶりに南北首脳会談が行われ、両側が「朝鮮半島の平和と繁栄、統一に向けた板門店宣言」を發表し、南北間の交流・協力がいつにも増して期待されている。南北間の交流・協力が活発になれば、特許、実用新案、デザイン、商標を始め、知的財産権全般わたる相互衝突問題が発生する可能性があり、南北間の知的財産制度について検討を行い、相互間保護の方向性を事前に確立しておく必要がある。

南北間知的財産権の交流活性化の第一歩は知的財産権に対する情報共有及び相互保護の認定であり、その次が交流協力であろう。知的財産権法の体系及び運営が異なる南北間において相互認定のための協議体構成は欠かせない。知的財産権の交流協力において独立国体制（オーストラリアーニュージーランド）、連合体制（中国ー香港）、統一国家体制（東ー西ドイツ）のうち、どの体制を前提にするかを先に決めなければならない。

今後南北の知的財産権を全て認定する努力とともに、互いに相反する部分に対しても解決できる紛争解決手続きを構築する必要がある。

6. IP5特許制度協力の実効性向上及び同伴関係の強化

同一発明を複数の国に出願する件数が増加し、特許取得の可否に関する国家間の判断の正確性と統一性は、企業の海外知的財産権の取得に影響を与えるため、特許制度に対する国際的調和が要求される。そのため、審査品質の向上及び重複業務防止のために主要国の審査協力の強化と人材交流の活性化が必要となる。

特許庁は特許取得の可否に関する判断について国家間で一致させるため、五庁とともにPCT協力審査関連の電算システム、協力方式など実務的な運営体系の改善について議論する計画である。2019年には五庁（IP5）の議長国として五庁特許庁長官・副長官会合を主管し、これを協力議題の進展及びガバナンス改善の転換点として活用して五庁協力の実効性を高め、五庁関連の協議体などを活用して主要国と特許制度及び審査実務の調和のための協力を持続する予定である。

今後WIPOなど国際機構で働ける専門家を育成し、海外の動向を迅速に把握するとともに、韓国企業への支援体系を整える必要がある。

第6節 バイオ産業分野におけるIP保護制度の整備

バイオ産業は革新的な成長エンジンの中核分野で、IT技術及びビッグデータとの融合により新技術・新産業の発展を主導している。世界主要国はR&D成果を基に技術集約的産業に対する独占権を確保してイニシアチブを握るために努力しており、韓国も「バイオ中期（2016～2018）戦略」などでバイオ産業の発展を推進している。グローバルなバイオ産業は年平均約5.9%の成長をしているが、現在グローバル市場における韓国のシェアは微々たるものである。このような問題の原因は、生命倫理及び個人医療情報の保護が強調された現制度では研究対象や研究成果の保護及び活用範囲が制限的であり、特許対象に関連した要件を満たすことが難しいことにある。

そこで国家知識財産委員会はIP特別専門委員会を構成し、バイオ産業の競争力を高めることができる制度の改善策を整備する計画である。アンケート調査及び専門家会議で導出した7つのIP争点¹²¹を中心に各争点の方策を整備するとともに、中長期戦略を策定して持続的に改善していく予定である。

[表6-6-1] バイオ有望技術分野のIP7大争点

争点事項	主要内容
遺伝体・幹細胞	<ul style="list-style-type: none"> ○ 人間の尊厳が損なわれる恐れがあり、「生命倫理及び安全に関する法律」などに基づき、研究の許容範囲が非常に狭い ○ 研究が行われても研究の成果物が自然物に該当するかどうか、有用であるかどうかによって特許の対象に該当するかが不確実
医療行為	<ul style="list-style-type: none"> ○ 人間を対象とした手術・診断・治療行為に対する発明は、産業上の利用の可能性がないと解釈されるため、特許の対象から除く
オーダーメイド型精密医療	<ul style="list-style-type: none"> ○ 患者群別に薬品の用法・容量など治療方法を差別化する発明の場合、特許として認めるかが不明
医療用AI	<ul style="list-style-type: none"> ○ AIを道具として患者を診断・治療する場合、AIが医療行為と見なされ、特許が拒絶されると誤認する事例が多いことから、AIを利用した診断・治療関連の発明が少ない
バイオ産業リサーチツール	<ul style="list-style-type: none"> ○ クリスピー・キャス9（CRISPR—Cas9）などのリサーチツールが研究・実験の道具や手段として使われる場合も特許侵害に該当して後続研究が制限される
個人医療情報	<ul style="list-style-type: none"> ○ 現行法上、本人の医療情報を患者個人が閲覧の請求をすることができるが、この活用などに対する手続き、保護措置などが不明で本人の医療情報活用に制約がある
バイオビッグデータ	<ul style="list-style-type: none"> ○ バイオ分野の優秀なIP創出のためにはバイオビッグデータの活用が欠かせないが、個人情報保護法及び医療法などは個人を特定できないように処理したにもかかわらず、健康個人情報の活用を制限する

* 出処：国家知識財産委員会、バイオ産業分野のIP争点及び改善の方向（2019.3）

¹²¹ ①遺伝体・幹細胞の特許適格性認定範囲、②医療行為に対する特許許容可否、③オーダーメイド型精密医療の活性化、④医療用AIと関連の発明保護、⑤バイオ産業リサーチツール利用の円滑化、⑥個人医療情報保護及び活用促進策、⑦バイオビッグデータの保護及び活用策

第7節 新知識分野におけるIP保護の強化

1. 生物・遺伝資源の発掘・保存・管理体系の強化

生物・遺伝資源に対する国家所有権を認め、その利用から発生する利益の公正な共有を義務化する名古屋議定書が2017年8月に韓国で批准され、韓国も生物・遺伝資源の保存及び管理体系を強化する必要性が高まっている。

これを受けて環境部は、朝鮮半島自生植物の発掘・管理に対する計画を策定して持続的に発掘を行い、標本により実態を確認している。これを基盤に毎年国家生物種目録を公表し、韓国における生物資源の主権を強固にしており、野生生物の種子銀行、遺伝体銀行、微生物銀行、天然物銀行などの運営を拡大して自生生物資源の収集・保存を強化し、有用生物資源を発掘している。バイオ産業の中核素材である生物資源の国産化、代替資源の開発など産業界が名古屋議定書に対応できるように支援している。

農林畜産食品部は病原性・非病原性の獣医遺伝資源を持続的に収集・管理する計画であり、国家家畜防疫統合システム（KAHIS）の分譲システムを改善して遺伝資源のDBを拡充し、使用者の利便性を向上させる。また、造林樹種及び山林品種生命資源の収集・保存を強化し、遺伝資源紛争に備えるために遺伝体銀行を構築する計画である。

環境部・農林畜産食品部は共同で東南アジア諸国など7ヵ国と生物多様性に関する調査を実施し、国内未発生の病原体資源を確保して口蹄疫・AI・抗生耐性菌・因数共通伝染病など国内主要発生の病原体を収集する。

今後、伝統的知識、遺伝資源を他部処のDBと有機的に連携可能な公共データ（Linked Open Data）方式に転換し、遺伝資源に関する国際規範に対応するために中長期戦略を整備する必要がある。

2. 品種保護権の侵害防止及び対応強化

種子R&Dの活性化、種子輸出の拡大などにより品種保護権に関する紛争も増加する見通しである。

これに対して農林畜産食品部は、山林種子の生産・輸入販売申立て制度及び関税庁の電子通関システムの運営により常時的に種子流通を管理し、特別司法警察制度及び山林資源DNAの識別技術を利用した取締りを強化する計画である。また、ゴールデンシードプロジェクト（GSP）運営支援センターを中心に関連機関との協力を推進している。

農林畜産食品部及び海洋水産部は、植物・海洋水産新品種の開発を活性化させ、これを保護するために植物新品種開発費を支援する一方、育種家、種子業者などを対象に現場訪問によるコンサルティングを常に実施し出願を誘導している。

また、品種保護制度を効率的に運営し、審査体系を改善するために利用頻度や育成家の監視度の高い山林資源植物を選定して特性調査要領を制定し、品種保護機関間の審査官合同審議会を運営するなど審査協力体系を強化する予定である¹²²。合わせて品種保護権に関する紛争解決のために品種確認マーカーの開発を推進している。

3. 名古屋議定書及び遺伝資源法の広報

名古屋議定書が発効し、各国は遺伝資源へのアクセス及び利益配分に関する法令と手続きを整備している。したがって、海外生物資源への依存度が高い韓国は個別国の法令と利益配分の手続きの理解に苦しんでいる。

環境部・農林畜産食品部は、産業界・研究機関・動物薬品業者、政策担当者などを対象に遺伝資源法上の手続きの遵守申立てなどに関して説明し、これを遺伝資源関連のウェブサイト、フォーラムなどで持続的に広報している。また、環境部は中小企業などを中心に企業向けのコンサルティングを実施し、関連教材を開発・普及している。また、来年からはABS法律支援サービスを行うために「ABS法律支援団」を構成し、実務対応のためのスキルアップ教育を実施する予定である。今後は国益を考慮した対応戦略を策定するとともに、これに対応できる国際専門家も育成しなければならない。

¹²² 農作物は国立種子院、山林は国立山林品種管理センター、水産は水産植物品種管理センターで品種保護を担当する。

報告書執筆陣

<企画・編集>

国家知識財産委員会 知識財産戦略企画団

ジョン・ハングン団長/キム・シヒョン知識財産振興官局長/

キム・ジェヒョン保護政策課長/キム・ミキョン保護政策課長/キ・ドヒョン保護政策課専門官

<研究・執筆>

韓国知識財産保護院 イ・サンヒ基盤情報チーム/キム・ヤンシル基盤情報チーム専門委員/

(責任遂行機関) イ・ヘミン基盤情報チーム専門委員

韓国著作権委員会 キム・ヘチャン法制研究チーム長/パク・ジョンフン法制研究チーム研究員

韓国著作権保護院 ホン・フンギ調査研究チーム長

韓国科学技術企画評価院 チェ・グァンヒ評価分析本部知的財産権チーム長/

キム・ジンヒ評価分析本部研究員

韓国保健産業振興院 イ・ジュハ責任研究員

<資料協力・監修>

警察庁 捜査課チョン・サンウ警衛

公正取引委員会 技術流用監視チームジョン・ウンエ事務官

関税庁 特殊通関課カン・ポン Chol事務官 / キム・ジョンヒ主務官

国立農業科学院 農業環境部農村環境資源課イ・ミンウ研究士

国立生物資源館 有用資源活用課オ・デグン主務官

国立種子院 品種保護課クム・キョンヨン事務官

国立畜産科学院 GSP種畜事業団カン・ヒソル団長

	家畜遺伝資源センターキム・ドンギョ 研究士
農林畜産検査本部	研究企画課パク・ウソク 主務官
大検察庁	刑事1課キム・ヨンサン 検察捜査官
貿易委員会	不公正貿易調査課ジョン・ジョンユン 主務官
文化体育観光部	著作権政策課キム・ハジョン 主務官
法務部	刑事企画課コン・スンテック 主務官
山林庁	山林政策課キム・ナムギ 主務官
外交部	地域経済機構課パク・ジヒョン 外務行政官
中小ベンチャー企業部	技術保護課キム・キヒョン 事務官
特許庁	産業財産保護政策課チョ・サンフム 事務官

2018 知的財産保護執行年次報告書

発行日	2019年8月
発行人	国家知識財産委員会委員長 イ・ナギョン・ク・ジャヨル
発行先	国家知識財産委員会 世宗特別自治市ガルム路194（オジン洞）世宗ファイナンス センターⅡ608号
電話	044) 202-4243
ファックス	044) 202-6050
ウェブサイト	http://www.ipkorea.go.kr
デザイン・印刷	リドリック02) 2269-1919

発刊登録番号 12-B552783-000040-10

ISSN 2384-1338